

日本古代の国家と蝦夷・俘囚

永田, 一 / NAGATA, Hajime

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

284

(発行年 / Year)

2016-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第381号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2016-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(歴史学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013421>

法政大学審査学位論文

日本古代の国家と蝦夷・俘囚

永田
一

目次

序章	6
はじめに	
第一節 石母田正の小帝国構造論とその後の夷狄論	
第二節 研究の視点と本論文の構成	
第Ⅰ部 倭王権の東国進出と蝦夷	19
第一章 古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論	20
はじめに	
第一節 「アヅマ」の意味・語源とその領域	
第二節 「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」	
第三節 ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界へ概念の成立と「 アヅマノエミシ 東夷」	
第四節 Ⅱアヅマの領域画定と「東人」の成立	
おわりに	
第二章 倭王権と蝦夷の服属―倭王権の支配観念の変化に注目して―	50
はじめに	
第一節 敏達紀までの蝦夷関係記事について	

第二節	『書紀』敏達天皇十年閏二月条の検討	
第三節	七世紀における蝦夷の服属と倭王権の支配観念	
おわりに		
第Ⅱ部	律令国家の蝦夷・俘囚支配	81
第一章	蝦狄についての基礎的考察	82
はじめに		
第一節	蝦狄をめぐる問題点	
第二節	『続日本紀』の蝦狄の用例の検討	
第三節	狄を含む語句と渡嶋	
第四節	蝦狄の消滅	
おわりに		
第二章	夷俘と俘囚	101
はじめに		
第一節	「俘囚」と「夷俘」の定義について	
第二節	俘囚と「夷俘」の移配政策について	
第三節	初期の俘囚支配について	
第四節	弘仁期の俘囚・「夷俘」支配	
おわりに		

第三章 蝦夷・俘囚の朝賀と節会参加について―八世紀を中心に―	140
--------------------------------	-----

はじめに

第一節 七世紀末の蝦夷の朝貢と饗応

第二節 蝦夷・俘囚の朝賀・節会参加事例の検討

第三節 七世紀後半の蝦夷の朝貢と八世紀の蝦夷・俘囚の朝貢の違い

おわりに

第Ⅲ部 律令国家の俘囚・「夷俘」観念の変化	151
-----------------------	-----

第一章 弘仁期における俘囚・「夷俘」観念の変化について	152
-----------------------------	-----

はじめに

第一節 俘囚と「夷俘」の内国への移配

第二節 「不論民夷」についての検討

第三節 「民」「夷」支配の二面性

第四節 俘囚と「夷俘」に対する「夷狄」観念の付加

おわりに

第二章 西海道俘囚の再検討	179
---------------	-----

はじめに

第一節 八世紀における西海道の俘囚・「夷俘」

第二節 九世紀初頭の西海道の状況と俘囚・「夷俘」

第三節 俘囚・“夷俘”の富豪の成長―農業経営からの発展―

第四節 俘囚・“夷俘”の富豪の活動―海上交易への進出の可能性―

おわりに

第三章 俘囚の朝拝・節会参加について―弘仁から承和年間を中心に―……………210

はじめに

第一節 弘仁年間における“夷俘”の節会参加

第二節 『法曹類林』卷一九七 公務五 承和七年二月十七日問答の「朝拝」の解釈について

第三節 清内御園の疑問の検討

第四節 問答から読み取れる承和年間の俘囚の待遇とその特徴

おわりに

第Ⅳ部 小帝国思想の矮小化と俘囚……………235

第一章 俘囚の節会参加の意義について―隼人・国栖との比較を通じて―……………236

はじめに

第一節 貞観年間以降における俘囚の節会参加について

第二節 隼人の儀式参加について

第三節 国栖の儀式・節会の参加について

第四節 俘囚・隼人・国栖の儀式・節会における位置付けについて

おわりに

第二章	閉じられた王土観の形成について―徳化の問題に注目して―	262
はじめに		
第一節	古代の王土観をめぐる研究と問題点	
第二節	日本の縁辺規定について	
第三節	天皇の徳化の内向き化	
おわりに		
終章		277
本論文の内容の概観		
結論と今後の課題		

序章

はじめに

日本古代の国家と蝦夷・俘囚エミシの関係についての研究には二つの潮流がある。一つが、古代東北史研究の中で扱っていくもので、今日の研究においてもこちらが主流である。しかし、もう一つ倭王権や律令国家の支配思想の研究の中で扱っていく流れがある。こうした研究においては、身分定義や、倭王権あるいは律令国家に対する服属儀礼、朝貢のあり方などが分析対象となる。本論文における研究テーマは古代国家の蝦夷・俘囚に対する支配観念の変化を明らかにすることであり、後者の潮流に属する。まずは、夷狄論研究における蝦夷の位置づけを確認し、本論文の研究の視点と構成について述べていきたい。

一 石母田正の小帝国構造論とその後の夷狄論

古代の蝦夷を研究テーマで扱うにあたり、まずその身分定義を明らかにしておきたい。古代国家の蝦夷の身分定義の研究は、石母田正の「天皇と「諸蕃」——大宝令制定の意義に関連して——」が一九六三年に発表されたことで（１）、本格的な議論が開始されることとなった。その後の夷狄論をめぐる研究動向については、つい最近、鈴木拓也により詳細にまとめられたところである（２）。そのため、ここで研究史の確認を行う意味は半ば失われているかもしれないが、考察を進めるにあたって自身の立場を明確にするためにも、鈴木の研究に導かれながら筆者なりの視点で改めて確認していきたい。

石母田正は、まず天皇の統治のおよぶ範囲を「化内」、その外部の領域を天皇の教化のおよばない「化外」とする。そして、

「化外」を①隣国Ⅱ唐、②諸蕃Ⅱ新羅など朝鮮諸国、③夷狄Ⅱ蝦夷・隼人、の三類型に区別する日本を中心とする小帝国構造が大宝律令の制定時に成立したと論じた⁽³⁾。石母田が示したこの帝國的な支配構造は、その後の蝦夷研究のみならず、新羅・渤海などの諸蕃、あるいは唐などとの外交関係の研究においても多大な影響を与えた。蝦夷研究においては、蝦夷は化外の夷狄であるという定義に長らく疑問が持たれなかった。

石母田の小帝国構造論を引き継ぎつつ、新たな捉え方を提示したのが石上英一である。石母田の分類によると夷狄には「在京夷狄」としての蝦夷・唐人から七世紀後半に漂着したタイ系の墮羅人やインド系の舍衛人までが含まれてしまうとし（『令集解』職員令18玄蕃寮条古記）、別の観点から分類し直す必要があるとした。蝦夷は自然生的な形質的・民族的特徴によってのみ弁別された民族集団ではなく、政治的に設定されたものであり、服属国を従える帝国の構造を創出するための夷狄の設定を目的として作り出された擬似民族的呼称であると定義した。擬似民族集団には他に隼人・南島人・国栖が含まれる⁽⁴⁾。この石上の定義した擬似民族集団という捉え方は、律令法によって峻別される区分とは別の視点も併せ持ちながら古代の国家が蝦夷・隼人・南島人・国栖などの集団を列島内に設定したことを説明するものであり、その後の研究においても継承されている。

しかし、一九九〇年代以降になると、石母田の示した夷狄の定義について、疑問を呈する研究も発表されるようになった。石母田が示した、蝦夷は化外の夷狄であるという定義に疑問を投げかけたのが今泉隆雄である。今泉は、戸令16没落外蕃条の「没落外蕃得還…化外人帰化者」と賦役令15没落外蕃条の「没落外蕃得還者…外蕃之人投化」という対応関係に注目し、「化外人」は「外蕃之人」と読み替えることができるため、帰化の規定は「化外人Ⅱ外蕃之人」のみを対象とし、蝦夷・隼人などの夷狄を対象としていないと指摘した。そして夷狄が律令において帰化の対象とされなかったのは、夷狄が王権の下に礼と法・制度の秩序を備える国家とみなされなかったからであり、夷狄は化内人もしくは化内人化が予定されている集団として位置づ

けられていたと論じた(5)。今泉説によれば、夷狄は化外人ではないが、化内人もしくは化内人とする予定の集団ということになる。

しかしながら、今泉の考察において唐賦役令復原17夷狄招慰条の「夷狄新招慰」を「夷狄」を指すものと解釈している点について、熊田亮介が次のような鋭い指摘をしている。熊田は、唐制では諸蕃・夷狄の区分はなく、招慰の対象としての「夷狄」は日本令のいうところの諸蕃・夷狄を包含する用語であるとしており(6)、今泉の史料解釈に問題があったとしている。熊田のこの指摘は支持すべきと考える。また、根本的な疑問として、夷狄を化外人ではなく化内人と位置づけることが、律令国家側にとってどのようなメリットがあったのか疑問である。教諭すべき化外の夷狄が存在している方が、小中華思想をもった律令国家にとって都合が良いように思われる。

また、隼人研究の立場から、石母田の夷狄の定義について見直そうとする動きもある。

伊藤循は、隼人を夷狄と明言する史料は『令集解』賦役令10辺遠国条の古記のみであり、その古記も夷人雑類の中に蝦夷や南島の阿麻弥人とともに隼人を入れているだけであり、古記という一明法家の見解をそのまま実態としてよいかどうか疑問があるとしている。また、『令集解』職員令18玄蕃寮条古記が墮羅や舍衛とともに蝦夷を夷狄の例にあげておきながら隼人をあげていないことが、『令集解』賦役令10辺遠国条古記の根拠としての脆弱さを示すとする。そして、南蛮の概念を適用したのは南島人であって隼人ではないとし、隼人と東人の性質が近いことを指摘した(7)。さらに伊藤は近年、『延喜式』に規定された隼人の仕奉について検討し、隼人の吠声などは呪力による天皇守護のためのものであり、中華世界の現出とは関わりがないとしている(8)。

こうした伊藤の見解のうち、『令集解』職員令18玄蕃寮条古記が墮羅や舍衛とともに蝦夷を夷狄の例にあげておきながら隼人をあげていないことについて、今泉隆雄は在京の隼人は隼人司が管掌し、玄蕃寮は関係しなかったためであると明快に指摘

している（9）。また、隼人と東人の類似性については、武廣亮平が隼人は律令制段階では服属儀礼が制度化された集団であり、その段階においても「調」の貢納が行われているなどの点で異なるとしている（10）。

隼人の身分については、八世紀初頭は流動的な見方をすべきだとする見解もある。武廣は、古記が夷狄に隼人を含む場合とそうでない場合があることについて、古記の成立が天平十年（七三八）前後であれば天平年間まで夷狄に対する具体的な認識が流動的だったとしている（11）。

永山修一は、史料上、隼人による風俗歌舞奏上が確認できるのは養老元年以降であるとし、従って隼人が蝦夷・南島人と明らかに区別される扱いを受けるようになるのは和銅三年（七一〇）から養老元年（七一二）の間となり、大宝律令制定時に隼人は夷狄ではなかったとは言い切れないとしている（12）。古記の態度が一定していないことを合理的に解釈することと、八世紀初頭の隼人の特徴を押さえていくことが重要だと考える。そうした場合、隼人の身分を流動的なものとして捉える武廣や永山の見解が注目される。

このように、石母田の夷狄の定義について、蝦夷論、隼人論それぞれの立場から提言がなされてきたが、こうした流れとは別に、独自の見解を提示する動きも近年活発になっている。

田中聡は、律令国家形成期において「夷人」的關係というものが形成されたという、独自の見解を提示している。すなわち、『令集解』賦役令 10 辺遠国条古記が「〇〇人」を列举するのは、律令国家形成期に個別の集団が倭国家・王権との間に「〇〇（異種・職掌・地名等）＋人」という呼称のもと、流動的な交通関係を形成したことによるとし、これを「夷人」的關係と呼んでいる（13）。従来の夷狄論とは一線を画す新たな見解として注目される。ただし、田中は古記の「〇〇人」が旧来の関係性が残されたものとしているが、華夷思想の導入による蝦夷表記の成立などとの関係も説明が必要であると考ええる。

近年で最も注目されるのは、大宝律令段階において夷狄觀念が存在しなかったとする大高広和の研究である。大高は唐の法

制史料においては蕃と夷の区別はなく、日本の律令においても諸蕃と夷狄の区別はなかったとする。職員令18玄蕃寮条の「在京夷狄」は唐令の典客署の職掌の「在国夷狄」によったもので、日本律令に見える「蕃」「夷」を含む用語の存在は、唐律令を継受した結果にすぎないとする。『令集解』賦役令10辺遠国条の古記が「毛人・肥人・阿麻弥人等類」「隼人・毛人」などをあげているのは、古記の段階で列島内の諸種族を一括した概念・言葉で認識していなかったことの表れとする。そして列島内の諸種族という意味で「夷狄」が使われるのは『令集解』賦役令10辺遠国条義解であり、「夷狄」は九世紀までは明確な概念用語としては用いられていなかったとしている⁽¹⁴⁾。大高は日唐令比較を行い、集解諸説の成立の時間差を考慮した極めて精緻な検討を行っている。

しかしながら、この大高の見解について鈴木拓也は次のような指摘をしている。『令集解』賦役令10辺遠国条の古記と義解の見解の違いは、時間差ではなく、それぞれの注釈の性格の違いに基づくのではないかとする。古記が「辺遠国」の「夷人雑類」として毛人・肥人・阿麻弥人・隼人をあげているのは、古記が具体的事例をあげる事が多い非概括的な性格を有していたためであるとする。また、義解は令釈とともに形式的・画一的・機械的な傾向があるとされており、明法家の個性の違いに起因する可能性を指摘している⁽¹⁵⁾。

大高が唐制における蕃と夷の同質性に着目し、石母田の令文解釈を見直す必要があることを指摘した点は高く評価すべきだろう。ただし、鈴木は『令集解』諸説の基本的な性質を考慮すべきことを述べており、妥当な指摘であると考ええる。また、『令集解』賦役令15没落外蕃条の古記が「毛人・隼人」について「不_レ足_レ称_レ蕃」としていることに注意したい。これについて大高自身も古記は毛人・隼人を蕃と称することにためらいを覚えているらしいとしているが、これこそが重要ではないだろうか。唐制の夷と蕃を区別しないという認識を必ずしも古記は受け入れていないようであり、そこには実態として毛人・隼人を蕃と称することに無理があったことが表れているように思う。現状において、必ずしも石母田の見解が崩れてしまっている訳では

ないだろう。

以上、石母田の研究にはじまり、近年までの夷狄論に関する研究史を概観した。今後は大高による蕃・夷の同質性に注意して令文解釈をすべきとする指摘が重要な論点になると思われる。ただし、実態として蕃と夷を必ずしも同一視できていない『令集解』賦役令15没落外蕃条の古記の態度を考慮すれば、蕃・夷の区別が存在したと見て良いと考える。よって、蝦夷は化外の夷狄であるとする、石母田の指摘を継承する立場で本論文は考察を進めていく。

二 研究の視点と本論文の構成

研究の視点

本論文のテーマは古代国家の蝦夷・俘囚に対する支配観念の変化を明らかにすることである。こうしたテーマを解明していくにあたり、主に二つの視点から考えていきたい。一つが実際の俘囚の支配から国家の支配思想を読み取ること、そしてもう一つが蝦夷の服属儀礼や俘囚の節会への参加から支配観念を読み取ることであり、本論文は後者に重点を置く。

石母田は、俘囚身分について次のように定義している。すなわち、律令国家が夷狄身分としての「蝦夷」を設定したが、現実の「蝦夷」支配の進行は（百姓―夷狄）という対立構造のみで捉えられない集団を生み出した。そこで、そうした集団を表す中間的な特殊身分として俘囚が生まれたと論じている⁽¹⁶⁾。この石母田の定義はその後の俘囚研究においても継承されている。

こうして中間的な特殊身分として作られた俘囚は、八世紀から九世紀にかけて内国へと移配されていった。また、延暦十三年（七九四）以降は俘囚とは異なる帰降した蝦夷である「夷」も移配された⁽¹⁷⁾。本来内国に存在しないはずの俘囚・「夷」

という集団を移配させることは、在地社会に決定的な影響を与えた。移配先の内国における俘囚と公民との対立が、弘仁年間の出雲国での俘囚の反乱や、九世紀半ばに関東地方で続発した俘囚の反乱へと繋がったことは武廣亮平によって明らかにされている（18）。

しかしながら、律令国家による移配俘囚の支配からは、こうした対立以外のことも読み取ることができると考える。主に天長年間には、儒教的な道德観にかなった行いを褒賞して俘囚に叙位した例が見られる（19）。また、西海道には富豪に成長し、巧みに国司に取り入った俘囚の姿も確認できる（20）。これまでほとんど注目されることがなかったが、公民との対立・衝突とは対極の方向に進んだ俘囚も存在していた。そうした存在が、国家や在地の周辺の人々に対し、俘囚に対する眼差しをどのように変化させていったのかを検討することも、古代における俘囚に対する観念を考察するうえで必要である。

また、俘囚移配の理由については諸説あるが、伊藤循は小帝国主義の基盤の維持・再編成に関わるもので、夷狄を含む社会構造を創出することを目的としていたとする（21）。俘囚移配が国家の支配イデオロギーと関わるものとして考えた時、注目されるのが災害時の賑給の詔である。弘仁年間以降、災害時の賑給の詔にしばしば「不_レ論_二民夷_一」という記述が見える。従来、この記述は東北地方における公民とエミシ集団の支配に関する考察の中で扱われてきた（22）。しかし、これが内国で行われた賑給の詔で用いられたならば、「民」「夷」とは、「民（百姓）」と「夷（移配俘囚）」を指すことになる。賑給という天皇の徳の高さを示す機会において令制国内に存在する「百姓」と「すでに服属した俘囚」という身分の異なる人間集団を対比的に扱うことの意味とは何なのか。ここからは、九世紀の律令国家の特異な支配観念を読み取ることが可能だと考える。律令国家による移配俘囚の支配を、従来の公民との対立・衝突とは異なる視点から検討することは、俘囚に対する国家の支配観念をこれまでとは異なる角度から捉え直すことに繋がるだろう。

古代国家の蝦夷・俘囚に対する支配観念が最も顕著に表れるのは、蝦夷の朝貢や俘囚の節会参加などである。ただし、蝦夷・

俘囚に関する研究には膨大なものがあるものの、この問題を中心に扱った研究は意外と限られる。そうした中で、今泉隆雄⁽²³⁾や熊谷公男⁽²⁴⁾が七世紀以前の蝦夷の服属儀礼について検討している。特に熊谷は蝦夷の服属儀礼の一連の流れを復原しており、極めて重要な研究である。

しかし、熊谷の研究については若干の疑問がある。斉明朝においては蝦夷が服属儀礼を行う際、須弥山像が設置されていたが、熊谷はその性格を倭王権に対する蝦夷の誓約を媒介する存在としている。しかし、石上英一によると、倭は仏教の宇宙像・世界像により、水平の次元では中国をその一部とする世界が実在すること、垂直の次元では須弥山を中心とする天に通じることを知り、六・七世紀の仏教的世界観は中国の天下から倭国が離脱し、また自立するための理論的根拠となったとしている⁽²⁵⁾。ここには、斉明朝の須弥山像に対する解釈に大きな違いがある。六世紀末から七世紀における、仏教的世界観に基づく倭王権の支配観念については、なお議論すべき点が残されていると考える。

俘囚の節会参加についての先駆的研究としては弓野正武のものがあげられる。弓野は、朝廷儀式の制度化が進められ、蝦夷対策の再編成も行われた弘仁年間に俘囚を節会に参加させたのは、征夷とは対照的な積極的対蝦夷政策だったとし、俘囚として承明門外に参列し、兵士の役割をもつて形式的警衛の任につくことに意義があつたと論じた⁽²⁶⁾。弓野の研究が発表された後、この問題に関する研究は暫く停滞したが、二〇〇〇年代以降になると鈴木拓也⁽²⁷⁾、河原梓水⁽²⁸⁾、熊谷公男⁽²⁹⁾が九世紀における俘囚の元日朝賀の参列の有無や節会の参加に関する研究を発表しており、今まさに議論が活発化している。こうした研究の中で現在問題となっているのが、九世紀以降における俘囚の節会参加は小中華思想の維持とは関係しないという指摘が相次いでなされていることである⁽³⁰⁾。これは、九世紀における律令国家が小帝国構造の維持をどのように考えていたのかという問題に直結する。これを明らかにしていくには、俘囚の節会参加のみを検討対象とするのではなく、隼人や国栖といった擬似民族集団の儀式や節会との関わり方と比較し、儀式整備を進めた九世紀の律令国家が儀式や節会の空間においてどの

ような支配観念を示そうとしたのかを探っていく必要があると考える。

本論文の構成

本論文では、主に以上のような二つの視点から、古代国家の蝦夷・俘囚に対する支配観念の変化について考察していく。

第Ⅰ部 倭王権の東国進出と蝦夷

第一章「古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論」（初出は『法政史学』七一、二〇〇九年、原題同じ）では、ヘビナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念に注目し、「アヅマ」という領域の確定や変化が、「東人」や「蝦夷」という人間集団の成立にどのように関わっていたのかについて考察した。

第二章「倭王権と蝦夷の服属―倭王権の支配観念の変化に注目して―」（初出は、加藤謙吉編『日本古代の王権と地方』大和書房、二〇一五年、原題同じ）では、『日本書紀』の蝦夷関係記事の中で、蝦夷の来朝・朝貢に関する記事を中心に検討し、七世紀における倭王権の蝦夷に対する支配観念について考察した。

第Ⅱ部 律令国家の蝦夷・俘囚支配

第一章「蝦狄についての基礎的考察」（新稿）では、『続日本紀』の文武天皇元年から宝龜十一年の記事で用いられた蝦狄という表記に注目、その意味の変化を検討し、これが八世紀における律令国家の北方世界に対する認識の拡大とどう関わっているのかについて考察した。

第二章「夷俘と俘囚」（榎森進・小口雅史・澤登寛聡編『エミシ・エゾ・アイヌ アイヌ文化の成立と変容―交易と交流を中

心として【上】岩田書院、二〇〇八年をもとに作成。初出は二〇〇七年、原題同じ）では、八世紀から九世紀における夷俘と俘囚の定義について研究史を整理して検討し、夷俘・俘囚の移配など支配政策について検討した。

第三章「蝦夷・俘囚の朝賀と節会参加について―八世紀を中心に―」（初出は『延喜式研究』二三、二〇〇七年、第一章第一節をもとに大幅に加筆、修正して作成。原題「俘囚の節会参加について―隼人・吉野国栖との比較を通じて―」）では、八世紀の蝦夷・俘囚の朝貢の形態と七世紀における蝦夷の朝貢を比較し、継承した性質と、変化した点について考察した。

第Ⅲ部 律令国家の俘囚・“夷俘”観念の変化

第一章「弘仁期における俘囚・“夷俘”観念の変化について」（初出は『法政大学大学院紀要』七二、二〇一四年、原題同じ）では、弘仁年間以降、災害の際の賑給の詔に使われる「不_レ論_二民夷_一」という表現に注目し、弘仁年間における「民（百姓）」「夷（俘囚）」「支配の特徴と、俘囚・“夷俘”に対する律令国家の観念の変化について考察した。

第二章「北海道俘囚の再検討」（『弘前大学國史研究』一三六、二〇一四年、原題同じ）では、天長年間に北海道北部の国々で富豪として活動する俘囚・“夷俘”に注目し、彼らが富豪に成長した背景と、富豪としての活動、発展について考察した。

第三章「俘囚の朝拝・節会参加について―弘仁から承和年間を中心に―」（「俘囚の節会参加について―隼人・吉野国栖との比較を通じて―」『延喜式研究』二三、二〇〇七年、第一章七六―八二頁と「俘囚の元日朝拝参列について―『法曹類林』承和七年二月十七日問答より―」『法政史論』三九、二〇一二年の内容を元に再構成し、大幅に加筆、修正）では、弘仁年間における「夷」「夷俘」と節会の関係、そして『法曹類林』卷一九七、公務五、承和七年二月十七日問答を検討し、九世紀初頭における俘囚の元日朝賀参列の可能性などについて考察した。

第Ⅳ部 小帝国思想の矮小化と俘囚

第一章「俘囚の節会参加の意義について―隼人・国栖との比較を通じて―」（「俘囚の節会参加について―隼人・吉野国栖との比較を通じて―」『延喜式研究』二三、二〇〇七年）第一章第三節、第四章を元に加筆・修正を加えて作成）では、俘囚の節会参加の意義について、隼人・国栖の儀式や節会参加のあり方と比較して検討し、それが矮小化していく小帝国思想の維持と関わるのかどうかについて考察した。

第二章「閉じられた王土観の形成について―徳化の問題に注目して―」（新稿）では、八世紀における王土観の性質を探るとともに、九世紀における閉じられた王土観が形成された時期について、天皇の徳化の変化に注目して考察した。

註

（１）石母田正「天皇と「諸蕃」―大宝令制定の意義に関連して―」（『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は一九六三年）。

（２）鈴木拓也「律令国家と夷狄」（『岩波講座日本歴史』五、古代五、二〇一五年）三四〇～三四四頁。

（３）石母田註（１）前掲論文、一五～一七頁。

（４）石上英一「古代東アジア地域と日本」（日本の社会史一『列島内外の交通と国家』岩波書店、一九八七年）六二～七〇頁。

（５）今泉隆雄「律令における化外人・外蕃人と夷狄」（『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年。初出は一九九四年）。

（６）熊田亮介「蝦狄と北の城柵」（小林昌二編、古代王権と交流三『越と古代の北陸』名著出版、一九九六年）一九三～一九

四頁。

- (7) 伊藤循「蝦夷と隼人はどこが違うか」(『争点日本の歴史』三、古代編二、新人物往来社、一九九一年) 六八〜七二頁。
- (8) 伊藤循「隼人の天皇守護と夷狄論批判」(『古代天皇制と辺境』同成社、二〇一六年。初出は二〇一二年)。
- (9) 今泉註(5) 前掲論文、一四四頁。
- (10) 武廣亮平「『東人』と王権・国家」(『歴史評論』五九七号、二〇〇〇年) 三二一〜三三頁。
- (11) 武廣亮平「八世紀の『蝦夷』認識とその変遷」(『国立歴史民俗博物館研究報告』八四、二〇〇〇年) 九五〜九六頁。
- (12) 永山修一「隼人の戦いと国郡制」(『隼人と古代日本』同成社、二〇〇九年) 九二〜九三頁。
- (13) 田中聡「夷人論―律令国家形成期の自他認識―」(『日本古代の自他認識』塙書房、二〇一五年。初出は二〇〇二年) 二六頁。
- (14) 大高広和「大宝律令の制定と「蕃」「夷」」(『史学雑誌』一二二―一二、二〇一三年)。
- (15) 鈴木註(2) 前掲論文、三四三〜三四四頁。
- (16) 石母田正「古代の身分秩序」(『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は一九六三年) 六七〜六八頁。
- (17) 第Ⅱ部第二章第二節。
- (18) 武廣亮平「出雲国の移配エミシとその反乱」(『出雲古代史研究』七・八、一九九八年)。同「エミシの移配と律令国家」(千葉史学叢書一『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年)。
- (19) 『類聚国史』卷一九〇、天長六年(八二九) 六月丙子条、『同』卷一九〇、天長六年七月丙申条。
- (20) 『類聚国史』卷一九〇、天長五年七月丙申条。
- (21) 伊藤循「律令制と蝦夷支配」(田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年)。

- (22) 熊谷公男「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)。田中聡「民夷を論ぜず―九世紀の蝦夷認識―」(『日本古代の自他認識』塙書房、二〇一五年。初出は一九九七年)。
- (23) 今泉隆雄「飛鳥の須彌山と齋槻」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年。初出は一九九二年)。
- (24) 熊谷公男「蝦夷の誓約」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』一、真陽社、一九八五年)。同「蝦夷と王宮と王権と―蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格―」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』三、真陽社、一九九七年)。
- (25) 石上註(4)前掲論文、八四―八五頁。
- (26) 弓野正武「『俘囚見参』考」(『古代文化』三三―五、一九八一年)。
- (27) 鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)二四二―二四三頁。
- (28) 河原梓水「九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義」(『立命館文学』六二四、二〇一二年)。
- (29) 熊谷公男「節会に参加する蝦夷」(熊谷公男・柳原敏昭編、講座東北の歴史3『境界と自他の認識』清文堂、二〇一三年)。
- (30) 河原註(28)前掲論文、六〇―六二頁。熊谷註(29)前掲論文、二六六頁。鈴木註(2)前掲論文、三三一頁。

第I部

倭王権の東国進出と蝦夷

第一章 古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論

はじめに

古代より、東方のある一定地域を表す際「アヅマ」という言葉が使われてきた。しかし、その意味や語源については詳説あり、なお議論が続いている。また、「アヅマ」が示す領域についても諸説あり必ずしも明確ではない。

『日本書紀』（以下『紀』と略す）や『古事記』（以下『記』と略す）を見ると、「東国」の語がもっぱら使われている。「東」は本来「ヒガシ」であり、「東国」は東方の国という意味を当然持っている。また一方で、「東」は「アヅマ」の訓を持ち、「東国」は「アヅマ」という概念の成立後の一定の領域を示していると思われる。よって、『記』『紀』を読む際は、「東国」を「ヒガシノクニ」と訓読するか「アヅマノクニ」と訓読するか常に解釈する必要がある、さらに「アヅマノクニ」と訓読する際は、それがどのような領域を指しているのかについても注意を払わなければならない。

『紀』における「東国」の事例を検討していくと、「エミシ」を意識した記述が幾つか見出される。これは「アヅマ」という概念の成立、そしてその領域の画定に「エミシ」が深く関係していることを示す。また、「アヅマ」という概念が成立し、その領域が画定された後、その領域に住む人々を東人として捉えるようになった。つまり、「アヅマ」の成立には、「エミシ」と東人の二つの人間集団が関わっているのである。古代において「アヅマ」がいかに成立したのか、領域はどのように画定したのか、そしてその領域と周辺に住む人間集団がどのように関係していたのかを明らかにすることが本章の目的である。

一 「アヅマ」の意味・語源とその領域

― 先行研究の整理と問題点について ―

「アヅマ」という言葉を耳にした時、現代ならばすぐに「東」の文字を思い起こすだろう。しかし、「東」の字は本来「ヒガシ」であり、「アヅマ」という言葉と最初から結びついていたわけではない。「アヅマ」という言葉が発生し、ある時期に何らかの理由で「東」の字と結びついたのである。そこで「アヅマ」とは何かを考えるにあたり、まず意味や語源について検討し、その後に「アヅマ」の示す領域について考察することとする。

そもそも「アヅマ」とはどのような意味なのだろうか。この問題について、近世国学以来の研究史を整理し、重要な指摘をしたのが志田諄一である。志田は、『和名類聚抄』（二〇巻本）巻二、微賤類第二二の「辺鄙」について『文選』巻二、張平子の西京賦の一節である「豈眩^ニ辺鄙^一」という記述を引用し、「辺鄙訓（阿豆万豆）」と説明していることに注目した（¹）。そして、「辺鄙」の意味には、「かたいなか、不便な土地」と、「ひらけていない地」の意味があり、遠江以東の広大な未開発地を稲作農耕の立遅れから、あづまと呼ぶようになった、と指摘した。また、「アヅマ」という言葉の発生時期について、志田は弥生時代の稲作文化の東進との関係の中で捉えている（²）。後述するように「アヅマ」という言葉の発生時期については早くても五世紀末と考えているので、言葉の発生時期と理由については従い難いが、「アヅマ」が「辺鄙」に通じる意味を持つという点については支持したい。

続いて「アヅマ」の語源についての諸説を検討していく。これまで多くの説が示されてきたが、西郷信綱による「ア（接頭語）＋「ツマ（端）」説と、高橋富雄による「アマ（天）」＋「ツマ（端）」説が有力視されており、近年では荒井秀規が提示した「吾つ間」説が注目される。

まず西郷説について見ていきたい。西郷は「ア」は接頭語であるとする。そして、この語の本体である「ツマ」は「端」の

意味であると指摘する。また、「アヅマ」は大和からみて一つの端なる辺境にすぎず、この「アヅマ」の対偶項として「サツマ」が存在するとしている。さらに西郷は、「まだ名の存しなかった空間に名が与えられるのは、その空間が新たな関連のなかに組み込まれたことを意味する。すなわち版図の両端がアヅマならびにサツマと名づけられたとき、それは大和の王権がこの二つの辺境をまさに王化のもとにおき、支配しようとしたことと同義なのである」とし、「アヅマ」と「サツマ」の成立の事情を説明している(3)。

こうした西郷の「ア(接頭語)」＋「ツマ(端)」説について、千田稔はその語義的解釈については妥当としている。しかし、「アヅマ」と「サツマ」の空間的広がり之差があまりに大きいと問題視し、「サツマ」は九州の南、陸の「端」にあるが、ある時の国家領域の「端」を意味するとらねばならない必然性は無いとし、「アヅマ」と「サツマ」を対偶項的に捉える点は否定している(4)。

続いて高橋説について見ていきたい。高橋は「ツマ」とは「端」、もののはし・へりなどの意味であるとする。そして「天端」^{あまつま}は、天の端、天のつきるへりなどの意味になり、『万葉集』巻一、第二九首にみる「天離るひな」^{あまさか}とあるのと同じ用法で、意味もほぼ同じであろうとしている(5)。また、「アヅマ」と「ヒナ」の関係については、次のように説明する。まず「あずまは本来、ひなの中のひなの意味で特別ひなであった」とする。そして、熊襲の問題の終結とともに辺境は東国・エビス問題の場のテーマとなったと指摘し、「ヒナ」が東国を示すようになった事情について、①ひなが夷の形で表記されること、②その夷がエミシまたはエビスともされて、東のひなびとの意味に用いられること、③東夷ということばによくあらわされているように、この夷文字は、中国の蛮族観念の東夷・南蛮・西戎・北狄の中の東夷にあてて考えられ、それは東に固定的な観念のよ

うに用いられるに至ること、の三つをあげている(6)。

「アヅマ」の語源を「アマ(天)」＋「ツマ(端)」と捉える見解は、西宮一民によっても示されている。西宮はさらに、「東」

を「アヅマ」とよむ国訓の成立時期は大化改新の孝徳天皇時代であるとし、畿外の「東国」を総称して「アヅマ」と言い、文字表記としては「東」字をあてて、「東^{アヅマ}」の文字と訓が一体となったと指摘している(7)。

このように、「ア(接頭語)」＋「ツマ(端)」説と「アマ(天)」＋「ツマ(端)」説が有力視されてきたが、近年新たな説を提示したのが荒井秀規である。荒井はまず、『記』雄略天皇段の歌謡「百足る 槻が枝は 上枝は 阿米(天)を覆へり 中つ枝は 阿豆麻(東)を覆へり 下枝は比那(鄙)を覆へり」について、「阿米(天)」を上段に、中段を「阿豆麻(東)」、後段を「比那(鄙)」にして、要がヤマトの扇型と捉えるべきだとする。そして、『万葉集』の夷(ヒナ)・夷守(ヒナモリ)、『延喜式』神名帳の美濃国比奈守神社などから改新詔の四至畿内の外の近江・播磨・伊勢から筑前・日向・越後・美濃までを夷(ヒナ)とし、東方においては美濃までが夷で、そこを境とし遠江・信濃以東を五世紀後半まで遡る本源的「東国」であるとする平野邦雄の見解を引き(8)、「阿豆麻(東)」は「比那(鄙)」の外にある辺鄙な地域であると指摘する。また、雄略記歌謡では、東方のみを問題としたが、西方にも「アヅマ」は存在してもよく、それが西郷説の「サツマ」であるとしている。

さらに「アヅマ」の「ア」については、尾崎喜左雄による「吾つ間」Ⅱ「吾が住む土地」論を引き、尾崎が毛野側から見た「吾がツマ」であるとした点は否定し、ヤマト側の語であるとした。すなわち、「ヤマト王権が自己の領土であることを意識する土地のヒガシの端(ツマ)Ⅱ辺鄙な処が「あづま」ではなかるうか」と結論している(9)。荒井説の特徴は、ヤマトから見て「ヒナ」↓「アヅマ」↓「エミシ世界」という概念が存在したこと、「アヅマ」と「エミシ世界」を分離させ、「アヅマ」が「ヒナ」と「エミシ世界」の中間地帯であることを指摘したことにある。

このように大きく分類すると三つの説が注目されるのだが、どの説が支持されるだろうか。

まず、「ア(接頭語)」＋「ツマ(端)」説を支持しつつ、「アヅマ」と「サツマ」を対偶項的に捉えるべきではないとする千田の指摘について検討する。千田は「アヅマ」と「サツマ」の空間的広がりによりに差があるとしている(10)。しかし、「ア

「ツマ」と「サツマ」の言葉が成立した当時、その空間的広がりや倭王権が正確に把握していたかどうかは不明である。西郷は、もともと辺境の異民族を王化のもとに置いて支配しようとした意識に基づき「アヅマ」や「サツマ」と名づけられたとしており、その空間の実際の面積や地形については別問題として捉えるべきである。空間的広がりやの差をもって対偶項的に捉える点を否定することは、西郷説を支持するとした場合、矛盾を抱えることになると思われる。

次に高橋説について検討する。高橋は「アマ(天)」＋「ツマ(端)」説を提唱し、「アマツマ(天端)」は東西にあったが、熊襲の問題の終結とともに辺境は東国・エビス問題の場テーマとなったとして、「アヅマ」「ヒナ」「エミシ」を関連づけて「東国」の中の問題として論じている⁽¹¹⁾。しかし、『紀』全体の中で、九州の問題は果して過去のものとして語られているのだろうか。国家が東方の蝦夷、西方の熊襲・隼人を支配しようと欲し対偶項的にとらえていたことは、『紀』の中では日本武尊の説話に端的に表れている。結果として南九州の支配が先行したが、「アヅマ」という言葉の成立段階で支配展開の差がどれほど明確になっていたのかは不明とするほかないだろう。

また、和銅三年(七一〇)には、元日朝賀に参列した蝦夷と隼人が、左右將軍らが率いる騎兵に従って行進させられている⁽¹²⁾。『紀』の編纂が進められていた八世紀初頭、隼人支配はまさしく蝦夷支配と対置される進行中の問題であった。そのため、倭王権が政治的領域としての「ツマ(端)」を意識した際、これを東国に特化させて南九州を除いたとは考え難い。「アマツマ(天端)」であれば古くは東西に存在していたことになり、蝦夷と隼人を対置させる意識が続いている以上、「アヅマ」はなおのこと八世紀まで東西に等しく残っていないはずである。だが、「アヅマ」は八世紀段階では東方を指す言葉としてのみ残っている。よって、「アヅマ」の「ア」を「アマ(天)」と解釈することは難しいと考える。

続いて高橋と同じく「アマ(天)」＋「ツマ(端)」説をとりつつ、また別の問題にも触れている西宮の見解について検討する。西宮は「大化改新の孝徳天皇時代、畿外の「東国」を総称して「アヅマ」といひ、文字表記としては「東」字を以て宛てるこ

とにしてから、「東^{アヅマ}」の文字と訓が一体のものとなった」と指摘しているのだが(13)、問題なのは「アヅマ」と「ヒナ」の領域の関係について触れられていないことである。「アヅマ」の示す領域を考えるには、倭王権の勢力の及ぶ範囲という問題意識が不可欠であり、「ヒナ」という領域が持つ意味は大きい。「アヅマ」は「ヒナ」の地のさらに外側に存在することが平野や荒井によって指摘されており(14)、畿外の「東国」を総称して「アヅマ」と言うとする解釈は成り立ち難いと思われる。

また国訓「アヅマ」と「東」字が結びつく時期については、『紀』の人名が一つの判断材料になると考える。『紀』舒明天皇即位前紀に佐伯連東人、『同』大化元年(六四五)七月十日丙子条に三輪栗隈君東人の名が見える。「東人」という概念が七世紀初頭以前に成立していたことを示し、この頃には「アヅマヒト」は東方に住む人々という認識、そして人名に用い得るような特定のプラスイメージが確立していたと考えられる。よって、「東」に「アヅマ」の国訓が結びついた時期は五世紀末〜六世紀初頭頃ではないかと推測される。

以上、先行研究を検討した結果、「アヅマ」と「サツマ」はともに倭王権が異民族支配を目的とした新たな支配展開の中で名づけた名称であり、対偶項的に捉えようという意図のもとに発生した言葉であると考ええる。そして「アヅマ」や「サツマ」という空間認識の成立には「ヒナ」が密接に関係しているとの立場に立つ。そのため、西郷の「ア(接頭語)」+「ツマ(端)」説を基本的に支持し、また「ヒナ」と「アヅマ」の関係の重要性を論じた荒井説に注目する。

「アヅマ」についてこのような考えに立ったうえで検討したいのが、「アヅマ」と「東夷」「エミシ」「東人」の関係性についてである。荒井は「アヅマ」の成立は倭王権が関東地方の「東夷」を意識した時期、つまりはそこへの武力進出が展開された五世紀後半以前にまで遡ると指摘し(15)、そのうえで「ヒナ→アヅマ→エミシ世界」の概念が存在したとし、「アヅマ」と「エミシ世界」を分離しているのだが、倭王権が関東地方の「東夷」を意識している段階から、「アヅマ」と「エミシ世界」が分離されるまでの過程については、なお考察の余地があるように思う。

この疑問を明らかにするためには、「ツマ」の外に夷狄の世界があるとする認識の成立が、「ツマ」の領域に住んでいた人間集団の分離、その人間集団を明確に分類する基準の確立、を同時に果たしていたのかについて考えなければならない。つまり、東国においては「ヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念が成立した後、「アヅマ」という具体的な領域が画定され、「アヅマ」の領域から完全に「エミシ」が除かれて「アヅマ」に住む人々を「東人」と呼ぶようになることが、どのように展開されたかを考えるということである。

後述するように、『紀』に出てくる「東国」という言葉が示す領域には幾つかのパターンがあり、それは「アヅマ」という領域が時期とともに変化したことと関係する。「アヅマ」という領域が時間とともに変化したことは、先行研究においても指摘されてきた。しかし、「ヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」概念の成立、そして「アヅマ」の具体的な領域の画定に伴う問題として、そこに居住する人間集団に対する認識の変化がどのように関係するのかについてはあまり論じられてこなかった。よって、①荒井の指摘する「ヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」概念の成立、②「アヅマ」という領域の成立、③「アヅマ」の領域からの「エミシ」の北方への移動と「東人」という人間集団の成立、の三つの問題に注目し、考察を進めることとする。

二 「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」

『紀』の中で「東国」という言葉は二七回使われている。冒頭でも触れたように「東国」には「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」の二つの訓があると考えられるが、「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」を分けて解釈するその根拠は何に求められるのだろうか。

尾崎喜左雄は、「東国」の訓みについて、「東」を「ヒガシ」とする場合を方向を、「アヅマ」または「アヅマ」とする場合

合は特定の地域を指すとしている（16）。傾聴すべき指摘だが、第一節の「アヅマ」の意味と語源についての考察を踏まえて、さらに検討を加えていきたい。

両者の根本的な違いは、「ヒガシ」が方位を表す言葉であるのに対し、「アヅマ」は「ツマ」という領域を表す言葉を本体として成立していることにある。つまり、「東国」を「アヅマノクニ」と訓読した場合、「アヅマ」という空間認識があり、それに伴って領域が画定され、その領域の中に存在する「国」を指すことになる。「アヅマ」の空間認識は、ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界への概念の成立と不可分の関係にある。よって、倭王権から見て「ヒナ」の外側でかつ「エミシ世界」との間の領域を表す「東国」は、「アヅマノクニ」となるのである。平野邦雄は、東方の「ヒナ」の領域は名張山・横河から美濃と遠江・信濃の間までだとしている（17）。よって、「アヅマ」は基本的に信濃・遠江から東方へ、「エミシ世界」との境界まで広がっていたと考えられる。また、注意しなくてはならないのが、「アヅマ」の領域が必ずしも固定されている訳ではないことである。「エミシ世界」は王権の武力による征討と王化による支配が進めば北へ移動する。すると必然的に「アヅマ」は「エミシ世界」が後退した地を吸収し広がることになる。また、時間の経過とともにそれまで倭王権が支配していた地よりさらに遠方の土地についての地理的知識も蓄積されるようになったはずである。ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界への概念が成立しても、「アヅマ」の領域は「エミシ」との関係の中で変化するため、これを段階的に捉える必要があるのである。

これに対し、「ヒガシノクニ」と訓読した場合には、王権のある地を中心にして、東方にある全ての国を指すことになる。つまり「ヒナ」も「アヅマ」も「ヒガシノクニ」に含まれるのである。しかし、王権のある地から東方の「国」を表す以上、結果として「ヒガシノクニ」もまた一定の領域を示すことになる。そこでまず想定されるのが、倭王権の宮の位置によって変化が生じたであろうということである。大津宮が営まれた後、近江は「ヒガシノクニ」から外れることになったと考えるべきだろう。問題は越を含むか否かである。越を含む「東国」の用例が存在する点について、荒井秀規は、『宋書』卷九七、列伝

五七、夷蛮伝における倭王武の上表文に「渡平^ニ海北^ニ九十五国」とあることから、列島内に北は無く、それは東に含まれているのであり、大地を東西に認識する概念の中で『記』『紀』の「東(方)」が必ずしも南北を拒むものではないことに留意したいとしている。また、『紀』景行天皇二十五年七月壬午条の「北陸及東方諸国」や『記』崇神天皇段の「高志道」「東方十二道」等は、天武朝に成立した令制の七道制に基づいた記述だとしている(18)。これにより、近江は大津宮が置かれた後に「東国^{ヒガシノクニ}」から外れるが、「東国^{ヒガシノクニ}」は基本的に倭王権の宮のある地から東方の諸国全てを指すとして良いだろう。

「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」の違いの根拠について検討してきた。では、『紀』における二七の「東国」の事例はそれぞれ「ヒガシノクニ」「アヅマノクニ」のどちらに分類されるのか。また、「アヅマノクニ」については、どのような段階的区分が想定されるのだろうか。『紀』に見る「東国」が示す領域の分類については諸説あるが(19)、「アヅマ」成立に「ヒナ」と「エミシ世界」が深く関わっているとの視点から分類を行っているのは平野と荒井のみである。しかし、平野の検討対象は『紀』天武天皇元年(六七二)条における壬申の乱関係史料に見られる事例までとなっており、それ以降の事例については触れられていない(20)。そのため二七の「東国」の事例全てを検討したうえで分類を行った荒井説を支持したいと考える。

では、荒井説による「東国」の分類について見ていく(21)。

I 「東(方)国」：ヤマトのヒガシのすべての地(後掲表―8・10・16・17・18・19・25・27)

・ヒガシの概念の派生に伴い、最も古い時期に成立。

・II IIIに加え、近江・美濃・伊賀・伊勢・志摩・越(北陸)を含む。近江遷都後は近江を除く。

・美濃不破関・伊勢鈴鹿関以東の東山・東海を特に「関東」と呼ぶこともあるが、その場合伊勢を除くこともある。

・「関東」は当初北陸を含まないものであるが、後には近江逢坂関以東の近江・北陸を含む地となり、「東(方)国」と「関東」が一致する。

Ⅱ アヅマ：東海遠江・東山信濃以東。陸奥を含まない

(後掲表―1・2・3・4・5・6・7・9・11・12・13・14・15・20・21)

・五世紀後半以前に成立。

・令制下に防人徴発や東歌の採録の範囲。

・大化前代にはヤマト王権の及ぶ範囲で当初は陸奥を含めない。

Ⅲ 坂東アヅマ：相模足柄峠・上野碓日峠以東で陸奥を含む(後掲表―4地名起源説話の「あづま」・22・24・26)

・Ⅱアヅマが陸奥を含むと共にⅢを内部に区画し、七世紀前半に成立。

・ヤマトタケルの説話が「あづま」の国とする政治的領域。

荒井はこのように、『紀』の「東国」を三つに分類した。Ⅰ東方国については、ヤマトから見た東方の国を指し、「ヒガシノクニ」と訓読されるものである。

注目すべきは、ⅡアヅマからⅢ坂東アヅマへの移行だろう。『紀』舒明天皇九年(六三七)是歳条には上毛野形名による蝦夷征討記事が見られ、北関東を拠点とし倭王権に服属した上毛野氏と、南東北に居住し倭王権に未服属の蝦夷勢力が七世紀前半に戦ったことを伝えている。これは、六世紀末～七世紀初頭頃にかけて倭王権の南東北への本格的な進出が開始され、それにより倭王権に服属した北関東の勢力と、倭王権に未服属の南東北の勢力の対立が表面化してきたことを示しているのだろう。倭王権の南東北への進出をこのように考えた場合、Ⅲ坂東アヅマが七世紀前半に成立し、それが陸奥を含むとする指摘について問題は無いと思われる。

ただ、「エミシ」との関係で注意しておきたいのは、Ⅲ坂東アヅマが成立した七世紀前半は、当時の王権中枢部が陸奥だけではなく越の「エミシ」との接触を意識しだした時期にあたることである。『紀』皇極天皇元年(六四二)九月癸酉条には、「越

辺蝦夷、数千内附」とある。人数は誇張していると思われるが、越の「エミシ」との接触を記した初見記事であることは注目に値する。『同』皇極天皇元年十月甲午条には「饗^ニ蝦夷於朝^ニ」したことが記され、さらに『同』皇極天皇元年十月丁酉条には、「蘇我大臣設^ニ蝦夷於家^ニ、而躬慰問」と記されているため、皇極朝において越の「エミシ」の朝貢があつたことは恐らく事実だろう。こうした越への意識の高まりが、斉明朝の阿倍比羅夫の北征記事を中心とする一連の史料につながっていく。『紀』斉明天皇元年（六五五）七月己卯条には「於^ニ難波朝^ニ、饗^ニ北^ニ（北、越。）^一蝦夷九十九人、東^ニ（東、陸奥。）^一蝦夷九十五人」とあり、越を北、陸奥を東と認識し、「エミシ」をそれぞれ別の集団として遇している。Ⅲ坂東アヅマの成立は、東（＝陸奥）と北（＝越）の「エミシ」に対する意識が高まり、陸奥と越の地域に関する情報が蓄積されてきたことに連動していたのである。

「アヅマ」と「東夷」そして「エミシ」の関係を考察するにあたり、注目するのがⅡアヅマである。荒井はⅡアヅマの領域を防人の徴発や東歌の採録といった具体的な事例に基づくものとしており、妥当な判断と思われる。しかし、Ⅱアヅマの領域が画定され、そこに住む人間集団に対する認識が確立されていく過程には、まだ検討の余地がある。そして、こうした問題意識を持ちつつ、Ⅱアヅマの成立時期を五世紀後半以前とする点について改めて考察する必要がある。荒井の「東国」の分類は基本的に支持されるが、「エミシ」との関係という視点から捉えなおした時、なお検討すべき問題があると思う。よって、以下これらの問題について検討していきたい。

三 〈ヒナ↓アヅマ↓エミシ世界〉概念の成立と「東夷^{アヅマノエミシ}」

Ⅱアヅマの領域はいかにして画定したのか。またそこに住む人間集団は領域の画定にどのように関与し、その影響を受けたのか。それを明らかにしていくため、まず『紀』における「東国（Ⅱアヅマ）」の使用例と、その前後の「エミシ」関係記事が

いかに連動しているのかを検討していく。ここで主に対象とするのは、「エミシ」の初見記事と、景行紀の日本武尊の東征説話、そして崇峻天皇五年（五九二）十一月乙巳条（後掲表―9）前後の「エミシ」関係記事である。

Ⅱアヅマの初見は『紀』神代下、天孫降臨（後掲表―1）に見る下総香取神社の祭神についての記事である。これに対し「エミシ」の初見は、『紀』神武天皇即位前紀戊午年十月癸巳条に記された「愛瀬詩鳥、毗儺利、毛々那比苔、比苔破易陪廼毛、多牟伽毗毛勢儒（エミシを一人^{ひたり} 百人^{もひと} 人は云^いへども 抵抗^{たひかひ}もせず）」という歌謡である。道臣命が大来目部を率い、忍坂邑で八十梟帥の残党を討った際の戦勝歌である。ここで注意したいのは、この歌謡の「エミシ」は、東北地方の人々ではないこと、そして『紀』編者が神武天皇による東遷について記述する際、大和の忍坂邑の場面でこの歌謡を入れたということである。工藤雅樹はこの歌謡について検討し、「エミシ」とは古い時期の日本語であり、厳密な意味は不明だが、「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の念の入り混じった語であったとする。また、この歌謡の「エミシ」は強い相手ではあっても異民族らしい点は見られないと指摘している（22）。『紀』において「東国」は最初から「エミシ」と関連づけられている訳ではない。また何より、「エミシ」もその初見記事では夷狄として説明されていないのである。

それでは、『紀』は、倭王権以来の「東国」と「エミシ」に対する認識をどこで説明しているのか。それは、景行紀の日本武尊の東征説話である（23）。神武紀の初見記事以後、「エミシ」に関する記事は景行紀まで見られない。これは、『紀』の編者が景行紀の記事において倭王権による過去の支配展開をある程度反映させ、また編纂当時の国家が推進した武力による征討と王化による異民族支配の正統性を説明しようとしたことを示すと思われる。

『紀』ではじめて「蝦夷」の語が登場するのが景行紀である（24）。また、さらに注目されるのは景行紀の記事で「東夷」の語が使われていることである。「東夷」の用例は、『紀』の中では景行紀にしか見ることができない（25）。『紀』は景行紀において「東夷」と「蝦夷」の関係を説明しているが、そこには『紀』編纂段階において国家が蝦夷をどのような存在として位

置づけようとしていたのが示されている。

では、「東夷」と「蝦夷」はどのような関係にあるとされているのか。『紀』景行天皇二十七年二月壬子条には「東夷之中、有_二日高見国_一其国人、男女並椎結文_レ身、為_レ人勇悍。是総曰_二蝦夷_一」とある。これによると、「東夷」の中に日高見国があり、日高見国の住人が「蝦夷」とされている。「東夷」は特定の間人集団を限定的に指す言葉ではなく、その中に日高見国やその住人の「蝦夷」を内包するという、一定の広がりをもつ言葉であることが分かる。また、『紀』景行天皇四十年七月戊戌条（後掲史料1）には「其東夷之中、蝦夷是尤強焉」とある。これによれば、「東夷」の中に幾つかの集団があり、その一つとして「蝦夷」があると認識していたことが分かる。つまり「東夷」とは、内部に複数の人間集団を内包する、一定の広がりをもつ言葉であり、東夷Ⅳ蝦夷という関係であることになる（26）。

平野邦雄は、この「東夷」について「東（アヅマ）」という政治的領域に居住する「夷（エミシ）」という集団名を指すことを指摘している。そして、「『景行紀』の文脈は、「東」（アヅマ）という特定の政治領域に居住する「東夷」と、「陸奥」という地域に居住する「蝦夷」を対比的にのべているので、「暴神」にたいする「蝦夷」とも記され、そこには後者を前者の特殊な形態であるとするニュアンスがある」としている（27）。平野の解釈に従えば、「東夷」は文脈上「アヅマノエミシ」という意味で捉えるべきだろう。しかし、一つ疑問がある。それは、「東_{アヅマ}」に居住する「夷_{エミシ}」（つまり「東夷_{アヅマノエミシ}」）と、「陸奥」や「日高見国」に居住する「蝦夷_{エミシ}」との違いである。平野は、『日本書紀』卷一〇、述義六の「日高見国」を説明する公望私記が引く『常陸国風土記』逸文に「信太郡云々。古老曰、御宇難波長柄豊前宮之天皇御世、癸丑年、小山上物部河内・大乙上物部会津等、請_二総領高向大夫等_一、分_二筑波・茨城郡七百戸_一置_二信太郡_一。此地本日高見国云々」とあることから、「日高見国」が後に常陸となる地域を指していた時期があったとする。また、「日高見国」はやがて後に陸奥となる地域を指すように変化した。そのため、『紀』の日本武尊の東征説話は本来「日高見国（常陸）」の「東夷」を征討の対象としていたが、「日高見国」

の範囲が常陸から陸奥の地域へ変化したため、「日高見国(陸奥)」の「蝦夷」を服属させる記事が後から付け加えられたのだとする(28)。これは「日高見国」の示す範囲が変化したことが原因で『紀』編纂の過程で生じた問題なのだが、「東夷^{アヅマノエミシ}」と、「日高見国(陸奥)」の「蝦夷^{エミシ}」には、なお性質的な違いがあるように思う。

では、この両者の違いは何か。景行紀における「東夷」と「蝦夷」の性質についての記述を検討する。

史料1 『紀』景行天皇四十年七月戊戌条

(前略)朕聞、其東夷也。識性暴強、凌犯為^レ宗。村之無^レ長、邑之勿^レ首。各貪^ニ封堺^一、並相盜略。亦山有^ニ邪神^一。郊有^ニ姦鬼^一。遮^レ衢塞^レ徑。多令^レ苦^レ人。其東夷之中、蝦夷是尤強焉。男女交居、父子無^レ別。冬則宿^レ穴、夏則住^レ櫟。衣^レ毛飲^レ血、昆弟相疑。登^レ山如^ニ飛禽^一、行^レ草如^ニ走獸^一。承^レ恩則忘。見^レ怨必報。是以、箭藏^ニ頭髻^一、刀佩^ニ衣中^一。或聚^ニ党類^一、而犯^ニ辺堺^一。或伺^ニ農桑^一、以略^ニ人民^一。擊則隱^レ草。追則入^レ山。故往古以来、未^レ染^ニ王化^一。(後略)

史料1は前半の「朕聞、其東夷也…並相盜略」が「東夷」についての説明で、後半の「其東夷之中、蝦夷是尤強焉…未^レ染^ニ王化^一」が「蝦夷」についての説明となっている。「蝦夷」を説明した部分については、中国史書における夷狄観をそのまま反映させていることがすでに指摘されている(29)。

「東夷」についての記述を見ていくと、まず「東夷」の強暴性が強調され、集団を治める首長が存在しないとする。「各貪^ニ封堺^一」は、「東夷」内部で各々が境界を侵略し合っていることを指しているのだろう。さらに、「東夷」の空間の中の山や郊に「邪神」や「姦鬼」が居り、交通を妨げていることが述べられている。これらは「東夷」の集団内もしくは「東夷」の空間内の問題であり、この文脈では「東夷」は倭王権の領域を侵略する集団としては記されていない。むしろ「蝦夷」の説明の中に「犯^ニ辺堺^一」という記述があり、「未^レ染^ニ王化^一」という夷狄の性格が記されている。これは、『紀』編者が「東夷」よりも「蝦夷」の方に夷狄観を強調したことによるのだろう。

『紀』は「東夷」「蝦夷」の両方を日本武尊の東征対象として描いているが、史料1の文脈においては、中国史書をもとにした夷狄観の現れ方に差がある。『紀』編者は夷狄観を強く反映した「蝦夷」に征討対象を一本化して景行紀の一連の記事を述作することもできたはずだが、なぜ「東夷」の中に「蝦夷」がいるという論理を排除しなかったのか。それは、関東地方の人々を「エミシ」と認識していた時期があつたためではないだろうか。つまり、後に「アヅマ」と呼ばれた領域において倭王権が勢力扶植を進めた時期、その地域の人々を「エミシ」と呼んでいたという事実を踏まえ、『紀』では「東夷」という表記があてられたのだと推測する。そして、これが「日高見国（陸奥）」の「蝦夷」との根本的な違いだと考える。

それでは「アヅマノエミシ」という認識はどのようにして成立したのだろうか。これには、倭王権の「アヅマ」への進出と、「毛人」との対立が関わっていると思われる。稲荷山古墳から出土した辛亥年（四七一）銘鉄剣や、それをさらに遡るとされる下総の稲荷台古墳王賜銘鉄剣の出土等から、五世紀後半までに倭王権の勢力が現在の関東地方にまで及んでいたことが明らかにされている。また、『宋書』卷九七、列伝五七、夷蛮伝における倭王武の上表文に「東征ニ毛人一五十五国」とあることから、五世紀後半に一つの画期があつたことが想定される。五世紀後半における倭王権の関東地方へ進出が、ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念の成立、「アヅマノエミシ」の成立、Ⅱアヅマの領域の画定とどのように関わっているのかについて考える必要がある。

ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念の成立は、「アヅマ」の領域に住む人間集団に対する認識の確立や、「アヅマ」の具体的な領域の確定に先行するものだろう。よって、まずヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念が成立したと思われる。倭王権による「アヅマ」への直接的な勢力の扶植としてあげられるのは、名代・子代の設定である。狩野久は、名代の設定が在位年数の明らかな五・六世紀の倭大王ごとに行われたのは確かであるとしている⁽³⁰⁾。また、稲荷山鉄剣銘の「杖刀人首」という記述は、吉村武彦の指摘する「人制」が行われていたことを示唆する⁽³¹⁾。このように、倭王権は五世紀後半には関東

地方に勢力を扶植しつつあったが、倭王武の上表文が示すように対「毛人」問題が意識されはじめたのもこの頃だった。へヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念は、こうした情勢の中で成立したと思われる。

しかし、ここで注意しておきたいのは、「エミシ」は本来、神武紀の歌謡に見るように「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の対象であったことである。おそらく、「ヒナ」の外の世界である「アヅマ」と「エミシ世界」に相当する地域に住んでいた人々は、もともとこの神武紀の歌謡のような「強くて恐ろしい」人間集団の「エミシ」として認識されていたのだろう。しかし、倭王権による関東地方への勢力扶植の過程で、その支配に従う集団と、反発する集団に分裂した。そして、反発する集団を倭王武の上表文では征討対象の「毛人」と表記したと考える⁽³²⁾。

へヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」概念の成立に続いたのが、「アヅマノエミシ」の成立である。新たに「アヅマ」という概念が生まれ、その「アヅマ」とされた地域に以前から居住し、神武紀の歌謡のような「強くて恐ろしい」人間集団の「エミシ」と認識されていた人々が、「アヅマノエミシ」と呼ばれるようになったと考える。『紀』の日本武尊の東征説話が征討対象とする「東夷」は、この五世紀後半段階で「アヅマノエミシ」と呼ばれていた人々がもたくなっており、『紀』編纂段階で「東夷」の表記をあてたのである。

史料1で「東夷」の性格について倭王権の領域を侵略するものという性格が見られず、あくまで「東夷」の空間内での無秩序が問題とされているのは、そのもとなつた「アヅマノエミシ」が、「アヅマ」の空間内に住んでいた人々だったからだろう。また、史料1で「蝦夷」の方が王化の対象として強調され、「東夷」についてあまりこの点が言及されていないように、中国史書の夷狄観の反映の濃さに差が生じたのは、「東夷」がまがりなりにも「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の対象という認識を継承した「アヅマノエミシ」をもとに記述されたのに対し、「蝦夷」は『紀』編纂段階でその性格が全く新たに構築されたことによると考える。

では、〈ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界〉という概念の成立は、Ⅱアヅマの領域の画定を伴ったのだろうか。五世紀後半までに倭王権が「アヅマ」に対して行った勢力扶植としては、先に見たように「人制」や名代・子代の設定があげられる。しかし、それがⅡアヅマという領域を安定的に支配できていたことを直ちに示すものではない。継体朝における筑紫の磐井の反乱が象徴するように⁽³³⁾、倭王権が各地の首長の上に君臨し、安定した支配を確立する段階に達するにはまだかなりの時間が必要だった。『紀』安閑天皇元年閏十二月是月条に見る武蔵国造笠原使主と同族小杵の騒乱は、Ⅱアヅマの領域でも、六世紀前半まで毛野の勢力を無視した支配は不可能だったことを示している。このような中、〈ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界〉概念の成立と同時にⅡアヅマの領域を画定し、支配することは不可能だっただろう。では、Ⅱアヅマの領域は、いつどのような過程を経て画定したのだろうか。それを明らかにするには、崇峻紀の記述を軸とした六世紀後半における「アヅマ」の支配展開について検討する必要がある。

四 Ⅱアヅマの領域画定と「東人」の成立

『紀』崇峻天皇五年（五九二）十一月乙巳条（後掲表―9）は、蘇我馬子が「東国之調」進上を利用し崇峻天皇を暗殺したことを記す条文である。崇峻紀の前の蝦夷関係史料に目を向けると、『紀』敏達天皇十年（五八一）閏二月条に、蝦夷の魁帥綾糟が泊瀬川に入り三諸山に向い天皇へ忠誠を誓ったことが見える。同条は、『紀』の中で蝦夷の服属儀礼を最も具体的に記した史料であり、熊谷公男は六世紀後半代に実際に行われた儀礼を伝えた史料であると指摘している⁽³⁴⁾。また、崇峻紀の後の蝦夷関係史料には、『紀』舒明天皇九年（六三七）是歳条に見る上毛野君形名の蝦夷征討記事がある。上毛野氏の氏族伝承と考えられるが、冠位や人名「上毛野君形名」等にある程度の具体性が認められ、大化前代の事実をおおよそ反映していると見られる。

このように、崇峻紀の前後の蝦夷関係史料はある程度の具体性が認められ、六世紀末頃に比定される蝦夷関係記事については、当時の実態を反映しつつあるとみて大過ない。そして、その崇峻紀にある蝦夷関係史料が、次に掲げるものである。

史料2 『紀』崇峻天皇二年（五八九）七月壬辰朔条

遣^ニ近江臣滿於東山道使^一、觀^ニ蝦夷国境^一。遣^ニ穴人臣雁於東海道使^一、觀^ニ東方浜^レ海諸国境^一。遣^ニ阿倍臣於北陸道使^一、觀^ニ越等諸国境^一。

史料2は、先に見た「東国之調」とともに、「東国」の支配が強く意識されていたことを示すものである。また、史料2で注目されるのが、東山道との境界として「蝦夷国境」が意識されていることである。井上辰雄は、常総地域の古墳分布や古代地名、部民分布などを総合的に検討し、五・六世紀の古墳分布から、相摸―馳水の海―両総―常陸というルートが導かれ、日本武尊の東征説話のルートは、こうした倭王権の関東計略の基本線をもとに構成されたと指摘している（35）。井上の指摘に従えば、景行紀は「東夷^{アヅマノヘミシ}」と「陸奥」や「日高見国」の「蝦夷」を東海道ルート上で意識していた五世紀後半頃の状態を反映させていると言える。しかし、史料2に見るように、「蝦夷」は崇峻朝頃には東山道ルートで意識される存在に変化している。このような変化がなぜ起きたのか。これを、Ⅱアヅマの領域が六世紀を通じてようやく画定の段階に向い、その領域に住む人々に新たな役割と認識が与えられるようになる過程で生じたものと推測する。以下その理由について述べていきたい。

Ⅱアヅマの領域において、五世紀後半段階では、倭王権は毛野の勢力を無視した支配を行うことは無理だったことは先に指摘した。では、倭王権がⅡアヅマの領域において安定した支配を敷くことができるようになったのはいつか。それは、Ⅱアヅマの領域において国造制が成立した時だろう。そこで考えなければならないのが、このⅡアヅマの領域における国造制の成立がいつなのかという問題である。平林章仁は、国造制において国造のクニの境界画定が重視されたことを指摘しているが、『紀』崇峻天皇二年（五八九）七月壬辰条（史料2）について、これは国造のクニの境界画定が行われたことを意味し、近江臣滿等は国

造制実施のために派遣されたのだとしている⁽³⁶⁾。国造の支配において領域の画定を重視し、東国における国造制の成立を崇峻二年とする平林の指摘は、Ⅱアヅマの領域の画定時期を考察するにあたり確かに魅力的である。それでは、崇峻天皇二年を画期として一斉に国造制が成立し、それによってⅡアヅマの領域が画定したと考えて良いのだろうか。そこで注目するのが、国造制を基盤としてⅡアヅマの人々に新たに与えられた役割、舎人の貢上である。

笹山晴生は、舎人をA型・B型の二つに分類しているが⁽³⁷⁾、ここでは笹山がB型とした、主に六世紀代の大王の宮号を冠し「―舎人」と表記されるタイプに注目したい。笹山は、B型舎人は国造制を前提にしたもので、国造の子弟を舎人とし、国造配下の人民から舎人の生活の資を国造を介して提供させるという、一貫した奉仕―貢納の体制がとられたとする。また、B型の氏姓としての分布は駿河・信濃を中心とする東国に集中すること、国造の後裔とみられる郡司の一族が多いことを指摘している。そして、東国に分布するB型舎人は、少なくとも庚午年籍造籍時には、安閑・宣化・欽明・敏達朝に設置された舎人集団に属する者としての意識を有していたのであり、現実に六世紀代に東国国造の子弟による舎人設置があったと見られるとしている⁽³⁸⁾。この国造制に立脚したB型舎人の貢上を重視すれば、崇峻朝に東国で国造制が実施されたとするのは時期的に遅いのではないかと思われる。

また大山誠一は、毛野を除く遠江以東の全域の国造制の成立時期は六世紀中葉以後であり、推古朝の壬生部の設置にいたる部民制の展開と並行したものと指摘し、『紀』崇峻天皇二年七月壬辰条(史料2)については、東山道以下の三道の辺境を確認するものだとしている⁽³⁹⁾。笹山や大山の見解に従えば、Ⅱアヅマの領域における国造制の成立は、六世紀中葉から推古朝まで時間をかけて行われたと考えるべきである。Ⅱアヅマの領域が、倭王権による安定的支配の確立によって行われたという立場に立つと、領域が画定する時期は六世紀中葉から推古朝までとすることができ。では、もう少しその時期を絞り込むことはできないか。そこでもう一つ注目するのが「東人」の成立である。

「東人」の成立はいつか。武廣亮平は、『紀』崇峻天皇二年七月壬辰条(史料2)において、「蝦夷国境」が確認されている点、「東方滨海諸国」が後の東海道地域を示すなら、常陸国までは「蝦夷国」と明らかに別の地域として把握されていたと考えられること等から、この段階でアヅマの人間集団としての「東人」が具現化する条件は整っていたと指摘している(40)。

私は、この「東人」の成立はB型舎人の貢上と深く関わっているのではないかと思う。B型舎人の貢上の開始は、倭王権中枢部の人々がⅡアヅマの領域の人々と直接接触し、その武力を組織的かつ恒常的に利用する機会を得たことを意味する。この時、倭王権中枢部の人々がⅡアヅマに住む人々に対して特殊な観念を付加し、新たな人間集団として捉え直したことは充分考えられる。そして、その時に「東人」が成立したのではないかと推測するのである。

東国に住む人々を「東人」と表現した事例は『紀』には見られず、初見は『万葉集』巻二、第一〇〇首の「東人之荷前」である。だが、人名として使われている「東人」であれば、その初見は先に触れた『紀』舒明天皇即位前紀の「佐伯連東人」となる。七世紀前半に人名として使われているのであれば、少なくとも六世紀末には「東人」は成立していたと考えてよいだろう。なぜそのように考えるかというと、「東人」はその概念をかなり明確に捉え、意識して人名に使われていたことが分布から判明するからである。

「東人」という人名を『日本古代人名辞典』(吉川弘文館、一九五八年)の中から探してみると、一二〇人見出すことができる。その居住地の分布を見ると、越前2・武蔵1・信濃1・美濃5・近江2・伊勢1・伊賀2・播磨1・尾張2・伊予1・筑前1・豊前1で、これ以外はほぼ畿内居住者である。この分布からは、畿内人が好んで使ったことが想定される。また、Ⅱアヅマの領域内では武蔵と信濃の2例、Ⅲ坂東アヅマの領域内として見れば武蔵の1例のみとなり、「東人」の根源地に住む人々が自ら進んで使うことはまれだったことが窺われる。人名として「東人」が使われる場合、その人間集団に対する概念が意識されていたことがこれにより裏付けられる。よって、「佐伯連東人」の登場以前、少なくとも六世紀末までに「東人」が成立

していた可能性は充分考えられるのである。

「東人」が国造制に立脚したB型舎人の貢上を契機に成立したのではないかと先に指摘したが、B型舎人貢上が行われるようになった時にはすでに国造制が施行されて安定的な支配が可能となっていたと考えられる。よって、Ⅱアヅマの領域の確定時期は、六世紀中葉から六世紀末の間に絞り込むことができるのである。

こうして、Ⅱアヅマの領域は六世紀中葉から六世紀末の間に画定され、そこに住む人々は「東人」と認識されるようになったのだが、最後に一つこの過程で起こったと想定される問題に触れておきたい。それは「アヅマノエミシ」の消滅である。ヘビナ↓アヅマ↓エミシ世界への概念の成立以来、「アヅマ」の空間に居住する「エミシ」は「アヅマノエミシ」と認識されていた。「アヅマノエミシ」は神武紀の歌謡に見るような「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の対象という観念を継承した一方、史料1に見るように「アヅマ」の領域内に居住するが秩序が無い集団として捉えられてもいた。

倭王権の支配が関東地方に浸透すると、「アヅマノエミシ」のうち倭王権に従わない人々は北方へ後退し、東北地方南部以北へと移動を余儀なくされた。そうした人々は敵対勢力としての「エミシ」と認識されるようになっていった。一方、関東地方において国造制による安定的な支配が展開されると、かつて「アヅマノエミシ」と呼ばれた人々のうち、倭王権の支配に従った人々はB型舎人のような組織的な武力としての役割を果していくようになった。すると「アヅマノエミシ」としてのイメージからマイナスの部分徐徐に払拭されていき、「東人」として認識されるに至ったと考える。『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十月乙未朔条に「額_尔方_波立_止毛_波背_波箭_方不立_止云_天」とあるなど、「東人」は「勇敢」で「忠誠心」のある人々だと認識されていたようだが、「勇敢」というイメージは「アヅマノエミシ」の時代から継承し、「忠誠心」はB型舎人としての役割を果たす中で新たに付加されたものだと考える。

おわりに

古代において「アヅマ」がいかにして成立し、その領域が画定したのか。そして、その領域と周辺に住む人間集団がどのように関係していたのかについて考察してきた。

まず、「アヅマ」の意味と語源について検討した。「アヅマ」は、志田諄一が指摘するように『和名類聚抄』巻二、微賤類第二二の記述を重視し、「辺鄙」に通じる意味を持つとした。語源については、倭王権が新たな支配展開を行い版図とした「ツマ(端)」に求めるべきで、西郷信綱による「ア(接頭語)」＋「ツマ(端)」説を支持するとした。さらに「アヅマ」の成立についてエミシとの関係を重視し、ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念があったことを指摘した荒井秀規の見解に注目した。

しかし、「アヅマ」と「東夷」そして「エミシ」の関係性については、なお考察の余地が残されていた。ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」概念の成立と、Ⅱアヅマの領域の画定には時間的に開きがあるのではないか、またその両者の開きの間には「エミシ」という人間集団に対する認識の変化があり、「アヅマ」と呼ばれた領域に住む人々との新たな関係の構築のなかでⅡアヅマの領域の画定が行われたのではないかという推論を立て、その具体的考察を行った。

Ⅱアヅマと「エミシ」の関係に注目して考察し、ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念の成立が五世紀後半であるのに対し、Ⅱアヅマの領域が画定したのは六世紀中葉から六世紀末の間であることを指摘した。そして、ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念の成立が、畏怖と尊敬の念の対象として「エミシ」とよばれていた人々を、征討対象の「毛人」と「アヅマノエミシ」に分離したことを論じた。さらに、Ⅱアヅマの領域の画定は、関東地方における国造制の成立と、国造制を基盤としたB型舍人の貢上に深く関係し、その過程で「アヅマノエミシ」のうち倭王権に従った人々が「東人」として認識されるよう変化したことを指摘した。

五世紀後半から六世紀末頃の「アヅマ」と「エミシ」を主たる対象として考察してきたが、最後に七世紀以降の「蝦夷」表記成立について触れておきたい。『紀』は皇極天皇元年（六四二）～持統天皇三年（六八八）の記事の中で、「蝦夷」と「蝦蟇」の二つの表記を用いている。この問題について、河内春人は、「蝦蟇」表記が『紀』原本で使われていたかどうかは、現存の『紀』の写本からの考察では断定することはできず、当初から「蝦夷」表記が用いられていたと考えるべきだとしている⁽⁴¹⁾。そして、河内は「蝦夷」表記が斉明朝以前から成立していたならば、七世紀中葉までにそのように「エミシ」を名付けた背景が問題となるとし、飛鳥寺西に須弥山像を造り、そこで来朝した異人を応接したことに象徴されるように、仏教的世界観を導入しつつ、華夷思想に基づく中心対周縁という関係構造が斉明朝までに確立し、その一環として「エミシ」に「蝦夷」という表記が与えられたと指摘している⁽⁴²⁾。

荒井の考察によればⅢ坂東アヅマの成立は七世紀前半とされているが、第二節で述べたように、七世紀前半は倭王権中枢部が陸奥・越方面の「エミシ」との接触を強く意識しだした時期でもあった。『紀』によれば、皇極朝以降に「エミシ」の来朝事例が多く見られるようになっていくが、倭王権が「エミシ」を来朝させた最大の目的は、河内が指摘するような倭王権の異民族支配の秩序の中に「エミシ」を明確に位置づけることにあった。倭王権がⅡアヅマの領域で国造制による支配の安定化を達成したことで、「アヅマノエミシ」のうち未服属の人々は南東北へ移動したと思われるが、そうした人々は従来から東北地方に居住していた人々とともに、Ⅲ坂東アヅマが成立した七世紀前半頃に「蝦夷」として認識されるに至ったと考える。

註

(1) 『和名類聚抄』は辺鄙を「阿豆万豆」と訓むと説明している。また平安末期に橘忠兼により編纂された『色葉字類抄』阿・人倫^付には「辺鄙へアツマウト アツマツゝ東人へ同 俗用之」とある。これにより「アツマツ」という言葉は

人間集団・領域の両方を意味する言葉であると解釈する。よって「アヅマ」も、「辺鄙」という領域を示す言葉に通じる意味を持つと考える。

(2) 志田諄一「総説―古代国家と東国―」(志田諄一編『古代の地方史』五、坂東編、朝倉書店、一九七七年)四〇七頁。

(3) 西郷信綱「アヅマとは何か」(『古代の声 うた・踊り・市・ことば・神話(増補版)』朝日新聞社、一九九五年。初出は一九八四年)六一、六六―六七頁。

(4) 千田稔「日本における「キナカ(田舎)」の成立―「ヒナ」と「アヅマ」との関連において―」(『歴史地理学』一九二、一九九九年)三四―三五頁。

(5) 高橋富雄「あずま天端説の創唱」(『古代蝦夷を考える』吉川弘文館、一九九一年)一一頁。

(6) 高橋富雄「「あずま」と「ひな」」(『古代蝦夷を考える』吉川弘文館、一九九一年)一四、一六頁。

(7) 西宮一民「漢字「東」^{トウ}の国訓アヅマの成立」(『皇学館大学文学部紀要』三八、一九九九年)八、一〇頁。

(8) 平野邦雄「古代ヤマトの世界観―ヒナ(夷)・ヒナモリ(夷守)の概念を通じて―」(『史論』三九、一九八六年)。

(9) 荒井秀規「「東国」とアヅマ―ヤマトから見た「東国」―」(関和彦編、古代王権と交流二『古代東国の民衆と社会』名著出版、一九九四年)四七―四八頁。

(10) 千田註(4)前掲論文、三五―三六頁。

(11) 高橋註(6)前掲論文。

(12) 『続日本紀』和銅三年正月壬子朔条。

(13) 西宮註(7)前掲論文、一二頁。

(14) 平野註(8)前掲論文、九頁。荒井註(9)前掲論文、四七―四八頁。

(15) 荒井註(9)前掲論文、四九頁。

(16) 尾崎喜左雄「東国の国造」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』上、吉川弘文館、一九七二年)一七二頁。

(17) 平野註(8)前掲論文、五〇九頁。

(18) 荒井註(9)前掲論文、三〇頁。

しかし、『紀』斉明天皇元年(六五五)七月己卯条に「於_二難波朝_一、饗_二北_一(北、越。)>蝦夷九十九人、東(東、陸奥。)>蝦夷九十五人」。并設_二百濟調使一百五十人_一。仍授_二柵養蝦夷九人・津苅蝦夷六人、冠各_二二階_一」との記述がある。これによれば、「北蝦夷」「東蝦夷」という言葉が書かれた資料が『紀』編者の手元にあったことがまず想定される。また、「北」が越を指し「東」が陸奥を指すという説明がその資料に書き加えられ、それが『紀』編者の元に伝わったか、『紀』編者自身によりその説明が加えられたという可能性が考えられる。いずれにしても、北(越)蝦夷、東(陸奥)蝦夷、津苅蝦夷という方位、居住地域による個々の蝦夷集団の認識が斉明朝には可能となっていたことは確実である。そのため、斉明朝が国土の中の「北」を認識しはじめる画期となった可能性はあると思われる。

(19) 「東国」の示す領域については、八木充「上代日本の東と西」(『国文学 解釈と鑑賞』二八―五、一九六三年)、小山靖憲「古代末期の東国と西国」(『岩波講座日本歴史』四、古代四、岩波書店、一九七六年)、平野邦雄「いま歴史学から(古代)を見る」(『国文学 解釈と教材の研究』三二―二、一九八七年)、山尾幸久「孝徳紀の東国国司詔の基礎的考察」(『立命館文学』五〇三、一九八七年)により、それぞれ分類が試みられている。

また、大野晋「日本の東部と西部と」(『日本語の起源』岩波書店、一九五七年)による分類については、網野善彦「「こ」とば」と民族―東と西の社会の相違」(『東と西の語る日本の歴史』講談社学術文庫、一九九八年。初出は一九八二年)がこれを支持している。最近では、遠藤慶太「持統太上天皇の三河行幸―三河と東国―」(『続日本紀研究』三七五、二

〇〇八年）が支持し、大野により分類された「東国」の境界について論じている。

さらに、川尻秋生「坂東の成立」（『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年。初出は一九九九年）は、「坂東」の成立について論じている。

（20）平野註（19）前掲論文、一四〇一六頁。

（21）荒井註（9）前掲論文、三三、三六〇五五頁。

（22）工藤雅樹「古代国家と蝦夷」（『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九八二年）。

（23）Ⅱアヅマの第二例は『紀』崇神天皇四十八年正月戊子条における、豊城命よる東国統治の由来の説話である（後掲表2）。崇神紀には有名な四道將軍派遣記事など、遠方の異民族を王化により服属させるという意識が繰り返して記されているが、「遠荒人」（『同』崇神天皇十年七月癸酉条）、「不受教者」（『同』崇神天皇十年九月甲午条）、「海外荒俗」（『同』崇神天皇十年十月乙卯朔条）、「戎夷」（『同』崇神天皇十一年四月己卯条）、「異俗」（『同』崇神天皇十一年是歳条）というように、異民族を表す言葉が一定せず、また「エミシ」は明確な対象とされていない。『紀』編者は、崇神紀においては、倭王権による過去の支配展開の実態に則した具体的説話を創ることを主たる目的とはせず、『紀』編纂時に国家が進めていた武力による征討と王化による異民族支配の正当性を説明することを目的としている。

（24）『紀』景行天皇二十七年二月壬子条。

（25）『紀』景行天皇二十七年二月壬子条、『同』景行天皇四十年六月条、『同』景行天皇四十年七月戊戌条（後掲史料1）、『同』景行天皇四十年是歳条に見られる。

なお、『紀』応神天皇三年十月癸酉条には「東蝦夷悉朝貢。即役_ニ蝦夷_一、而作_ニ廐坂道_一」という記事がある。この「東蝦夷」が景行紀の「東夷」と同じ集団を指しているかどうかは不明だが、「東夷」の語が景行紀のみに意識的に使われ

ていることは確実である。また「東蝦夷」は人間集団のみを意味する言葉である点で異なる。なお「東蝦夷」の語が、
齊明天皇元年（六五五）七月己卯条にも見え、同条において陸奥の蝦夷集団を指すことについては、前掲註（18）参照。

- （26）『紀』景行天皇四十年七月戊戌条（史料1）は、景行天皇が日本武尊に対し、まず「東夷」についての説明をした後、「其東夷之中。蝦夷是尤強焉」として、さらに「蝦夷」について説明するという文章になっている。この文章構造からしても、『紀』は東夷Ⅳ蝦夷という認識を示していると言える。

- （27）平野註（19）前掲論文、一三頁。

- （28）平野註（19）前掲論文、一四頁。

- （29）例えば津田左右吉は、「特にエミシについて「男女同居、父子無別」というのが、道なきものを夷とするシナの道德思想であり、「冬則宿穴、夏則住櫟」というのも、シナ人の夷狄に対する一般的概念であって、エミシの風俗とは考えがたい」と指摘している。津田「東国及びエミシに関する物語」（津田左右吉全集一『日本古典の研究』上、岩波書店、一九六三年。初出は一九四六年）二〇四頁。

また、『紀』景行天皇四十年七月戊戌条（史料1）の「冬則宿穴、夏則住櫟。衣毛飲血、昆弟相疑」という記述については、『礼記』礼運第九の「昔者先王、未有三宮室。冬則居三营窟、夏則居三橧巢。未有三火化。食三草木之实、鳥獸之肉、飲三其血、茹三其毛。未有三麻糸。衣三其羽皮」という記述との類似性が指摘されている。日本古典文学大系『日本書紀』上（岩波書店、一九六七年）頭註、三〇二頁。

- （30）狩野久「部民制・国造制」（『岩波講座日本通史』二、古代一、岩波書店、一九九三年）二二二頁。

- （31）吉村武彦は、「〇〇人」という表記が『紀』では雄略紀に集中して見られることを指摘し、部民制に先行し名代・子代の起源となる制度を「人制」とし、五世紀の政治支配は、この人制を通して倭国王と仕奉関係を結んだ中央・地方の豪

族（在地首長）によって行われたと考えられるとしている。吉村「倭国と大和王権」（『岩波講座日本通史』二、古代一、岩波書店、一九九三年）二〇一～二〇二頁。

- (32) 「毛人」表記の成立について、工藤雅樹は、『山海経』「海外東経」の中に人身に毛を生じている毛民の国のことが記されており、中国人がこのような知識を持っていることを前提にして、倭王武の上表文は「毛人」の表記を使い、倭国のはるか東方まで大和朝廷の勢力が及んでいたことを主張したのだとしている。工藤註（22）前掲論文、四四四頁。

- (33) 『紀』継体天皇二十一年六月甲午条、『同』継体天皇二十一年八月辛卯朔条、『同』継体天皇二十二年十一月甲子条、『同』継体天皇二十二年十二月条。

- (34) 熊谷公男「蝦夷の誓約」（奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』一、真陽社、一九八五年）「蝦夷と王宮と王権と―蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格―」（奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』三、真陽社、一九九七年）。

- (35) 井上辰雄「東国と大和政権―常総地方を中心として―」（『日本歴史』三四〇、一九七六年）。

- (36) 平林章仁「国造制の成立について」（『龍谷史壇』八三、一九八三年）九頁。

- (37) 笹山晴生は舍人をA型とB型に分類し、それぞれの特徴を論じている。A型は、「―部舍人」の形態を有し、「―部」によって資養される舍人の意と解釈される。『記』『紀』に舍人の設定の由来を記しているのが一般であり、主に五世紀後半代の大王の名を冠する。しかし、これらは氏姓名として文献には現れない、としている。笹山「令制五衛府の成立と展開」（『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年）。一三～一五頁。

- (38) 笹山註（37）前掲論文、一六～一七頁。

- (39) 大山誠一「継体朝の成立と王権の確立」（『古代国家と大化改新』吉川弘文館、一九八八年）二五五～二五六頁。

- (40) 武廣亮平「「東人」と王権・国家」（『歴史評論』五九七、二〇〇〇年）三四～三五頁。

(41) 河内春人「唐から見たエミシ」(『東アジア交流史のなかの遣唐使』汲古書院、二〇一三年。初出は二〇〇四年)二〇六
 ～二二四頁。

(42) 河内註(41)前掲論文、二二四～二二六頁。

表 『日本書紀』「東国」記事一覧

分類	年・月・日	内容
1	神代下・天孫降臨	下総香取神社の祭神について
2	崇神天皇四十八年正月戊子条	豊城命の東国統治の由来説話
3	景行天皇二十七年二月壬子条	武内宿禰の東国派遣
4	景行天皇四十年七月戊戌条	日本武尊の東国遠征。(地名起源説話の「アヅマ」はⅢ)
5	景行天皇五十三年十二月条	景行天皇の東国巡行
6	景行天皇五十五年二月壬辰条	上毛野氏の祖彦狭嶋王の東山道十五国都督任命
7	景行天皇五十六年八月条	狭嶋王の子、御諸別王の東国派遣
8	神功皇后摂政元年二月条	麿坂王、挙兵に際して東国兵を興す
9	崇峻天皇五年十一月乙巳条	蘇我馬子、東国之調の進上に乗じて崇峻天皇を暗殺
10	皇極天皇二年(六四三)十一月丙子条	山背大兄王、蘇我入鹿の襲撃に合うが、東国への脱出を断念
11	皇極天皇三年(六四四)七月条	東国不尽河辺人が虫を祭る
12	大化元年(六四五)八月庚子条	東国等国司詔
13	大化二年(六四六)三月甲子条	東国々司等詔
14	大化二年三月辛巳条	東国朝集使等詔
15	天智天皇五年(六六六)是冬条	百濟男女二千余人を東国へ安置する
16	天武天皇元年(六七二)条	壬申の乱における東国
17	同上	同上
18	同上	同上

	27	26	25	24	23	22	21	20	19
I 東 方 国	I	III	I	III	I	III	II	II	I
II ア ツ マ	持統天皇即位前紀（六八七）	天武天皇十四年（六八五）十月己丑条	天武天皇五年六月条	天武天皇五年四月己未条	天武天皇五年（六七六）四月辛亥条	天武天皇四年（六七五）正月壬戌条	同上	同上	同上
III 坂 東 ア ツ マ （荒井秀規の分類による）	壬申の乱の回想	伊勢王を東国に派遣	栗隈王、物部雄君連の死を聞いての、壬申の乱の回想	紀臣阿佐麻呂之子を東国に遷し、其国の百姓とする	封戸之税を、西国にかえて東国に給う	東国より白鷹の献上	同上	同上	同上

第二章 倭王権と蝦夷の服属

—倭王権の支配観念の変化に注目して—

はじめに

『日本書紀』（以下『紀』と略す）には、蝦夷に関係する多くの条文がある。しかし、その条文には説話的なもの、『紀』編纂段階で潤色されたものや明らかに造作されたものなどがあり、全てが史実をストレートに伝えるものではない。『紀』の蝦夷関係記事を読む場合、それが倭王権の残した確かな記録に基づいて記されているのか、潤色を受けていないかなどに注意し、解釈していかなければならない。

斉明紀には阿倍比羅夫の北征に関する多くの記事があり、越方面への倭王権の進出と蝦夷支配の展開の様子をうかがうことができる。ところが、七世紀以前の東北地方太平洋側に対する倭王権の進出や蝦夷支配の展開については、『紀』はほとんどその様子を伝えていない。『紀』から、七世紀以前における倭王権の東北地方への進出や蝦夷支配の展開の全体像をうかがうことは難しい。しかし、一方で『紀』には数多くの蝦夷の来朝記事が存在する。中には、六世紀中葉以前の大王の時代のこととされる記事もあり、それらは『紀』編纂段階で造作されたか著しい潤色を受けたと推測されるが、六世紀末～七世紀に実際に蝦夷が来朝したことを伝えたものと判断できる記事も多く見られる。本章では、こうした蝦夷の来朝・朝貢記事を検討し、蝦夷の服属のあり方と倭王権の支配観念の変化との関係について考察する。

一 敏達紀までの蝦夷関係記事について

『紀』の中で蝦夷に触れた記事は景行天皇二十七年二月壬子条から持統天皇十年（六九七）三月甲寅条まで四〇条にのぼる（¹）。一方『古事記』（以下『記』と略す）を見てみると、日本武尊（倭建命）の東征説話の中で「自^レ其入幸、悉言^二向荒夫琉蝦夷等^一、亦平^二和山河荒神等^一、而、還上幸時、到^二足柄之坂本^一」と短く触れるのみである（²）。このように『紀』と『記』では蝦夷に関する記事の量に大きな差がある。これについて坂本太郎は、六世紀以前に記憶されるほどの大きな蝦夷征討が行われず、中央人が蝦夷をさほど強く意識しなかったため、帝紀や旧辞に蝦夷に関する記録が残されなかったことを示すとしている（³）。七世紀末〜八世紀初頭は律令国家が建設され、それに伴って夷狄に対する支配観念が明確化していった時期だが（⁴）、そうしたなかで『記』（和銅五年（七一二）成立）や『紀』（養老四年（七二〇）成立）はともに著された。しかし、日本が蝦夷をはじめとする夷狄を支配する小帝国だったという意識は、『紀』の方にずっと強く現れていると言えるだろう。

坂本太郎は『紀』の斉明天皇元年（六五五）以前の蝦夷関係記事を検討し、旧辞潤色型・氏族伝承型・造作型・実録型の四つに分類できるとした（⁵）。また、皇極紀ぐらいから信頼できる公的記録によった実録型の記事が現れるが、それより古い記事は史料としての信憑性が乏しいとしている（⁶）。この分類方法はその後の研究においても基本的に継承されており、『紀』の記事の性格を分析するうえで極めて重要な視点である。

『紀』にはその編纂段階で明らかに造作された記事が存在するが、なかでも『紀』清寧天皇三年九月癸丑条から同四年九月丙子条にかけての約一年分の記事の大部分が『隋書』高祖紀の記述をもとに造作されたものであることがすでに明らかにされている。この約一年の記事の中には「蝦夷」について書かれた条文もある。それが『紀』清寧天皇四年八月癸丑条の「天皇親録囚徒。是日、蝦夷・隼人並内附」という記事だが、これも『隋書』卷一、帝紀第一、高祖上、開皇四年九月己巳条の「上親録囚徒。庚午、契丹内附」という記述をもとに造作されたものである（⁷）。『紀』編者が『隋書』高祖紀の記述を構造的に

取り入れて清寧紀の約一年分の記事を造作したことは明らかで、これにより『紀』編纂段階で五世紀代の倭王権と蝦夷との関係を伝える確かな記録が存在しなかったことが推測される。少なくとも清寧紀以前の蝦夷関係記事が史実を伝える確かな記録をもとに書かれているかどうかは疑わしいとせざるを得ないだろう。よって、清寧紀より前の蝦夷関係記事を順に確認していく。

景行紀を見ていくと、武内宿禰の東国視察記事に「蝦夷」が登場する（8）。そして日本武尊の東征説話とその後日談など一連の記事に「蝦夷」が見える（9）。日本武尊が竹水門で「蝦夷」と戦い服属させたこと、捕虜として伊勢神宮に献上した「蝦夷」が騒動を起こしたため御諸山の麓に移し、そこでも騒動を起こしたためさらに畿外に移し、それが佐伯部の祖となったことなどが記されている。『記』の日本武尊（倭建命）の東征説話における蝦夷についての記述は極めて簡略であり、『紀』のこれらの記事は編纂時に旧辞の記事に大幅な潤色を施して書かれたものである。

また、見逃してはならないのは、景行紀のこれらの記事は『紀』において「蝦夷」を大きく取り上げた最初の記事であり、「蝦夷」の性格について詳しく述べられていることである。例えば、『紀』景行天皇二十七年二月壬子条には「東夷之中、有日高見国^一。其国人、男女並椎結文^レ身、為人勇悍。是総曰^二蝦夷^一」とあるが、これは『漢書』卷九五、西南夷伝の「南夷君長：此皆椎結^一」や『礼記』王制第五の「東方曰^レ夷、被髮文^レ身、有^下不^二火食^一者^上矣^一」という記述と似ている（10）。また、『紀』景行天皇四十年七月戊戌条の「其東夷之中、蝦夷是尤強焉。男女交居、父子無^レ別。冬則宿^レ穴、夏則住^レ櫟。衣^レ毛飲^レ血、昆弟相疑^一」という記述は、『礼記』礼運第九の「昔者先王、未^レ有^二宮室^一。冬則居^二營窟^一、夏則居^二橧巢^一。未^レ有^二火化^一。食^二草木之実、鳥獸之肉^一、飲^二其血^一、茹^二其毛^一。未^レ有^二麻糸^一。衣^二其羽皮^一」という記述との類似性が指摘されている（11）。『紀』に記されたこれらの「蝦夷」の性格についての記述は中国史書の夷狄観をもとに作られており、『紀』編纂段階でより明確な夷狄としての蝦夷像を作り上げようとしたことを示すものだろう。

景行紀には他に御諸別王による「蝦夷」征討記事がある(12)。御諸別王の父の彦狭島王は豊城命の孫に当たるが、豊城命は崇神天皇の皇子で、上毛野君・下毛野君らの祖とされる人物である(13)。そのため、この条文は上毛野氏の家記をもとにした始祖伝承と考えられる(14)。

応神紀には朝貢してきた「東蝦夷」に厩坂道を造らせたという記事がある(15)。蝦夷の朝貢を記した最初の条文だが、前後に蝦夷や東北地方に関する記事などではなく唐突に語られている。坂本太郎は、蝦夷が道を作ったという伝承があり、『紀』編者がそれを取り上げて朝貢記事を造作したとし、応神紀に厩坂のことがしばしば触れているため、ここに条文が設けられたのだろうとしている(16)。

仁徳紀には上毛野氏の祖先の田道と「蝦夷」の戦いの記事がある(17)。「蝦夷」の反乱の鎮圧に向かった田道はかえって伊弉水門で敗死した。後に「蝦夷」が田道の墓をあばくと大蛇が現れ、その毒で「蝦夷」が死亡したというものである。その内容はいたって説話的であり、これも上毛野氏の家記によるものだろう。

雄略紀には吉備尾代が「蝦夷」の反乱を平定したことが見える(18)。雄略天皇の崩御を知った尾代配下の「蝦夷」が反乱を起こし、尾代が丹波国浦掛水門で鎮圧したという記事である。尾代が「行至吉備国過家」時に蝦夷が反乱を起こしたとあるので、反乱は吉備で発生したことになるが、「蝦夷」を丹波まで追い詰めて鎮圧したとあり、地理的な広がり疑問がある。尾代が「空彈弓弦」して「蝦夷」を射たとあるなど、尾代個人の武勇が強調された説話的な内容で、吉備氏の家記によるものとされている(19)。

上毛野氏や吉備氏の家記による記事は、それぞれの説話の核心が何らかの事実に基づいている可能性はあるが、あくまで説話の域を出るものではなく、その内容をそのまま五世紀以前の歴史的事実として受け取ることはできない。『紀』編纂段階において、上毛野氏や吉備氏の家記からこれらの説話を取り上げ、景行紀・仁徳紀・雄略紀の中に配置したと考えるべきである。

以上、清寧紀より前の蝦夷関係記事について確認してきた。清寧紀より前の蝦夷関係記事は『紀』編纂段階で旧辞を潤色して作られたものや、上毛野氏や吉備氏の家記をもとにした説話的なもの、造作されたものなどであり、倭王権が蓄積した蝦夷に関する確かな記録を基にした記事と言えるものは無い。それでは『紀』の蝦夷関係記事は、いつ頃の時期の条文から確かな記録に基づいて書かれたのだろうか。

周知のように『宋書』巻九七、夷蛮伝の倭王武の上表文には「自^レ昔祖禰、躬擐^ニ甲冑^一、跋^ニ涉山川^一、不^レ遑^ニ寧処^一、東征^ニ毛人^一五十五国」という記述がある。倭王武は雄略天皇に当たるとされているが、この記述によれば五世紀後半頃までに倭王権は支配に従わない東方の人々を「毛人」と位置づけ、代々の倭王が「毛人」と戦ってきたとされている。埼玉県行田市稲荷山古墳出土鉄剣銘には乎獲居（ヲワケ）臣の祖先の系譜が記されるとともに、代々杖刀人の首として仕えていたこと、獲加多支鹵（ワカタケル）大王が斯鬼宮にいた時に乎獲居臣は天下を治めるのを補佐していたことなどが記されている。雄略天皇（倭王武・ワカタケル大王）の時代に関東地方にまで倭王権の勢力が及んでいたことは確実で、東方の「毛人」とも戦ったのだろう。「毛人」の語について工藤雅樹は、『山海経』『海外東経』の中に毛民の国のことが記されており、中国人がこうした知識を持っていることを前提に倭王武の上表文は「毛人」表記を使い、倭国のはるか東方まで倭王権の勢力が及んでいたことを主張したと指摘している（20）。また、『紀』に見られる「東国」の語が示す領域について検討した荒井秀規は、倭王権が五世紀後半までに関東地方に進出し、関東地方の東夷を意識したことで「アヅマ」という言葉が成立したと述べている（21）。よって五世紀段階の「毛人」とは、関東地方やさらに東方に居住していて倭王権に未服属だった人々ということになるだろう。つまり東北地方の人々を「蝦夷」と認識するには至っていないのである。よって五世紀段階で「毛人」と戦ったという事実があったとしても、『記』『紀』の編纂段階で雄略天皇より前の時代の蝦夷に関する確かな記録が残っていたかどうかは別問題として考えなければならない。

冒頭でも述べたように、『紀』において東北地方に対する倭王権の進出と蝦夷支配の様子について語られているのは、ほぼ斉明紀の阿倍比羅夫の北征記事においてのみである。阿倍比羅夫の北征記事からは、越の国からさらに北の東北地方日本海側における倭王権と蝦夷との関わりを知ることができるが、東北地方の太平洋側における倭王権の蝦夷支配の展開は『紀』からほとんどうかがうことができない。倭王権はいつ頃から東北地方の太平洋側において蝦夷と関わりを持つようになったのだろうか。

倭王権が東北地方に本格的に勢力扶植を開始し、戦いや交流を通じて蝦夷と朝貢関係を築いていくためには、関東地方の支配が安定していることが必須の条件となる。そこで、倭王権の関東地方に対する支配展開に注目したい。

関東地方における名代・子代の部の分布について検討した井上光貞は、東京湾沿岸を中心とする南関東には五世紀代に相当するとされる刑部・藤原部・孔王部・日下部などが多く、北武蔵・毛野・常陸などの北関東には六世紀代の檜前舎人部・他田部・壬生部などが存在すると指摘した⁽²²⁾。このような名代・子代の分布や稲荷山古墳出土鉄剣銘などをもとに、大山誠一は倭王権の関東地方への進出について考察し、次のように論じている。まず、倭王権成立当初からその影響下にあった南関東が五世紀代に部民制的支配下に入った。しかし、この段階では、北方の上毛野君などの勢力は依然として独立的勢力を有しており、ヤマト政権に参加したのも一定の自立性を有していた。ところが五世紀末に倭王権は明らかに衰退し、上毛野君などはその地域において政治的影響力を最大限に広げた。その後、継体朝になると倭王権は中国南朝の権威に依存せず自身の政治的基盤を強化していき、六世紀前半の安閑朝に武蔵国造家の内紛に倭王権・上毛野君両者が介入し、倭王権が勝利したことでその支配が全関東に拡大したとしている⁽²³⁾。

大山の見解に従えば、倭王権が関東全域に支配を拡大したのは六世紀前半の安閑朝に武蔵国造家の内紛以降となり、六世紀後半には関東地方の支配は安定化したものと考えられる。先ほど、東北地方にあって倭王権に未服属の人々を蝦夷と位置づけ、

さらに朝貢させるには、関東地方の支配が安定している必要があると述べたが、その条件は六世紀後半に達成されたのである。

また、『紀』崇峻天皇二年（五八九）七月壬辰条には、「遣^二近江臣滿於東山道使^一、觀^二蝦夷国境^一。遣^二穴人臣雁於東海道使^一、觀^二東方浜^レ海諸国境^一。遣^二阿倍臣於北陸道使^一、觀^二越等諸国境^一」とある。近江臣滿らを派遣した目的は、倭王権の政治的支配下にある領域を巡察させ、東海・東山・北陸道の辺境まで視察させることにあつただろう。つまり、東北地方南部で倭王権の支配地域と蝦夷の勢力範囲との境界を明確化することが強く意識されだしたのは六世紀末なのである。倭王権と蝦夷との間で朝貢関係が築かれ、倭王権が蝦夷に関する確かな記録を蓄積しはじめた時期も、これをそう遡らないだろう。よって、『紀』の蝦夷関係記事のうち確かな記録に基づいて記されたと見なし得るのは、六世紀末について書かれた条文からと考える。

このように考えた場合、問題となるのが『紀』欽明天皇元年三月条の「蝦夷・隼人、並率^レ衆歸附」という記事である。蝦夷と隼人の服属を伝えているが、蝦夷が自ら服属を願い出るには、倭王権が蝦夷とそれ以前から継続的な接触・交流を持っていたことが前提となるだろう。しかし、倭王権が関東地方の支配の安定化を達成したのが六世紀後半であれば、六世紀中葉にあたる欽明朝以前に倭王権が東北地方の蝦夷とそのような関係を築いていたかどうかは疑問とせざるを得ない。坂本太郎は、この条文はあまりに簡略であり、また蝦夷と隼人が同時に内附すること自体が考えられないとして造作型に分類している（24）。また、原口耕一郎はこの条文が『冊府元龜』や『旧唐書』に見える突厥の服属記事と酷似していることから、『紀』編纂時に伝来していた初唐の実録を模倣したものであると指摘し、史実かどうか疑わしいとしている（25）。この条文以外に欽明紀に蝦夷に関する記事が無いことも不自然であり、欽明紀の蝦夷の服属記事を史実とするのは躊躇される。

以上、検討したところ『紀』の蝦夷関係記事で確かな記録に基づくと考えてよいのは、六世紀末に相当する『紀』敏達天皇十年（五八一）閏二月条からではないかと考える。六世紀末の倭王権と蝦夷との関係はどのようなものだったのだろうか。節を改めて考察する。

二 『紀』敏達天皇十年閏二月条の検討

『紀』には蝦夷の服属や朝貢に関する多くの記事があるが、その中でも特に詳しい内容を持つのが次の史料である。

史料1 『紀』敏達天皇十年閏二月条

蝦夷数千、寇^ニ於^レ辺境^一。由^レ是、召^ニ其魁帥綾糟等^一。〈魁帥者、大毛人也。〉^①詔曰、惟、爾蝦夷者、大足彦天皇之世、合^レ殺者斬、応^レ原者赦。今朕遵^ニ彼前例^一、欲^レ誅^ニ元惡^一。於^レ是、綾糟等懼然恐懼、乃下^ニ泊瀬中流^一、面^ニ三諸岳^一、敵^レ水而盟曰、臣等蝦夷、自今以後、^②子々孫々、〈古語云^ニ生兒八十綿連^一。〉^③用^ニ清明心^一、事^ニ奉天闕^一。臣等若違^レ盟者、^④天地諸神及天皇靈、絶^ニ滅臣種^一矣。

この条文に注目し、その重要性を明らかにしたのが熊谷公男である。熊谷は、まず記事前段の蝦夷の反乱と敏達の詔の部分について記述が抽象的・観念的で『紀』編者の造作のにおいがすると指摘する。また、後段の綾糟等の誓約の場面は記述が具体的であるとし、このような形態の蝦夷の服属儀礼は律令国家段階には無く七世紀中葉後半の時期とも異なるので、六世紀末のあり方を伝えたものであると論じている（26）。

第一節で検討したように、倭王権は六世紀後半に関東地方の支配を安定させ、六世紀末頃に蝦夷と朝貢関係を築いていった。よって、蝦夷の綾糟が服属したことは史実と見てよいだろう。綾糟が泊瀬川（初瀬川）に入り三諸岳（三輪山）に向かって誓約したのは、敏達天皇の詔語田幸玉宮（奈良県桜井市戒重付近）から近い初瀬川が禊の場とされ、三輪山が神聖な山として信仰の対象とされていたからと考えられる。しかし、熊谷も指摘するように、この条文には明らかに『紀』編者の造作した部分があり文飾も加えられている。よって、以下史料1について詳しく検討していきたい。

史料1傍線①部分には「大足彦天皇之世」とあり、敏達天皇の詔は景行紀の出来事を引き合いに出している。しかし、これは景行紀の蝦夷征討記事が成立した後にこの部分が造作されたことを意味している。景行紀の蝦夷征討記事と言えば日本武尊の東征説話が有名だが、もう一つ御諸別王による蝦夷征討記事がある。

史料2 『紀』景行天皇四十年是歳条

（前略）爰日本武尊、則從_二上総_一、入_二陸奥国_一。時大鏡懸_二於王船_一、從_二海路_一廻_二於葦浦_一。横渡_二玉浦_一、至_二蝦夷境_一。蝦夷賊首嶋津神・国津神等、屯_二於竹水門_一而欲_レ距。然遙視_二王船_一、予怖_二其威勢_一、而心裏知_二之不可_レ勝、悉捨_二弓矢_一、望拜之曰、仰視_二君容_一、秀_二於人倫_一。若神之乎。欲_レ知_二姓名_一。王對之曰、吾是現人神之子也。於_レ是、蝦夷等悉慄、則褰_レ裳披_レ浪、自扶_二王船_一而著_レ岸。仍面縛服罪。故免_二其罪_一。因以、俘_二其首帥_一、而令_二從身_一也。（後略）

史料3 『紀』景行天皇五十六年八月条

五十六年秋八月、詔_二御諸別王_一曰、汝父彦狹嶋王、不_レ得_レ向_二任所_一而早薨。故汝專領_二東国_一。是以、御諸別王、承_二天皇命_一、且欲_レ成_二父業_一。則行治之、早得_二善政_一。時蝦夷騒動。即舉_レ兵而擊焉。時蝦夷首帥足振辺・大羽振辺・遠津間男辺等、叩頭而來之。頓首受_レ罪、尽獻_二其地_一。因以、免_二降者_一、而誅_レ不_レ服。是以東久之無_レ事焉。由_レ是、其子孫、於_レ今有_二東国_一。

まず『紀』景行天皇四十年是歳条（史料2）の日本武尊と蝦夷の戦いについて確認していこう。日本武尊が上総から転じて陸奥国に入っていくと、蝦夷賊首嶋津神・国津神等が竹水門でこれを阻もうとした。そこで日本武尊が自分は現人神の子であると名乗ると、蝦夷等は戦意を喪失し日本武尊の船の着岸を手伝い自ら面縛服罪した。こうした蝦夷等に対して日本武尊は「故免_二其罪_一。因以、俘_二其首帥_一、而令_二從身_一也」としたとある。この条文によると蝦夷は日本武尊の乗った船を見ただけで戦意を喪失して自ら投降しており、日本武尊は蝦夷と直接交戦していない。

一方、『紀』景行天皇五十六年八月条（史料3）には景行天皇の命を受けた御諸別王が兵を率いて騒動を起こした蝦夷を討つことが見える。蝦夷首帥足振辺・大羽振辺・遠津闇男辺等は頓首して罪を受け、領有していた土地を献上したが、これに対し「免_レ降者_一、而誅_レ不_レ服_一」と述べられている。

史料2と史料3における降伏した蝦夷に対する処遇の記述を比較すると、史料1の「合_レ殺者斬、応_レ原者赦」により近いのは、史料3の「免_レ降者_一、而誅_レ不_レ服_一」である。史料1の「大足彦天皇之世」が日本武尊の蝦夷征討を指しているのか、御諸別王の蝦夷征討を指しているのか、あるいはその両方を指しているのか、断定するのは難しい。しかし、史料1の「合_レ殺者斬、応_レ原者赦」という記述については、史料3の御諸別王の蝦夷征討記事と関係している可能性がある。

次は傍線②部分について検討する。『紀』における「生児八十綿連（ウミノコノヤソツヅキ）」の類例としては、『紀』神代下、第十段（一書第二）の「吾已過矣。從_レ今以往、吾子孫八十綿屬、恒當為_二汝俳人_一」、『同』神代下、第十段（一書第四）の「汝生子八十綿屬之裔」「若活_レ我者、吾生児八十綿屬、不_レ離_二汝之垣辺_一」、當為_二俳優之民_一也」、『同』雄略天皇十四年四月条の「根使主、自_レ今以後、子々孫々八十綿綿、莫_二預群臣之例_一」があげられる。傍線②部分の「古語云」は、「昔は生児八十綿連と言った」という意味になるので、史料1本文の「子々孫々」が『紀』編纂段階で用いられた新しい表現ということになる。『紀』雄略天皇十四年四月条には「子々孫々八十綿綿」と両方を合わせた表現が用いられているので、史料1と同時期に記述が整えられたということになる。『紀』神代下、第十段の一書第二と一書第四の記述は海幸山幸神話において海幸彦が山幸彦に服従を誓う一節の中に見られる。

熊谷公男は、『紀』神代下、第十段（一書第二）に「是以、火酢芹命苗裔諸隼人等、至_レ今不_レ離_二天皇宮墻之傍_一」、代吠狗而奉事者矣」とあり、また『同』神代下、第十段（一書第四）に「自_レ爾及_レ今、曾無_二廢絶_一」と見えるなど、現実に行われた隼人の服属儀礼の縁起譚になっていることに注目し、隼人の服属儀礼と「ウミノコノヤソツヅキ」という語句が深く結びつい

ていたと指摘する。そして、隼人は服属儀礼の場においてホスセリ命と同様に王権に奉仕しつづける誓約を行ったとし、蝦夷も同様の誓約を行ったと論じている(27)。確かに『紀』神代下、第十段の一書第二と一書第四からは隼人が服属儀礼において王権への奉仕を誓約したことがうかがえ、蝦夷も似たような誓約を行った可能性は高い。しかし、「生児八十綿連」という文言を含む史料1の「臣蝦夷等：絶^ニ滅臣種^一矣」の部分は、六世紀末の誓約をそのまま正確に記していると考えてよいのだろうか。

永山修一は、隼人が具体的な姿をもつて現れてくるのは天武朝以降であるとし、文化的に独自性を強めていた南九州の住民を朝貢すべき隼人として位置づけたと指摘する。そして、七世紀後期頃から『記』『紀』の編纂が開始されたが、その頃、阿多地方(薩摩半島)を中心に政府への抵抗が強まっていたため、政府は阿多地方に居住する隼人たちが服属すべき由来を神話にさかのぼって説く必要があったと論じている(28)。永山が指摘するように、隼人の服属に関する海幸山幸神話が天武朝以降の隼人支配における必要性から生み出されたのだとすると、『紀』神代下、第十段の一書第二と一書第四の記事も七世紀後半以降に述作されたものであり、隼人の誓約の記述にも七世紀後半以降に行われた隼人の服属儀礼が反映されていると考えられる。綾糟が服属した六世紀末とは百年近く離れており、「ウミノコノヤソツヅキ」という語句を含むなど共通点はあるが、『紀』神代下、第十段の一書第二と一書第四の隼人の誓約の記事は、六世紀末の蝦夷の誓約が同様のものだったことを裏付けけるものとは言えないだろう。

続いて傍線③の「清明心」について検討する。『紀』齐明天皇四年(六五八)四月条には「鰐田蝦夷恩荷、進而誓曰、不下^ニ官軍^一故持^中弓矢^上。但奴等、性食^レ肉故持。若為^ニ官軍^一、以儲^ニ弓矢^一、鰐田浦神知矣。将^ニ清白心^一、仕^ニ官朝^一矣」とあり、「清明心」とよく似た「清白心」という語句が見える。これは齐明朝における阿倍比羅夫の北征の中で、鰐田の蝦夷の恩荷が服属を誓約したことを伝える記事である。『紀』の齐明天皇四年四月条から齐明天皇六年(六六〇)五月条の間に阿倍比羅夫の

北征に関する多くの記事が見られる。熊谷公男は、この阿倍比羅夫の北征関係記事を詳細に検討し、阿倍比羅夫の凱旋後に中央で書かれた資料をもとにした記述と、阿倍氏の家記をもとにした記述が存在することを指摘し、二種類の異なる資料をもとに各条文がどのように記されたのかについて論じている。そして、恩荷の誓約の部分については阿倍氏の家記をもとに記されたものだが、史実に基づくものと考えてよいとされている⁽²⁹⁾。よって、鰐田浦で蝦夷の恩荷が服属したことは史実とすべきだろう。また、ある時期以降に「清明心」あるいは「清白心」という語句が蝦夷の誓約の常套句として使われていたことが想定される。

ただ、「清明心」や「清白心」が六世紀末〜七世紀中葉に蝦夷の誓約の常套句として定着していたかどうかについては、なお慎重に考えるべきである。なぜなら、「清明心」の用例は『紀』には他に見えないが、天平宝字元年（七五七）の孝謙天皇の詔に二度見えているからである⁽³⁰⁾。瀬間正之は、『紀』の他に中国史料や中国出土鏡、三角縁神獣鏡などで使われている「清明」の用例を幅広く検討し、古代においては鏡面のような心こそが「清明心」であると認識されていたこと、「清明心」が称揚されたのは天武朝末からであること、「清明心」の成立はスメラミコトの成立・鏡と深く関係していることなどを指摘している⁽³¹⁾。瀬間が指摘するように、「清明心」がスメラミコトの成立と深く関わるものであり、天武朝末以降にことさら重要視されたのであれば、史料1の「清明心」は『紀』編纂段階で潤色された可能性が高い。『紀』の編纂が進められた時期は、まさしく「清明心」が称揚されるようになった時期でもあり、天武朝以降に「清明心」が蝦夷の誓約の常套句とされたことを反映したのではないかと思われる。また、『紀』斉明天皇四年四月条の恩荷の誓約の文言に見える「清白心」についても、『紀』編纂段階での潤色に加わっていることを疑うべきなのかもしれない。

最後に傍線④の「天地諸神及天皇霊」について検討する。天皇号の成立については膨大な研究があり⁽³²⁾、ここで詳しく論じることはできない。先行研究における研究史整理に従えば、かつては津田左右吉の提唱した推古朝成立説が一般的だったが

(33)、近年では天武・持統朝成立説が有力視されており(34)、筆者も基本的にそのように理解している。ただ、いずれの説に立つにせよ「天皇霊」の「天皇」の部分が後に文飾されたことは明らかである。

「天皇霊」の解釈については、「天皇霊」は王権・国家を守護する皇祖の諸霊を意味しているとする説(35)と、「天皇霊」とは当代天皇の霊の意味であり、「天皇霊」と皇祖の霊は区別されているとする説(36)に分かれている。『紀』には史料1の他に「天皇霊」の事例はなく、これとほぼ同じ意味と考えられるのが「天皇之霊」である。この「天皇之霊」を検討して皇祖の霊が意味として含まれると解釈し得るかどうかを明らかにし、「天皇霊」の意味を推測するのが妥当な方法と考える。

史料4 『紀』欽明天皇十三年五月乙亥条

五月戊辰朔乙亥、百濟・加羅・安羅、遣_二中部德率木笏今敦・河内部阿斯比多等_一、奏曰、高麗与_二新羅_一、通和并_レ勢、謀_レ滅_三臣国与_二任那_一。故謹求_二請救兵_一、先攻_二不意_一。軍之多少、随_二天皇勅_一。詔曰、今百濟王・安羅王・加羅王、与_二日本府臣等_一、俱遣_レ使奏狀聞訖。亦宜_下共_二任那_一、并_レ心_{一上}力。猶尚若_レ茲、必蒙_二上天擁護之福_一、亦頼_二可畏天皇之霊_一也。

史料5 『紀』天武天皇元年(六六二)六月丁亥条

(前略)既而天皇謂_二高市皇子_一曰、其近江朝、左右大臣、及智謀群臣、共定_レ議。今朕無_二与計_レ事者_一。唯有_二幼少孺子_一耳。奈之何。皇子攘_レ臂案_レ劍奏言、近江群臣雖_レ多、何敢逆_二天皇之霊_一哉。天皇雖_レ独、則臣高市、頼_二神祇之霊_一、請_二天皇之命_一、引_二率諸將_一而征討。豈有_レ距乎。爰天皇誉之、携_レ手撫_レ背曰、慎不可怠。因賜_二鞍馬_一、悉授_二軍事_一。皇子則還_二和甕_一。天皇於茲、行宮興_二野上_一而居焉。

『紀』欽明天皇十三年五月乙亥条(史料4)には、百濟・加羅・安羅が欽明天皇のもとに使者を派遣し、高句麗と新羅が連合して自分達の国と任那を侵略しようとしているので、援軍を派遣して欲しいと要請したことが見える。この使者に対して欽

明天皇は「今百済王・安羅王・加羅王、與^二日本府臣等^一、俱遣^レ使奏狀聞訖。亦宜^下共^二任那^一、并^レ心^{一上}力。猶尚若^レ茲。必蒙^{二上}天擁護之福^一、亦頼^二可畏天皇之靈^一也」と答えている。百済・加羅・安羅の使者の援兵要請に応えており、また任那と力をあわせて力を尽くせば「必蒙^{二上}天擁護之福^一、亦頼^二可畏天皇之靈^一也」と言葉をかけている。ここでは救援を要請した百済王・安羅王・加羅王に対し、欽明天皇が優位な立場にあることが示されている。よって、この「天皇之靈」とは欽明天皇自身の靈威を指していると解釈すべきだろう。仮に、皇祖の靈という意味が含まれると仮定して読んだ場合、欽明天皇自身の優位性を強調する描写の一貫性がかえって失われてしまう。

『紀』天武天皇元年六月丁亥条（史料5）は、壬申の乱で天武天皇が野上に向かった後、高市皇子と会話した場面である。天武天皇が、近江朝廷側には左右の大臣や知謀ある群臣などいて共に謀ることができるが、自分にはそうした人々がいないのでどうしたらよいかと高市皇子に嘆いたところ、高市皇子が「近江群臣雖^レ多、何敢逆^二天皇之靈^一哉。天皇雖^レ独、則臣高市、頼^二神祇之靈^一、請^二天皇之命^一、引^二率諸將^一而征討、豈有^レ距乎」と答えたところにある。高市皇子の言葉の主旨は、天武天皇の周りに人がいなくとも、自身（高市皇子）が兵を率いて敵を打ち破るところにあるが、「近江群臣雖^レ多、何敢逆^二天皇之靈^一哉」が天武天皇を励ます言葉である以上、近江朝廷側の群臣も天武天皇の靈威には逆らい得ないという意味だと解釈すべきだろう。「天皇之靈」は今まさに近江朝廷側と対決している天武天皇自身の靈威を指しているのであり、皇祖の靈という意味は含まれないと考える。

史料4と史料5に見る二つの「天皇之靈」の用例を検討したところ、それぞれ欽明天皇自身の靈威、天武天皇自身の靈威という意味で用いられており、そこに皇祖の靈が含まれることはなかった。『紀』の文脈としては、「天皇之靈」「天皇靈」は敵を倒し味方を守る当代の天皇自身の靈威を意味していると考えられ、史料1の「天皇靈」も敏達天皇自身の靈威を指していると考えべきである。

それでは、「天皇霊」と三輪山の関係はどのように考えればよいのだろうか。この問題についても、三輪山に「天皇霊」が籠もるとする説と(37)、三輪山と「天皇霊」を結びつけて考える必要はないとする説に分かれている(38)。両説のどちらが支持されるのかを明らかにするには、六世紀の三輪山祭祀の状況を踏まえて検討することが必要と考える。

三輪山祭祀の変遷について、和田萃は次のように述べている。三輪山は五世紀より自然神のいる山として観念されており、古くから素朴な日神祭祀も行われていた。また三輪山の頂上は大王の国見の舞台でもあり、王権による祭祀の性格を強めていった。しかし、雄略朝以降に伊勢での日神祭祀が王権の祭祀として定着すると三輪山祭祀は衰え、六世紀中葉に三輪君により三輪山祭祀が再興されたが、従来の国家的祭祀と異なり崇り神としてのオオモノヌシ神を祀るものとなったと論じている(39)。

しかし、近年大神氏について精力的に研究している鈴木正信は異なる見解を提示している。鈴木は三輪山周辺から出土した祭祀遺物について資料整理を行い、三輪山周辺の祭祀遺跡群の遺物の出土量が五世紀後半から増加しはじめて六世紀代にピークを迎え、七世紀代に入り減少することを指摘した。そして、三輪山祭祀は五世紀後半に本格的に開始され、六世紀代に最盛期を迎えたが、七世紀に入って急速に衰退したとしている。また、こうした三輪山周辺の祭祀遺物の増減は、『記』『紀』に見える大神氏の盛衰と一致しており、五世紀後半から六世紀後半まで大神氏が一貫して三輪山祭祀を担当していたと論じている(40)。さらに、大三輪神は祭祀が開始された当初から崇り神や山林樹木の神をはじめとする複数の神格をあわせ持っている(41)。祭祀遺物の増減と『記』『紀』の大神氏の動向の両面から考察し、共通性を見出した鈴木の見解は説得力がある。

欽明天皇の磯城嶋金刺宮(桜井市金屋付近)、敏達天皇の訳語田幸玉宮(桜井市戒重付近)、用明天皇の磐余池辺双槻宮(桜井市阿部付近)、崇峻天皇の倉梯宮(桜井市倉橋付近)というように、欽明朝から崇峻朝にかけて桜井市付近に宮が営まれており、六世紀代の王権は宮から近い三輪山の祭祀を一貫して重視していたと考えられる。にもかかわらず、『紀』に「天皇霊」

と三輪山が一緒に見られる条文は史料1しかない。もし「天皇霊」が三輪山に籠もるとした場合、これは不可解とせざるを得ない。鈴木 の 考 察 に よ れ ば 三 輪 山 祭 祀 は 六 世 紀 代 に ピーク を 迎 え て い た が、和 田 が 指 摘 す る よ う な 王 権 に よ る 国 家 的 祭 祀 か ら 三 輪 君 に よ る 大 物 主 神 の 祭 祀 へ と い う 六 世 紀 中 葉 の 段 階 的 変 化 は 見 ら れ な い と さ れ て い る。つ ま り、敏 達 朝 前 後 ま で 三 輪 山 に 「天 皇 霊」 が 籠 も る と い う 観 念 が あ り 国 家 的 祭 祀 が 行 わ れ て い た が 後 に 大 物 主 神 の 祭 祀 へ と 変 化 し た、と い う よ う な こ と も 想定 で き な い。ま た、史 料 1 に よ る と 敏 達 天 皇 は 綾 糟 の 誓 約 を 直 接 聞 い て い る。「天 皇 霊」 が 当 代 の 天 皇 自 身 の 霊 威 で あ れ ば、綾 糟 の 前 に い る 敏 達 天 皇 の 霊 威 が 三 輪 山 に 籠 も る と は 考 え 難 い。

さ ら に 『紀』 に お い て 倭 王 権 の 東 国 支 配 と 三 輪 山 が 密 接 に 結 び つ い て い る こ と も 重 要 で あ る。『紀』 景 行 天 皇 五 十 一 年 八 月 壬 子 条 に は、日 本 武 尊 が 伊 勢 神 宮 に 献 上 し た 「蝦 夷」 が 騒 動 を 起 こ し た た め 大 和 の 御 諸 山 の 麓 に 移 し た が、神 山 の 樹 を 切 り 隣 里 の 人 民 を 脅 か し た た め さ ら に 畿 外 に 移 し、こ れ が 播 磨 等 五 カ 国 の 佐 伯 部 の 祖 と な っ た こ と が 見 え る。日 本 武 尊 の 東 征 説 話 の 後 日 談 で、蝦 夷 と 三 輪 山 の 接 点 が 見 出 せ る。

『紀』 崇 神 天 皇 四 十 八 年 正 月 戊 子 条 に は、崇 神 天 皇 の 命 に よ り 豊 城 命（上 毛 野 君・下 毛 野 君 ら の 祖）と 活 目 尊（後 の 垂 仁 天 皇）が そ れ ぞ れ の 見 た 夢 を 比 べ る 話 が あ る。御 諸 山 に 登 り 東 を 向 い て 八 廻 弄 槍 し 八 廻 撃 刀 し た と 述 べ た 豊 城 命 は 東 国 を 治 め よ と 言 わ れ、御 諸 山 の 嶺 に 登 り、四 方 に 縄 を め ぐ ら せ 粟 を 食 べ に 来 た 雀 を 追 い 払 っ た と 述 べ た 活 目 尊 は 朕 の 位 を 継 げ と 言 わ れ た と あ る（⁴²）。ま た 『紀』 景 行 天 皇 五 十 五 年 二 月 壬 辰 条 に は、豊 城 命 の 孫 の 彦 狭 嶋 王 が 東 山 道 十 五 国 の 都 督 に 任 じ ら れ る が 春日 の 穴 咋 村 で 死 亡 し て し ま い、悲 し ん だ 東 国 の 人 民 が 彦 狭 嶋 王 の 屍 を 盗 み 出 し て 上 野 国 に 葬 っ た こ と が 見 え る。さ ら に 『紀』 景 行 天 皇 五 十 六 年 八 月 条（史 料 3） に は 彦 狭 嶋 王 の 死 を 受 け て 子 の 御 諸 別 王 に 「蝦 夷」 の 征 討 を 命 じ た こ と が 見 え る。こ の 御 諸 別 王 と い う 名 が 御 諸 山 と 関 連 づ け ら れ て い る こ と は 明 ら か だ ろ う。こ れ ら の 記 事 は 上 毛 野 氏 の 家 記 を も と に、上 毛 野 氏 の 祖先 に よ る 東 国 統 治 の 正 統 性 を 説 明 す る た め 書 か れ た も の で、上 毛 野 氏 と 三 輪 山・東 国 統 治・蝦 夷 征 討 が 結 び つ け ら れ て い る（⁴³）。

史料1で綾糟が三輪山に向かって誓約しているのは、三輪山の神に東国統治や蝦夷征討を支える神として信仰される面があったからである。これらの点から、三輪山と「天皇霊」は結びつかない考える。

「天地諸神」と三輪山はどのような関係にあるのだろうか。『紀』欽明天皇十三年五月乙亥条（史料4）や『同』天武天皇元年六月丁亥条（史料5）を改めて見てみると、「天皇之霊」とともに「上天擁護之福」や「神祇之霊」という言葉が見られる。これらは「天皇之霊」とセットで記述されていると思われ、史料1の「天地諸神及天皇霊」も同様のものではないかと考えられる。つまり『紀』は、「天皇霊」「天皇之霊」という当代の天皇の霊威の他に、「天地諸神」「上天擁護之福」「神祇之霊」など王権を守護する別の力があることをセットで記述しているのである。よって、「天地諸神」も「天皇霊」と同様、三輪山とは結びつかないとすべきだろう。そもそも「天皇霊」「天皇之霊」が天皇号成立後に潤色された言葉である以上、こうしたセットでの記述そのものが『紀』編者によって統一になされた可能性が高い。よって、史料1において綾糟が誓約したのは「面^二三諸岳^一」とある通り、三輪山の神に対してだったとすべきである。

これまでの考察から、史料1については次のように解釈される。まず、六世紀末の敏達朝に蝦夷が服属儀礼を行ったことは事実だろう。初瀬川に入り三輪山に向かい水をすすって誓約を行ったという所作も事実と考えられる。この時、誓約したのは東国統治や蝦夷征討を支える三輪山の神の神格に対してだった。しかし、敏達天皇の詔は『紀』編者により造作されたものである。綾糟の誓約の「臣等蝦夷：絶^二滅臣種^一矣」の部分についても六世紀末の実際の誓約の文言をそのまま伝えているとは言えず、七世紀後半頃に使われていた蝦夷や隼人の誓約の文言をもとに書かれた可能性が高い。「天地諸神及天皇霊」については、『紀』編者により統一的に記述されたものと考ええる。

三 七世紀における蝦夷の服属と倭王権の支配観念

七世紀中葉以降になると『紀』に蝦夷の朝貢に関する記事が多く見られるようになる。七世紀代の蝦夷の服属儀礼について詳細に検討した熊谷公男は次のように述べている。まず、律令制以前の服属儀礼の場について、宮近傍の泊瀬川部（六世紀後半の敏達朝）→宮の中心施設である朝庭（推古朝→斉明初年）→飛鳥寺の西の広場の須弥山像（倭京段階の斉明朝）→飛鳥寺西の槻のもと、または飛鳥川辺（天武・持統朝）、という変遷をたどったとし、蝦夷の服属儀礼が行われた場は朝庭も含めて全て神聖な神々や仏教上の諸天などの勧請が可能な場であるとする。そして、律令制以前の蝦夷の服属儀礼の特色は、王権への服属・忠誠を誓う誓約が神々を媒介とした誓約という形式をとることにあるとしている⁴⁴。七世紀代の蝦夷の饗応、服属儀礼の変化を示す主な史料としては次の三つがあげられる。

史料6 『紀』斉明天皇元年七月己卯条

於^二難波朝^一、饗^二北^一（北、越）^一。蝦夷九十九人、東（東、陸奥）^一。蝦夷九十五人^一。并設^二百濟調使一百五十人^一。仍授^二柵養蝦夷九人・津刈蝦夷六人、冠各二階^一。

史料7 『紀』斉明天皇五年（六五九）三月甲午条

甘檮丘東之川上、造^二須弥山^一、而饗^三陸奥与^二越蝦夷^一。〈檮、此云^二柯之^一。川上、此云^二箇播羅^一。〉

史料8 『紀』持統天皇二年（六八八）十二月丙申条

饗^二蝦夷男女二百一十三人於飛鳥寺西槻下^一。仍授^二冠位^一、賜^レ物各有^レ差。

饗応や服属儀礼が行われた場・施設の変遷が重視されているのは、そこから倭王権と蝦夷との関係性、倭王権の蝦夷等に対する支配観念の変化をうかがうことができるからである。場や施設の変化と支配観念の変化に注目し、改めて七世紀代の蝦夷の服属について考えていきたい。

『紀』敏達天皇十年閏二月条（史料1）の後、蝦夷の朝貢が見られるのは皇極紀である。皇極天皇元年（六四二）九月に越蝦夷数千人が内附し（45）、同年十月に蝦夷を「朝」において饗応したとされる（46）。だが、『紀』の条文にはこの時に蝦夷を饗応した「朝」がどこなのか記されていない。『紀』によると舒明天皇十三年（六四一）十月に舒明天皇が百濟宮で没し（47）、その後皇極天皇は、まず皇極天皇元年十二月に小墾田宮（或本には東宮南庭之権宮とある）に遷り（48）、さらに皇極天皇二年（六四三）四月に飛鳥板蓋宮に遷ったとある（49）。よって、皇極天皇元年十月に蝦夷を饗応したのは百濟宮だったと思われる。

皇極天皇元年の次に蝦夷の朝貢が確認できるのは大化二年（六四六）で、孝徳天皇が子代離宮に御し、蝦夷が親附したことが見える（50）。子代離宮については、造営時期が近く先行する施設に手を加えて宮としたなどの共通点があることから、小郡宮と同一のものであることが指摘されている（51）。そして、史料6に見るように斉明天皇元年に越・陸奥の蝦夷が朝貢し、「難波朝」でこれを饗応している（52）。

今泉隆雄は「朝」「難波朝」とは朝堂と朝庭（朝堂に囲まれた庭）に当てることができるとしている。また、『紀』白雉五年（六五四）十二月己酉条に「皇太子、奉_二皇祖母尊_一、遷_二居倭河辺行宮_一」と遷宮していることが見えるのに、斉明天皇元年に「難波朝」が用いられたのは、新宮の後飛鳥岡本宮が未完成だったことによると指摘している（53）。史料6の「難波朝」は白雉三年（六五二）に完成した孝徳朝の難波長柄豊碕宮（前期難波宮）の朝庭と考えられる（54）。

ところで、熊谷公男は推古朝（斉明初年に蝦夷の服属儀礼が行われたのは宮の中心施設の朝庭であるとし、朝庭の性格について次のように述べている。すなわち、大王の統治の場である王宮は王権と「天下」的世界の守護神のいる世界（「高天原」的天）に通じ、それらの神々の降臨する空間と意識されていた。そして、王宮の朝庭もまた天上の世界に連なる神聖・厳粛な空間と意識されていた、としている（55）。朝庭が神聖な空間として認識されていたことは確かだと思われるが、推古朝（斉明

初年という時期の朝廷には別の側面もあったのではないかと考える。

前期難波宮の内裏南門の東西には八角形の楼閣（八角殿院）が東西対称に建てられていたことが発掘調査によって明らかにされている。その性格については諸説あるが、近年、古市晃は仏殿説（56）をさらに発展させ、須弥山と耆闍崛山（靈鷲山）を擬したものを一對の形で造営したとする説を提起している（57）。須弥山とは仏教の宇宙観において構想される世界の中心にあるとされる高山であり、耆闍崛山は中インドの摩揭陀国の首都の東北に位置し、釈迦による説法の地とされる山である。白雉三年に難波長柄豊碇宮の内裏で無量寿経を講読させているが（58）、無量寿経において耆闍崛山は釈迦による法華経・無量寿経説法の地とされている。このことから、古市は孝徳朝段階で仏教世界の中心である須弥山とともに耆闍崛山に対する信仰が存在したことを指摘する。そして、倭の仏教制度に大きな影響を与えた北魏の都平城では「耆闍崛山及須弥山殿」が一對の関係で造営されており、この北魏の観念が前期難波宮の内裏の八角殿院の構造に影響を与えたと論じている。舒明天皇十二年（六四〇）に僧惠隱に無量寿経を講読させていること（59）、大化四年（六四八）に左大臣阿倍内麻呂が四天王寺を拡充した際に靈鷲山像を造らせていることなどからは（60）、七世紀中頃に靈鷲山や無量寿経が重要視されていたことがうかがわれる。よって、古市の指摘は重視すべきであり、難波長柄豊碇宮の朝廷には孝徳朝の仏教的世界観に基づく支配観念を示す場という側面もあったと考える。蝦夷の饗応や服属儀礼の場として機能したその性格を「神々の降臨する空間」という側面だけで捉えることはできないだろう。

『紀』における須弥山の初見は推古天皇二十年（六一二）是歳条で、百濟より渡来した路子工芝耆麻呂に小墾田宮の「南庭」に「須弥山形及吳橋」を造らせたことが見える。古市晃は、小墾田宮の「南庭」も饗宴の場となり得る場所だとしている（61）。他に須弥山像を設置したことが見えるのは斉明紀である。斉明天皇三年（六五七）に須弥山像を飛鳥寺西に造り、孟蘭盆会を設けて都貨邏人を饗応しており（62）、その二年後には甘檮丘の東の川上に須弥山像を造り、陸奥と越の蝦夷を饗応したとある

（史料7）。須弥山像設置の最後の事例は斉明天皇六年で、石上池辺に廟塔のような高さの須弥山像を造り肅慎を饗応したとある（63）。今泉隆雄は、斉明朝に須弥山像を設置した飛鳥寺西・甘檮丘の東の川上・石上池辺は同じ場所（以下、飛鳥寺西の地域とする）を指しているとしている（64）。須弥山像が設置された場所は、小墾田宮の「南庭」（推古朝）↓難波長柄豊碕宮の八角殿院（孝徳朝の白雉三年↓斉明初年）↓飛鳥寺西の地域（斉明天皇三年↓六年）という変遷をたどったと考えられる。

このように須弥山像は推古朝↓斉明朝にかけて断続的に設けられていた。始めて小墾田宮の「南庭」に須弥山像が設置された推古天皇二十年から前期難波宮の八角殿院が完成したと見られる白雉三年の間は四〇年ほど開いているが、この間にも舒明朝の無量寿経の講読、大化四年の霊鷲山像の設置などが確認できることから、推古朝の須弥山像設置時より取り入れられた仏教的世界観に基づく支配観念は斉明朝に至るまで一貫して継承されたと考えられる。敏達朝頃は宮に近い三輪山の神への誓約が重要視されていたが、推古朝に須弥山像を設置して以降、倭王権の支配観念は大きく転換したと見るべきである。

推古朝↓斉明初年にかけて朝廷には須弥山像など仏教的施設が設置されることがあった。しかし斉明天皇三年以降、須弥山像は新たに整備された飛鳥寺西の地域に設置されることとなった。つまり、仏教的世界観に基づく支配観念は継承されたが、それを表す場が朝廷から飛鳥寺西の地域に移ったのである。史料6と史料7の間にはこうした支配観念の継承と、それを表す場の変化があった。

ところが飛鳥寺西の地域のこうした性格は長くは続かず、天武朝以降に新たな性格が表に出てくるようになる。天武天皇六年（六七七）に飛鳥寺西槻下で多禰嶋人を饗応し（65）、その四年後にも飛鳥寺西河辺で再び多禰嶋人を饗応した（66）。天武天皇十一年（六八二）には飛鳥寺の西で隼人らを饗応して種々の樂を発し、賜祿している（67）。持統天皇二年に飛鳥寺西槻下で蝦夷の男女二・三人を饗応し、冠位を授け、物を賜っており（史料8）、持統天皇九年（六九五）には西の槻の下で隼人に相撲をとらせている（68）。天武天皇六年↓持統天皇九年にかけて飛鳥寺西の地域は多禰嶋人・蝦夷・隼人などの化外の人々を

饗応し服属儀礼を行う場として引き続き機能したが、もはや須弥山像は設置されておらず、替わって大槻が重視されるようになっていた。

この大槻は天武朝以前から特別な樹木として神聖視されていた。乙巳の変の最中、天皇・皇祖母尊・皇太子・群臣等が天神地祇に誓盟したのは大槻樹の下だったとされている(69)。今泉隆雄は、飛鳥寺西の地域の大槻は「齋槻」といわれる神木で、神の依り坐す依代と観念されていたと指摘している(70)。

天武朝以降における飛鳥寺西の地域の大槻の重視は、推古朝より斉明朝まで蝦夷などの化外の民の支配に用いられた仏教的世観に基づく支配観念が影をひそめ、新たな支配観念を持つに至ったことを意味する。熊谷公男は、天武朝以降に天皇号の採用など「現神」イデオロギーの体系化を強力に推し進め、「現神」Ⅱ「天下」的世界の秩序形成者という地位の確立を目指していったことを指摘する。また、飛鳥寺西の地域の大槻を用いるなど王権の守護神を媒介に倭王権に忠誠を誓わせる段階は、守護神としての諸神格の庇護を受けながら「天下」的世界を統治する存在と観念されていたとしている(71)。化外の人々の支配において諸神の媒介を必要としない超越的権威を有するのが律令天皇制であり、それが形成される過渡期の状況を明確にした重要な指摘である。

斉明朝まで継承された仏教的世界観による支配観念はなぜ表に出てこなくなったのか。これを明らかにするには、須弥山像設置により示された仏教的世界観について改めて考える必要がある。石上英一は、倭は仏教の宇宙像・世界像により、水平の次元では中国をその一部とする世界が実在すること、垂直の次元では須弥山を中心とする天に通じることを知ったと指摘する。そして、六・七世紀の仏教的世界観は中国の天下から倭国が離脱し、また自立するための理論的根拠となったと論じている(72)。この石上の指摘に従えば、須弥山像は東アジアの支配秩序の中で、中国の冊封体制から倭が離脱する理論的根拠を示すものであり、倭王権に対する蝦夷の誓約を媒介する存在という位置づけに収まるものではない。『隋書』卷八一、倭国伝には、大業三

年（六〇七）の遣隋使の国書に「日出処天子致書日没処天子」と書かれていたことが見えるが、七世紀の倭王権にとって隋・唐との国力差は明白であり、遣隋使派遣の目的は隋との対等な関係の構築ではなく、隋との関係を強化することにより、朝鮮半島の諸国に対する優位性を確保することにあつたと考えるのが穏当だろう。推古朝く斉明朝に須弥山像を設置することによって示された倭王権の仏教的世界観による支配観念とは、隋・唐の冊封体制から離脱しつつ、列島内の蝦夷などの化外の人々や朝鮮半島の諸国に対し、倭王権を中心とする天下観を示すというものだったと考える。

しかし、倭王権が推古朝から約半世紀にわたり継承してきたこの支配観念も、天智天皇二年（六六三）の白村江の戦いの敗北により倭国の外交関係が破綻したこととでその効力を失った。そして、これまでと異なる倭王権を中心とする天下観、新たな支配論理の構築が必要とされた。それが、天武朝以降の飛鳥寺西の地域の大槻を媒介とした化外の人々の支配、「現神」イデオロギーの体系化などに繋がっていった。史料7と史料8の間には場の継承とともに、こうした倭王権の重大な支配観念の変化があつたのである。持統天皇三年（六八九）には蝦夷の出家を許可し、仏像を与えたことなどが知られる⁽⁷³⁾。蝦夷支配における仏教の用いられ方が大きく変わっているが、それも倭王権の支配観念と仏教の関係が変化したことの現れと見られる。

おわりに

これまでの考察をまとめてむすびとしたい。『紀』の蝦夷関係記事の中で、蝦夷の来朝・朝貢に関する記事を中心に検討し、倭王権の蝦夷支配について考察した。まず『紀』の蝦夷関係記事において確かな記録に基づく記述が見られるのは敏達紀以降であることを指摘した。

次に『紀』敏達天皇十年閏二月条（史料1）の綾糟の服属記事について検討した。敏達朝に蝦夷の綾糟が服属したこと、服

属儀礼の所作そのものは史実に基づくと見られ、誓約した相手は東国統治や蝦夷征討を支える三輪山の神の神格だと指摘した。しかし、綾糟の誓約の文言については、七世紀後半頃の蝦夷や隼人の誓約の文言をもとに述作された可能性が高く、「天地諸神及天皇霊」は『紀』編者によって統一的に記述されたものだとは指摘した。

さらに、七世紀以降の蝦夷の朝貢記事について検討した。蝦夷の饗応や服属儀礼の場合は、宮の中心施設の朝庭（推古朝→斉明初年）→飛鳥寺西の地域（斉明天皇三年→持統朝）と変化しているが、推古→斉明初年にかけては朝庭に仏教的世界観を象徴する須弥山像など仏教的施設を断続的に設置し、斉明天皇三年→同六年にかけては飛鳥寺西の地域に須弥山像が設置されたことから、仏教的世界観に基づく支配観念が推古朝→斉明朝を通じて一貫して継承されたこと、敏達朝頃までは宮に近い三輪山の神が重要視されたが、推古朝に倭王権の支配観念が大きく転換したことを指摘した。そして、須弥山像などが示す仏教的世界観に基づく支配観念とは、隋・唐の冊封体制から離脱し、列島内の化外の人々や朝鮮半島の諸国に対し倭王権を中心とする天下観を示すというものだったが、白村江の戦いの敗北で効力を失ったことを論じた。

六世紀末頃から七世紀にかけて蝦夷を饗応する場や設置する施設は幾度も変化し、また蝦夷など化外の人々に対する倭王権の支配観念も変化したが、これらは互いに連動していた。こうした変化は、七世紀以前の倭王権が、列島内における支配の拡大や、朝鮮半島の諸国、隋・唐との外交に対応する中で、自らの列島支配の正統性をどのような論理で支えるべきかを模索し続けたことを映し出しているのである。

註

(1) 『紀』神武天皇即位前紀戊午年十月癸巳条には道臣命が大来目部を率い、大和の忍坂邑で八十梟帥の残党を討ち、「愛瀨詩(エミシ)を一人百人、人は云へども抵抗もせず」という戦勝歌を歌ったことが見える。「エミシ」という言葉の初出

だが、文脈上、東北地方の蝦夷を指してはいないので、ここでは数えないことにした。

この歌謡に注目した工藤雅樹は、「エミシ」という語は古い時期の日本語で、もとは異民族に対する蔑称ではなく、「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の念の入り混じった語だったと論じている。工藤「古代国家と蝦夷」(『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九八二年) 四四二～四四三頁。

また、『紀』斉明天皇六年五月是月条、『同』天智天皇七年(六六八)七月条には「夷」と見えるが、これらも蝦夷を指しているとして数えたと四〇条となる

(2) 『記』景行天皇段。

(3) 坂本太郎「日本書紀と蝦夷」(坂本太郎著作集二『古事記と日本書紀』吉川弘文館、一九八八年。初出は一九五六年) 七二～二七三頁。

(4) 石母田正は、大宝律令の制定時に日本を中心とする小帝国構造が成立したと論じている。石母田「天皇と「諸蕃」―大宝令制定の意義に関連して―」(『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は一九六三年) 一五～一七頁。

(5) 坂本註(3) 前掲論文、二七八～二八四頁。

(6) 坂本註(3) 前掲論文、二八四頁。

(7) 日本古典文学大系『日本書紀』上、(岩波書店、一九六七年) 五〇七～五〇八頁、頭註。

なお、原口耕一郎が『紀』の隼人関係記事を出典論の面から詳細に検討している。原口「『記・紀』隼人関係記事の再検討(二)」(名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』一五、二〇一一年)。

(8) 『紀』景行天皇二十七年二月壬子条。

(9) 『紀』景行天皇四十年七月戊戌条、『同』景行天皇四十年是歳条(後掲史料2)、『同』景行天皇五十一年八月壬子条。

(10) 日本古典文学大系『日本書紀』上（岩波書店、一九六七年）補註七―二五、六〇〇頁。

(11) 日本古典文学大系『日本書紀』上（岩波書店、一九六七年）頭註、三〇二頁。

(12) 『紀』景行天皇五十六年八月条（後掲史料3）。

(13) 『紀』崇神天皇四十八年四月丙寅条、『記』崇神天皇段。

(14) 『紀』編纂における豪族の家記の利用について坂本太郎は、持統天皇五年（六九一）八月辛亥条に見える一八氏に墓記を進上させたことを契機として、背後にある家記も提出させたと指摘している。坂本註（3）前掲論文、二八八頁。坂本「纂記と日本書紀」（坂本太郎著作集二『古事記と日本書紀』吉川弘文館、一九八八年。初出は一九四五年）一四九―一五〇頁。

なお、上毛野氏の家記をもととした記事については、志田諄一や前沢和之が詳しく検討している。志田「上毛野君」（『古代氏族の性格と伝承』（復刻再版）、雄山閣、一九八五年。初版は一九七一年）。前沢「豊城入彦命系譜と上毛野地域―その歴史的特性をめぐって―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』四四、一九九二年）。

(15) 『紀』応神天皇三年十月癸酉条。

(16) 坂本註（3）前掲論文、二八三頁。

(17) 『紀』仁徳天皇五十五年条。

(18) 『紀』雄略天皇二十三年八月丙子条。

(19) 尾代の蝦夷鎮圧の説話について、志田諄一は吉備氏が従事した内外征討のひとつを宮廷儀礼として演じたものをもとにしている可能性を指摘している。志田「吉備臣」（『古代氏族の性格と伝承』（復刻再版）、雄山閣、一九八五年。初版は一九七一年）一四八―一四九頁。

- (20) 工藤註(1) 前掲論文、四四三～四四四頁。
- (21) 荒井秀規「『東国』とアヅマーヤマトから見た「東国」——(関和彦編、古代王権と交流二『古代東国の民衆と社会』名著出版、一九九四年) 四九頁。
- (22) 井上光貞「国造制の成立」(井上光貞著作集四『大化前代の国家と社会』岩波書店、一九八五年。初出は一九五一年)。
- (23) 大山誠一「五世紀の王権」「継体朝の成立と王権の確立」(『古代国家と大化改新』吉川弘文館、一九八八年)。
- (24) 坂本註(3) 前掲論文、二八二頁。
- (25) 原口耕一郎は、『冊府元龜』卷一七〇、帝王部、来遠、『同』卷九七七、外臣部、降附、『旧唐書』卷三、本紀第三、太宗下の太宗貞觀二十二年(六四八)二月の条文に「西蕃沙鉢羅葉護率衆歸附」という記事あることを指摘する。そして、『冊府元龜』の唐代の記事は唐の実録に基づく部分があるとされているが、『紀』の文飾にも初唐の実録が利用されたと考えられるとし、これらは「唐太宗実録」に拠るものではないかとしている。原口註(7) 前掲論文、二二二頁。原口『『日本書紀』の文章表現における典拠の一例——「唐実録」の利用について——」(大山誠一編『日本書紀の謎と聖徳太子』平凡社、二〇一一年) 一五七～一五八頁。
- (26) 熊谷公男 a 「蝦夷の誓約」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』一、真陽社、一九八五年)。同 b 「蝦夷と王宮と王権——蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格——」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』三、真陽社、一九九七年)。
- (27) 熊谷註(26) a 前掲論文、二〇～二二頁。
- (28) 永山修一「隼人の登場」(『隼人と古代文化』同成社、二〇〇九年)。
- (29) 熊谷公男「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年) 六二～六九頁。

- (30) 『続日本紀』天平宝字元年七月癸酉条には「癸酉、詔曰、塩焼王者、唯預^二四王之列^一。然不^レ会^二謀庭^一、亦不^レ被^レ告、而縁^二道祖王^一者、応^レ配^二遠流罪^一。然其父新田部親王、以^二清明心^一仕奉親王也。可^レ絶^二其家門^一」^{夜止為奈母}、此般罪免給。自^レ今往前者以^二明直心^一仕^二奉朝廷^一」^{止詔}とあり、『続日本紀』天平宝字元年八月庚辰条には「庚辰、詔曰、今宣^久、奈良麿^我兵起^尔被^レ雇^{多利志}秦等^{乎婆}遠流賜^都。今遣秦等者、惡心無而清明心^乎持而仕奉^{止宣}」とある。
- (31) 瀬間正之「清明心の成立とスメラミコト―鏡と鏡銘を中心に―」(『高岡市万葉歴史館紀要』一八、二〇〇八年)二〇四、一二〇―一二三頁。
- (32) 天皇号の研究史については、大和岩雄「「天皇」号の始用時期をめぐって」(横田健一先生古稀記念会編『日本書紀研究』一五、政治・制度篇、塙書房、一九八七年)、森公章「天皇号の成立をめぐって―君主号と外交との関係を中心として―」(『古代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九八三年)などが詳しくまとめている。
- (33) 津田左右吉「天皇考」(津田左右吉全集三『日本上代史の研究』岩波書店、一九六三年。初出は一九二〇年)。
- (34) 渡辺茂「古代君主の称号に関する二、三の試論」(吉村武彦・小笠原好彦編、展望日本歴史五『飛鳥の朝廷』東京堂出版、二〇〇一年。初出は一九六七年)。東野治之「天皇号の成立年代について」(『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年。初出は一九六九年)。増尾伸一郎「天皇号の成立と東アジア―近年出土の木簡と朝鮮の金石文を手がかりにして―」(大山誠一編『聖徳太子の真実』平凡社、二〇〇三年)。
- (35) 熊谷公男「古代王権とタマ(霊)―「天皇霊」を中心として」(『日本史研究』三〇八、一九八八年)。
- (36) 小林敏男は「神祇之霊」(『紀』景行天皇四十年七月戊戌条)、「皇祖之霊」(『同』神功皇后摂政前紀条)、「天皇之霊」(『同』欽明天皇十三年五月乙亥条(史料4)、『同』天武天皇元年六月丁亥条(史料5))などの類似した用語を検討し、当代天皇の霊・神祇の霊・皇祖の霊に分類できると指摘している。小林「天皇霊と即位儀礼」(『古代天皇制

の基礎的研究』校倉書房、一九九四年）二二二～二三三頁。

- (37) 岡田精司「河内大王家の成立」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年。初出は一九六八年)二九一～二九二頁。
熊谷註(35) 前掲論文、九頁。

- (38) 田中卓「大神神社の創祀」(田中卓著作集一『神話と史実』国書刊行会、一九八七年)三五四～三六〇頁。小林註(36) 前掲論文、二三四～二三七頁。鈴木正信「大神氏の分布とその背景」(『彦根論叢』三九五、二〇一三年)一〇～一一頁。
(39) 和田萃「三輪山祭祀の再検討」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、塙書房、一九九五年。初出は一九八五年)四六頁。
(40) 鈴木正信「三輪山祭祀の構造と展開―大神氏との関係を中心として―」(『早稲田大学日本古典籍研究所年報』六、二〇一三年)三六、一一～一三頁。

- (41) 鈴木正信「大三輪神の神格とその重層性」(『彦根論叢』三九三、二〇一二年)一四～一五頁。

- (42) 『紀』崇神天皇四十八年四月丙寅条には活目尊を皇太子に立て、豊城命に東国統治を命じたことが見える。

- (43) この他に、『紀』仁徳天皇五十五年条の上毛野氏の祖先の田道による蝦夷との戦いの説話、『同』舒明天皇九年(六三七)是歳条の上毛野君形名による蝦夷征討など、上毛野氏による蝦夷征討が繰り返し述べられている。

- (44) 熊谷註(26) b 前掲論文、六～一二頁。

- (45) 『紀』皇極天皇元年九月癸酉条。

なお、『同』皇極天皇元年十月丁酉条にも蘇我大臣(蝦夷)が自身の邸宅に蝦夷を招いて饗応したことが見え一連の内容と考えられることから、数千人という人数は誇張されたものだろうが、これらは信頼できる公的な記録によった記事と考えられると坂本太郎は指摘している。坂本註(3) 前掲論文、二八三頁。

- (46) 『紀』皇極天皇元年十月甲午条。

(47) 『紀』舒明天皇十三年(六四一)十月丁酉条。

(48) 『紀』皇極天皇元年十二月壬寅条。

(49) 『紀』皇極天皇二年(六四三)四月丁未条。

(50) 『紀』大化二年正月是月条。

(51) 直木孝次郎「難波小郡宮と長柄豊碕宮」(難波宮址を守る会編『難波宮と日本古代国家』塙書房、一九七七年)。田中卓「郡司制の成立」(田中卓著作集六『律令制の諸問題』国書刊行会、一九八六年。初出は一九五二～一九五三年)。鎌田元一「難波遷都の経緯―飛鳥より難波宮へ―」(『律令国家史の研究』塙書房、二〇〇八年。初出は一九八七年)。吉川真司「難波長柄豊碕宮の歴史的位置」(吉村武彦・小笠原好彦編、展望日本歴史五『飛鳥の朝廷』東京堂出版、二〇〇一年。初出は一九九七年)。

(52) 『紀』齐明天皇元年是歳条には「蝦夷・隼人、率^レ衆内属。詣^レ闕朝献」と見えるが、この条文は史料6の重複記事であると熊谷公男は指摘している。熊谷註(29)前掲論文、八一頁。

(53) 今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年。初出は一九八六年)七四頁。

(54) 『紀』白雉三年九月条。

(55) 熊谷註(26) b 前掲論文、六～九頁。

(56) 藺田香融「わが国における内道場の起源」(『日本古代仏教の伝来と受容』塙書房、二〇一六年。初出は一九八〇年)一三〇～一三六頁。

(57) 古市晃「孝徳朝難波宮と仏教世界―前期難波宮内裏八角殿院を中心に―」(『日本古代王権の支配論理』塙書房、二〇〇九年。初出は二〇〇四年)三〇四～三〇九頁。

- (58) 『紀』白雉三年四月壬寅条。
- (59) 『紀』舒明天皇十二年五月辛丑条。
- (60) 『紀』大化四年二月己未条。
- (61) 古市註(57) 前掲論文、三〇六頁。
- (62) 『紀』齐明天皇三年七月辛丑条。
- (63) 『紀』齐明天皇六年五月是月条。
- (64) 今泉隆雄「飛鳥の須彌山と齋槻」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年。初出は一九九二年) 二二頁。
- (65) 『紀』天武天皇六年二月是月条。
- (66) 『紀』天武天皇十年(六八一) 九月庚戌条。
- (67) 『紀』天武天皇十一年七月戊午条。
- (68) 『紀』持統天皇九年五月丁卯条。
- (69) 『紀』大化元年(六四五) 六月乙卯条。
- (70) 今泉註(64) 前掲論文、三一〜四五頁。
- (71) 熊谷註(26) b 前掲論文。
- (72) 石上英一「古代東アジア地域と日本」(日本の社会史一『列島内外の交通と国家』岩波書店、一九八七年) 八四〜八五頁。
- (73) 『紀』持統天皇三年正月丙辰条、『同』持統天皇三年正月壬戌条、『同』持統天皇三年七月壬子条。

第Ⅱ部 律令国家の蝦夷・俘囚支配

第一章 蝦狄についての基礎的考察

はじめに

中国で成立した華夷思想では、中華が世界の中心であり、中華の外側には東夷・西戎・南蛮・北狄の四夷が存在するとされている。古代日本の律令国家はこの華夷思想を導入し、自らを中心とする小帝国思想を持つに至った(1)。そして、東北地方に居住し律令国家の支配に従わない人々を蝦夷と位置づけた。蝦夷という表記は、中華思想の東夷をもとに作られたものである。『日本書紀』を見てみると、東夷は景行紀にのみ集中して使われるという特徴があり(2)、東夷と蝦夷の関係を「其東夷之中、蝦夷是尤強焉」としている(3)。東夷は複数の集団を内包した大きなまとまりであり、蝦夷はそのなかの一つの集団として位置づけられている。『日本書紀』は景行紀の記述によって東夷の中に蝦夷がいるという観念を明示しているのである(4)。

一方、『続日本紀』の文武天皇元年(六九七)～宝亀十一年(七八〇)の記事では蝦狄という表記も使われた。蝦狄は蝦夷の「蝦」と北狄の「狄」を組み合わせて作られたものであり、その成り立ちから、列島内における東夷を象徴する蝦夷に対し、北狄を象徴するために作られた表記とされる。

ただし、見逃してはならないのが、『日本書紀』では蝦狄はおろか狄も使われていないことである。景行紀において東夷を集中的に用い、蝦夷がいかなる存在であるかを示そうとした姿勢とは大きく異なると言わなければならない。よって、蝦狄という表記は、それが創出された七世紀末の国家の置かれた状況や支配思想と密接に関係するものと考えられる。本章ではこの蝦狄に注目し、八世紀初頭にこの用語が作られた理由、蝦狄が示す対象の変化、そして蝦狄の消滅と北方の人々に対する認識の変化の関係について考えていきたい。

一 蝦狄をめぐる問題点

早くにこの蝦狄に注目した喜田貞吉は、蝦夷は東夷すなわち太平洋方面の住民を指す呼称であり、これに対し、北狄すなわち日本海方面の住民に対して蝦狄という呼称を作ったと指摘しており、蝦夷と蝦狄は同一民族だと述べている(5)。

喜田の指摘は、蝦狄を研究するうえで基本となる理解である。後で詳しく論じるが、『続日本紀』の蝦狄の用例を確認すると、確かに東北地方の太平洋側、出羽国の地域やそこから北方の人々を表す言葉として用いられている。

しかしながら、単純に東夷の蝦夷に対するものとして北狄の蝦狄という表記が作られたとだけ考えれば良い訳ではない。蝦狄という表記が作られた背景には、七世紀末における国家の列島支配の状況や異民族に対する支配観念が深く関わっていた。

『日本書紀』にも越の国やそれ以北の東北地方日本海側の人々を描写した記述はあるが、蝦狄や狄は使われていない。『日本書紀』斉明天皇元年七月己卯条の「於_二難波朝_一、饗_二北_一(北、越) 蝦夷九十九人、東(東、陸奥) 蝦夷九十五人」という記述によれば、陸奥を東、越を北と認識していたことが知られるが、そこに住む人々についてはどちらも「蝦夷」と表記している。また、『日本書紀』斉明天皇四年四月条には「饗田・淳代二郡蝦夷」「渡嶋蝦夷」などが見える。東北地方日本海側は「渡嶋」に至るまで蝦夷の地として書かれており、蝦狄や狄の地とはされていない。国土の東と北を区別して捉えておきながら、蝦夷の表記だけを用いて蝦狄や狄の表記を使わなかったのは、七世紀段階では華夷思想を取り入れつつも四夷を厳密に設定する必要性を倭王権が自覚していなかったことの表れだろう(6)。蝦狄という表記は持統朝以前における国土の北と東の地理的認識のみでは成立に至らなかったものであり、それ以上の意味が付加されて作られたということになる。蝦狄が使われるようになった文武朝頃に国土の北と東に狄と夷を設定したということであり、蝦狄の成立は、七世紀末における国家の華夷思想の

本格的導入による小帝国思想の成立と関わるものと考えられる。

このような蝦狄に注目し、詳細に検討したのが熊田亮介である。熊田は、蝦狄の表記と結びついている出羽国の性格について、越後国から分割されたので東山道に含まれるが同時に国土の北辺としても位置づけられていたと指摘し、陸奥蝦夷は東蝦夷、越・出羽蝦夷は北の蝦夷であって、いずれも領域的実体を有しており、北蝦夷が北方の夷狄を意味する蝦狄に変化する十分な契機があったとする。さらに、『続日本紀』宝龜十一年八月乙卯条に見える「狄志良須俘囚宇奈古」が、『日本書紀』持統天皇十年（六九六）三月甲寅条の「肅慎志良守叡草」と共通することに注目し、七世紀代にはエミシと肅慎（八世紀以後は靺鞨として記述される⁽⁷⁾）は明確に区別されていたが、八世紀に入ると肅慎は狄の名を負って存在することになり、蝦狄は国土の北方に住むエミシと肅慎の両方を包含する表記として用いられるに至ったとしている。そして、蝦狄の觀念が政治的に作られ上がった可能性を否定はできないが、少なくとも隣国・諸蕃、それに蝦夷・隼人という夷狄に加え、大陸の北方に結びつくかもしれないと判断された異質の集団が古代国家の北辺に存在するという脅威を考慮する必要があると述べている⁽⁸⁾。

熊田の見解の特徴は、蝦狄が華夷思想を踏まえて政治的要請によって生み出された可能性に加え、七世紀から八世紀における東北地方から北方の大陸の実態に対する国家側の認識が反映されたことを指摘したところにあり、支持すべきだと考える。しかしながら、蝦狄に関してはさらに検討すべき点が残されているように思う。それは、蝦狄は最初から東北地方日本海側から渡嶋までの広範囲の人々を内包する表記だったのか、意味は変化しなかったのかという問題である。以下、蝦狄の用例を改めて検討し、出羽国・地域の人々に対する表記の変化などにも注目してこの問題について考察していく。

二 『続日本紀』の蝦狄の用例の検討

蝦狄という表記は『続日本紀』の八つの条文で用いられている。まず、それを掲げておく。

史料1 『続日本紀』卷一、文武天皇元年（六九七）十二月庚申条

庚申、賜_二越後蝦狄物_一各有_レ差。

史料2 『続日本紀』卷一、文武天皇二年（六九八）六月壬寅条

壬寅、越後国蝦狄献_二方物_一。

史料3 『続日本紀』卷一、文武天皇三年（六九九）四月己酉条

己酉、越後蝦狄₍₉₎一百六人賜_レ爵有_レ差。

史料4 『続日本紀』卷四、和銅二年（七〇九）七月乙卯条

乙卯、令三諸国運_二送兵器於出羽柵_一。為_レ征_二蝦狄_一也。

史料5 『続日本紀』卷五、和銅五年（七一二）九月己丑条

己丑、太政官議奏曰、建_レ国辟_レ疆、武功所_レ貴。設_レ官撫_レ民、文教所_レ崇。其北道蝦狄、遠憑_二阻險_一、実縦_二狂心_一、屢驚_二辺境_一。自_二官軍雷擊_一、凶賊霧消、狄部晏然、皇民無_レ擾。誠望、便乘_二時機_一、遂置_二一国_一、式樹_二司宰_一、永鎮_二百姓_一。奏可之。於_レ是、始置_二出羽国_一。

史料6 『続日本紀』卷九、神龜元年（七二四）五月壬午条

壬午、從五位上小野朝臣牛養為_二鎮狄將軍_一、令_レ鎮_二出羽蝦狄_一。軍監二人、軍曹二人。

史料7 『続日本紀』卷三三、宝龜五年（七七四）七月庚申条（二十三日）

庚申、以_二河内守從五位上紀朝臣広純_一為_二兼鎮守副將軍_一。勅_二陸奥按察使兼守鎮守將軍正四位下大伴宿祢駿河麻呂等_一曰、將軍等、前日奏_二征夷便宜_一。以_二為一者不_レ可_レ伐、一者必當_レ伐。朕、為_二其勞_一民、且事_二含弘_一。今得_二將軍等奏_一、

蠡彼蝦狄、不_レ悛_二野心_一、屢侵_二辺境_一、敢非_二王命_一。事不_レ獲_レ已。一依_二来奏_一、宜_二早發_レ軍、応_レ時討滅_一。

史料8 『続日本紀』卷三六、宝龜十一年（七八〇）五月甲戌条

甲戌、（中略）勅_二出羽国_一曰、渡嶋蝦狄、早効_二丹心_一、来朝貢獻、為_レ日稍久。方今帰俘作_レ逆、侵_二擾辺民_一。宜_二將軍・国司賜_レ饗之日、存_レ意慰喻_一焉。

史料1・2・3・4・6は『続日本紀』の地の文で蝦狄が使われているが、史料5は太政官議奏の内容において、史料7・8は勅の中で使われている。このことから、蝦狄が『続日本紀』において単なる修飾表現として使われたのではなく、八世紀代において実際に用いられていたことが知られる。

『続日本紀』の編纂過程について検討した井上薫は、A文武く孝謙紀（文武元年正月く天平宝字二年七月）、B淳仁く光仁紀（天平宝字二年八月く宝龜八年十二月）、C光仁く桓武紀（宝龜九年正月く延暦十年十二月）がそれぞれ数度の撰集・改定を経て完成したこと、編集の最終段階である桓武朝にはBの修正、Cの撰集、Aの修正と補充が行われたことを指摘している（10）。蝦狄の語が使われているのはAとCであり、Bには使われていない。『続日本紀』編集の最終段階である桓武朝にはA・B・Cそれぞれに文飾を施す機会があったはずだが、Bのみ忘れてしまったとは考えがたい。蝦狄は七世紀末の文武朝頃から実際に用いられており、『続日本紀』に見える蝦狄は編者による文飾ではないとして良いだろう。

それでは史料1から順に検討していく。史料1によると文武天皇元年十二月に「越後蝦狄」に賜物したことが見えるが、同年十月に「陸奥蝦夷」が方物を献上している（11）。また、史料2には文武天皇二年六月に「越後蝦狄」が方物を献上したとあるが、同年十月に「陸奥蝦夷」も方物を献上している（12）。史料1・2に見える「越後蝦狄」の朝貢の前後に陸奥蝦夷が朝貢しており、国家は東夷である陸奥蝦夷に対する北狄の越後蝦狄としていたようである。

また、史料1・2には「越後蝦狄」が「方物を」献上したとあるが、『日本書紀』持統天皇二年（六八八）十一月己未条によ

ると「蝦夷百九十余人、負^二荷調賦^一而誅焉」とあり、天武天皇の殯宮で蝦夷が背負っているのは「調」とされている。これに注目した伊藤循は、隼人の貢納物が八世紀以降も律令制以前と同様に「調」と呼ばれ続けたことと対照的であり、文武朝において中華思想にもとづく夷狄概念の導入と蝦夷の差別化が実現されたことの表れだとしている⁽¹³⁾。文武朝における華夷思想の導入は蝦狄という表記の創出とともに、蝦夷や蝦狄が夷狄身分であることを明確化した。それにより、貢納物の捉え方までもが変化したのである。

史料3によると、文武天皇三年四月に「越後蝦狄」一〇六人が叙爵されたとある。史料1・2の場合と異なり、前後の時期に陸奥蝦夷が朝貢したという記事は見あたらない。越後国の情勢を確認してみると、文武天皇二年に越後国に石舟柵（磐船柵）を修理させ⁽¹⁴⁾、文武天皇四年にも越後・佐渡の二国に石船柵を修理させている⁽¹⁵⁾。史料3に見える「越後蝦狄」の叙爵は、越後国の磐船柵周辺の経営が進められるなか、付近の有力な蝦狄の首長層との関係を強化するためのものではないかと推測される。

史料4によると、和銅二年七月に「蝦狄」を征討するため諸国の兵器を出羽柵に輸送させたとある。同年三月に「陸奥・越後二国蝦夷」を征討するため兵士を徴発し、巨勢麻呂を陸奥鎮東將軍に、佐伯石湯を征越後蝦夷將軍に任じており⁽¹⁶⁾、七月にも越前・越中・越後・佐渡から船一〇〇艘を「征狄所」に送らせている⁽¹⁷⁾。同年八月には征蝦夷將軍佐伯石湯らが征討を終えて京に戻り⁽¹⁸⁾、九月に征狄將軍等に禄を賜ったとある⁽¹⁹⁾。史料4は出羽柵を拠点とした蝦夷征討にともなう措置だが、前後の史料を見てみると「征越後蝦夷將軍」「征蝦夷將軍」「征狄將軍」など、「征蝦夷」と「征狄」が混用されている⁽²⁰⁾。越後のエミシを「蝦狄」や「狄」と認識はしているものの、將軍名に「狄」を用いることがまだ定着していなかったものと思われる。

史料5は和銅五年九月に出羽国が設置されたことを伝える記事である。出羽国は、和銅元年（七〇八）に越後国の北辺に新

たに設けられた出羽郡がそのもととなっており⁽²¹⁾、和銅五年十月に陸奥国の最上・置賜二郡を編入して領域が定まった⁽²²⁾。史料5で注目されるのは「北道蝦夷」とあることで、出羽国は養老五年（七二一）頃に北陸道から東山道に所属が移ったとされるが⁽²³⁾、出羽国地域が本来は北の方位観念で捉えられていたことを示している。

史料6は神亀元年に「出羽蝦夷」を征討するため小野牛養を鎮狄將軍に任じたことを伝えている。この頃には出羽のエミシを「出羽蝦夷」と認識するようになっていたことが分かる。養老四年（七二〇）九月に陸奥国で按察使の上毛野広人が蝦夷の反乱によつて殺害されており⁽²⁴⁾、これを受けて征夷將軍と鎮狄將軍が任命されている⁽²⁵⁾。翌年四月に征夷將軍と鎮狄將軍が帰京しているので⁽²⁶⁾、その間に陸奥・出羽両国で蝦夷征討が行われたと見られる。小野牛養が鎮狄將軍に任命される数年前から出羽国の情勢は悪化していたのである。また、養老年間には出羽国方面に派遣される將軍の名称として鎮狄將軍が定着したようである。

史料7によると、宝亀五年七月、河内守の紀広純に鎮守副將軍を兼ねさせ、鎮守將軍の大伴駿河麻呂らに征夷を命じている。弘仁二年（八一）まで続く蝦夷との戦い、いわゆる東北三十八年戦争の始まりは史料7の直後にあたる『続日本紀』宝亀五年七月庚申条に見られ、陸奥国の海道蝦夷が桃生城を攻撃したことが発端となっている。しかし、史料7の「將軍等、前日奏征夷便宜」という記述から大伴駿河麻呂らがその前から蝦夷征討の必要性を奏上していたことが分かる。陸奥国では宝亀五年以前に蝦夷との関係が相当悪化していたことがうかがわれる。

この頃の蝦夷や俘囚の朝貢記事を見てみると、宝亀四年には陸奥と出羽の蝦夷・俘囚が元日朝賀に参列していたが⁽²⁷⁾、宝亀五年正月十六日には出羽蝦夷・俘囚を朝堂で饗応したとあり⁽²⁸⁾、陸奥の蝦夷・俘囚の姿が見えない。宝亀四年から五年の間に、陸奥国の蝦夷・俘囚との緊張が一気に高まったのではないかと推測される。宝亀五年正月二十日に蝦夷・俘囚の入朝そのものが停止されてしまうのも、そのためだと考えられる⁽²⁹⁾。

このように陸奥国の蝦夷との緊張が高まっていた時期において、光仁天皇がわざわざ出羽国のエミシを指して征討を命じるとは考えがたい。従って史料7の「蝦狄」は出羽国のエミシを指しているのではなく、桃生城を襲撃した海道蝦夷など、当時律令国家と衝突間近だった陸奥国の蝦夷を指していると思われる。史料1～6に見える「蝦狄」は、日本海側の越後や出羽のエミシを指していたが、この史料7の「蝦狄」は越後や出羽という地域から切り離されて使われているのである。

史料8には、「將軍・国司」つまり鎮狄將軍と出羽国司に対し、「渡嶋蝦狄」を饗応する際にはよく教え諭すようにと命じていることが見える。宝龜十一年の段階で、蝦狄という表記が渡嶋の人々を表す際に使われるようになっていくことが注目される。

渡嶋をどこに比定するかについては、①北海道説、②本州北部総称説、③津軽半島と渡島半島の一部とする説などがあり、今なお議論が続いている⁽³⁰⁾。例えば①の説の立場から蓑島栄紀は③の説に対し渡嶋蝦夷と別個に津軽蝦夷が存在している以上、渡嶋の範囲に津軽の一部を含めるのには無理があると指摘している⁽³¹⁾。確かに渡嶋蝦夷と津軽蝦夷の区別が何によつてなされたのかを明確することは重要で、地理的要因からすれば①北海道説はもともと説明がしやすく、②③の説では明瞭ににくい。しかしながら、③の立場に立つ小口雅史は、中世において津軽半島北部は津軽三(四)郡に含まれておらず、津軽半島海岸部は「西浜」「外浜」と呼ばれ、特殊な世界とされていたことを根拠としてあげている⁽³²⁾。古代の史料に見える津軽の範囲を無批判に現在の津軽地方と捉えることの問題点を指摘し、中世に存在した地理認識から津軽と渡嶋の関係を考察したものであり、説得力があると考ええる。

いずれの立場に立つにしても、渡嶋が越後や出羽から離れた地域だったことは確かで、史料8の「蝦狄」が日本海側の人々を指す、すなわち北方を意識しているという共通点は見出せる。しかし、越後・出羽からは切り離されており、史料1～6とは異なる使われ方をしていると言える。宝龜十一年には陸奥国で伊治公弭麻呂の乱が発生し⁽³³⁾、蝦夷との対立が激化してい

た。その影響によって出羽国でも緊張が高まり、同年三月に安倍家麻呂を出羽鎮狄將軍に任じ⁽³⁴⁾、五月には征東使と鎮狄將軍に征夷に従軍する人を募集させている⁽³⁵⁾。

史料8を改めて見てみると、「早効^ニ丹心^一、来朝貢獻、為^レ日稍久^一」という記述から「渡嶋蝦狄」の朝貢が宝龜十一年のかなり前から行われていたことがえる。蓑島栄紀は蝦狄に対する賜饗の主体が「將軍・国司」とされていることから、当時の出羽国府つまり秋田城を舞台とするものとみて誤りないとしている⁽³⁶⁾。これと関連して注目されるのが、『続日本紀』宝龜十一年八月乙卯条の「出羽国鎮狄將軍安倍朝臣家麻呂言、狄志良須俘囚宇奈古等款曰、己等拋^ニ憑官威^一、久居^ニ城下^一」。今此秋田城、遂永所^レ棄歟。為^レ番依^レ旧、還保乎者^一」という記述で、渡嶋の人々による秋田城への朝貢がかなり前から続いていたことを裏付けるとともに、「渡嶋蝦狄」と「狄」が同じ対象を指すようになっていたことがうかがえる。

史料1～8を検討した結果、次のことが指摘できる。七世紀末に蝦狄という表記が作られた当初は、東夷である陸奥蝦夷に対する北狄として越後蝦狄を捉えていた。出羽国の設置に向かう時期に越後蝦狄から、出羽地域のエミシを蝦狄と捉えるように変化し、和銅五年の出羽国設置後は出羽蝦狄という認識が明確になった。宝龜五年には蝦狄は陸奥のエミシを指しており、蝦狄という表記が越後・出羽の地域と離れて用いられるようになった。そして、宝龜十一年の段階では、越後・出羽ではなく渡嶋の人々を指す際に用いられており、渡嶋蝦狄は狄と同じ対象を指すようになっていた。

出羽国の設置によって蝦狄という表記が結びつく地域が越後から出羽に移ったが、史料1～6の「蝦狄」は陸奥蝦夷に対する越後・出羽の蝦狄いうことで共通する。蝦狄の意味が変化したのは史料7で、越後・出羽という地域から離れ、それにより東夷の陸奥蝦夷に対する蝦狄という当初の位置づけが薄れていたことが指摘できる。史料8の「渡嶋蝦狄」という記述は、出羽国と北方の渡嶋との結びつきが強く意識されたことによって用いられたと思われるが、その前に蝦狄の設定当初の意味が薄れてより広い対象を表すようになっていたからこそ、渡嶋の人々をも指すようになったのではないかと考える。

三 狄を含む語句と渡嶋

前節において『続日本紀』宝亀十一年五月甲戌条（史料8）の「渡嶋蝦狄」は『続日本紀』宝亀十一年八月乙卯条の「狄志良須俘囚宇奈古」らのような人々を指しており、「渡嶋蝦狄」と「狄」がほぼ同じ対象を指して使われていることを指摘した。蝦狄は本来越後・出羽のエミシを指していたのだが、こうした変化は出羽地域のエミシや渡嶋の人々の表記とどう関わっているのだろうか。

表1 「狄」字を用いた出羽地域のエミシの表記

年・月・日	表記	史料
1 和銅二年（七〇九）七月乙卯	蝦狄	続日本紀
2 和銅五年（七一三）九月己丑	蝦狄、狄部	続日本紀
3 霊龜二年（七一六）九月乙未	狄徒、狂狄	続日本紀
4 養老七年（七二三）九月己卯	夷狄	続日本紀
5 神龜元年（七二四）五月壬午	出羽蝦狄	続日本紀
6 天平九年（七三七）四月戊午	帰服狄、狄俘、俘狄	続日本紀
7 宝亀十一年（七八〇）八月乙卯	狄志良須俘囚宇奈古、狄俘	続日本紀
8 弘仁六年（八一五）三月辛卯	夷狄	日本後紀
9 承和十年（八四三）四月二十八日	狄	類聚三代格
10 嘉承三年（八五〇）十一月丙申	狄	日本文徳天皇実録
11 貞観十七年（八七五）五月十五日	帰来狄徒、夷狄	類聚三代格
12 元慶四年（八八〇）二月二十五日己酉	狄俘	日本三代実録
13 仁和元年（八八五）十一月二十一日辛丑	凶狄	日本三代実録

出羽国のエミシは蝦狄以外にも「蝦夷（37）」や「蝦賊（38）」などさまざまな書き表される。そのうち、狄の字を含む語句で表記した事例をまとめたのが表1である。これによると、出羽国・地域のエミシは八〜九世紀を通じて狄の字を含む語句で表記されている。出羽地域のエミシを蝦狄と表記したのは和銅二年が最初の例だが（表1―1）、すでに和銅五年や霊龜二年には出羽国のエミシを狄の字を含む語句で表記している（表1―2・3）。蝦狄が出羽国のエミシを指すようになったのとはほぼ同時に、出羽国のエミシを狄の字を含む別の語

句でも表記しており、蝦狄と狄は最初から近い意味で使われていた。

次に渡嶋の人々の表記をまとめた表2を見ていきたい。この表を見て明らかなのは、斉明天皇四年（六五八）～養老二年（七一八）までは「渡嶋蝦夷」と表記されていたのに（表2―1～4）、延暦二十一年以降は「渡嶋狄」と表記される傾向が強く、宝亀十一年の「渡嶋蝦狄」（表2―5）がその間に位置していることである。ここから、七世紀中頃～八世紀初頭は渡嶋の人々を蝦夷と認識していたが、宝亀十一年に渡嶋の人々を「蝦狄」と表記した頃から、渡嶋の人々を狄と認識するように変わったことが推測される。

蝦狄と狄の用例を検討した結果、おおよそ次のような推移があったと推測される。蝦狄という表記はそれが出羽国のエミシに対して使われるようになった和銅年間頃にはすでに狄と近い意味で使われていた。その後、蝦狄が宝亀十一年に渡嶋の

表2 渡嶋の人々の表記

年・月・日	表記	史料
1 斉明天皇四年（六五八）四月	渡嶋蝦夷	日本書紀
2 斉明天皇六年（六六〇）三月	渡嶋蝦夷	日本書紀
3 持統天皇十年（六九六）三月甲寅	度嶋蝦夷	日本書紀
4 養老二年（七一八）八月乙亥	出羽并渡嶋蝦夷	扶桑略記
5 宝亀十一年（七八〇）五月甲戌	渡嶋蝦狄	続日本紀
6 延暦二十一年（八〇二）六月二十四日	渡嶋狄	類聚三代格
7 弘仁元年（八一〇）十月甲午	渡嶋狄	日本後紀
8 貞観十七年（八七五）十一月十六日乙未	渡嶋荒狄	日本三代実録
9 元慶二年（八七八）九月五日丁酉	津軽・渡嶋俘囚	日本三代実録
10 元慶三年（八七九）正月十一日辛丑	渡嶋夷首	日本三代実録
11 元慶五年（八八一）八月十四日庚寅	渡嶋狄	日本三代実録
12 寛平五年（八九三）閏五月十五日壬午	出羽国渡嶋狄	日本紀略

人々を指すようになると、もともと近い意味で用いられていた狄も渡嶋の人々を指すようになった。その後、狄は出羽国のエミシとともに、北方の渡嶋の人々まで内包する表記として用いられるようになり、そちらが一般化するに及んで蝦狄は使われなくなったと思われる。

狄と蝦狄の用例にこのような推移があったとした場合、狄は八世紀前半においては出羽地域との結びつきが強く、最初から出羽地域よりさらに北方の渡嶋の人々を広く指す表記としては使われていなかったことになる。蝦狄や狄という表記はどのような事情によって表す対象を拡大するこ

とになったのだろうか。節を改めて考察する。

四 蝦狄の消滅

前節において、渡嶋の人々を表す表記には、渡嶋蝦夷（七世紀～八世紀初頭）→渡嶋蝦狄（宝亀十一年）→渡嶋狄（延暦二十一年以降）という傾向があることを指摘した。それでは、これが単なる表記の変化であり、指し示す対象に変化が無かったのかと言え、そうではない。

斉明天皇六年（六六〇）には「渡嶋蝦夷」の救援要請を受けて阿倍比羅夫が肅慎と戦っており（39）、また『日本書紀』持統天皇十年三月甲寅条には「賜_下越度嶋蝦夷伊奈理武志、与_二肅慎志良守叡草_一、錦袍袴・緋紺繩・斧等_上」と見える。こうしたことから、七世紀において渡嶋蝦夷と肅慎が区別して認識されていたことは確かである。渡嶋蝦夷については、擦文文化の人々を指しているとする説が有力である（40）。

一方、『日本書紀』に見える肅慎については、オホーツク文化集団にあてる説が有力である（41）。すでに触れたように、『日本書紀』持統天皇十年三月甲寅条の「肅慎志良守叡草」は、『続日本紀』宝亀十一年八月乙卯条の「狄志良須俘囚宇奈古」と極めて近い関係にあると推測される。つまり、「肅慎志良守叡草」をオホーツク文化集団の人物とした場合、「狄志良須俘囚宇奈古」も同じ文化集団の人物の可能性が高い。従って、『続日本紀』以降の史料に見える渡嶋蝦狄や渡嶋狄、そして狄にはオホーツク文化集団が含まれている可能性がある。無論、渡嶋には擦文文化集団も居住していたのであり、渡嶋蝦狄や渡嶋狄に含まれていると考えなければならない。整理すれば、肅慎（オホーツク文化集団）、渡嶋蝦夷（擦文文化集団）、渡嶋蝦狄・渡嶋狄（擦文文化集団・オホーツク文化集団を内包）、狄（宝亀十一年頃以降）（擦文文化集団・オホーツク文化集団・出羽国エ

ミシを内包)ということになる。

このように渡嶋蝦狄は擦文文化集団とオホーツク文化集団を内包した表記だったが、これは越後蝦狄や出羽蝦狄とは大きく異なる。文武天皇元年(同三年に用いられた「越後蝦狄」(史料1・3)は、明らかに東夷の陸奥蝦夷に対する北狄として捉えられていた。また、和銅年間の史料4・5は出羽国の設置に関する動向として理解されるもので、そこに見る征討対象とされた「蝦狄」は出羽国の設置や維持の障害になるとされた出羽地域のエミシ集団であり、渡嶋地域の人々をも含むような広がりはないと解釈される。神亀元年の「出羽蝦狄」(史料6)も同様に、出羽国のエミシを指していると考えて良いだろう。つまり、神亀二年の「出羽蝦狄」(史料6)と宝亀十一年の「渡嶋蝦狄」(史料8)の用例の間に、蝦狄の表記が表す対象が拡大し、北方に移ったということになる。そして、その対象の拡大は、蝦狄と近い使われ方をしていた狄にも継承され、渡嶋狄が擦文文化集団とオホーツク文化集団を内包する表記として使われるようになったのである。

蝦狄や狄の表記が指す対象が神亀二年(七二四)から宝亀十一年(七八〇)の間に拡大された理由だが、こうした認識の変化は、渡嶋の人々との交流を通じて北方世界に対する知識を蓄積したことによって起きたと考えるのが自然だろう。

七世紀には渡嶋蝦夷や肅慎との間で朝貢を基本とした何らかの政治的関係が成立していたことが指摘されており⁽⁴²⁾、律令国家も養老四年に渡嶋津軽津司を靺鞨国に派遣するなど北方世界との交流や情報収集を模索している⁽⁴³⁾。しかし、秋田城を拠点とする交易の体制が整った後、交流がさらに密度を増したことは想像に難くない。『続日本紀』天平五年(七三三)十二月己未条には出羽柵を秋田村高清水岡に遷したことが見え、これ以降、秋田城が渡嶋の人々との交流の拠点として機能していく。秋田城における渡嶋の人々との交流について考察した蓑島栄紀は、八世紀中・後葉から秋田城において主として王臣家を主体とする私交易が行われていたと指摘している⁽⁴⁴⁾。八世紀中葉以降、渡嶋の人々が秋田城へ朝貢し、あるいは交易に来る機会が増加していったことで、律令国家側が渡嶋の人々の実態や渡嶋の情勢を良く知るようになり、それが蝦狄や狄の表記の当初

の意味を変化させ、対象を広げてより北方の人々を指すように変化させたものと考ええる。

おわりに

『続日本紀』の文武天皇元年から宝亀十一年の記事で用いられた蝦狄という表記に注目し、その意味の変化を中心に考察してきた。蝦狄は、創出された当初は陸奥蝦夷に対する存在と位置づけられており、越後蝦狄や出羽蝦狄とあるように、陸奥に対する越後・出羽の国との結びつきが強かった。このような当初の意味は宝亀年間には薄れており、宝亀五年の勅に見える「蝦狄」は陸奥のエミシ集団を指していて、蝦狄は越後や出羽と切り離されて用いられるようになっていた。そして、宝亀十一年に渡嶋蝦狄という用例が見られるに至るのである。

また、蝦狄と狄は八世紀初頭より近い意味で使われていたが、蝦狄が渡嶋の人々を指すようになった際、狄も出羽エミシと渡嶋の人々を内包するようになり、渡嶋狄が一般化するに及んで蝦狄の語は使われなくなった。蝦狄や狄が渡嶋の人々を指すようになったのは、八世紀中葉以降に渡嶋人々が秋田城に朝貢し、また交易に来る機会が増加したことで、律令国家側が渡嶋の人々の実態や渡嶋の情勢に関する知識を蓄え、認識を変化させたことによると考える。

蝦狄の創出は、華夷思想を本格的に導入し小帝国思想を成立させることと深く関わっていた。しかし、陸奥の蝦夷、越後・出羽の蝦狄という構造は、秋田城を舞台に北方世界と交流しその実態を知るにつれて適合できなくなったのではないだろうか。渡嶋とさらに北方に広がる世界、オホーツク文化集団や擦文文化集団など多様な人々の存在を知り、陸奥蝦夷に対する蝦狄という当初の位置づけではその広大さに対応できず、蝦狄という表記は意味を変えて表す対象を広げた。しかし、その北方世界の広大さを知った以上、当初の陸奥蝦夷に対する蝦狄という構造は支配思想上の役割を果たせなくなり、宝亀十一年を最後に

蝦狄の表記は消滅したものだと思われる。そして、擦文文化集団・オホーツク文化集団・出羽国エミシを内包する広がりを持つ表記として狄が一般化され、渡嶋狄が史料上に残っていたと考える。蝦狄という表記の消滅は、七世紀末から八世紀初頭に作り上げた小帝国思想が支配の実態とそぐわないことが露呈し、表記上においても変化せざるを得なくなっていた状況を表しているのである。

註

(1) 石母田正「天皇と「諸蕃」——大宝令制定の意義に関連して——」(『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は一九六三年)一五〇一七頁。

(2) 『日本書紀』景行天皇二十七年二月壬子条、『同』景行天皇四十年六月条、『同』景行天皇四十年七月戊戌条。

(3) 『日本書紀』景行天皇四十年七月戊戌条。

(4) 第I部第一章第三節参照。

(5) 喜田貞吉「「蝦夷」から「アイヌ」へ——名称の変遷」(喜田貞吉著作集九『蝦夷の研究』平凡社、一九八〇年。初出は一九二九年)三二四〇三二五頁。

(6) 『日本書紀』は蛮も用いていない。また、『日本書紀』崇神天皇十一年四月己卯条の「四道將軍以下平_二戎夷_一之状_上奏焉」『同』継体天皇二十年八月辛卯条の「物部麤鹿火大連再拝言、嗟夫磐井西戎之奸猾」『同』継体天皇二十一年六月甲午条の「筑紫磐井反掩。有西戎之地」などのように、戎は用いられている。

(7) 『日本書紀通釈』と『日本書紀集解』には肅慎の訓として「アシハセ」と「ミシハセ」の二つの説が示されている。児島恭子は、正倉院文書の人名「若湯坐連靺鞨」が「阿志波世」「阿志婆世」とも表記されていることから、「靺鞨」の訓が

「アシハセ」であることを指摘している。そして「アシハセ」は『日本書紀』においては肅慎と表記されていたとされている。児島「エミシ、エゾ、「毛人」「蝦夷」の意味」（竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『律令制と古代社会』東京堂出版、一九八四年）。児島「肅慎・靺鞨と結びつく蝦夷観」（『アイヌ民族史の研究―蝦夷・アイヌ観の歴史的変遷―』吉川弘文館、二〇〇三年）八二～八三頁。

（8）熊田亮介「蝦夷と蝦狄」（『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年。初出は一九八六年）八八～九八頁。

（9）新日本古典文学大系では「蝦夷」としているが、『青森県史』資料編・古代1文献史料（青森県史編さん古代部会編、青森県、二〇〇一年）七六頁は、堀正意本及び『日本紀略』が「蝦狄」としているのでそれに従うとしており、この指摘に従う。

（10）井上薫「続日本紀」（坂本太郎・黒板昌夫編『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七一年）二六～三三頁。

（11）『続日本紀』文武天皇元年十月壬午条。

（12）『続日本紀』文武天皇二年十月己酉条。

（13）伊藤循「古代国家の蝦夷支配」（鈴木靖民編、古代王権と交流―『古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六年）二〇二～二〇四頁。

（14）『続日本紀』文武天皇二年十二月丁未条。

（15）『続日本紀』文武天皇四年二月己亥条。

（16）『続日本紀』和銅二年三月壬戌条。

（17）『続日本紀』和銅二年七月丁卯条。

（18）『続日本紀』和銅二年八月戊申条。

(19) 『続日本紀』和銅二年九月乙丑条。

(20) 「征越後蝦夷將軍」「征蝦夷將軍」「征狄將軍」と將軍名が一定していないことから、白山芳太郎は夷狄の書き分けはこの頃より始められたのであり、『続日本紀』のそれより前の越後蝦夷という記述は、『続日本紀』編纂時の補筆と思われるとしている。白山「続日本紀に於ける「夷」と「狄」の表記」(『史料』六、一九七八年)三頁。

しかし、蝦狄という表記が八世紀に用いられており、『続日本紀』の蝦狄が編纂の最終段階で文飾されたものではないことについては本文で指摘した。

(21) 『続日本紀』和銅元年九月丙戌条。

(22) 『続日本紀』和銅五年十月丁酉条。

(23) 出羽国の所管が北陸道から東山道に移る時期について、高橋富雄や虎尾俊哉は、養老五年(七二一)に出羽国を陸奥按察使の管轄下に置いたことと関連すると指摘している。高橋「国づくり」(『蝦夷』吉川弘文館、一九六三年)一九四頁。
虎尾「律令国家の奥羽経営」(『古代東北と律令法』吉川弘文館、一九九五年。初出は一九七八年)二四頁。

(24) 『続日本紀』養老四年九月丁丑条。

(25) 『続日本紀』養老四年九月戊寅条。

(26) 『続日本紀』養老五年四月乙酉条。

(27) 『続日本紀』宝龜四年正月丁丑条、『同』宝龜四年正月庚辰条。

(28) 『続日本紀』宝龜五年正月丙辰条。

(29) 『続日本紀』宝龜五年正月庚申条。

(30) 渡嶋の地域比定に関する研究史については小口雅史がこれを整理し、詳細に検討している。小口「渡嶋再考」(『国立歴

史民俗博物館研究報告』八四、二〇〇〇年）。

- (31) 蓑島栄紀「阿部比羅夫の北航と北東アジア地域」(『古代国家と北方社会』二〇〇一年。初出は一九九五年) 八五〜八六頁。

- (32) 小口雅史「阿倍比羅夫北征地名考―渡嶋を中心として―」(『文経論叢』二七―三、一九九二年) 一四一〜一四二頁。

- (33) 『続日本紀』宝龜十一年三月丁亥条。

- (34) 『続日本紀』宝龜十一年三月甲午条。

- (35) 『続日本紀』宝龜十一年五月己卯条。

- (36) 蓑島栄紀「古代出羽地方の対北方交流―秋田城と渡嶋津軽津司の史的特質をめぐって―」(『古代国家と北方社会』二〇〇一年。初出は一九九五年) 一一六〜一一七頁。

- (37) 『続日本紀』養老七年(七二三) 九月己卯条、『同』宝龜五年正月丙辰条など。

- (38) 『続日本紀』宝龜六年(七七五) 十月癸酉条、『同』宝龜八年(七七七) 十二月癸卯条など。

- (39) 『日本書紀』齐明天皇六年三月条。

- (40) 天野哲也「極東民族史におけるオホーツク文化の位置(下)」(『考古学研究』二五―一、一九七八年) 八三〜八六頁。
鈴木靖民「古代蝦夷の世界と交流」(鈴木靖民編、古代王権と交流―『古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六年) 二七頁。蓑島栄紀「東アジアのなかの古代北海道―諸民族・諸文化の歴史展開と交流―」(『古代国家と北方社会』二〇〇一年。初出は一九九六年) 二八九頁。

- (41) 天野註(40) 前掲論文、八六〜八九頁。蓑島註(31) 前掲論文、八八〜九一頁。

- (42) 武廣亮平「北方地域との交流とその展開」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年) 一九

○頁。

(43) 『続日本紀』養老四年正月丙子条。この時の使者の性格について熊田亮介は覓国使ではないかとしている。熊田「古代における「北方」について」(『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年。初出は一九八九年) 五九頁。

また『扶桑略記』養老二年八月乙亥条にも「出羽并渡嶋蝦夷八十七人」が馬千疋を貢上したことが見える。関口明は、この時「出羽并渡嶋蝦夷」は出羽国衙に馬を貢上したと見られるとしている。関口「渡嶋蝦夷と毛皮交易」(『古代東北の蝦夷と北海道』吉川弘文館、二〇〇三年。初出は一九八七年) 一三八頁。

(44) 蓑島註(36) 前掲論文、一一七頁。

第二章 夷俘と俘囚

はじめに

倭王権は東北地方の蝦夷を順化の程度や居住する地域によって分類し把握していた。『日本書紀』斉明天皇五年（六五九）七月戊寅条に引かれる伊吉連博徳書には、蝦夷の中で最も遠くに居住していた人々を「都加留」、その次を「鹿蝦夷」、最も順化した人々を「熟蝦夷」と呼んでいたとある。ところが八世紀以降、律令国家が東北地方に対して支配を拡大していくと、捕虜となったり自ら帰降した蝦夷が大量に生まれ、そうした蝦夷の人々を律令国家の支配体制の中にいかにして取り込み、身分制度上どう位置づけるかが大きな問題となった。このような状況の中、帰降した蝦夷を表す言葉として登場したのが、俘囚と夷俘である。しかし、この二つの用語についてはさまざまな説が提示されており、近年においても新たな研究が発表されている。本章では、まず俘囚と夷俘の定義に関する研究史を整理して諸説を検討し、奈良時代～平安初期にかけて彼等がどのように支配されていたのかについて考察する。

一 「俘囚」と「夷俘」の定義について

未服属の蝦夷に対し、俘囚と夷俘は服属した蝦夷を指す言葉である。しかし、俘囚と夷俘の定義については諸説あつて見解が分かれるところである。平川南が一九八七年に発表した論文において研究史整理と諸説の検討を行っているが⁽¹⁾、この問題については二〇〇〇年代以降においても関連する研究が相次いで発表されており、なお活発に議論されている。平川の研究

史整理に学びつつ、平川の研究以降に発表された論文を含め、改めて諸説を整理し検討を加えていく。

【大塚徳郎説】

長年にわたり通説的理解とされてきたのが、大塚徳郎に代表される、服属段階の差を表しているという説である⁽²⁾。律令国家に未服属の人々を蝦夷とし、順化し内民化された人々を俘囚とする。そして、蝦夷と俘囚の中間に位置し、どちらにも成り得る不安定な状態の人々を夷俘とするという理解である。つまり順化の程度でみると、蝦夷↓夷俘↓俘囚、となっていたとされる。また、俘囚は服属した個人に付される身分を示す用語だが、夷俘は直接身分を示す用語ではないとしている。

【関口明旧説】

長年にわたり通説とされてきた順化の段階を重要視する見解に対し、異なる説を提示したのが関口明である⁽³⁾。七世紀末〜八世紀初頭までに服属していた蝦夷には吉弥侯部を賜姓して俘囚とした。一方、八世紀初頭以後に服属した蝦夷には「基盤であった地名+公」という氏姓を賜与し、夷俘としたとする。つまり、俘囚と夷俘の違いは服属年代の差に起因するものであるとしたのである。

関口旧説は、次に紹介する吉沢幹夫の研究とともに一九七八年に発表された。一九八〇年代には俘囚と夷俘の定義に関する研究が相次いで発表されており、関口説と吉沢説の発表は、それまでの通説的理解を見直し、改めて検討し直す必要性を広く認識させる契機になったと言えるだろう。関口は後にこの旧説を改めているが、それについては後で触れる。

【吉沢幹夫説】

俘囚と夷俘について、集団の構成単位の違いという視点から論じたのが吉沢幹夫である⁽⁴⁾。吉沢は、いわゆる夷俘的なもの（帰服蝦夷のうち順化度の低いもの）には個人名の上に夷（蝦夷・狄）が冠され、夷と俘囚を総じて一般的に述べる場合に夷俘の語が用いられたとする。つまり、大塚説で言うところの夷俘（帰服蝦夷のうち順化度の低いもの）は、史料上において

個人名の上に夷（蝦夷・狄）が冠された人々が該当する。夷俘という言葉は、このような夷（夷（蝦夷・狄）が冠された人々）と俘囚の総称として用いられたのだとしている。

また、夷（夷（蝦夷・狄）が冠された人々）は徒族や種類と表現されるような未服属のまとまりを保ったまま服属した蝦夷であり、首長層には夷爵・公姓を授け、功績に応じて外位の授与や郡司等への任命も許したとする。これに対し、俘囚は乱の俘虜として小規模なものであり、妻子親族単位程度にまで分解したものであるとしている。

【新野直吉説】

このようにその解釈は様々だが、俘囚と夷俘、あるいは俘囚と夷、と言うように帰降した蝦夷が二つの異なる集団として把握されていたという点では、大塚説・関口旧説・吉沢説は共通する。それに対し、俘囚と夷俘の両者に差は無いとしたのが新野直吉である⁽⁵⁾。新野は、俘囚は爵位を受けるような存在なので俘虜や犯罪人などと同質なものとなすことはできないと指摘する。また、奈良時代後期の朝儀の記事に見える「俘囚」や「蝦夷俘囚」は、奈良時代初期の朝儀の記事に見える「蝦夷」と同じ意味を持っていたものだとする。そして、夷俘と俘囚はその語がどちらも用いられるようになった奈良時代後期からほとんど同義に使用されており、両者に差は無かったとしている。

【平川南説】

これらの研究に対し、俘囚・夷俘の示す対象の実態そのものが時間とともに変化したとし、その過程を段階的に捉えたのが平川南である⁽⁶⁾。平川説の要点は次のようにまとめられる。

・俘囚の語の初見は神亀二年（七二五）。俘囚の語の始用時期は柵戸の大規模な導入と、蝦夷の内国への移配が実施された和銅と神亀年間頃と推測。

・夷俘の語の初見は天平宝字二年（七五八）。夷俘の語は当初、帰降した後も在地での支配関係を容認された蝦夷と、俘囚

身分に固定され内国に移配された俘囚が明確に併存した段階で、両者を包括する概念として登場した。しかし、俘囚の固定化が進むと、延暦十年代頃に至り、夷俘は帰降した蝦夷と俘囚を包括する概念に加え、俘囚と異なる、帰降蝦夷および夷と同義で用いられる傾向を示すようになる。

・夷俘（帰降蝦夷および夷）は在地での支配関係を容認され、有位・有姓となり夷俘料等の支給を受けて現地に止まり、未服属の蝦夷に対する牽制の役割を担う。

・姓秩序の中では、部姓または某姓を負う俘囚は、公姓を有する夷俘（帰降「蝦夷」および「夷」）より下位に位置付けられた。俘囚は小単位に分解され、多くは吉弥侯部姓を冠せられて内国に移配された。

・八世紀においては主に俘囚が移配されたが、弘仁二年（八一）以降になると夷俘の移配が目立つようになる。また、弘仁二年の蝦夷征討終了を画期とし、やがて俘囚と夷俘の厳密な区分は薄れていき、呼称の混乱が始まる。

平川説の特徴は、時間軸に沿って俘囚と夷俘の意味がたがいに変化していると指摘したところにある。

【古垣玲旧説】

この平川説を受けて、新たな説を提示したのが古垣玲である（7）。古垣はまず、蝦夷（夷）及び俘囚（俘）の語を姓名に冠した人名を列挙して蝦夷型と俘囚型の二つに分類し、蝦夷型は「（本拠地の）地名＋君（公）」姓にほぼ限られ、俘囚型は吉弥侯部が大部分を占めることを指摘する。そして、蝦夷型は在地の首長層である蝦夷を中心とした地縁集団として捉えたものであり、俘囚型は妻子親族単位に分解されて地縁的まとまりを失った状態で律令国家に帰服したものを指すとする。また、夷俘は姓名の上に冠される事例が極めて少ないことから、夷俘は身分を指す語ではなく、八世紀においては蝦夷と俘囚の総称として用いられており、律令国家と朝貢関係等何らかの関係のある蝦夷全体を指していたとしている。つまり、古垣旧説は、帰降した蝦夷は蝦夷型と俘囚型に分かれ、その違いは地縁的結合性を保持しているか否かに起因するしたのである。

この古垣旧説は、先に触れた平川説とともに、蝦夷研究の諸論考の中で引用される機会の多い説である。古垣は後に発表した研究で「地縁的結合」という表現を改めているが、これについては後述する。

また、古垣旧説が一九八八年に発表された後、俘囚と夷俘の定義についての研究は暫く発表されず、二〇〇〇年代に入つて再び議論が活発化していった。

【関口明新説】

関口は旧説において俘囚と夷俘の違いは服属年代の差に起因するとした。しかし、二〇〇三年に発表した研究においては、その差を支配系統の違いに求めている(8)。吉弥侯部を賜った俘囚は郡に編成されず、国司の直接支配を受けていたとする。これに対し、夷俘は「地名＋公」姓を賜ったが、夷俘の中に郡司職について律令的地方機構の末端に位置づけられていたものが見られるとしている。つまり、俘囚は郡に編成されなかったが、夷俘は郡に編成され、その支配の中に位置づけられたとしている。

【大井晴男説】

大井晴男は考古学研究の知見を盛り込み、さらに異なる説を提示した(9)。まず大井は「六国史」他の史料にあらわれる「蝦夷」は考古学的に見る限り、(言語・文化を異にする)異族だったとし、「擦文文化」「アイヌ文化」の担い手につながるグループだとしている。また、『続日本紀』神亀二年閏正月己丑条で初めて俘囚という語が史料に表れた当初は、まさに「とらわれびと」を意味していたが、天平宝字二年時点において、俘囚とされてきた人々の中に「蝦夷」と「そうでないもの」が混在していることが知られるに至り、区別するために、「蝦夷」の俘囚について特に「夷俘」という語が使われるようになったとする。そして、九世紀の時点では、「俘囚」の語は以下の二つの意味で用いられていたとする。すなわち、①俘囚とは八世紀以来諸国に移配されてきた「夷俘」を律令制下の身分秩序に位置づけるための身分標識として九世紀になってから作り出さ

れた呼称である、②八世紀以来の、「編戸民」でも「蝦夷」でもない人間集団に対する呼称として陸奥・出羽等の国で慣習的に用いられて来たものである、としている。

【轡田克史説】

轡田克史は史料上における夷・蝦夷・俘囚・夷俘の用例を改めて検討し、その表記の示す内容を考察している⁽¹⁰⁾。蝦夷は在地における人間関係を保ったまま服属した人々であり、蝦夷爵や「地名＋君（公）」姓を賜り、その身分的な特徴は八世紀初頭に形成されたと指摘する。また、身分を表す表記としては、蝦夷は夷よりも正式な用字だったとしている。一方、俘囚は戦闘によって土地とのつながりを失った人々であり、外位・吉弥侯部などの部姓を賜り、移配されたという特徴があり、その身分的確立は八世紀前葉だとする。さらに、夷俘は蝦夷と俘囚を意味し、人名に冠される場合は、そのどちらかをも指すことがあると述べている。

【古垣玲新説】

古垣は旧説で用いた「地縁的結合」という表現を、二〇〇八年に発表した研究において「部族的集団性」に改めるとしている⁽¹¹⁾。まず、エミシを国家に編成する際の政治的概念である身分を表示する呼称は蝦夷と俘囚であったとする。そして、蝦夷とは在地の首長層を中心として部族的集団性を有したまま朝貢関係などを通して律令国家に服属し、「（本拠地の）地名＋君（公）」姓を賜ったエミシであるとする。また、俘囚とは部族的集団性を失った状態で個人・親族単位で国家に服属し、吉弥侯部を中心とした部姓を賜ったエミシだとしている。なお、夷俘は蝦夷と俘囚の総称であり、身分ではなかったとしている。以上、俘囚と夷俘の定義に関する研究史を整理した。俘囚と夷俘にはほとんど差が無く、蝦夷と同様の意味だった新野説を除くと、帰降した蝦夷は、俘囚とさらにもう一つ別の集団の二つに分けられたという点では諸説は一致している。

まず、新野説について考えてみたい。新野は『続日本紀』の複数の条文に見える「蝦夷俘囚」という記述⁽¹²⁾を「蝦夷の俘

囚」と読むべきだと解釈しているのだが、その根拠については疑問がある。新野は、『続日本紀』神護景雲元年十月辛卯条の「諸国軍士、蝦夷俘囚」という記述に注目し、前半は「諸国の軍士」と読むべきなので、後半の「蝦夷俘囚」もそれにならつて「蝦夷の俘囚」と読むべきだとしている⁽¹³⁾。しかし、文脈上からしても、必ずしも「蝦夷の俘囚」と読まなければ意味が取れないという訳ではない。また、奈良時代後期の朝儀の記事に見られる「俘囚」や「蝦夷俘囚」は奈良時代初期の朝儀の記事の「蝦夷」と同じ意味を持つとするが、「俘囚」と「蝦夷」はやはり異なる身分集団としてそれぞれ支配されていたと考えるべきだろう。

続いて大塚説、関口旧説、古垣旧説、関口新説、大井説の順に検討していく。

大塚説では、蝦夷↓夷俘↓俘囚という順化の程度差を指摘する。しかし、史料上において「夷俘某」という人物が「俘囚某」になったということを直接示す事例は管見の限り見出せなかった。関口明は、夷俘と俘囚との間に呼称の誤用はあるものの、身分的導管は存在せず、夷俘が俘囚に身分的上昇をとげた事例は確認できず、したがって、両者は相互に閉ざされた身分集団として構想されたものであるとしている⁽¹⁴⁾。

続いて、服属年代の違いによるとする関口旧説について考えていきたい。天平宝字二年の夷俘の初見史料の後、比較的近い時期の『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）正月丙寅条や『同』神護景雲元年（七六七）十月辛卯条によると、軍功報告において蝦夷と俘囚が同等の扱いを受けているが、その中に夷俘が見えない。関口旧説によれば八世紀初頭以後、天平宝字四年までに服属した蝦夷は夷俘として支配されていたはずで、こうした軍功への対応から夷俘だけが外れたとは考えられず従い難い。

古垣旧説では、帰降した蝦夷は蝦夷型と俘囚型に分かれたとし、その違いは地縁的結合性の有無にあるとしている。これについて武廣亮平は、律令国家の百姓（公民）身分の大部分が部姓である事を考慮すれば、俘囚が吉弥侯部であることが地縁性の有無を論じる根拠にはならないとしており⁽¹⁵⁾、従うべきと考える。

関口新説では、夷俘と俘囚の違いは郡に編成されたか否かという支配系統の違いにあるとしている。俘囚が郡に編成されなかったことは伊藤循によっても指摘されており⁽¹⁶⁾、それについては支持される。しかし、郡司となった夷俘は首長層のごく一部の特異な事例であって、そこから全ての夷俘の性格が同じであると指摘することには無理があると思われる。戦争の過程で大量の蝦夷が帰降したと思われるが、それを最初から郡に編成するか否かという基準で区別し、支配していくことは不可能ではないだろうか。郡に編成するか否かという違いは、俘囚と夷俘が区別された後、副次的に発生したものと思われる。

大井説では、俘囚と夷俘とは言語・文化的に異なる集団と捉えられているようだが、夷俘の初見史料やそれに続く史料を見る限りにおいても、俘囚と夷俘の間に文化的差異を読み取ることができない。また、内国に移配された俘囚のほとんどが、「蝦夷」の俘囚Ⅱ「夷俘」、であったと大井説はしている。しかし、弘仁五年（八一四）に出雲国で乱を起こした俘囚は、同国内に居住する夷によって鎮圧されている⁽¹⁷⁾。内国移配された俘囚が、大井説で言うところの「夷俘」であれば、両者は同じような性質の集団となり、なぜ敵対関係になったかが問題となるだろう。両者が対立していることを考えると、大井説にも従い難い。

先にまとめた諸説のうち、吉沢説・平川説・古垣新説・轡田説を改めて見てみると、帰降した蝦夷が「俘囚」と「俘囚とは別の帰降蝦夷の集団」に分類され、その分類の根拠が集団の構成単位の違いに求められるとしている点では一致している。つまり、始めて集団の構成単位に注目した吉沢説が研究史上で転換点となったと言つて良い。俘囚が妻子親族程度の小単位に分解されたことは轡田説では明確には述べられていないものの、吉沢説・平川説・古垣新説では共通する。また、帰降した蝦夷のうち「俘囚とは別の帰降蝦夷の集団」の性格の説明について各氏の表現は異なるが、その意味するところは、服属前から有していた在地におけるまとまりや支配関係を帰降した後でも保持していたということと概ね一致していると言えるだろう。

問題は夷俘の語をどのように解釈するかである。これについては、夷俘の意味を「蝦夷と俘囚」の総称としてのみ捉える吉

沢説・古垣新説・轡田説と、上記の総称の意味に加えて延暦十年代頃より「俘囚と異なる、帰降蝦夷および夷」という意味でも用いられるようになるとする平川説の二つに分かれており、検討が必要である。

『続日本紀』宝亀四年（七七三）正月丁丑朔条には「御_ニ大極殿_一受_レ朝。文武百官及陸奥・出羽夷俘、各依_レ儀拝賀」とあり、『同』宝亀四年正月庚辰条には「陸奥・出羽蝦夷・俘囚帰_レ郷。叙_レ位、賜_レ禄有_レ差」とある。前者の「陸奥・出羽夷俘」と後者の「陸奥・出羽蝦夷・俘囚」が同じ対象を指していることは明らかで、まず「夷俘」Ⅱ「蝦夷と俘囚」という用法があることが確かめられる。

平川が、夷俘が延暦十年代頃より「俘囚と異なる、帰降蝦夷および夷」という意味でも用いられるようになったと論じた際、根拠としたのは次の史料である。

史料1 『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年（七九二）七月戊寅条

戊寅、勅、今聞、夷爾散南公阿波蘇、遠慕_ニ王化_一、情望_ニ入朝_一。言_ニ其忠款_一、深有_レ可_レ嘉。宜_下路次之國、扱_ニ壯健軍士三百騎_一、迎_ニ接國堺_一、專示_中威勢_上。

史料2 『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年十一月甲寅条

甲寅、饗_ニ陸奥夷俘爾散南公阿波蘇・宇漢米公隱賀、俘囚吉弥侯部荒嶋等於朝堂院_一。阿波蘇・隱賀並授_ニ爵第一等_一、荒嶋外従五位下。以_レ懷_レ荒也。詔曰、蝦夷爾散南公阿波蘇・宇賀米公隱賀、俘囚吉弥侯部荒嶋等、天皇朝_ル参上仕奉_豆、今者己国_ル罷去_天仕奉_{牟止}白_止聞食行_豆、冠位上賜_比、大御手物賜_{久止}宣。又宣_{久自}今往前_母伊佐乎_{之久}仕奉_波、益々_須治賜物_{曾止}宣大命_乎聞食_止宣。

史料1の「夷爾散南公阿波蘇」は、史料2では「陸奥夷俘爾散南公阿波蘇」「蝦夷爾散南公阿波蘇」とされている。これを見る限り、確かに「夷」Ⅱ「夷俘」Ⅱ「蝦夷」という関係が見出される。また史料2によれば「夷俘」「蝦夷」は「俘囚」と

はつきり区別されている。問題は、史料1・2を夷俘の例外的な用法と位置づけるか否かである。そこで、宝亀五年（延暦十一年）の夷俘や狄俘の用例を順番に検討し、夷俘の語がどのような意味で使われる傾向があるのかを確認していく。

史料3 『続日本紀』宝亀五年（七七四）十月庚午条

庚午、陸奥国遠山村者、地之險阻、夷俘所_レ憑。歴代諸將、未_二嘗進討_一。而按察使大伴宿祢駿河麻呂等、直進擊_レ之、覆_二其巢穴_一。（後略）

史料4 『続日本紀』宝亀六年（七七五）十一月乙巳条

乙巳、遣_二使於陸奥国_一、宣_レ詔。夷俘等、忽發_二逆心_一、侵_二桃生城_一。鎮守將軍大伴宿祢駿河麻呂等、奉_二承朝委_一、不_レ顧_二身命_一、討_二治叛賊_一、懷柔歸服。（後略）

宝亀五年はいわゆる東北三十八年戦争が勃発し、蝦夷との長期にわたる戦いが起こった年である。史料3・4の夷俘とはどのような集団を指しているのだろうか。『続日本紀』によると、宝亀五年七月に「海道蝦夷」が桃生城を襲撃しており（18）、宝亀五年八月に征夷の申請を撤回した大伴駿河麻呂が叱責を受けているが、征討対象を「蝦賊」と表記している（19）。また、宝亀六年三月には「陸奥蝦賊」の騒動によって、当年の課役・田租を免除しており、ここでも宝亀五年に騒動を起こした人々を「蝦賊」と表記している（20）。ならば、史料3・4の夷俘とは、その実態は「海道蝦夷」と考えて良いだろう。「海道蝦夷」や「蝦賊」という表記からは、これらの主体が俘囚とは別に蝦夷と認識されていた人々であることがうかがわれる。

また、史料4に「夷俘等忽發_二逆心_一」とあることも注目される。「海道蝦夷」の反乱は神亀元年三月以降（21）天平年間まで続き、天平九年四月に一旦おさまったことが知られる（22）。また、終息させる際、「海道蝦夷」に対して田夷遠田郡領遠田君雄人を派遣し、「以_二使旨_一慰諭。鎮撫之」したとある。このような律令国家の対処を受けた「海道蝦夷」に対して「忽發_二逆心_一」とある以上、史料3・4の夷俘は、以前から国家と何らかの関係を持っていた可能性がある。

史料5 『続日本紀』宝亀八年（七七七）三月是月条

是月、陸奥夷俘来降者、相_二望於道_一。

宝亀七年二月に陸奥国が「山海二道賊」の討伐を計画し（23）、翌年九月に「山海両賊」を討つたことが確認される（24）。よって、史料5の「夷俘来降」はこの討伐が進行するなかで生じたのだろう。「山海二道賊」「山海両賊」は前述の「海道蝦夷」や、それに対応する山道蝦夷というような集団だろう。史料3・4に見られる夷俘と同様の集団と考えられる。

史料6 『続日本紀』宝亀十一年（七八〇）三月丁亥条

丁亥、陸奥国上治郡大領外從五位下伊治公皆麻呂反。率_二徒衆_一、殺_二按察使参議從四位下紀朝臣広純於伊治城_一。（中略）

伊治皆麻呂、本是夷俘之種也。初縁_レ事有_レ嫌、而皆麻呂匿_レ怨、陽媚事之。広純甚信用、殊不_レ介意。又牡鹿郡大領道嶋本_天楯、每凌_二侮皆麻呂_一、以_二夷俘_一遇焉。皆麻呂深銜_レ之。（後略）

史料6は、伊治公皆麻呂の乱の発生を伝える条文である。伊治公皆麻呂は「本是夷俘之種也」とされており、反乱を起こした時点では夷俘扱いではなかったが、道嶋大楯からは侮辱され、夷俘としての待遇を受けていたことになる。反乱時の伊治公皆麻呂は夷俘ではないが、彼が元来夷俘の首長であったからこそ「地名+公」姓を有し、郡領の地位についていたのである。

史料7 『続日本紀』宝亀十一年八月乙卯条

乙卯、出羽国鎮狄將軍安倍朝臣家麻呂等言、狄志良須俘囚宇奈古等款曰、己等挾_二憑官威_一、久居_二城下_一。今此秋田城、遂永所_レ棄歟。為_レ番依_レ旧、還保乎者。下_レ報曰、（中略）然今積以_二歳月_一、尚未_二移徙_一。以_レ此言之、百姓重_レ遷明矣。宜_下存_二此情_一歴_二問狄俘并百姓等_一、具言_中彼此利害_上。

史料7の「狄俘」は「狄志良須俘囚宇奈古」を指していると思われるが、問題は「狄志良須俘囚宇奈古」の解釈で、「狄の

志良須と俘囚の宇奈古」とする見解と(25)、「狄志良須の俘囚宇奈古」という見解がある(26)。熊田亮介は、「志良須」は『日本書紀』持統天皇十年(六九六)三月甲寅条に見える「肅慎志良守叡草」に共通し、渡嶋のアシハセⅡ肅慎は八世紀には「狄」の名を負いながら依然として存在していたとする。そして、「狄志良須俘囚宇奈古」は「狄志良須の俘囚たる宇奈古」と解釈でき、宇名古は渡嶋の肅慎志良守叡草とかなり近い関係にあつた人物で、渡嶋狄の首長的立場にあつたのではないかとしている(27)。熊田の見解に従って「狄志良須の俘囚たる宇奈古」と読めば「狄俘」も「狄と俘囚」ではなく「狄の俘囚」と解釈され、「夷俘」Ⅱ「蝦夷と俘囚」と読む根拠にはならなくなる。

また、仮にこの「狄志良須俘囚宇奈古」が狄と俘囚の二人の人物を指していたとしても、やはり史料7を根拠とすることには問題がある。それは「俘囚宇奈古」が、吉弥侯部のような姓を有していないことである。この宇奈古を除き、俘囚が名のみで記された例は他にない(後掲表1参照)。

この問題に関連する事例として、弘仁五年に出雲国で反乱を起こした「荒樞」という人物に注目したい。『類聚国史』巻一九〇、弘仁五年二月癸巳条に「荒樞之乱」とあり、『同』巻一九〇、弘仁五年五月甲子条に「俘囚乱」とあるので、荒樞が元々俘囚身分であつたことは確かである。しかし、注意しなければならないのは、荒樞の場合、姓も記されていないが、「俘囚荒樞」とも記されていないことである。乱を起こした時点で、姓とともに俘囚身分も剥奪されたと思われる。つまり、「俘囚+名」という表記は極めて異例なものとせざるを得ず、「俘囚宇奈古」を一人の人物と解釈することには問題があると思われる。こうした点からも、「狄志良須俘囚宇奈古」は「狄志良須の俘囚たる宇奈古」であつたとする熊田の見解を支持したいと考える。

史料8 『続日本紀』天応元年(七八一)六月戊子朔条

戊子朔、(中略)勅ニ参議持節征東大使兵部卿正四位下兼陸奥按察使常陸守藤原朝臣小黑麻呂等一曰、得ニ去五月廿四日奏状一

具知^二消息^一。但彼夷俘^レ之為^レ性也、蜂屯蟻聚、首為^二乱階^一。攻則奔^二逆山藪^一、放則侵^二掠城塞^一。而伊佐西古・諸絞・八十嶋・乙代等、賊中之首、一以当^レ千。竄^二迹山野^一、窺^レ機伺^レ隙、畏^二我軍威^一、未^二敢縱^レ毒^一。（後略）

史料8で注目すべきは伊佐西古という人物である。『続日本紀』宝龜九年六月庚子条に見える「外正六位上吉弥侯部伊佐西古」と同一人物だろう。同条によると吉弥侯部伊佐西古は「第二等伊治公皆麻呂」とともに外従五位下に叙されている。また、吉弥侯部伊佐西古は俘囚と明記されていないが、俘囚の多くが吉弥侯部姓であること、史料6に「本是夷俘之種」とある伊治公皆麻呂が蝦夷爵第二等を有しているのに対し外正六位上を有していることを考慮すれば、宝龜九年の時点では俘囚だった可能性が高い。それが史料8で「伊佐西古」と名のみ記されているのは、反乱勢力に加わって吉弥侯部姓と俘囚身分を剥奪されたためだろう。史料8の夷俘には伊佐西古も含まれていると思われるが、すでに俘囚ではなくなっていたのである。

史料9 『続日本紀』延暦二年（七八三）四月乙丑条

乙丑、勅^二坂東諸国^一曰、蛮夷猾^レ夏、自^レ古有^レ之。非^レ資^二千戈^一、何除^二民害^一。是知、加^二徂征於有苗^一、奮^二薄伐於獫狁^一、前王用^レ兵、良有^レ以也。自頃、夷俘猖狂、辺垂失^レ守。事不^レ獲^レ已、頻動^二軍旅^一。（後略）

史料9によると、文脈上「夷俘」は征夷の対象として書かれている。しかし、この「夷俘」に直接関連すると思われる集団について書かれた史料は見出せなかった。史料9の「夷俘」が蝦夷だけなのか、俘囚も含まれているのかについては不明とせざるを得ない。

史料10 『類聚三代格』延暦六年（七八七）正月二十一日太政官符

太政官符

応^下陸奥按察使禁^中断王臣・百姓与^二夷俘^一交関^上事

右被^二右大臣宣^一徧、奉^レ勅、如聞、王臣及国司等争買^二狄馬及俘奴婢^一。所以、弘羊之徒、苟貪^二利潤^一、略^レ良窃^レ馬、相

賊日深。加以、無知百姓、不^レ畏^ニ憲章^一、売^ニ此国家之貨^一、買^ニ彼夷俘之物^一。綿既着^ニ賊襖胄^一、鉄亦造^ニ敵農器^一。於^レ理商量、為^レ害極深。自今以後、宜^ニ嚴禁斷^一。如有^三王臣及国司違^ニ犯此制^一者、物即没^レ官。仍注^レ名申上。其百姓者、一依^ニ故按察使從三位大野朝臣東人制法^一、随^レ事推決。

延暦六年正月廿一日

史料10は陸奥・出羽において貴族や国司らが「夷俘」と交易することを禁止したものである。「狄馬及俘奴婢」は狄の馬と俘囚の奴婢と解釈すべきであり、交易に狄や俘囚が広く関与していたことがうかがえる。よって、史料10の「夷俘」には狄と俘囚が両方含まれている可能性がある。

宝龜五年（延暦十一年）までの夷俘・狄俘の用例を検討してきたが、「蝦夷と俘囚」という総称としての用例は史料10に見出せる。しかし、史料7・8の「夷俘」は「蝦夷と俘囚」の総称と解釈する積極的な根拠とはならない。

一方、史料3・4・5に見える「夷俘」は俘囚とは異なる蝦夷集団を主に指しているようである。史料6の伊治公皆麻呂は「地名+公」姓を有し、宝龜九年まで蝦夷爵を帯びていたので、帰降した後は俘囚身分ではなかったとすべきである。つまり、史料6の「本是夷俘」は、まさしく俘囚とは異なる「帰降した蝦夷」という意味であり、史料2の用例と同じとすべきだろう。これら史料3・4・5・6のような夷俘の用例が、平川の指摘する、俘囚と異なる「帰降蝦夷および夷」という意義で使われる傾向に繋がっているのではないかと思われる。よって、夷俘の語を「蝦夷と俘囚」の総称としてのみ捉えるべきだとする指摘には従いたい。

以下、本論文では、帰降「蝦夷」および「夷」を表す場合、「夷俘」と表記する。また、史料に夷俘の語が見え、それを示す場合には「夷俘」と鉤括弧を付して表記する。

二 俘囚と“夷俘”の移配政策について

前節で検討した通り、律令国家との戦いで捕虜とされた、あるいは帰降した蝦夷は、俘囚と“夷俘”の二つの集団に分類されて支配された。服属前から有していた在地におけるまとまりや支配関係を帰降した後でも保つことが許されたのが“夷俘”であり、それが許されず妻子親族程度の小単位に分解されたのが俘囚だった。このように、俘囚と“夷俘”は異なる集団とされ、支配方針にも違いが生じたのだが、その一つとして移配政策があげられる。

『続日本紀』神亀二年閏正月己丑条の「俘囚百卅四人配_二于伊予国_一、五百七十八人配_二于筑紫_一、十五人配_二于和泉監_一焉」という記述は、日本古代の史料における「俘囚」の語の初見であるとともに移配の初見でもある。俘囚という身分が最初から移配と密接な関係にあったことがうかがわれる。

俘囚と“夷俘”の移配が直接記された事例をまとめたのが後掲表2である。これによると、俘囚・“夷俘”の移配は時期によつて傾向があることが分かる。神亀二年～宝亀七年にかけて、俘囚が陸奥・出羽両国から畿内より西の国々、特に西海道諸国へ移配されている（後掲表2―1～4）。人数も数百人規模の場合が多い。しかし、延暦十四年（七九五）の陸奥国から日向国への移配以後、陸奥国から内国へ懲罰的な移配が行われるようになった（後掲表2―5・6）。延暦末から弘仁年間の懲罰的な移配は、すでに内国に移配されていた俘囚を内国の別の国に移配する二次的移配となつている（後掲表2―8・10・11）。懲罰的な移配はいずれも少人数であり、家族や親族単位のものと考えられる。また、延暦十年代後半には、俘囚が西海道以外、広く全国に移配されるようになった（後掲表2―6・7）。天長年間には俘囚の請願を聞き入れるかたちの移配が行われている（後掲表2―12・13）、貞観年間には大宰府近辺の要所の警備にあてるため、諸国に居住する俘囚・「夷俘」を移配している（後掲表2―14・15）。

ところで、大同元年（八〇六）には近江国の「夷俘」を防人にあてるため、大宰府へ移配している（後掲表2―9、後掲史料14）。つまり、大同元年より前にこの「夷俘」は陸奥国ないし出羽国から近江国へ移配されていたことになる。そこで問題となるのが、「夷俘」の移配はいつから始まったのかということである。史料を見ていくと、延暦年間以降より内国に「夷俘」が居ることが確認できる。延暦十七年（七九八）には、相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲国に対し、「夷俘」に時服や禄物を毎年支給することが命じられており⁽²⁸⁾、延暦十九年（八〇〇）には甲斐国に「夷俘」を教諭することが命じられている⁽²⁹⁾。

これら延暦年間以降の史料に見られる内国に居住する「夷俘」とはどのような集団だったのだろうか。武廣亮平は、延暦弘仁年間にかけて移配「夷俘」に対する法令が出されていることと、八世紀段階で移配されていた俘囚に関する法令が出されていないことが対照的であることから、両者は質的にも異なっていたとし、延暦弘仁年間の移配「夷俘」には「夷」（蝦夷）身分が含まれていたと指摘している⁽³⁰⁾。また、「夷俘」の移配は坂上田村麻呂の征夷をきっかけとしており、延暦十三年（七九四）以降に行われるようになったとしている⁽³¹⁾。

確かに、弘仁五年に出雲国で発生した俘囚荒樞の叛乱の鎮圧に貢献した「夷第一等遠胆沢公母志」という人物が見えるなど⁽³²⁾、内国に居住している「夷」の事例が弘仁年間以降に増えていく。よって、武廣が指摘するように、延暦弘仁年間に移配された「夷俘」には帰降した蝦夷・夷（本論文で略称するところの「夷俘」）が含まれていたと考えられる。この頃は俘囚と「夷俘」の移配が並行して行われていたのである⁽³³⁾。

「夷俘」の移配を直接記した事例としては、大同元年に近江国から大宰府へ移配した例（後掲表2―9）、貞観十一年（八六九）に諸国から大宰府へ移配した例（後掲表2―14）、寛平七年（八九五）に諸国から博多警固所へ移配した例（後掲表2―15）が確認できるが、いずれもすでに内国に居住している集団を改めて移配する二次的なものである。貞観十一年の例は、

『日本三代実録』貞観十一年十二月五日戊子条と『類聚三代格』貞観十一年十二月五日太政官符に記されているが、同一条文中に「俘囚」「夷俘」「俘夷」の語が使われている。先述した平川の指摘にあるように、弘仁年間の政策を通じて俘囚と「夷俘」の概念が変化し、やがて表記のうえでも「俘囚」と「夷俘」の混用がはじまるのだが、貞観年間頃にはその区別がかなり曖昧になっていたことが分かる。また、俘囚と「夷俘」はともに西海道諸国へ移配された事例が多いが、従来の防人に替わり沿岸防備に充てることを意図したものが多かったようである。

このように、俘囚の移配は神亀二年頃から、「夷俘」の移配は延暦十三年（七九四）頃から行われたが、東北三十八年戦争終結時における律令国家の移配政策の方針が示されているのが次の史料である。

史料11 『日本後紀』弘仁二年十月甲戌条

甲戌、勅_二征夷將軍參議正四位上行大藏卿兼陸奥出羽按察使文室朝臣綿麻呂等_一曰、省_二今月五日奏狀_一、斬獲稍多、帰降不_レ少。將軍之経略、士卒之戦功、於_レ此而知矣。其蝦夷者、依_レ請須_レ移_二配中国_一。唯俘囚者、思_二量便宜_一、安_二置当土_一。勉加_二教諭_一、勿_レ致_二騒擾_一。又新獲之夷、依_二將軍等奏_一、宜_二早進上_一。但人数巨多、路次難_レ報。其強壯者步行、羸弱者給_レ馬。

この史料には「其蝦夷者、依_レ請須_レ移_二配中国_一。唯俘囚者、思_二量便宜_一、安_二置当土_一」とあり、蝦夷が内国に移配され、俘囚は東北地方に留められるようになったことが知られる。これまでに確認した、俘囚と「夷俘」の移配の傾向の延長としてこうした政策がとられたと理解すべきだろう。俘囚は八世紀前半より内国へ移配されていたが、延暦年間頃から移配の対象に「夷俘」が含まれるようになった。これを踏まえて、弘仁二年の段階では俘囚を東北に留め、蝦夷（つまり「夷俘」）を内国へ移配するように移配政策を転換したのである。

ただし史料11の解釈についてはこれまで議論されてきた問題がある。それは、「其蝦夷者、依_レ請須_レ移_二配中国_一」の「蝦

夷」と、「又新獲之夷、依_二將軍等奏_一、宜_二早進上_一」の「新獲之夷」が同じ対象を指しているのか否か、ということである。「依_レ請」の主体を「蝦夷」と考えた場合、「蝦夷」と「新獲之夷」は別の集団ということになるのだが、そうすると進上された「新獲之夷」とは何を指しているのだろうか。恐らくこれは熊谷公男が指摘する通り「斬獲」の「獲」に相当し、捕虜とした蝦夷を文字通り「進上」した集団であつて、一般の内国移配とは別のケースだと考える⁽³⁴⁾。なぜなら、捕虜とした「蝦夷」や「俘囚」を進上するという行為が他にも確認できるからである。

説話的なものだが日本武尊が捕虜とした「蝦夷」が伊勢神宮に献上されていたという記事があり⁽³⁵⁾、斉明天皇六年（六六〇）には阿倍比羅夫が「夷五十余」を献上している⁽³⁶⁾。また注目されるのは『類聚国史』巻一九〇、弘仁八年（八一七）九月丙午条に「陸奥国言、叛俘吉弥侯部於夜志閑等之類六十一人、並就_二擒獲_一。事須_三依_レ例進_二上其身_一。但犬羊之情、猶顧_二妻孥_一。伏望留_二城下一招_二其妻孥_一。許_レ之_一」とあることで、進上という措置が別にあつたことがうかがわれる。恐らく、捕虜となつた蝦夷は、俘囚や「夷俘」などの身分に編成された後、移配とは別に中央へ進上されたケースもあり、長く続けられたのだろう。「進上」された「新獲之夷」については、こうした事例に属するものとして理解するべきである⁽³⁷⁾。よつて、史料11には、蝦夷（内国に移配）・俘囚（当土に安置）・新獲之夷（中央に進上）という三つの対応が示されていると考えられる。

このように、律令国家は八世紀く九世紀にかけて、俘囚や「夷俘」を陸奥国・出羽国から内国へ移配したのだが、その目的は何だったのか。これについても、諸説あつて意見が分かれている。

- i 律令国家に抵抗する勢力の分散隔離を目的としたとする説⁽³⁸⁾。
- ii 関東地方や東北地方南部からの移民と対になる形で在地の住民を内国に移配し、同時に在地における住民の勢力分断をねらつた住民交換策とする説⁽³⁹⁾。

iii 小帝国主義の基盤の維持・再編成に関わるもので、夷狄を含む社会構造を創出することを目的としたとする説(40)。

iv 俘囚に対する禄等の支給による財政負担を諸国に分担させることを目的としたとする説(41)。

このうち、iiの説における関東地方や東北地方南部からの移民と対となる形で在地の住民を内国に移配したという指摘については、柵戸への移民と俘囚や「夷俘」の移配が行われた時期が必ずしも一致せず規模にも差があったこと、また俘囚の移配が開始された当初は移配先が西海道諸国に集中しており、さらに『日本後紀』以下の国史や『類聚国史』などからは近江国の俘囚の動向が多く確認されるなど、関東や西海道諸国以外の一部の国にも移配が集中していたことがうかがわれ、地域的にも必ずしも一致していないなど、幾つかの点で疑問がある。

i・iii・ivの諸説について、どれが俘囚や「夷俘」の移配の最大の目的であるかを断定することは難しい。しかし、i・ivが、律令国家にとって俘囚や「夷俘」を支配するための極めて現実的な目的であり、iiiは支配イデオロギー上の目的であって、これらを互いに相容れないものと捉える必要はない。i・ivの説は八・九世紀を通じて行われた陸奥国・出羽国から内国への移配全般において目的とされていたと考えてよいだろう。また、iiiの説については、八世紀後半以降にその重要性が高まっていったと思われる(42)。

三 初期の俘囚支配について

俘囚・「夷俘」の支配は、弘仁二年に大きな転換を迎えた。そこで、弘仁年間に諸政策が出されるまで、そもそも俘囚はどのような支配を受けていたのか、ということについて確認しておきたい。

序章でも触れたが、石母田正は俘囚発生の意義について、律令国家が夷狄身分としての「蝦夷」を設定したが、現実の「蝦

夷」支配の進行は（百姓―夷狄）という対立構造のみで捉えられない集団を生み出し、そうした集団を表す中間的な特殊身分として俘囚は生まれた、と論じている（43）。

律令国家は俘囚をどのように支配していたのか。その特徴はおおよそ次の五点にまとめられる。

① 俘囚は「化民」である（44）。

② 本来、俘囚は調庸制から除外された存在だった（45）。また、律令国家は八世紀のうちに調庸徴収を試みていたが、少なくとも延暦十七年頃においては調庸制の対象に成り得なかった（46）。

③ 俘囚は延暦二十年（801）まで基本的に班田制から除外された存在だった（47）。

④ 弘仁四年（813）以前は賑給の対象でもなかった（48）。

⑤ 基本的に蝦夷が蝦夷爵を与えられたのに対し、俘囚は律令位階の叙位対象だった（49）。

このように、俘囚は一般の公民とも、そして蝦夷とも異なる支配を受けていた。しかし、延暦年間後半よりその支配は徐々に変わり始め、弘仁年間に大きく変化するのである。

四 弘仁期の俘囚・「夷俘」支配

弘仁年間に俘囚・「夷俘」支配は大きな画期を迎えた。まずは弘仁年間に発せられた俘囚・「夷俘」支配に関する主な政策をあげてみたい。

① 弘仁二年（811）二月、諸国に居住する「夷」の子供に糧を給う（50）。

② 弘仁二年三月、諸国に「俘囚計帳」を進上させる（51）。

③ 弘仁三年（八一二）正月、「夷」外従五位上宇漢米公色男・外従五位下爾散南公獨伎・播磨国印南郡權少領外従五位下浦田臣山人等三人に節会の際の入京を許す（52）。

④ 弘仁三年六月、諸国に「夷俘長」を置き、捉搦を加える（53）。

⑤ 弘仁四年（八一三）二月、「俘囚」を賑給の対象とする（54）。

⑥ 弘仁四年十一月、播磨・備前・備中・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前の国々の夷俘専当国司を定める（55）。

⑦ 弘仁四年十一月、諸国の介以上一人を夷俘専当国司に定める（56）。

⑧ 弘仁五年（八一四）十二月、「帰降夷俘」を「夷俘」と呼ぶことを禁止し、姓名又は官位で呼ぶことを定める（57）。

⑨ 弘仁六年（八一五）正月、摂津・美濃・丹波・播磨等の国の「夷俘」で五品を帯びた者の節会の参加を許す（58）。

⑩ 弘仁七年（八一六）十月、口分田班給後、六年以上経った「夷俘」から田租を徴収することを定める（59）。

⑪ 弘仁八年（八一七）九月、常陸国の申請により、前年定めた「夷俘」の田租徴収を免除することを許す（60）。

全体の傾向として、「夷俘」や「夷」の表記が多く使われており、「俘囚」を対象とするものは少ない。これは、延暦末頃より「夷俘」の移配が増加した影響を如実に表しているものと考えられる（61）。しかし、先行研究によつて指摘されているように、弘仁二年以後、さまざまな政策を通じて両者の支配は一本化されていき、表記も混用されていく。そのため、各史料に見える「夷俘」が、「夷俘」なのか、「夷＋俘囚」なのか注意を払う必要がある。①～⑪の政策が何を対象としているのか、「夷俘」・俘囚・両者共通の三つに分類し、考察を加えることとする。

まず「夷俘」のみを対象としたと思われる政策について検討していく。①の根拠となる『日本後紀』弘仁二年二月癸酉条には「勅、諸国之夷唯仰_ニ公粮_一。宜_ニ其男女皆悉給_レ粮_一。但不_レ得_レ及_レ孫_一」とあり、「夷」の子供には粮が支給されている。それ以前の段階では、『類聚国史』卷一九〇 延暦十七年六月己亥条によると、相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲等の国の

「夷俘」に毎年時服・禄物を与えていた。また大同元年には大宰府管内に移配された「夷俘」に対し前格（延暦二十年格か）に依って禄物・衣服・公粮・口田を与えることが定められていた（62）。こうした段階を経て、「夷俘」の子供への粮の支給が行われたのである（63）。

③⑨は「夷俘」「夷」が節会に参加することを許可された事例である。⑨は「夷俘」とされている。この「夷俘」が「夷俘」か「夷十俘囚」であるかが問題となるが、「夷俘」と考えて良いだろう。「夷」で五品を帯びるという条件は、『延喜式』卷三〇、大蔵省100賜蝦夷条にみる原則と矛盾する。しかし、延暦二十三年（八〇四）には夷第一等浦田臣史闡儼が外従五位下を授かっており（64）、弘仁三年に節会に参加したのは「夷外従五位上宇漢米公色男」とある（65）。つまり、九世紀以降は位階制の上でも俘囚と「夷俘」が共通の性格を有するようになっており（後掲表3参照）、実態としては必ずしも矛盾してはいなかったのである。

また、九世紀以降で「夷」や「夷俘」が節会に参加したと書かれている史料は、弘仁年間のこの二例のみである。承和年間では、「俘囚」が「朝拝」に参入していることが確認できる（66）。また、『延喜式』では「俘囚」が白馬節会と豊明節会の参加を規定されており（67）、その後に成立した『西宮記』『北山抄』『江家次第』等の儀式書でも、節会参加の対象は「俘囚」と記されている。やはり、⑨の「夷俘」は俘囚とは異なる集団を指していると考えるべきであり、③に見られるような「夷」、すなわち「夷俘」であったと判断される。では、こうした弘仁期の「夷俘」の節会参加は何を意味しているのか。それは、延暦末期から内国に新たに移配された「夷俘」の支配に注意が向けられ、その有力者を掌握しようとしていたことを示していると考えられる。③⑨は、新たに内国に移配された「夷俘」の支配が強く意識されていたことを表しているのである。

俘囚のみを対象とした政策にはどのようなものがあったのか。まず注目されるのが②の俘囚計帳の作成である。弘仁二年の俘囚計帳作成により俘囚の調庸賦課が本格化し、これをもって俘囚の個別支配が進められた。それ以前では、東北地方におい

て神護景雲三年（七六九）、宝亀元年に俘囚の大規模な調庸民化が行われていたことが知られる（68）。しかし、『類聚三代格』延暦十七年四月十六日太政官符によれば、大宰府管内諸国において俘囚からの調庸徴収が断念されたことが知られる。内国に移配された俘囚は、延暦年間頃においては、まだ調庸を払えるような生活状況にはなかったということだろう。

次にあげられるのは、弘仁四年に俘囚を賑給の対象とした⑤である。その史料について検討してみたい。

史料12 『日本後紀』弘仁四年二月戊申条

戊申、制、損_レ稼之年、土民・俘囚、咸被_二其災_一。而賑給之日、不_レ及_二俘囚_一。飢饉之苦、彼此_レ同。救急之恩、華蛮何限。自今以後、宜_下准_二平民_一、預_中賑給例_上。但勲位・村長及給_レ粮之類、不_レ在_二此限_一。

この史料で問題となるのは、「但勲位・村長及給_レ粮之類。不_レ在_二此限_一」の部分である。平川南によると、「給粮之類」は先に触れた『日本後紀』弘仁二年二月癸酉条の「宜_二其男女皆悉給_レ粮_一」を指しているとされる。また「村長」については『類聚国史』卷一九〇、大同二年三月丁酉条に「而陸奥国司、遷_二出夷俘_一、或授_二位階_一、或補_二村長_一」とあり、これと関連すると指摘されている（69）。よってこの史料は、「夷俘」とは異なる、俘囚のみを賑給の対象としたものと考えられる。

では、「夷俘」・俘囚の両者を対象とした政策について考えてみたい。まずあげられるのは、諸国に「夷俘長」を設置したという④である。天長八年（九三一）には安芸国の「俘囚長吉弥侯部佐津古」という人物が外従八位下を授かっており（70）、天安二年（八五八）には「夷外従八位下爾散南公沢成」が「夷長」に定められて把笏を許されている（71）。よって、弘仁三年に諸国の「夷俘」・俘囚両方の統率者を置くことを定めたとして良いだろう。

次にあげられるのは、⑥⑦の夷俘専当国司を定めたというものである。⑥の史料をまず見てみたい。

史料13 『類聚国史』卷一九〇、弘仁四年十一月庚午条

庚午、勅、夷俘_レ之性、異_二於平民_一。雖_レ從_二朝化_一、未_レ忘_二野心_一。是以令_三諸国司勤加_二教喻_一。而吏乖_二朝旨_一、不_レ事_二

存恤^一。彼等所^レ申、經^レ日不^レ理。含^レ愁積^レ怨、遂致^二叛逆^一。宜^下令^二播磨介從五位上藤原朝臣藤成・備前介從五位下高階真人真仲・備中守從五位上大中臣朝臣智治麻呂・筑前介正六位上榮井王・筑後守從五位下弟村王・肥前介正六位上紀朝臣三中・肥後守從五位上大枝朝臣永山・豊前介外從五位下賀茂県主立長等^一、厚加^二教諭^一、所^レ申之事、早与^中处分^上。其事既重、不^レ可^二輒決^一者、言上聴^レ裁。若撫慰乖^レ方、令^下致^二叛逆^一及入^レ京越訴^上者、專当人等准^レ状科^レ罪。但不^レ得^二因^レ此令^レ後^二百姓^一。

この史料を見ると、播磨・備前・筑前・肥前・豊前は介が、備中・筑後・肥後は守が専当国司に任じられている。また対象は「夷俘」とされ、「致叛逆及入京越訴」に対処することが求められている。だが、その対象の「夷俘」が「夷俘」のみを指すのか、「俘囚」も含んでいるのか、この史料からは判断できない。そこで、関連史料として次の二つをあげてみたい。

史料 14 『類聚国史』卷一九〇、大同元年十月壬戌条

平城天皇大同元年十月壬戌、勅、夷俘之徒、慕^レ化内属、居^二要害地^一、足^レ備^二不虞^一。宜^下在^二近江国^一夷俘六百卅人、遷^二大宰府^一、置為^中防人^上。毎^レ国掾已上一人專^二当其事^一。驅使勘当勿^レ同^二平民^一。量^レ情随^レ宜、不^レ忤^二野心^一。禄物・衣服・公粮・口田之類、不^レ問^二男女^一、一依^二前格^一。但防人之粮、終^口永給^二口分田^一者、以^二前防人乘田等^一給^レ之。其去年所^レ置防人四百十一人皆宜^二停廢^一。

史料 15 『類聚国史』卷一九〇、弘仁七年八月甲午朔条

甲午朔、勅、夷俘之性異^二於平民^一。雖^レ從^二皇化^一、野心尚存。是以先仰^二諸国^一、令^レ加^二教諭^一。今因幡・伯耆両国俘囚等、任^レ情入^レ京、越^二訴小事^一。此則国吏等撫慰失^レ方、判断乖^レ理之所^レ致也。自今以後篤加^二訓導^一、有^レ如^レ此者、專当国司准^レ状科处。

史料 14 は近江から大宰府管内諸国への大規模な「夷俘」移配に関する記事である。同条の「夷俘」についてだが、すでに指

摘した通り延暦十一年頃、弘仁二年までの史料に見る「夷俘」は、「夷俘」（帰降蝦夷および夷）を含んでいると考えられる。また「毎^レ国掾已上一人專^ニ当其事^一」とあり、大同元年において大宰府管内諸国で移配「夷俘」統治の役目をおっていたのは掾以上の者であった。つまり、弘仁四年の段階で担当が掾から介以上に引き上げられたことになる。

史料15は因幡・伯耆両国の「俘囚」が入京越訴したことを受け、専当国司に管理強化を徹底させたことを伝える。「夷俘」「俘囚」の両方が用いられているが、条文中での専当国司の対象は「今因幡伯耆両国俘囚等」とされていて「夷俘」ではない。史料14・15の検討により、⑥⑦は「夷俘」と俘囚両方の専当国司を定めたものと言える。

「夷俘」・俘囚両方に関わる政策と見られるもので最後にあげられるのは、田租徴収についての⑩⑪である。まず、それぞれの史料をあげてみたい。

史料16 『類聚国史』卷八三、弘仁七年十月辛丑条

七年十月辛丑、勅、延暦廿年格云、荒服之徒未^レ練^ニ風俗^一、狎馴之間不^レ収^ニ田租^一。其徴収限待^ニ後詔^一者。今夷俘等、帰化年久、漸染^ニ華風^一。宜^下授^ニ口分田^一、經^ニ六年已上^一者、從収^中田租^上。

史料17 『類聚国史』卷一九〇、弘仁八年九月丙申条

丙申、常陸国言、依^ニ去年十月格^一、須^下經^ニ六年已上^一夷俘^{口分田}収^中其租^上。而夷俘等雖^レ霑^ニ厚恩^一、未^レ免^ニ貧乏^一。伏望、暫免^ニ田租^一、以優^ニ夷狄^一者。許^レ之。

史料16・17によると、田租徴収の対象は「夷俘」と記されている。史料14に「夷俘」に口分田を与えていたことが見えるが、この「夷俘」が「夷俘」を含むことは先に指摘した通りである。また、全国に居住する俘囚が一斉に班田されたことを直接示す史料は見当たらないが、延暦十九年に出雲国で俘囚に乗田一町を与えたりしているので(72)、俘囚も班田されたと考えてよいだろう。史料17にあるように、田租徴収そのものは延暦二十年に計画されたが上手くいかず、弘仁七年に至ってようやく本

格的に行われた。

弘仁五年に出雲国で俘囚荒檀の乱が起きているが、俘囚計帳の作成による調庸賦課や、延暦二十年の田租徴収対象への準備に見られるような、俘囚支配そのものの転換が関わっていることが武廣亮平により指摘されている⁽⁷³⁾。これに従えば、延暦二十年以後、一部の移配俘囚を対象に田租徴収が試みられ、さらに調庸が賦課されたことで生活が圧迫されたことなどが出雲国の俘囚の反乱に繋がったと考えられる。

以上、弘仁年間の政策を、“夷俘”、俘囚、両者共通という三つの対象に区別して検討してきた。“夷俘”・俘囚はそれぞれ異なる政策をとられた面と、両者共通の支配方針をとられた面が存在したことがうかがえた。“夷俘”・俘囚はともに、夷俘専当国司―夷俘長―夷俘、という支配体制に位置づけられ、延暦二十年以降計画されてきた田租徴収を本格的に導入されたという点で一致した支配を受けていた。

また、“夷俘”のみを対象とした政策としては、給粮の対象とし、五位以上の者は節会の参加を許可したこと等がある。これらは、延暦年間後半から内国に移配されたばかりの“夷俘”を意識した極めて即時的対応であったと思われる。律令国家は新たに取りこんだ“夷俘”を内国に位置付けるために、積極的にその支配を進めようとしていた。

俘囚に対しては、延暦二十年以後の田租徴収を本格化する一方、俘囚計帳を作成することで個別把握を進め、調庸賦課も本格化させた。班田制・調庸制へ取りこもうとする政策を進める一方、俘囚を賑給の対象とする措置もとっている。“夷俘”に比べると、公民化に繋がるような政策が一步先んじて行われたようであり、それは俘囚の移配の方が先に始まっていたことに関係するのだろう。しかし、“夷俘”の支配が安定し俘囚の支配に迫っていくことで、両者を区別する意味が薄れていったと思われる。

おわりに

律令国家成立後における、帰降した蝦夷の支配について考察してきた。「俘囚」「夷俘」という表記は使われ始めた当初、厳密な区別はなかった。しかし、延暦後半より弘仁二年頃にかけては、集団の構成単位の違いにより両者を区別しようとしたようである。その後、弘仁年間に発せられた支配政策を通じ、両者の支配は一本化を辿り始め、表記も混乱が生じるようになった。そして、最終的には「俘囚」の語が史料上に残っていくようになるのである。

俘囚や「夷俘」に関する史料を解釈する際に常に注意しなければならないのが、俘囚と「夷俘」がともに国家の支配展開の中で生み出された特殊な集団であるがゆえに、両者の身分的特徴は常に一定という訳でなく、律令国家の支配が進むにつれて変化していったということである。また、弘仁年間の支配政策は、内国に移動された集団を強く意識したものである。律令国家と俘囚・「夷俘」の関係は、東北地方に居住する集団と諸国に移動された集団、この二つとの間で築かれていくようになった。俘囚・「夷俘」の移動とは、本来内国に存在しないはずの集団を配置するということである。在地の社会構造に影響を与えたことは勿論だが、律令国家の列島支配についての考え方そのものが変化したことを示すのではないかと思われる。移動俘囚・「夷俘」について考察を深め、彼等と律令国家との関係性を検討することは、こうした問題の一端を明らかにすることに繋がるものと考ええる。

註

- (1) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)二六八～二七二頁。

- (2) 大塚徳郎「蝦夷服属の類型的考察」(『平安初期政治史研究』吉川弘文館、一九六九年) 四五六～四六二頁。
こうした順化の段階を重要視する見解は、喜田貞吉「夷俘・俘囚考」(喜田貞吉著作集9『蝦夷の研究』一九八〇年。初出は一九一四年) 二〇八頁、などの先行研究の成果を継承、発展させたものと位置づけられる。
- (3) 関口明「八、九世紀における移配蝦夷の実態」(『日本歴史』三五七、一九七八年) 四五～四七頁。
- (4) 吉沢幹夫「俘囚長についての試論―「夷俘」の再検討を通じて―」(『東北歴史資料館研究紀要』四、一九七八年) 六一～六六頁。
- (5) 新野直吉「古代俘囚論」(『日本歴史』四三八、一九八四年) 二～四、一〇頁。
- (6) 平川註(1) 前掲論文。
- (7) 古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」(『川内古代史論集』四、一九八八年) 一一～一九頁。
- (8) 関口明「八、九世紀における移配蝦夷の支配―「俘囚」と「夷俘」―」(『古代東北の蝦夷と北海道』吉川弘文館、二〇〇三年) 四六～四九頁。
- (9) 大井晴男「「俘囚」について」(『日本歴史』六九〇、二〇〇五年) 二～三、一二頁。
- (10) 轡田克史「蝦夷・夷俘の表記とその変化」(『新潟史学』五八、二〇〇七年)。
- (11) 古垣玲「俘囚身分の成立」(『国史談話会雑誌』四九、二〇〇八年) 六頁。
- (12) 『続日本紀』天平宝字四年正月丙寅条、『同』神護景雲元年(七六七) 十月辛卯条、『同』宝龜四年正月庚辰条、『同』宝龜五年正月丙辰条。
- (13) 新野註(5) 前掲論文、三頁。
- (14) 関口註(8) 前掲論文、三四～三五頁。

- (15) 武廣亮平「八世紀の「蝦夷」認識とその変遷」(『国立歴史民俗博物館研究報告』八四、二〇〇〇年)一一三頁。
- (16) 伊藤循「律令制と蝦夷支配」(田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年)五九頁。
- (17) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁五年二月戊子条、『同』卷一九〇、弘仁五年二月癸巳条、『同』卷一九〇、弘仁五年五月甲子条。
- (18) 『続日本紀』宝龜五年七月壬戌条。
- (19) 『続日本紀』宝龜五年八月辛卯条。
- (20) 『続日本紀』宝龜六年三月丙辰条。
- (21) 『続日本紀』神龜元年三月甲申条。
- (22) 『続日本紀』天平九年四月戊午条。
- (23) 『続日本紀』宝龜七年二月甲子条。
- (24) 『続日本紀』宝龜八年九月癸亥条。
- (25) 高橋富雄『蝦夷』(吉川弘文館、一九六三年)二九頁。新野直吉「安倍家麻呂と狄志良須」(『古代東北史の人々』吉川弘文館、一九七八年)。古垣註(7)前掲論文、一八頁。「志良須」『日本古代人名辞典』四(吉川弘文館、一九六三年)八七五頁。
- (26) 「宇奈古」『日本古代人名辞典』一(吉川弘文館、一九五八年)二三四頁。
- (27) 熊田亮介「蝦夷と蝦狄」(『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年。初出は一九八六年)九六、九七頁。
- (28) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十七年六月己亥条。
- (29) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十九年五月己未条。

(30) 武廣亮平「エミシの移配と律令国家」(千葉史学叢書一『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年)二七二～二七四頁。

(31) 武廣註(30)前掲論文、二七一～二七二、二八〇頁。

(32) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁五年二月戊子条。

(33) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十九年三月己亥朔条(後掲表2―7)には出雲国の国司が規定以上に俘囚を優遇していたことが問題とされていることが見えるが、同条には「新到俘囚六十余人、寒節遠来、事須ニ優賞」とあり、この時期にも俘囚の移配が行われていたことが知られる。また、俘囚の生活を保証するための待遇について問題とされていることから、東北地方から出雲国へ移配された直後だと推測される。よって、延暦～弘仁年間には「夷俘」が移配されていたが、並行して俘囚の移配も続いていたことには留意したい。

(34) 熊谷公男「蝦夷移配策の変質とその意義」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年)一〇～一一頁。

(35) 『日本書紀』景行天皇五十一年八月壬子条。

(36) 『日本書紀』齐明天皇六年五月是月条。

(37) 『続日本紀』宝亀七年(七七六)十一月癸未条によると、諸司及び参議已上に「俘囚」が班賜されている。移配とは別の措置がとられているので、これも捕虜を進上したケースと関係するものと思われる。

(38) 板橋源「古代蝦夷内国移配考」(『岩手史学研究』二二、一九五六年)。

(39) 工藤雅樹「多賀城の起源とその性格」(『古代の日本』八、東北、角川書店、一九七〇年)。

(40) 伊藤循「律令制と蝦夷支配」(田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年)。

- (41) 今泉隆雄「律令国家とエミシ」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年。初出は一九九二年)。
- (42) iiiの説については、延暦年間頃より「夷俘」の移配が開始されることとの関係性にも留意する必要があると武廣亮平は指摘している。武廣註(30)前掲論文、二七四―二七五頁。
- (43) 石母田正「古代の身分秩序」(『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は一九六三年)六七―六八頁。
- (44) 『続日本紀』神護景雲三年(七六九)十一月己丑条。
- (45) 『続日本紀』宝龜元年(七七〇)四月癸巳条。
- (46) 『類聚三代格』延暦十七年四月十六日太政官符。
- (47) 『類聚国史』卷八三、弘仁七年十月辛丑条に引かれた延暦二十年格による(史料16)。
- (48) 『日本後紀』弘仁四年二月戊申条。
- (49) 『延喜式』卷三〇、大蔵省100賜蝦夷条。
- (50) 『日本後紀』弘仁二年二月癸酉条。
- (51) 『日本後紀』弘仁二年三月乙巳条。
- (52) 『日本後紀』弘仁三年正月乙酉条。
- (53) 『日本後紀』弘仁三年六月戊子条。
- (54) 『日本後紀』弘仁四年二月戊申条(史料12)。
- (55) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁四年十一月庚午条(史料13)。
- (56) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁四年十一月癸酉条。
- (57) 『日本後紀』弘仁五年十二月癸卯朔条。

(58) 『日本後紀』弘仁六年正月丁亥条。

(59) 『類聚国史』卷八三、弘仁七年十月辛丑条（史料16）。

(60) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁八年九月丙申条（史料17）。

(61) 延暦〜弘仁年間に移配夷俘に対する政策が集中していることに注目した研究としては、武廣註（30）前掲論文がある。

(62) 『類聚国史』卷一九〇、大同元年十月壬戌条（史料14）。同条には「禄物衣服公竈口田之類。不_レ問_二男女_一」。一依_二前格_一とある。この前格が延暦二十年格を指すと考えられることについては、伊藤循によつて指摘されている。伊藤「律

令制と蝦夷支配」（田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年）七一〜七二頁。

(63) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十九年五月己未条によると、陸奥国において「帰降夷俘」に与える食料が不足したため、佃三〇町を雑用事に充てることを願ひ出て許可をもらうといった対応がとられていたことには留意しておきたい。

(64) 『日本後紀』延暦二十三年正月辛卯条。

(65) 『日本後紀』弘仁三年正月乙酉条。

(66) 『法曹類林』承和七年（八四〇）二月十七日付問答。

(67) 『延喜式』卷一一、太政官₁₀₈俘囚交名条。

(68) 『続日本紀』神護景雲三年十一月己丑条、『同』宝龜元年四月癸巳朔条。

(69) 平川註（1）前掲論文、三〇二〜三〇三頁。

(70) 『類聚国史』卷一九〇、天長八年十一月己亥条。

(71) 『日本文徳天皇実録』天安二年五月己卯条。

(72) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十九年三月己亥朔条。

(73) 武廣亮平 「出雲国の移配エミシとその反乱」 (『出雲古代史研究』七・八、一九九八年)。

(表1) 蝦夷・俘囚氏姓一覧(文武天皇元年、仁和三年)				
俘囚	俘	蝦夷	夷	その他
(神護景雲三・十二) 大伴部押人 (宝亀十一・八) 狄志良須俘囚字名古		(靈龜元・十) 邑良志別君宇蘇弥奈 須賀公古麻比留 (宝亀元・八) 宇漢迷公宇屈波宇	(延暦十一・正) 胆沢公阿奴志己 (延暦十一・七) 爾散南公阿破蘇	(天平九・四) [田夷] 遠田君雄人 [帰服狄] 和我君計安壘 (宝亀十一・三) [本是夷俘之種] 伊治公咎麻呂 (延暦九・五) [未免田夷之姓] 遠田公押人
(延暦十一・十) 吉弥侯部真麻呂 大伴部宿奈麻呂 (延暦十一・十二) 吉弥侯部荒嶋 (延暦十四・五) 大伴部阿弓良		(延暦十一・十二) 爾散南公阿波蘇 宇漢米公隱賀		(延暦十一・十二) [夷俘] 爾散南公阿波蘇 宇漢米公隱賀

表2 俘囚・「夷俘」の移配事例								
年・月・日		移配前		移配後		人数	理由	出典
1	神亀二年（七二五） 閏正月己丑（四）	（陸奥）*	伊予 筑紫 和泉監	一四四 一七八 一五	（俘囚）	続日本紀 （日本紀略） （扶桑略記）		
2	天平十年（七三八）	陸奥	摂津職	一一五	（俘囚）	天平十年 駿河国正税帳		
3	宝亀七年（七七六） 九月丁卯（一三）	陸奥	大宰管内諸国	三九五	（俘囚）	続日本紀		
4	宝亀七年十一月癸未（二九）	出羽	大宰管内・讃岐 諸司及び参議已上に班賜	三五八 七八	（俘囚）	続日本紀		
5	延暦十四年（七九五） 五月丙子（一〇）	陸奥	日向	六六	俘囚吉弥侯部真麻呂を殺害した、 俘囚大伴部阿豆良等妻子親族を配流	類聚国史		
6	延暦十八年（七九九） 十二月乙酉（一六）	陸奥	土佐	四	（俘囚） 野心改まらず、 賊地と往還	日本後紀		
7	延暦十九年（八〇〇） 三月己亥（一）		出雲	六〇余	（俘囚）	類聚国史		
8	延暦二十四年（八〇五） 十月戊午（二三）	播磨	多岐嶋	一〇	（俘囚） 野心改まらず	日本後紀		
9	大同元年（八〇六） 十月壬戌（三）	近江	大宰府	六四〇	「夷俘」を防人にあてる	類聚国史		
10	弘仁十一年（八二〇） 六月辛巳（一一）	因幡	土佐	六	（俘囚） 百姓の牛馬を盗む	類聚国史		

（貞観四・五） 吉美侯酒田麻呂 （貞観七・五） 伴部建麻呂 （元慶二・七） 深江弥加止 玉作正月磨 （元慶三・正） 大辟法天 （元慶四・十一） 遠胆沢公秋雄			（貞観九・正） 爾散南公河継	（貞観八・四） 「夷俘長」 宇賀古秋野 尺漢公手纏 （元慶二・六） 「俘魁」 玉作宇奈磨
--	--	--	-------------------	--

表3 蝦夷・俘囚身分出身者叙位一覧							
	年・月・日	叙位前	姓名	叙位後	理由	国	出典
1	天平九年（七三七）四月戊午（一四）	田夷遠田郡領外従七位上	遠田君雄人			陸奥	続日本紀
2	神護景雲元年（七六七）十月辛卯（一五）	外従五位下	吉弥侯部真磨	外正五位下	遂に馴服令しむ 狄徒帰す如し	陸奥	続日本紀
3	神護景雲三年（七六九）十一月己丑（二五）	俘囚外少初位上勲七等	大伴部押人			陸奥	続日本紀
4	宝亀九年（七七八）六月庚子（二五）	外正六位上	吉弥侯伊佐西古	外従五位下	征戦に功有り	陸奥	続日本紀
5	同右	第二等	伊治公咎麻呂	外従五位下	征戦に功有り	陸奥	続日本紀
6	延暦九年（七九〇）五月庚午（五）	遠田郡領外正八位上勲八等 （田夷）	遠田公押人			陸奥	続日本紀
7	延暦十一年（七九二）十月癸未（一）	俘囚	吉弥侯部真麻呂	外従五位下	外虜を懐く	陸奥	類聚国史
8	同右	俘囚	大伴部宿奈麻呂	外従五位下	外虜を懐く	陸奥	類聚国史
9	延暦十一年十一月甲寅（三）	俘囚	吉弥侯部荒嶋	外従五位下	荒を懐く	陸奥	類聚国史
10	延暦二十三年（八〇四）正月辛卯（一五）	夷第一等	浦田臣史闡難	外従五位下			日本後紀
11	弘仁二年（八一）四月丁卯（四）	俘	吉弥侯部小金	外従五位下	勇敢を褒す	陸奥	日本後紀

11 弘仁十四年（八二三）五月戊午（五）	甲斐	伊豆	一三	賊首吉弥侯部井出磨等少男女一三人を配流	類聚国史
12 天長八年（八三一）二月戊寅（九）	甲斐	駿河		俘囚吉弥侯部三氣麻呂・吉弥侯部草手の二烟を駿河国に附貫。魚塩に便なり	類聚国史
13 天長九年（八三二）十二月戊寅（二〇）	伊予	阿波	五	（俘囚）情願にしたがう	類聚国史
14 貞観十一年（八六九）十二月戊子（五）	諸国	大宰府		要所に分番させ新羅海賊に備える（「俘囚」・「夷俘」・「俘夷」の表記混用）	日本三代実録（類聚三代格）
15 寛平七年（八九五）三月十三日	諸国	博多警固所	五〇	新羅凶賊に備えるため、「夷俘」五〇人を増員	類聚三代格

*『続日本紀』には国名が記されていないが、『日本紀略』『扶桑略記』の「陸奥俘囚」という記述による

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
承和三年（八三六）三月甲子（二五）	同右	承和二年（八三五）六月辛丑（二七）	天長十年（八三三）二月丁丑（二〇）	同右	天長八年（八三一）十一月己亥（五）	天長六年七月丙申（一九）	天長六年（八二九）六月丙子（二八）	天長五年（八二八）七月丙申（一三）	同右	天長五年（八二八）閏三月乙未（一〇）	弘仁十一年（八二〇）三月己酉（七）	弘仁七年（八一六）三月丙戌（二一）	弘仁五年（八一四）二月戊子（一〇）	同右	同右	弘仁五年（八一四）正月丁卯（一九）	同右	同右	弘仁三年（八一二）正月乙酉（二六）
俘囚外従八位上勲五等	従八位下	俘囚第二等	夷第五等	俘囚	俘囚長	俘囚勲八等	俘囚勲十一等	白丁	俘囚	俘囚	一等	勲六等	夷第一等			俘勲六等	播磨国印南郡權少領外従五位下	外従五位下	夷外従五位上
吉弥侯部於加保	爾散南公志礼初	宇漢米公何毛伊	都和利別公阿比登	吉弥侯部軍麻呂	吉弥侯部佐津古	吉弥侯部江岐麻呂	吉弥侯部長子	吉弥侯部奥家	吉弥侯部良佐閏	吉弥侯部衣良由	爾散南公阿波蘇	吉弥侯部磐子	遠胆沢公母志	吉弥侯部弓僅奈	吉弥侯部麻須	吉弥侯部奈伎宇	浦田臣山人	爾散南公獨伎	宇漢米公色男
外従五位下	外従五位下	外従五位下	従八位上	外少初位下	外従八位下	従八位上	大初位下	少初位上	従六位上	少初位下	外従五位下	外従五位下	外従五位下	外従五位下	外従五位下	外従五位下			
勲功勒足る	逆類に従わず	逆類に従わず	私稲を輸して弊民を資ける	華風になれ、教諭方有り	華風になれ、教諭方有り	志良民に同じ	父母に孝行	国司の入部の日に送迎礼有り	稲を輸して百姓を資ける	酒食を百姓に輸す			俘囚荒樞の反乱鎮庄に貢献						
陸奥			筑後	安芸	安芸	越中	尾張	肥前	豊後	豊前			出雲						
類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	日本後紀	日本後紀	日本後紀

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
元慶四年（八八〇）十一月三日癸丑	同右	同右	元慶三年（八七九）正月十三日癸卯	元慶元年（八七七）三月二十三日甲子	貞觀九年（八六七）正月八日己酉	貞觀七年（八六五）五月十六日丙申	貞觀四年（八六二）五月十日丁丑	貞觀元年（八五九）八月二十五日戊申	天安二年（八五八）五月己卯（一九）	同右	承和十四年（八四七）四月癸卯（九）	承和七年（八四〇）三月戊子（一二）	承和五年十一月丁卯（一三）	同右	承和五年三月丙子（一九）	同右	承和五年（八三八）正月乙酉（二六）	承和四年（八三七）三月丙子（一三）	同右
俘囚外正六位下		外正八位下	俘囚外正六位下	外正六位上勲五等	夷外從六位下	俘囚外從八位下	俘囚	俘囚正六位上	夷外從八位下	外從八位下	俘囚外從七位下	俘夷	外從六位下		勲六等		勲五等	外從五位下	勲九等
遠胆沢公秋雄	玉作正月丸	大辟法天	深江三門	吉弥侯部真保	爾散南公河繼	伴部建麻呂	吉美侯酒田麻呂	吉弥侯黄海	爾散南公沢成	宇漢米公阿多奈磨	尔散南公延多孝	物部斯波連宇賀奴	宇漢米公毛志	深江枚子	夷守志為奈	吉弥侯部玉岐	吉弥侯部東人麻呂	吉弥侯龍麻呂	伴部子羊
外從五位下	外從五位下	外從五位下	外從五位下	外從五位下	外從五位下	勲五等 外從五位下	大初位下	從五位下		外從五位下	外從五位下	外從五位下	外□五位下	外從五位下	外從五位下	外從五位下	外從五位下		外從五位下
	元慶の乱の軍功	元慶の乱の軍功	元慶の乱の軍功				父母に孝		夷長とし、笏を持つことを許す	勲功の苗裔	勲功の苗裔	逆類に従わず勲功効く	征戦を経て勲功有り	勲功有り	勲功有り	逆類に従わず勲功効く	逆類に従わず勲功効く		勲功勲足る
近江	出羽	出羽	出羽	陸奥	近江	陸奥	常陸	出雲	近江	近江	近江	陸奥						豊後	陸奥
日本三代実録	日本三代実録	日本三代実録	日本三代実録	日本三代実録	日本三代実録	日本三代実録	日本三代実録	日本三代実録	日本実録 日本文徳天皇	続日本後紀	続日本後紀	続日本後紀	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	類聚国史	続日本後紀	類聚国史

第三章 蝦夷・俘囚の朝賀と節会参加について

―八世紀を中心に―

はじめに

蝦夷や俘囚は八世紀前半より元日朝賀や節会に参加したが、宝龜五年（七七四）に一度入朝を停止された（1）。その後、九世紀前半に「夷」「夷俘」が節会への参加を再び許可されたことが見え（2）、後に俘囚が長期にわたって節会に参加し続けた。俘囚の節会参加は、少なくとも十三世紀頃まで続いていた（3）。従って、蝦夷や俘囚の朝賀や節会への参加には幾つかの画期があり、その有り様も時期によって変化していったのである。本章では、主に八世紀における蝦夷と俘囚の元日朝賀や節会への参加について考察する。

一 七世紀末の蝦夷の朝貢と饗応

七世紀後半の天武・持統朝頃には、東北地方から朝貢した蝦夷は飛鳥寺西の広場において饗応され、位や物を賜った。この飛鳥寺西の広場には大槻があり、倭王権の支配観念を示す重要な意味を持っていた。今泉隆雄によると、この大槻は「齋槻」といわれる神木で、神の依り坐す依代と観念されていたとされている（4）。天武天皇六年（六七七）に飛鳥寺西槻下で多禰嶋人を饗応しており（5）、以後、化外の人々を饗応する場として用いられていた。持統天皇八年（六九四）十二月には藤原京に都が遷されているが（6）、持統天皇九年（六九五）五月にも槻の下で隼人に相撲をとらせており（7）、この時までには飛鳥

寺西の広場や大槻が化外の人々の饗応の場として機能していた。また、持統天皇十年（六九六）にも越度嶋蝦夷伊奈理武志と肅慎志良守叡草に物を賜ったという記事があるが、そこには飛鳥寺西の広場や大槻などが見えない（8）。今泉は、持統天皇八年十二月に藤原宮遷宮は行われたものの、まだ新宮の施設は十分ではなく、翌年五月にも飛鳥寺西の広場の下が用いられたのだろうと指摘している（9）。天武天皇六年〜持統天皇九年においては、化外の人々を饗応する際に飛鳥寺西の広場や大槻が重要な役割を持っていた。

『続日本紀』には蝦夷・俘囚が都に朝貢したこと、さらに朝賀や節会に参加したことを示す記事が幾つか見られ、それをもめたのが次の表である。これによると、文武天皇元年（六九七）〜文武天皇三年（六九九）にかけて陸奥蝦夷や越後蝦狄が都に朝貢し、爵や物を賜っていたことが分かる。ただ、文武天皇元年は十月・十二月、文武天皇二年は六月・十二月、文武天皇三年は四月と、蝦夷や蝦狄が朝貢する時期は一定していない（表―1〜5）。その日付からは、元日朝賀に参加したことはうかがえず、また節会の日付とも特に近いという訳ではない。七世紀末の段階では、蝦夷や蝦狄を元日朝賀に参列させる、あるいは節会に参加させるという意図は無かったようである。

表 七世紀末〜八世紀における蝦夷・俘囚の入朝関係記事一覧

	年・月・日	内容	史料
1	文武天皇元年（六九七）十月壬午（十九）	陸奥蝦夷が方物を進上する。	続日本紀
2	文武天皇元年十二月庚辰（十八）	越後蝦狄に物を賜う。	続日本紀
3	文武天皇二年（六九八）六月壬寅（一四）	越後国蝦狄が方物を進上する。	続日本紀
4	文武天皇二年十月己酉（二十二）	陸奥蝦夷が方物を進上する。	続日本紀
5	文武天皇三年（六九九）四月己酉（二十五）	越後蝦狄* 一百六人に爵を賜う。	続日本紀
6	和銅三年（七一〇）正月壬子朔	隼人・蝦夷が朝賀に参列する。左右將軍等に率いられ行進する。	続日本紀
7	和銅三年正月丁卯（十六）	踏歌節会において、隼人・蝦夷に位を授け禄を賜う。	続日本紀

8	靈龜元年（七一五）正月甲申朔	陸奥・出羽蝦夷、南嶋の奄美・夜久・度感・信覚・球美等が朝賀において方物を進上する。	続日本紀
9	靈龜元年正月戊戌（十五）	蝦夷と南嶋の七十七人に位を授ける。	続日本紀
10	神護景雲三年（七六九）正月辛未（二）	陸奥蝦夷、朝賀に参列する。	続日本紀
11	神護景雲三年正月丙子（七）	法王宮の宴で道鏡が蝦夷に緋袍を与える。	続日本紀
12	神護景雲三年正月丙戌（十七）	陸奥蝦夷を朝堂で饗応し、爵と物を賜う。	続日本紀
13	宝龜三年（七七二）正月壬午朔	渤海蕃客、陸奥・出羽蝦夷が朝賀に参列する。	続日本紀
14	宝龜三年正月丁酉（十六）	陸奥・出羽蝦夷が帰郷する際に、爵と物を賜う。	続日本紀
15	宝龜四年（七七三）正月丁丑朔	陸奥・出羽夷俘が朝賀に参列する。	続日本紀
16	宝龜四年正月庚辰（十四）	陸奥・出羽の蝦夷・俘囚の帰郷の際、位を授け禄を賜る。	続日本紀
17	宝龜五年（七七四）正月丙申（十六）	出羽蝦夷・俘囚を朝堂で饗応し、位を授け禄を賜る。	続日本紀
18	宝龜五年正月庚申（二十）	蝦夷・俘囚の入朝を停止する。	続日本紀
19	宝龜九年（七七八）十二月戊戌（二十六）	唐使入朝の際の儀式に参列させるため、陸奥・出羽の蝦夷二十人を上京させる。	続日本紀
20	宝龜十年（七七九）四月庚子（三十）	將軍等が騎兵二百人・蝦夷二十人を率い、唐使を羅城門外で迎える。	続日本紀
21	延暦十一年（七九二）十一月甲寅（三）	陸奥夷俘爾散南公阿波蘇・宇漢米公隱賀・俘囚吉弥侯部荒嶋を朝堂院で饗応する。阿波蘇・隱賀に爵第一等を授け、荒嶋には外従五位下を授ける。荒を懷くを以てなり。	類聚国史

* 新日本古典文学大系では「蝦夷」としているが、『青森県史』資料編・古代Ⅰ文献史料（青森県史編さん古代部会編、青森県、二〇〇一年）七六頁は、堀正意本及び『日本紀略』が「蝦狄」としているものでそれに従うとしており、この指摘に従う。

二 蝦夷・俘囚の朝賀・節会参加事例の検討

文武天皇三年に越後蝦狄へ叙爵したという記事以降、『続日本紀』に暫く蝦夷の朝貢を伝える記事は見られず、次に蝦夷の

朝貢が確認できるのは和銅三年（七一〇）のことである。そしてこれ以降、蝦夷や俘囚が朝貢したことを伝える記事が再び増えていくとともに、ある一定の傾向を見出すことができるようになる。

まず重要なのは、蝦夷や俘囚が元日朝賀に参加するようになったことである。和銅三年がその初見であり、宝龜五年（七七四）に蝦夷と俘囚の入朝が停止される前まで朝賀に参加した例が見える（表―6・8・10・13・15）。この間、蝦夷や俘囚が毎年朝賀に参加していたのかどうかは不明とせざるを得ないが、ある程度継続的に参加していたのではないかと思われる。

蝦夷や俘囚は元日朝賀に参列することにより、天皇を中心とした「小帝国」たる秩序と構造を体現させる役割を担っていた。朝賀に参列した全官人や外国使節に対してこれを誇示することが、律令国家が蝦夷・俘囚を朝賀に参列させた最大の目的だろう。

この朝賀参加に関連して注目されるのが、叙位や賜禄をされた日付とその場所である。そこで、次の六つの史料を検討していきたい。

史料1 『続日本紀』和銅三年（七一〇）正月丁卯（十六日）条

丁卯、天皇御^ニ重閣門^一、賜^ニ宴文武百官并隼人・蝦夷^一、奏^ニ諸方樂^一。從五位已上賜^ニ衣一襲^一。隼人・蝦夷等、亦授^レ位賜^レ禄各有^レ差。

史料2 『続日本紀』靈龜元年（七一五）正月戊戌（十五日）条

戊戌、蝦夷及南嶋七十七人、授^レ位有^レ差。

史料3 『続日本紀』神護景雲三年（七六九）正月丙子（七日）条

丙子、御^ニ法王宮^一、宴^ニ於五位已上^一。道鏡、与^ニ五位已上摺衣人一領、蝦夷緋袍人一領^一。賜^ニ左右大臣綿各一千屯^一。大納言已下亦有^レ差。

史料4 『続日本紀』神護景雲三年（七六九）正月丙戌（十七日）条

丙戌、御^ニ東院^一、賜^ニ宴於侍臣^一。饗^ニ文武百官主典已上、陸奥蝦夷於朝堂^一。賜^ニ蝦夷爵及物^一、各有^レ差。

史料5 『続日本紀』宝龜四年（七七三）正月庚辰（十四日）条

庚辰、陸奥・出羽蝦夷・俘囚歸^レ郷。叙^レ位、賜^レ禄有^レ差。

史料6 『続日本紀』宝龜五年（七七四）正月丙辰（十六日）条

丙辰、宴^ニ五位已上於楊梅宮^一、饗^ニ出羽蝦夷・俘囚於朝堂^一。叙^レ位、賜^レ禄有^レ差。

まず、叙位・賜禄された日付について確認していく。史料3を除くと正月十四・十七日に集中しているが、これは男踏歌・女踏歌・御薪・射礼といった節会や儀式が集中する時期にあたる。また、史料3の正月七日は白馬節会の日にあたる。

次は場所について確認する。史料1には天皇が重閣門に御したことが、史料3には法王宮に御したことが見えるが、蝦夷はどこで饗応したかについては直接触れられていない。史料4によると蝦夷が朝堂で饗応されており、史料6によると蝦夷・俘囚が朝堂で饗応されている。史料2と史料5には天皇の出御や蝦夷・俘囚をどこで饗応したかなど、場所に関する情報が全く記されていない。これらのうち、史料3については「五位已上摺衣人一領、蝦夷緋袍人一領」を与えた主体が道鏡なので例外として扱う。史料1については天皇が重閣門に御したとあるだけで、蝦夷が饗応された場所については書かれていないが、「賜^ニ宴文武百官并隼人・蝦夷^一、奏^ニ諸方樂^一」とあることから、整備された踏歌節会であったことは間違いない。

儀式や節会とそれが行われた空間との関係について論じたのが橋本義則である。橋本は、儀式・節会の性格は、それが行われる空間と密接な関係があるとし、大きく二つに分類している。その一つは、元日朝賀・即位儀・視告朔・出雲国造奏神賀詞・受蕃国使表といった「国家的意味を有する儀式」である。それらが行われた空間から、奈良時代においては「大極殿出御型」、平安時代においては「朝堂院型」と呼んでいる。もう一つは、元日節会・白馬節会・踏歌節会・大射・豊明節会といった「天

皇と臣下との共同体意識高揚の場」である。奈良時代においては「閤門出御型」、平安時代においては「豊楽院型」としている。また、閤門出御型の儀式においては、大極殿閤門が天皇出御の場、朝堂は宴に預かる臣下の場、それらに取り囲まれた朝庭は宴を飾り盛り上げる各種行事が行われる場という区別があったとも指摘している⁽¹⁰⁾。

この橋本の分類に従うと、十六日踏歌は閤門出御型ということになる。史料1には蝦夷が饗応された場所が記されていないが、朝堂で行われたのだろう。また『続日本紀』神護景雲三年正月丙戌(十七日)条(史料4)は、前日の踏歌節会が何らかの理由で移ったものか、大射に関わるものなのか定かではないが、橋本の分類によると十七日大射も踏歌節会と同じ閤門出御型とされている。

史料4と史料6を改めて見てみると、東院や楊梅宮で宴が開かれているが、蝦夷・俘囚は朝堂で饗応されている。『続日本紀』神護景雲元年(七六七)四月癸巳条には「東院玉殿新成」とあり、『同』宝龜四年(七七三)二月壬申条には楊梅宮が完成したことが見える。つまり、史料4や史料6は、増築・新築されたばかりの施設で「侍臣」や「五位已上」が賜宴された一方、蝦夷・俘囚は「文武百官主典已上」等とともに朝堂で饗応されたことを示しているのである。

なぜ蝦夷・俘囚は朝堂で饗応されたのだろうか。伊藤循は、大極殿・朝堂の性格について、第三者(諸天や諸神など)の介在しない天皇に帰属する固有の空間であったと指摘し、蝦夷は天皇に対して直接に服属と永続的な奉仕を誓約したとしている⁽¹¹⁾。この伊藤の指摘と、橋本が指摘した閤門出御型の儀式的性格に沿って考えると、蝦夷・俘囚を元日朝賀に参列させ、また後に蝦夷・俘囚を節会に参加させて朝堂において饗応した理由については次のように理解できるのではないだろうか。すなわち、元日朝賀では蝦夷・俘囚に天皇への服属を直接誓約させ、位階により自らの位置付けを感じ取らせた。そして「天皇と臣下との共同体意識高揚の場」である節会に参加させて位や禄を授けることで天皇との関係を確認させ、その繋がりを強めることに意味があったのである。

三 七世紀後半の蝦夷の朝貢と八世紀の蝦夷・俘囚の朝貢の違い

和銅三年から宝龜五年までの蝦夷・俘囚の元日朝賀参列と、正月の節会参加について検討してきた。蝦夷と俘囚は国家的行事である元日朝賀に参列し、天皇への服属を直接誓約し、位階によつて自らの位置付けを感じ取ることとなった。そして、十四五日頃に節会に参加して叙位・賜禄によつて君恩を賜り、帰郷した。天皇を中心とした小帝国構造の体現を行う国家的儀礼に参加させ、その後、天皇との共同体意識を高揚させるため節会にも参加させるという形式がとられていた。

なぜこのような形式をとることになったのか。七世紀の蝦夷の服属儀礼から何かを継承しているのか、それとも全く新たにこうした形式が作られたのだろうか。

七世紀段階における蝦夷の服属儀礼については、熊谷公男が詳細に論じている。熊谷は、七世紀における蝦夷の服属儀礼を次のように復原している。①蝦夷は何人かの首長に統率され、調（ミツキ）を背負つて大挙して来朝し、宮の朝廷などで調の貢進儀式が行われた、②日において宮近傍の河原や朝廷、あるいは飛鳥寺の西の広場の須弥山の傍、大槻のもとで饗宴が開かれた（これはこの後で行われる服属儀礼の前提となるもの）、③饗宴の後、その場で禊と畝水を行い、天神地祇や諸天などを媒介に王権への忠誠を誓う、④誓約終了後、貢献への返礼として賜物や叙位が行われた、ということである。また、誓約の前に行われた饗宴は、服属集団・治天下大王・勸請された神との共同飲食であり、三者の一体感をかもしだす役割があつたとしている（12）。

熊谷が明らかにした七世紀の蝦夷の服属儀礼の形式は、国家的儀礼である元日朝賀への参加と、十四五日の閤門出御型の儀礼への参加という形式に関連するものと考えてよいのではないだろうか。まず、①調の貢進儀式、③飛鳥寺の西の広場の

大槻のもとなどで諸天などを媒介に王権への忠誠を誓う服属儀礼は、元日朝賀に引きつがれた。一方、②飛鳥寺西の広場の大槻のもとで行った饗宴、④誓約終了後の返礼として賜物・叙位は十五・十七日の節会に引きつがれたのである。

もつとも、これは八世紀に元日朝賀と節会に蝦夷・俘囚を参加させた形式と、七世紀段階の蝦夷の服属儀礼の形式がどのような継承関係にあるかを示したに過ぎないのであり、七世紀段階における①・④の蝦夷の服属儀礼の持つ意義や内容がそのまま継承された訳ではない。七世紀段階では、蝦夷に服属の誓約をさせる際、諸天などの第三者の媒介が必要だったが、そうした第三者の媒介を必要とせず、自らが神として、直接的に蝦夷等に誓約をさせる超越的権威を確立したのが律令天皇制なのである。よって、ここで示した継承関係は、形式がどのように引き継がれたのかということである。

問題は、文武天皇元年・同三年にかけての蝦夷・蝦狄の朝貢をどのように考えるかである。方物の進上(表―1・3・4)、賜物(表―2)、叙爵(表―5)は確認でき、これは熊谷が復原した七世紀の蝦夷の服属儀礼の①と④に相当する。②の饗宴や③の忠誠を誓う服属儀礼がどのように継承されたのか、残念ながら『続日本紀』の記事からはうかがうことはできない。もつとも、方物を進上して叙位・叙爵されているのだから、何らかの形で天皇に拝謁して服属を誓約し、帰郷前に饗応されたと考えるのが自然である。第一節で述べたように、蝦夷の饗応や服属儀礼の場として飛鳥寺西の広場の大槻の下が用いられたのは持統天皇九年までであり、文武天皇は藤原宮で蝦夷・蝦狄に服属の誓約を直接させたはずである。文武天皇の天皇としての権威の質は、大宝律令制定後に化外の蝦夷等に直接誓約させた超越的権威にかなり接近していたと思われる。

ただし、蝦夷・蝦狄が朝貢した日付からして、元日朝賀に参列させたとはいえられず、また饗応も節会とは関係なく行われたと思われる。これは、浄御原令制下における天皇と蝦夷との関係が大宝令制下のそれとはかなり異なっていることを表していると考ええる。

浄御原令制下においては、蝦夷・蝦狄を朝貢させ、饗応するという形はとられていたが、それを大宝律令制定後のように元

日朝賀と正月の節会参加に当てはめるまでには至っていなかった。蝦夷を元日朝賀に参列させる意義、そして節会で蝦夷を饗応することの意義が確立されていなかったのである。その理由としては「化外の夷狄としての蝦夷」の位置づけが大宝律令制定後ほどに明確化されておらず、天皇との関係が不明瞭なままだったため、全官人が参列し外国使節も参列することがある元日朝賀に蝦夷を参列させて、小帝国構造を体现することの意義がはつきりと認識されていなかったことにあると推測する。また、化外の夷狄が朝貢した際、天皇の権威を高めその支配の正当性を証明する機会として元日朝賀と節会をいかに機能させるべきかが定まっていなかったということではないかと考える。

おわりに

和銅三年から宝龜五年にかけて、蝦夷や俘囚は元日朝賀に参列し、正月の節会に参加してから帰郷した。十四、十七日の節会での饗応は、天皇との共同体意識を高揚させる一方、叙位により支配秩序に組みこむ意義も有しており、元日朝賀に対応する不可欠の役割を持っていたのである。

最後に、このような形式による蝦夷・俘囚の元日朝賀と節会への参加が宝龜五年に停止された後、大同年間までの蝦夷・俘囚の儀礼参加について確認しておきたい。

宝龜九年（七七八）十二月、陸奥・出羽国の蝦夷二十人が上京させられた⁽¹³⁾。その理由は「為^レ擬^ニ唐客拜朝儀衛^一也」であり、宝龜十年（七七九）四月に唐使を羅城門外で迎えた際、將軍らが騎兵二百人とともに蝦夷二十人を率いたとある⁽¹⁴⁾。また、『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年（七九二）十一月甲寅（三日）条には陸奥国の夷俘の爾散南公阿波蘇と宇漢米公隱賀、俘囚の吉弥侯部荒嶋等を朝堂院で饗応し、爵・位を授けたことが見える⁽¹⁵⁾。

このうち、前者の宝亀九・十年の事例の場合、その役割が唐使の護衛であることが明記されている。ただし、これをそのまま護衛役としてのみ解釈するべきではないだろう。天皇が蝦夷のような夷狄を支配していることを、唐使に印象づける意図が多分に含まれていたと思われる。また後者の延暦十一年の事例は、征夷が活発化する中で、在地において大きな力を持つ蝦夷や俘囚の集団の長を国家側に取り込むことが目的だったと考える。

宝亀九・十年の蝦夷の上京は唐使入朝の儀式のための臨時の措置であって、朝貢や節会での饗宴とは直接関わらない。また、延暦十一年の事例も、朝堂院で饗応はされているものの、十一月甲寅（三日）という日付からは、元日朝賀や節会との関係はうかがえない。和銅三年から宝亀五年の間にとられた形式は、宝亀五年の入朝停止以後はとられなくなったと見るべきだろう。この後、「夷」「夷俘」が節会に参加することが認められるのは、弘仁年間に入ってからである。弘仁年間以降の「夷」「夷俘」や俘囚と節会との関係については、別の章で改めて検討を加えることとする（16）。

註

- (1) 『続日本紀』宝亀五年正月庚申条。
- (2) 『日本後紀』弘仁三年正月乙酉条、『同』弘仁六年正月丁亥条。
- (3) 『宮槐記』建保元年（一二二三）正月十六日条（『大日本史料』第四編之十二、二五〇頁）。
本条については弓野正武が詳しく検討している。弓野『節会抄』（早稲田大学図書館蔵本）覚書（『早稲田大学高等学院研究年誌』二五、一九八一年）四八頁。
- (4) 今泉隆雄「飛鳥の須彌山と齋槻」（『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年。初出は一九九二年）三一〜四五頁。
- (5) 『日本書紀』天武天皇六年二月是月条。

- (6) 『日本書紀』持統天皇八年十二月乙卯条。
- (7) 『日本書紀』持統天皇九年五月丁卯条。
- (8) 『日本書紀』持統天皇十年(六九六)三月甲寅条。
- (9) 今泉註(4) 前掲論文、一一頁。
- (10) 橋本義則「平安宮草創期の豊樂院」(『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年。初出は一九八四年)二六六―二七二頁。
- (11) 伊藤循「古代国家の蝦夷支配」(鈴木靖民編、古代王権と交流―『古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六年)二〇六―二〇七頁。
- (12) 熊谷公男「蝦夷と王宮と王権と―蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格―」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』三、真陽社、一九九七年)九―一〇頁。
- (13) 『続日本紀』宝龜九年十二月戊戌条。
- (14) 『続日本紀』宝龜十年(七七九)四月庚子条。
- (15) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年七月戊寅条によると、この時上京した夷爾散南公阿波蘇は、路次の国で壮健軍士三百騎を選び、国堺で迎接して威勢を示す必要があるほど重要視された人物だった。彼を上京させて忠誠を誓わせることは、征夷の一環として重要な意味を持っていたと考えられる。
- (16) 第Ⅲ部第三章、第Ⅳ部第一章。

第Ⅲ部

律令国家の俘囚・

“夷俘”

觀念の変化

第一章 弘仁期における俘囚・“夷俘”観念の変化について

はじめに

宝亀五年（七七四）に始まり弘仁二年（八一）に終結した蝦夷と律令国家との戦いは、古代東北史研究において東北三十八年戦争とよばれている。この戦いは東北地方に居住する律令国家側住民（百姓）と蝦夷の双方に多大な影響を与えたが、捕虜となった蝦夷、あるいは帰降した蝦夷の規模が一気に拡大し、その支配が律令国家にとって大きな課題となった。そして、対応の一つとして内国へ移配するという政策がとられた。

俘囚の移配は東北三十八年戦争が始まる前の神亀二年（七二五）にはすでに行われていた。これに加え、延暦年間以降の史料からは内国に夷俘が居住していたことが確認できるようになるため、この頃から帰降した蝦夷・夷（本論文で略称するところの“夷俘”）も移配されるようになったとされている。つまり、東北三十八年戦争を契機として、俘囚と“夷俘”という、どちらも律令国家に支配されることになった蝦夷系の人々ではあるが区別された二つの集団を内国に移配し、移配先の在地の支配秩序に組み込んで支配を安定化させなければならないという問題を全国的に抱えることになったのである。

これまで東北三十八年戦争終結後の在地における「民（百姓）」「夷（俘囚と“夷俘”）」の支配展開については、東北地方における支配のあり方に重点を置いて論じられることが多かった。しかし、弘仁年間に発せられた俘囚や「夷俘」を対象とする法令は俘囚や“夷俘”全体に対するものであり、東北地方に居住する集団のみならず、内国に移配された集団も念頭に置いたものでもある。今日でも蝦夷や俘囚支配に関する研究は東北地方についてのものが中心となっているが、この移配された集団に、より注目することで、これまでとは別な側面が見えてくるのではないだろうか。本章ではこうした視点を重視しつつ、

九世紀における「民」「夷」支配の検討などを通じ、律令国家が俘囚や「夷俘」に対する観念をどのように変質させていったのかについて考察する。

一 俘囚と「夷俘」の内国への移配

日本古代の史料において初めて俘囚の語が見られるのは『続日本紀』神龜二年（七二五）閏正月己丑条の俘囚を伊予国・筑紫・和泉監へ移配したという記事である。これは移配の初見でもあり、俘囚という身分が最初から移配と密接な関係にあったことがうかがわれる。

俘囚と「夷俘」の移配についてはすでに論じたので（1）、ここでは移配の大きな傾向を簡潔に述べておく。当初、俘囚は陸奥国・出羽国から畿内より西の国々、特に西海道諸国へ移配されることが多かった（2）。しかし、延暦年間より俘囚は西海道以外にも広く全国に移配されるようになった（3）。

「夷俘」の移配は延暦十三年以降に始まった。武廣亮平は、延暦く弘仁年間にかけて移配夷俘に対する法令が出されていることと、八世紀段階で移配されていた俘囚に関する法令が出されていないことが対照的なことから、両者は質的にも異なっていたことを指摘し、延暦く弘仁年間にかけて移配された夷俘には「夷」（蝦夷）身分が含まれていたとする（4）。さらに、夷俘の移配は坂上田村麻呂の征夷をきっかけとしており、延暦十三年（七九四）以降に行われるようになったとしている（5）。延暦く弘仁年間の史料において内国に居住しているとされる「夷俘」には帰降した蝦夷・夷（「夷俘」）が含まれていた。よって、延暦く弘仁年間には東北地方から内国へ、俘囚と「夷俘」の移配が並行して行われていたのである。

このように、俘囚の移配は神龜二年頃から、「夷俘」の移配は延暦十三年以降から行われたが、東北三十八年戦争終結時に

俘囚と「夷俘」の移配政策は大きな転換を迎えた。『日本後紀』弘仁二年（八二一）十月甲戌条には「其蝦夷者、依_レ請須_レ移_二配中国_一。唯俘囚者、思_二量便宜_一、安_二置当土_一」とあり、「蝦夷（＝「夷俘」）」が内国に移配され、俘囚は東北地方に留められるようになったことが知られる。これまでに確認した、俘囚と「夷俘」の移配の傾向の延長としてこうした政策がとられたと理解すべきだろう。俘囚は八世紀前半より内国へ移配されていたが、延暦年間頃から移配の対象に「夷俘」が含まれるようになり、弘仁二年以降は俘囚を東北に留め、「夷俘」を内国へ移配するようになったのである。

弘仁年間には、俘囚や「夷俘」の支配に関する法令が集中して発せられたが、これらの法令には「夷」や「夷俘」の語が多く見られ、延暦く弘仁年間に「夷俘」が移配されたことと対応する⁽⁶⁾。東北三十八年戦争の終結により、律令国家にとって「夷俘」の支配の安定化が新たな問題として表面化した⁽⁷⁾が、そこには「民（百姓）」と「夷（俘囚と「夷俘」）」の軌轢が東北地方だけではなく今後は全国で発生しかねないという課題が内包されていた。そのため、法令を整備し支配方針を明らかにすることが急がれたのである。

二 「不論民夷」についての検討

俘囚や「夷俘」に対する法令が整備された後、「不_レ論_二民夷_一」という表現が史料に見られるようになる。これまでに、熊谷公男や田中聡がこの「不_レ論_二民夷_一」という表現に注目し、東北地方における「民」「夷」支配について論じている⁽⁷⁾。本章では、内国に移配された俘囚や「夷俘」に注目し、この「不_レ論_二民夷_一」という表現について改めて考えていきたい。

六国史や『類聚国史』において、「民夷」「夷民」「民狄」「民俘」のように、「民」と「夷」「狄」「俘」のような律令国家に帰降した蝦夷系の人々を併記した事例をまとめたものが次の表である⁽⁸⁾。全11例のうち、表の1・2・4・6・8・

10が賑給などの救済に関わる事例であり（9）、基本的には大地震などの災害や大規模な飢饉が原因とされている（10）。この

表 「民夷」並記事例一覧

	年・月・日	地域	内容	出典
1	弘仁九年（八一八）八月庚午	相模・下総・常陸・上野・下野*	七月に地震の被害を受けた諸国の人々に、民夷を論ぜず賑恤を加えることとする	類史
2	天長七年（八三〇）四月戊辰	出羽	地震による被害者の租調を免除し、民夷を論ぜず賑給する	類史
3	承和七年（八四〇）三月壬寅	陸奥	庚申の年であることに陸奥国奥邑の民が動揺し逃亡する。これを鎮めるため、援兵を動員したことを陸奥国が報告する。よく夷民を制し威徳を施せとある	続後紀
4	承和八年（八四一）七月癸酉	伊豆	地震による被害者の租・調を免除し、民夷を論ぜず優恤を加えることとする	類史
5	嘉承三年（八五〇）八月己酉	陸奥	鎮守将軍・陸奥介・陸奥出羽按察使を歴任した坂上清野が死去する。按察使在任中は、夷民和親し、閑塞無事だったとされる	文実
6	嘉承三年十一月丙申	出羽	地震による被害者の租・調を免除し、民狄を問わず食料を支給することとする	文実
7	斉衡元年（八五四）八月戊辰	陸奥	鎮守将軍伴三宗が死去する。民夷これを傷むとある	文実
8	斉衡二年（八五五）正月戊申	陸奥	陸奥国が援兵二千人の増員を請うが、城柵近傍から兵千人を徴発する。民俘を論ぜず優恤を加え、糶一万石を与える	文実
9	貞観九年（八六七）三月九日己酉	陸奥	前陸奥守坂上道が死去する。在任中は境内肅如にして民夷これを安んずとされる	三実
10	貞観十一年（八六九）十月十三日丁酉	陸奥	地震や津波で被害にあった人々の租・調を免除し、民夷を論ぜず救済し、食料を支給することとする	三実
11	元慶四年（八八〇）二月二十五日己酉	出羽	出羽国雄勝・平鹿・山本郡の調庸を一年間免除することとし、三郡狄俘八百三人に不動穀を支給する。若し優恤せざれば民夷和し難しとある	三実

・六国史と『類聚国史』を対象とする。
・出典は略称を用いた。類史↓類聚国史、続後紀↓続日本後紀、文実↓日本文徳天皇実録、三実↓日本三代実録
*この地域は『類聚国史』卷一七一、弘仁九年七月条による

うち、斉衡二年（八五五）の事例（表―8）は勅が出されており、残りの事例は詔が出されている。つまり、「不レ論ニ民夷」という表現は、単に賑給などの救済を行ったことを記した史料の地の文に出てくるのではなく、詔や勅の中で意識的に使われた表現なのである。

賑給などの救済

に関する詔や勅において「不_レ論_二民夷_一」という表現が使われた最初の事例は、弘仁九年（八一八）の詔（表―1）である。賑給が行われた際の詔や勅が全て残されている訳ではないので、「不_レ論_二民夷_一」という表現が弘仁九年以前に使われていた可能性が全くないとは言えない。しかし、俘囚や「夷俘」が賑給や公糧支給といった救済や食料支給の対象に取り込まれた時期から推測すると、弘仁九年をさほど遡ることはないと思われる。では、俘囚や「夷俘」が救済や食料支給の対象とされた経緯について確認していきたい。

史料1 『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十一月己丑条

己丑、陸奥国牡鹿郡俘囚外少初位上勳七等大伴部押人言、伝聞、押人等本是紀伊国名草郡片岡里人也。昔者、先祖大伴部直征_レ夷之時、到_二於小田郡嶋田村_一而居焉。其後子孫為_レ夷被_レ虜、歴_レ代為_レ俘。幸頼_二聖朝撫_レ運神武威_一、拔_二彼虜庭_一、久為_二化民_一。望請、除_二俘囚名_一、為_二調庸民_一。許_レ之。

史料1によると、大伴部押人の祖先は紀伊国名草郡の出身で、陸奥國小田郡嶋田村に土着した。その後の子孫が蝦夷の捕虜となったが、神護景雲三年までに蝦夷の捕虜から脱して俘囚となり、化民となったとある。これにより、俘囚は化民ではあるが、調庸民とは区別される存在だったことが確認できる。俘囚は身分的にはこのように位置づけられていたが、どうやらこの時点では賑給の対象とはされていなかったらしい。なぜなら、俘囚が賑給の対象として位置づけられたことが、これより後の『日本後紀』弘仁四年（八一三）二月戊申条に見えるからである。俘囚の語の初出は神龜二年（七二五）なので、律令国家は俘囚という身分を設け、化民として位置づけていながら、少なくとも九十年近くにわたり賑給の対象として定めていなかったのである。このように、俘囚に対する処遇には一般の公民と明らかな違いがあった。

一方、「夷俘」に対しては、賑給の対象とされたことを明確に示す史料は見られない。しかし、『日本後紀』弘仁二年（八一三）二月癸酉条に「勅、諸国之夷唯仰_二公糧_一。宜_二其男女皆悉給_レ糧。但不_レ得_レ及_レ孫_一」とあり、「諸国之夷」に公糧を支

給すること、また子供の代まで支給を続けることが定められている。平川南は、『日本後紀』弘仁四年二月戊申条において賑給の対象から外されているものの中に「給_レ糧之類」とあるのは、弘仁二年に「諸国之夷」が公糧の支給対象とされていることに対応すると指摘している⁽¹¹⁾。平川の指摘に従えば、律令国家からすると「夷俘」は弘仁二年の段階で食料支給の対象としていたため、弘仁四年にはあえて賑給の対象とはしなかったと解釈できる。このように、そもそも俘囚や「夷俘」は、律令国家の支配に組み込まれながらも、弘仁年間に律令国家がさまざまな法令を通じて支配方針を固めていくまで正式には救済対象・食料支給の対象と定められていなかった⁽¹²⁾。その待遇が改善された後、賑給などの救済に関する詔や勅に「不_レ論_二民夷_一」という表現が見られるようになるのである。

このように、賑給などの救済に関する詔や勅において「不_レ論_二民夷_一」という表現が使われるようになったのはおそらく弘仁四年以降であり、早くても弘仁二年を遡ることはないと考えられる。それでは、弘仁九年（八一八）の事例（表―1）について改めて見ていこう。

史料2 『類聚国史』卷一七一、弘仁九年（八一八）八月庚午条

庚午、遣_二使諸国_一、巡_二省地震_一。其損害甚者加_二賑恤_一。詔曰、朕以_二虚昧_一、欽_二若宝函_一。撫育之誠無_レ忘_二武歩_一。王風猶鬱、帝載未_レ熙。咎徵之臻、此為_二特甚_一。如_レ聞、上野国等境、地震為_レ災、水潦相仍、人物凋損。雖_レ云_二天道高遠不_レ可_レ得_レ言、固_レ応_二政術有_レ虧致_二茲靈譴_一。自貽_二民瘼_一、職朕之由。薄德厚顔、愧_二于天下_一。静言_二厥咎_一、実所_二興嘆_一。豈有_二民危而君独安、子憂而父不_レ念者_一也。所_下以殊降_二使者_一、就加_中存慰_上。其有_下因_二震潦_一居業蕩然者_上、使等与_二所在官司_一斟量、免_二今年租調_一、并不_レ論_二民夷_一、以_二正税_一賑恤、助_二修屋宇_一、使_レ免_二飢露_一。压没之徒速為_二歛葬_一。務尽_二寬惠之旨_一、副_二朕迺眷之心_一。

この史料にはどの国で賑恤が行われたかが明記されていないが、「上野国等境、地震為_レ災」とあり関東地方で地震が発生

したことが分かる。『類聚国史』卷一七一、弘仁九年（八一八）七月条には「相摸・武蔵・下総・常陸・上野・下野等国地震。山崩谷埋数里。圧死百姓不_レ可_二勝計_一」とあり、史料2と対応すると考えられる。

史料2は管見の限り「不_レ論_二民夷_一」という表現が使われた最初の事例だが、東北地方ではなく関東地方の地震に関するものである。また、この他に東北地方以外の地域で地震が発生し、その対応を命じる詔において「不_レ論_二民夷_一」という表現を用いた事例としては『類聚国史』卷一七一、承和八年（八四一）七月癸酉条があげられる（表―4）。この時は伊豆国で地震が発生しており、詔で「不_レ論_二民夷_一」優恤を加えよと命じられている。

これらの事例は次の点で重要だと考える。まず、賑給などの救済に関する詔や勅は天皇制支配のイデオロギーが最も明確に示されるものだが、その中で用いられている「不_レ論_二民夷_一」という表現は東北地方の「民」「夷」支配のみを念頭に成立、使用した訳ではないことである⁽¹³⁾。またもう一点は、東北地方のみならず内国においても「民（百姓）」と「夷（俘囚や「夷俘」が存在する社会状況が自明の前提とされており、そうした社会状況を表す文言を勅や詔に意識的に用いることで天皇の徳の高さを示そうとしていることである。

「不_レ論_二民夷_一」という表現は弘仁年間の俘囚や「夷俘」に対する法令の整備を経た後にこそ現れ得るものである。また東北地方に居住する集団だけでなく、内国に移配された俘囚や「夷俘」も対象として用いられている。つまり、「不_レ論_二民夷_一」賑給などの救済を行う政策は八世紀代には成立し得ず、明らかに九世紀に入ってから成立したものである。

三 「民」「夷」支配の二面性

（1）弘仁年間の警戒から天長年間の警戒と評価へ

「不_レ論_二民夷_一」という表現は賑給などの救済に関する詔や勅の中で意識的に使われるようになった。これは賑給という機会において律令国家の支配領域内に存在する「百姓」と「すでに服属した俘囚や『夷俘』」という身分の異なる人間集団を対比的に扱うことで天皇の徳の高さを示す構造になっている。そもそも、弘仁年間以降における「民」「夷」支配とはどのような性格のものだったのだろうか。これを明らかにするために、まずは「民」と対置する存在とされた俘囚や『夷俘』の性質を律令国家がどのように把握していたのかについて、延暦年間～天長年間頃の史料から検討していきたい。

延暦年間後半には俘囚に加えて『夷俘』の移配も開始されていたが、この頃から内国に移配された俘囚や『夷俘』が強く警戒されていたことを示す史料が多く見られるようになる。

史料3 『類聚国史』巻一九〇、延暦十九年（八〇〇）五月己未条

己未、甲斐国言、夷俘等狼性未_レ改、野心難_レ馴。或凌_二突百姓_一、奸_二略婦女_一。或掠_二取牛馬_一、任_レ意乗用。自_レ非_二朝憲_一、不_レ能_レ懲_レ暴。勅、夫招_二夷狄_一以入_二中州_一、為_下変_二野俗_一以靡_中風化_上。豈任_二彼情_一、損_二此良民_一。宜_二国司懇々教諭_一。若猶不_レ改、依_レ法科処。凡厥置_レ夷諸国、亦同准_レ此。

この史料によると、甲斐国に移配された「夷俘」は「狼性未_レ改、野心難_レ馴。或凌_二突百姓_一、奸_二略婦女_一。或掠_二取牛馬_一、任_レ意乗用。自_レ非_二朝憲_一、不_レ能_レ懲_レ暴」とされている。また、『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）十月戊子条には播磨国の俘囚が多岐嶋へ配流されたことが見えるが、その理由は「以下不_レ改_二野心_一、屢違_中朝憲_上也」とされている。夷俘長の設置を定めたことが見える『日本後紀』弘仁三年（八一二）六月戊子条には「諸国夷俘等、不_レ遵_二朝制_一、多犯_二法禁_一。雖_二彼野性難_レ化、抑此教諭之未_レ明_一とある。さらに『類聚国史』巻一九〇、弘仁七年（八一六）八月甲午条には「因幡・伯耆国两国俘囚等」が入京し直訴したことが見えるが、「夷俘之性異_二於平民_一。雖_レ從_二皇化_一、野心尚存」とある。

このように、延暦年間後半～弘仁年間中頃の史料からは律令国家の強い警戒心がうかがわれるとともに、その記述には一定

の傾向がある。すなわち、「狼性」「野心」「野性」が改まらない、「朝憲」「朝制」のような国家の法を守らない、「良民」「百姓」を害する、という共通点があげられる。

ところが、天長年間に入ると律令国家が移配された俘囚や「夷俘」を積極的に評価する動きが見られるようになる。『類聚国史』巻一九〇、天長五年（八二八）七月丙申条には肥前国人白丁吉弥侯部奥家という人物が少初位上に叙されたとあり、叙位の直接の要因は官舎や池溝道橋等を修造し、国司入部の日の送迎に礼があつたという姿勢を評価したためとされている。しかし、その前提として吉弥侯部奥家は「既染^ニ皇風^一、能順^ニ教令^一。志同^ニ平民^一動赴^ニ公役^一」という人物だと評されている。天長年間に俘囚が叙位された事例としては、他に次のような例もある。

史料4 『類聚国史』巻一九〇、天長六年（八二九）六月丙子条

丙子、俘囚勳十一等吉弥侯部長子、与^ニ父母^一共帰^ニ皇化^一、移^ニ配尾張国^一。野心不^レ聞、孝行已著。特叙^ニ三階^一、俾^レ勳^ニ倫輩^一。

史料5 『類聚国史』巻一九〇、天長六年七月丙申条

丙申、越中国俘囚勳八等吉弥侯部江岐麻呂叙^ニ従八位上^一。江岐麻呂、□染^ニ皇化^一、志同^ニ良民^一。教^ニ諭等倫^一、興^ニ行礼儀^一。儀^一。仍叙^ニ文位^一、俾^レ申^ニ勸励^一。

史料4の吉弥侯部長子は孝子としての表彰の叙位であり、史料5の吉弥侯部江岐麻呂は「教^ニ諭等倫^一、興^ニ行礼儀^一」が評価されている。このように律令国家が俘囚や「夷俘」を積極的に評価し叙位する事例が天長年間頃に集中して見られる。

律令国家の移配俘囚や「夷俘」への対応が、弘仁年間から天長年間の間にこのように異なった様相を呈するようになったのはなぜか。その背景については、移配俘囚・「夷俘」側と律令国家側、それぞれについて考える必要がある。

まず、移配俘囚と「夷俘」側について確認していききたい。弘仁年間の法令整備を経てある程度の期間が経過すると、移配俘囚や「夷俘」のなかに儒教的な道德観にかなった行いを実践する人々が現れだした。史料4・5に見える吉弥侯部長子や吉弥侯部江岐麻呂らは、「皇化」に帰し、さらに「孝行已著」「教_二諭等倫_一、興_二行礼儀_一」という行為が評価されている。移配されてまだ間もない弘仁年間頃には生活も安定せず、彼らの支配そのものも不安定だっただろう。こうした行為を実践することが難しかったり、また実践したとしても、それを評価する状況が整うまで時間が必要だったものと思われる。

そしてもう一つ、移配俘囚や「夷俘」が律令国家の当初の想定を超えた経済的成長を見せ、在地の支配において無視できない存在となるケースが出てきたことが指摘できる。天長五年に叙位された吉弥侯部奥家は官舎や池溝道橋の修造に関わっているが、これは彼が富豪となっていたことを推測させる。また天長五年に豊前国の俘囚吉弥侯部衣良由と豊後国の俘囚吉弥侯部良佐間が百姓に酒や食料を供出したことにより叙位された例や(14)、天長十年(八三三)に筑後国夷第五等都利別公阿比登が私稲を供出し弊民を救ったことにより叙位された例なども確認することができる(15)。このように、移配俘囚や「夷俘」の中には富豪に成長したものがいた。こうした発展も、移配後に在地に根ざした勢力となるまでの期間なくしては成し得なかったことである。

以上の二点を、弘仁年間から天長年間の間における、移配俘囚と「夷俘」側の変化・発展としてあげることができる。

続いて律令国家側について考えていきたい。移配俘囚と「夷俘」側が見せた変化や発展は律令国家の積極的な評価を引き出したが、それは律令国家の警戒を解くまでに至ったのだろうか。吉弥侯部奥家の例や史料4・5のような事例は叙位に関連したもので、あくまで個人を評価したものである。また、史料4・5において律令国家の本当に意図するところは「俾_レ勸_二倫輩_一」「俾_レ申_二勸励_一」という点にあると考えるべきだろう。吉弥侯部長子や吉弥侯部江岐麻呂らへの叙位は、そうした一部の者を積極的に評価することで、彼らを通じて律令国家に恭順する姿勢と儒教的な道德観を周囲に広げ皇化を徹底させるこ

とを期待した、一種のパフォーマンス的なものと言える。

八～九世紀における俘囚や「夷俘」に対する叙位の大半が軍功によるものであることと比べると、律令国家が軍功以外の理由で叙位を行うようになったこと自体は、俘囚や「夷俘」の変化・発展がもたらしたものであり、この時期を中心に見られる特徴と言える。しかし、単純に延暦～弘仁年間初め頃に見られた俘囚や「夷俘」に対する警戒が全面的に解かれたことにはならない。

律令国家が彼らを警戒し続けていたことは、吉弥侯部奥家の例や史料4・5において叙位の直接的要因の他に、その前提として「能順ニ教令」「帰ニ皇化」「染ニ皇化」と評されていることに現れていると思われる。そもそも、こうした前提条件が述べられているのはなぜか。ここで参考としたいのが、小林隆による化内の定義についての指摘である。小林は、化内には①天皇の教化を被る、②律令格式を適用される、という二つの定義があり、これらは化内の二側面を言い表したものであって、化内とは律令格式を介して天皇の教化を被るという意味合いの概念だったと論じている⁽¹⁶⁾。天長年間から「能順ニ教令」「帰ニ皇化」「染ニ皇化」といった評価をされていることは、まさしくこの化内の定義に関わるものである。これらは化内であれば満たしていて当然の条件であり、それがわざわざ記されているのは、俘囚や「夷俘」がなお警戒されていたことの現れなのである。

(2) 「民」「夷」支配の二面性

このように、律令国家の俘囚や「夷俘」に対する態度は、延暦～弘仁年間初頭は警戒、天長年間頃からは警戒と評価、というように変化していると言える。こうした変化の過渡期にあって注目されるのが次の史料である。

史料6 『日本後紀』弘仁五年（八一四）十二月癸卯朔条

癸卯朔、勅、帰降夷俘、前後有_レ数。仍量_二便宜_一安置。官司百姓、不_レ称_二彼姓名_一、而常号_二夷俘_一。既馴_二皇化_一、深以為_レ恥。宜_二早告知莫_レ号_二夷俘_一。自今以後、随_二官位_一称_レ之。若無_二官位_一、即称_二姓名_一。

この史料からは、「官司百姓」と夷俘との間には対立感情があったこと、日常において「夷俘」と呼ぶことが身分的な差別を表す決定的な意味を持っていたことなど、在地社会の状況を読み取ることができる。これに対し、律令国家は「夷俘」が「既馴_二皇化_一」、深以為_レ恥」であると把握し、これを積極的に評価して「夷俘」と呼ぶことを停止し、官位姓名で呼ぶことを定めている。律令国家としては、「民（百姓）」と「夷（俘囚や「夷俘」）」が存在する社会状況を前提としながら、百姓と俘囚や「夷俘」との対立をなくし、支配を安定化することを志向していたことがうかがえる。

史料6の内容を見る限り、律令国家は在地における「官司百姓」と「夷俘」の対立をなくそうとしている。これは一面では、両者の統一化を目指しているように見える。しかし問題は、「夷俘」と呼ばれることが彼らにとって「深以為_レ恥」ということを承知しておきながら、「夷俘」という身分を解消しようとはしていないことにある。

蝦夷、そして俘囚や「夷俘」を公民化した事例は史料上にいくつか見出せるが、数百人という大規模な公民化の最後の事例は、弘仁三年（八一二）に陸奥国の遠田郡・小田郡の田夷三九六人に賜姓し公民としたものである（17）。また、個人単位での公民化の最後の事例は、弘仁十三年（八二二）に常陸国の俘囚吉弥侯部小槻麻呂を公民化したものである（18）。蝦夷、俘囚や「夷俘」の公民化の全てが史料上に残っているとは考え難いが、公民化の事例が断続的にでも長期にわたり見られるのではなく、弘仁年間以降は全く史料上で確認できなくなるのは、やはりその後の方針としても俘囚や「夷俘」身分を解消し、全面的な公民化は目指さなかったということの現れなのだろう。

史料6の勅から読み取るべき点は、律令国家は在地での「民」と「夷」の対立をなくして支配を安定させようとはしたが、「夷俘」という身分そのものは解消しない方針だったということである。これは、支配の実態面と、支配のイデオロギー面で、

律令国家は二面性を維持する方針をとったということに他ならない。

九世紀の東北地方における「民」「夷」支配の特徴について熊谷公男は、律令国家は両者の融合を進めたと指摘した(19)。一方、田中聡は「民」「夷」を別個のグループとする観念を前提にしていたと指摘している(20)。両氏の見解は相反するように見える。しかし、熊谷は支配の実態面について、田中は支配のイデオロギー面についてそれぞれ指摘しているのであり、必ずしも相容れないものではない。両氏の指摘はそれぞれ律令国家の一側面を指摘したものであり、それは東北地方のみならず、俘囚や「夷俘」が移配された内国でも同じだったのである。

改めて、史料4・5などに見られる、天長年間の俘囚や「夷俘」を評価しての叙位について考えてみよう。一般の「民(百姓)」以上に儒教的な道德観にかなった行為を実践した「夷(俘囚や「夷俘」)」を褒賞し、周囲の「夷」に皇化を広げさせるものである。しかし、そのパフォーマンスは同時に周囲の「民」も目にする事になっただろう。そして、「夷」の間に皇化が広がりつつあることが「民」に対して示された。これにより、「民」は「夷」に対する警戒や恐怖心を多少なりとも和らげることになるだろうが、律令国家は決して俘囚や「夷俘」の身分を解消し、「民」と同じ公民として両者を統合することはないのである。天長年間を中心に見られる、俘囚や「夷俘」を評価しての叙位は、二面性を維持するための律令国家のしたたかな政策だと理解すべきである。

しかし、律令国家はこの二面性維持という方針で俘囚や「夷俘」の支配の安定化を達成することはできなかった。東北地方においては、承和年間から斉衡年間にかけて騒乱が発生し(21)、後には元慶の乱が発生する。内国に目を向けると、弘仁五年(八一四)には出雲国の俘囚荒櫃が反乱を起こし(22)、上総国では嘉承元年(八四八)に俘囚丸子廻毛らの反乱(23)、貞観十二年(八七〇)に「夷俘」の反乱(24)、元慶七年(八八三)に俘囚の反乱が発生しており(25)、下総国では貞観十七年(八七五)に俘囚の反乱が発生している(26)。律令国家は「民」「夷」の対立に、その後も長く悩まされ続けることになる。こうした

現実が、俘囚や「夷俘」を警戒し続けた背景にあるのは明らかである。上総・下総両国で発生した俘囚や「夷俘」の反乱について検討した武廣亮平は、これらの反乱は一見すると無秩序、偶発的に見えるが、国府や国分寺などを襲撃対象としており、反国衙闘争、反国家イデオロギー闘争の性格を帯びたものではないかと指摘している(27)。

東北地方のみならず、内国に移配された俘囚や「夷俘」も長期にわたって反乱を起こし続けた。その原因には、在地における「民(百姓)」と「夷(俘囚や「夷俘」)」の支配安定化のための有効な政策を弘仁期以降も継続して打ち出すことができなかった支配の実態面における問題もあるだろう。しかし、俘囚や「夷俘」の全面的な公民化という方針はとらず、律令国家が「民」「夷」を区別したまま支配しようとしたことにこそ本質的な原因が求められるだろう。支配の実態面に問題を抱えながら、こうした支配イデオロギーを押しつけ続ければ、いずれ俘囚や「夷俘」が反発を示すことは明らかだったはずだが、なぜ律令国家は対応を変化させることができなかったのか。これには、「民(百姓)」と対置する存在として実際には服属した蝦夷の身分である俘囚と「夷俘」を「夷」に設定するに至る、この時期における律令国家の俘囚と「夷俘」に対する観念の変化そのものが深く関わっていると思われる。

四 俘囚と「夷俘」に対する「夷狄」観念の付加

(1) 俘囚・「夷俘」と「夷狄」観念の接近、そして付加

弘仁年間における法令整備以降、律令国家は俘囚や「夷俘」の支配について個別の問題に対処することはあっても、法令をさらに整備・拡充するなどし、在地における「民」「夷」支配をさらに安定させる有効な政策を打ち出すことができないまま、支配イデオロギー面で「民」「夷」を区別した支配を続けていくことになった。しかし、律令国家がこの区別にこだわりを

せていく弘仁年間頃に、俘囚や「夷俘」に対する觀念そのものが変化していく様子がうかがわれるのである。

『類聚国史』卷八三、弘仁七年（八一六）十月辛丑条には、班給してから六年以上が経過した「夷俘」の口分田からの田租徴収を定めたことが、『類聚国史』卷一九〇、弘仁八年（八一七）九月丙申条には、常陸国からの申請により、「夷俘」からの田租徴収を撤回したが見える。「夷俘」とあるが、この場合は俘囚と「夷俘」の両方を指すと考えられる⁽²⁸⁾。ここで注目したいのが、弘仁七年の条文には「今夷俘等、帰化年久、漸染^ニ華風^一」とあるが、弘仁八年の条文には「以優^ニ夷狄^一」とあることである。つまり、帰化して相当な年数を経ており、一度は田租徴収も可能と判断した俘囚や「夷俘」のことを、翌年には「夷狄」と表現しているのである。

弘仁八年の事例より前に俘囚ないし「夷俘」を指して「夷狄」と表現したと見られる事例は二つほど確認できる。その一つが次の史料である。

史料7 『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年（七九二）正月丙寅条

丙寅、陸奥国言、斯波村夷胆沢公阿奴志己等、遣^レ使請曰、己等思^レ帰^ニ王化^一、何日忘之。而為^ニ伊治村俘等所^一遮、無^レ由^ニ自達^一。願制^ニ彼遮闕^一、永開^ニ降路^一。即為^レ示^ニ朝恩^一、賜^レ物放還。夷狄之性、虚言不実、常称^ニ帰服^一、唯利是求。自今以後、有^ニ夷使者^一、勿^レ加^ニ常賜^一。

律令国家は夷胆沢公阿奴志己を敵対する蝦夷ではなく一応帰降した蝦夷、すなわち「夷俘」と認識していたと思われるが、「夷狄之性」について警戒すべきとしている。ここでは、完全に敵対する蝦夷勢力も含めているかもしれないが、主に律令国家側に服属したと確証の持てない勢力を「夷狄」と言い換えていると考えられる。

そしてもう一つが、『類聚国史』卷一九〇、延暦十九年五月己未条（史料3）の甲斐国の例である。「勅、夫招^ニ夷狄^一以入^ニ中州^一、為^下変^ニ野俗^一以靡^中風化^上」とあるが、条文全体の内容から、甲斐国の「夷俘」をはじめとして内国に移配された俘囚

や「夷俘」全般を指して「夷狄」と表現していると見るべきだろう。

史料7の場合はいつ律令国家に敵対するか分からない、去就不明の勢力を指して「夷狄」と言っている。また、第一節にて述べたように夷俘の内国への移配は延暦十三年以降と考えられるため、史料3の場合は、甲斐国へ「夷俘」が移配されてからあまり時間が経過しておらず、まだ充分に教諭する期間がなかった。つまり、弘仁七年以前においても俘囚や「夷俘」を「夷狄」と言い換えて表現する事例はあるが、それは服属したという確証が持てない、あるいは充分に教諭できていない集団を指して言っているのである。これらの場合、「敵対する蝦夷」から俘囚や「夷俘」身分に変わったばかりの集団で、もともと「夷狄」だったのだから、その性質に警戒すべきだと律令国家は認識していることになる。

大宝律令の制定時に日本を中心とする小帝国構造が成立したことが石母田正によって論じられているが⁽²⁹⁾、『令集解』賦役令15没落外蕃条古記には「毛人・隼人」は「不_レ足_レ称_レ蕃」とあり、また『令集解』賦役令10辺遠国条古記には夷狄とは「毛人・肥人・阿麻弥人等之類」としているように、毛人＝蝦夷は化外の夷狄とされている⁽³⁰⁾。

このように、律令によって示された支配構造上は化外の蝦夷を夷狄としていたのであり、すでに服属した蝦夷の身分である俘囚や「夷俘」を「夷狄」と表現すること自体、これとは矛盾する。無論、律令の条文や『令集解』諸説は「夷狄」の法的位置づけに関するものであり、史料の性格が異なる『続日本紀』以下の国史や『類聚国史』などに見られる「夷狄」の用例は、あくまで四夷観念にもとづいた修飾的な表現であるとも考えられる。しかし、当時の律令国家の支配意識の変化を考察するうえで、蝦夷ではなく俘囚や「夷俘」を「夷狄」と言い換えるようになってきたこと自体は、やはり看過してはならない。

延暦年間の史料3・7については、「敵対する蝦夷」から俘囚や「夷俘」身分に変わったばかりの集団が対象だったため、まだ蝦夷に極めて近い性質が残っていると警戒していたことの現れとして、「夷狄」と表現したと一応理解できる。

しかし、弘仁七・八年頃の場合は段階的に異なるのではないか。「夷俘」が「帰化年久、漸染_二華風_一」とされているのは、

律令国家が弘仁年間に発した法令などを通じて、俘囚や「夷俘」を皇化し、安定した支配により田租徴収の対象とし得る存在にしたという認識を示したということだろう。無論、第三節において述べたように律令国家は基本的には警戒心を解いておらず、田租徴収を実施するための名目的な評価であることは差し引いて読まなくてはならない。だが、この場合は、もはや「帰化年久、漸染_二華風_一」と評価した「夷俘」に、本来は未服属の蝦夷が担っていたはずの「夷狄」という観念を付加していると考えるべきである。

俘囚や「夷俘」身分と「夷狄」観念の接近は、延暦年間頃から見られる。しかし、延暦年間の場合は、この時対象となった俘囚や「夷俘」の性質が、敵対する蝦夷とそう変わらない性質であると警戒されていたことによる。弘仁年間の場合は、一度は十分に皇化したと評価した俘囚や「夷俘」に、「夷狄」観念を付加する段階に至っているのである。

(2) 「夷狄」観念付加の背景

なぜ律令国家は俘囚や「夷俘」に対する認識をこのように変化させることになったのだろうか。その背景には、すでに先学によって指摘されている日本を中心とした小帝国構造の矮小化の問題が関わっていると思われる。

『日本後紀』から『日本三代実録』までの国史や『類聚国史』を見ていくと、弘仁年間以降から「蝦夷(エミシ)」の語の用例は急に減少する。管見の限りでは、『日本後紀』弘仁二年(八一)十二月甲戌条の「陸奥国_乃蝦夷等」という記述の後には、『日本三代実録』元慶五年(八八一)五月三日庚戌条にみる「陸奥蝦夷詠語」しかなく、その「蝦夷詠語」も役職名であって東北地方に居住する人々を直接「蝦夷」と表現しているわけではない。「蝦夷」の語の用例は東北三十八年戦争の終結を境に見られなくなるのだが、それはすなわち、律令国家側から東北地方の敵対勢力に対する(時に軍事行動を伴った)強硬な力が働き続けた時にのみ、その敵対勢力を指して「蝦夷」という言葉が使用されたということを意味する。

東北三十八年戦争終結後も郡制が施行された地域より北には当然未服属の集団が残っていたはずだが、それらを指して「蝦夷」と表現することがなかったのはなぜか。それは「蝦夷」が、日本を中心とする小帝国思想を律令国家の中枢部が実力をもって示そうとした期間においてのみ具現化し得る、国家の「夷狄」支配イデオロギーと不可分の存在だったからではないだろうか。これは、小帝国思想が最も顕著に示される蝦夷の朝貢からうかがうことができる。

東北地方に居住する蝦夷の中央への朝貢は七世紀代からすでに行われており、八世紀に入ってからも続けられていた。しかし、『続日本紀』宝龜五年（七七四）正月庚申条に蝦夷・俘囚の入朝を停止したことが見え、これ以後は基本的に行われなくなった。八世紀に朝貢した蝦夷や俘囚の居住地は史料に詳しくは記されていないが、郡制が施行されていない地域の集団も含まれていたと推測される。

『続日本紀』靈龜元年（七一五）十月丁丑条に二人の蝦夷が陸奥国の香河村と閉村の地に郡を設置し、住民を編戸民化して欲しいと願い出ていることが見えるが、香河村への建郡を請願した陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈という人物は蝦夷爵を有しており、以前から律令国家とのつながりを有していたと考えられる。また、閉村への建郡を申請した蝦夷須賀君古麻比留は「先祖以来、貢_二献昆布_一」と述べており、こちらもかなり前から律令国家に貢納する関係を結んでいたようである。さらに、宝龜五年（七七四）の入朝停止後、延暦十一年（七九二）に臨時の措置として陸奥国夷俘爾散南公阿波蘇・宇漢米公隱賀・俘囚吉弥侯部荒嶋らに入京が許された事例があるが⁽³¹⁾、爾散南公氏や宇漢米公氏の故郷は北上盆地北部とされる⁽³²⁾。六国史上に見える東北地方の最後の建郡は弘仁二年（八一二）の和我・稗縫・斯波の三郡の設置であり⁽³³⁾、延暦十一年に入朝した爾散南公阿波蘇と宇漢米公隱賀も、郡制が施行されていない地域に居住しながら律令国家とのつながりを持っていたことになる。

このように、郡制が施行されていない地域の蝦夷や俘囚のなかにも律令国家とつながりを持つ集団があり、また入朝した事

例もあることから、奈良時代に朝貢した蝦夷や俘囚にも、郡制が施行されていない地域の集団が含まれていた可能性は高いと考えられる。つまり、この時期の蝦夷や俘囚の朝貢とは、郡制がまだ施行されていない地域の集団が天皇の徳を慕って都に朝貢したという意味を持っていたのである。

また、律令国家側から東北地方の敵対勢力に対する（時に軍事行動を伴った）強硬な力が働き続けるという現象を伴うことにより、支配思想上は、郡制施行領域の外側の蝦夷や俘囚と中央を直接結びつけるほど、天皇の徳化が強力に及んだという体裁を現出した。

ところが、延暦十一年の臨時的な入朝許可を除くと、宝龜五年以降は東北地方に居住する蝦夷や俘囚が都に朝貢することはなかった。そして、弘仁年間に入ると「夷俘」の節会参加を許可する政策がとられる。弘仁三年（八一二）に夷外従五位上宇漢米公色男・外従五位下爾散南公独伎・播磨国印南郡権少領外従五位下浦田臣山人が節会の際に入京することを許可し⁽³⁴⁾、弘仁六年（八一五）には、「摂津・美濃・丹波・播磨等国夷俘」で五位以上の者が節会に参加することを許可している⁽³⁵⁾。そして、こうした畿内周辺諸国の「夷俘」の節会参加は、九世紀後半以降に近江国に居住する俘囚に固定され、やがて白馬節会や豊明節会などの「豊楽院型節会」を中心に参加する形となり、少なくとも十三世紀まで続けられた⁽³⁶⁾。その一方で東北地方に居住する俘囚や「夷俘」は、貞観年間頃には鎮守府で「正月・五月二節」に参加するようになっていた⁽³⁷⁾。つまり、畿内周辺諸国の俘囚や「夷俘」を中央での節会に参加させ、東北地方に居住する俘囚や「夷俘」を鎮守府での節会に参加させるように固定したのである。

これは、八世紀に見られた、郡制が施行されていない地域の蝦夷や俘囚が天皇の徳を慕って都に朝貢してくる形態をとらせることができなくなったこと、そして日本を中心とする小帝国思想が矮小化してしまったことを露呈するものである。また、東北三十八年戦争を終結させ、郡制施行領域の拡大や、武力で蝦夷を制圧し支配下に組み入れていくといった実力の誇示を放

棄したことにより、支配思想上においても、天皇の徳化を化外の地にさらに及ぼしていくという意識が減退し、中央と郡制施行領域の外側の蝦夷や俘囚を直接結びつけるという考えを放棄せざるを得なくなった。

律令国家は小帝国思想を維持するうえで厳しい状況に立たされた。だが、もはや中央の人々は郡制が施行されていない地域から蝦夷や俘囚を呼び寄せることは放棄しており、畿内周辺から節会に参加しに来る俘囚や「夷俘」を利用することしかできなくなっていた。そのため、蝦夷が担っていた「夷狄」観念を俘囚や「夷俘」に徐々に付加するようになっていったと推測される⁽³⁸⁾。

こうした、蝦夷の朝貢停止、俘囚や「夷俘」の節会参加という動向は、先に述べた俘囚や「夷俘」と「夷狄」観念の接近、そして付加という段階的な動きと連動すると思われる。すなわち、宝龜五年に蝦夷の朝貢が停止し、中央の人々と東北地方の蝦夷・俘囚が直接つながる機会が失われた後、延暦年間に俘囚や「夷俘」と「夷狄」観念が接近する。そして、中央の人々が節会の場合などで畿内周辺諸国の「夷俘」や俘囚とつながるようになった頃、「夷狄」観念を付加する段階に至ったと考えられるのである⁽³⁹⁾。

おわりに

弘仁年間に入り、律令国家は「民」と「夷」が内国に存在する社会状況を自明の前提とした支配を展開していった。その際、「夷」とされた俘囚と「夷俘」の支配については、支配の実態面と、支配のイデオロギー面で、律令国家は二面性を維持する方針をとった。支配の実態面では、「民」と「夷」の対立を解消し支配の安定化を目指したが、支配のイデオロギー面では、俘囚や「夷俘」の身分を解消し、公民化することはなかった。この「民」「夷」が存在する状況を維持しようとしたが、東北地方

のみならず内国においても、俘囚や「夷俘」の反乱が続発した。その背景には、支配の実態面における問題もあったが、根本的な原因は支配のイデオロギー面にあった。

俘囚や「夷俘」と「夷狄」観念は延暦年間頃より接近し、弘仁年間には俘囚や「夷俘」に「夷狄」観念が付加されるようになった。こうした観念的变化が起こった背景には、東北三十八年戦争を終結させ実力を誇示できなくなったため、天皇の徳化を化外の地にさらに及ぼしていくという意識が減退するという支配思想上の問題を招き、郡制施行領域の外側の蝦夷や俘囚を都に朝貢させることも放棄しなくなることや、矮小化しつつある小帝国思想をなんとか存続させようとした状況があった。

本章では「不^レ論^二民夷^一」という表現を手がかりに、弘仁年間の「民」「夷」支配の特徴と俘囚・「夷俘」に対する観念の変化について検討した。東北三十八年戦争の終結を契機として、弘仁年間前半に天皇の徳化を化外へ及ぼす意識が減退し、日本を中心とする小帝国思想が矮小化・変化する一つの局面があったことを指摘できたと考える。

註

- (1) 第Ⅱ部第二章第二節参照。
- (2) 『続日本紀』神龜二年閏正月己丑条、天平十年駿河国正税帳(『大日本古文書』二)、『続日本紀』宝龜七年(七七六)九月丁卯条、『同』宝龜七年十一月癸未条。
- (3) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十四年(七九五)五月丙子条、『日本後紀』延暦十八年(七九九)十二月乙酉条、『類聚国史』卷一九〇、延暦十九年三月己亥条など。
- (4) 武廣亮平「エミシの移配と律令国家」(千葉史学叢書一『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年)二七二～二七四

頁。

- (5) 武廣註(4) 前掲論文、二七一～二七二、二八〇頁。
- (6) 第Ⅱ部第二章第四節参照。
- (7) 熊谷公男は東北地方における「民」「夷」支配の実態面について考察している。熊谷「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」(虎尾俊哉編『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)。
また、田中聡は「民」「夷」支配のイデオロギー面について考察している。田中「民夷を論ぜず―九世紀の蝦夷認識―」(『日本古代の自他認識』塙書房、二〇一五年。初出は一九九七年)。
- (8) 『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』には、管見の限り「民夷」のように「民」と「夷」「狄」「俘」のような律令国家に服属した蝦夷系の人々を併記した事例は見られなかった。
- (9) 『類聚国史』卷一九〇、天長九年(八三二)七月丁巳条には「出羽国言_二上窮弊百姓_一。詔令_二振給_一。夷俘亦在_二此内_一」
とあり、「民夷」という併記はされていないが、この時も百姓とともに「夷俘」が賑給の対象とされている。また、『日本文徳天皇実録』斉衡元年(八五四)五月戊戌条には「勅_二陸奥国_一、以_二穀一万石_一、賑_二給俘夷_一」とあり、「俘夷」を対象に賑給が行われることもあった。
- (10) 斉衡二年(八五五)の事例(表―8)は、直接的には奥地の俘囚の抗争が原因とされている。しかし、『日本文徳天皇実録』斉衡二年正月戊申条により、抗争の原因が「又知_二騷擾之由_一。発_二於飢困_一」であったことが知られる。また、『日本文徳天皇実録』斉衡元年(八五四)四月壬午条には「去年不_レ登、百姓困窮」_一とあり、仁寿三年(八五三)に陸奥国では不作による飢饉が発生したことが知られる。
- (11) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年) 三〇二～三〇

三頁。

(12) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十七年六月己亥条には「勅_二相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲等国_一、帰降夷俘、徳沢

是憑、宜_下毎加_二撫恤_一、令_上無_二帰望_一。時服禄物、毎_レ年給_レ之。其資粮罄絶、事須_二優恤_一」とあり、夷俘に対し時服や禄物の支給が行われていたことが確認できる。しかし、この例は個別的な対応と捉えるべきだろう。

また、『類聚国史』卷一九〇、延暦十九年五月戊午条には、陸奥国で「夷俘」の帰降が相次ぎ、「夷俘」に与える食料が不足しているため、佃三〇町をその財源に充てるとされたことが見えるなど、帰降した直後の「夷俘」には食料を与えていた。

しかし、こうした個別的、あるいは帰降直後の即時的対応とは異なり、全国の俘囚や「夷俘」に対し、一定の期間にわたる救済・食料支給を法令として定めたのは弘仁年間に入ってからである。

(13) 田中聡は、「不_レ論_二民夷_一」のような「民」「夷」併記史料の「夷」について、先行研究では多様な蝦夷集団の総体「エミシ系住民」として捉えられてきたが、「夷+俘囚。蝦夷の中で律令国家に従っている者」と理解すべきであると指摘している。田中註(7)前掲論文、二六六頁。

田中は、東北地方において「不_レ論_二民夷_一」賑給を行った事例を検討対象としているが、弘仁九年(八一八)八月の關東地方の諸国や、承和八年(八四一)七月の伊豆国での地震発生の際の詔において「不_レ論_二民夷_一」の表現が用いられていることから、ここで「民」と併記されている「夷」がすでに律令国家に従い内国に移配された俘囚や蝦夷・夷であることは明らかであり、この点から田中の見解は妥当なものと考えられる。

(14) 『類聚国史』卷一九〇、天長五年(八二八)閏三月乙未条。

(15) 『類聚国史』卷一九〇、天長十年(八三三)二月丁丑条。

(16) 小林隆「律令制下の化内・化外人について」(『新しい歴史学のために』二二二、一九九三年)。

(17) 『日本後紀』弘仁三年(八一二)九月戊午条。同条には「己等未_レ脱_二田夷之姓_一、永貽_二子孫之恥_一。伏請改_二本姓_一為_二公民_一、被_レ停_レ給_レ禄、永奉_二課役_一者」とあり、田夷側からの請願が聞き入れられ、公民化されている。

なお、『日本後紀』弘仁六年(八一五)三月丁酉条には、陸奥国遠田郡の竹城公音勝らをはじめとする一五五人に一度に賜姓していることが見えるが、この時に公民化したかどうかは触れられていない。

(18) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁十三年(八二二)九月癸丑条。同条には「伏望、為_二編戸民_一、永從_二課役_一者」という俘囚吉弥侯部小槻麻呂の請願に対し、公戸に附したが課役を免除したことが見える。

なお、『類聚国史』卷一九〇、天長元年(八二四)十月戊子条には、常陸国の俘囚公子部八代麻呂ら二一人が課役を負担することを願い出て、これを許したことが見えるが、この時に公民化したかどうかは触れられていない。

(19) 熊谷註(7) 前掲論文。

(20) 田中註(7) 前掲論文。

(21) 承和から斉衡にかけて発生した騒乱については、熊谷公男が詳細に検討している。熊谷は、「民」「夷」間の対立を主要な契機としつつ、エミシ集団相互の対立や、それを利用し北奥に新たな支配体制構築を目指した律令国家のエミシ社会への働きかけなどが複雑に絡み合う状況が、この騒乱の原因だったとしている。熊谷註(7) 前掲論文、一八〇～一八六頁。

(22) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁五年(八一四)二月戊子条、『同』卷一九〇、弘仁五年二月癸巳条、『同』卷一九〇、弘仁五年五月甲子条、『日本後紀』弘仁五年十一月辛巳条から、荒櫃の乱の鎮圧後の対応を知ることができる。

なお、この荒櫃の乱については武廣亮平が詳しく検討している。武廣「出雲国の移配エミシとその反乱」(『出雲古代

史研究』七・八、一九九八年）七五～七九頁。

(23) 『続日本後紀』嘉承元年（八四八）二月庚子条、『同』嘉承元年二月壬寅条。

(24) 『日本三代実録』貞觀十二年（八七〇）十二月二日己卯条。

(25) 『日本三代実録』元慶七年（八八三）二月九日丙午条、『同』元慶七年二月十八日乙卯条、『同』元慶七年二月廿一日戊午条。

(26) 『日本三代実録』貞觀十七年（八七五）五月十日辛卯条、『同』貞觀十七年六月十九日庚午条、『同』貞觀十七年七月五日乙酉条。

(27) 武廣註（4）前掲論文、二八四～二八六頁。

(28) 第Ⅱ部第二章第四節参照。

(29) 石母田正「天皇と「諸蕃」——大宝令制定の意義に関連して——」（『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は一九六三年）一五～一七頁。

(30) 『続日本紀』における「夷狄」の用例は、養老七年（七二三）九月己卯条、『同』天平九年（七三七）四月戊午条に見られる。養老七年の事例の場合、出羽国蝦夷に賞爵を加えたというものであり、条文の内容から「夷狄」は蝦夷を指していると考えられる。また、天平九年の事例には「山海両道夷狄等」とあり、山道蝦夷・海道蝦夷のような未服属の蝦夷集団を指していると考えられる。

(31) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年（七九二）七月戊寅条、『同』卷一九〇、延暦十一年十一月甲寅条。

ただし、八世紀の宝龜五年以前の朝貢は、「国家的意味を有する儀式」である元日朝賀に参列し、正月十五～十七日に「天皇と臣下との共同体意識高揚の場」としての節会に参加して饗応され、爵・位や物を賜り帰郷するのが基本的な形式な

ので、これとは異なる臨時の措置と考えられる(第Ⅱ部第三章第二節参照)。延暦八年(七八九)から始まる、胆沢地域への侵略戦を踏まえた措置だろう。

(32) 弓野正武「蝦夷の族長についての一考察」(『民衆史研究』一二、一九七四年)五七、六〇～六一頁。

(33) 『日本後紀』弘仁二年(八一二)正月丙午条。

(34) 『日本後紀』弘仁三年(八一三)正月乙酉条。

夷宇漢米公色男と爾散南公独伎について、弓野正武はすでに移配されていた近江国から節会に参加したと解釈している。弓野「『俘囚見参』考」(『古代文化』三三―五、一九八一年)四二頁。これに対し、熊谷公男は夷宇漢米公色男と爾散南公独伎は陸奥国から上京して節会に参加したとしている。熊谷「節会に参加する蝦夷」(熊谷公男・柳原敏昭編、講座東北の歴史三『境界と自他の認識』清文堂、二〇一三年)二四七頁。

(35) 『日本後紀』弘仁六年(八一五)正月丁亥条。

(36) 第Ⅳ部第一章参照。

(37) 『類聚三代格』貞観十八年(八七六)六月十九日太政官符。

(38) 律令国家が弘仁年間に「夷俘」を対象として節会参加を許可したのは、延暦十三年以降に移配された「夷俘」の有力な集団を掌握し、支配を円滑に進めようとした即時的な対応だったこと、また承和年間に「朝拝」に参列した俘囚はあくまで外五位のものとしての待遇を受けており、この頃はまだ俘囚身分であることにより特別な位置に列立させる段階には至っていなかったことを第Ⅲ部第三章において指摘した。

これらは、弘仁年間を境に俘囚や「夷俘」に「夷狄」観念を徐々に付加するようになったとした先ほどの指摘と一見矛盾する。しかし、これは第三節で述べた九世紀の「民」「夷」支配における二面性の延長上の事象として理解することが

できる。弘仁年間や承和年間に節会や朝拝に参列した俘囚や「夷俘」に対し、支配の円滑化を目的としていた点や俘囚を差別することなく外五位のものとして待遇した点は、安定化を目的とする支配の実態面と軌を一にするものである。一方、俘囚や「夷俘」に「夷狄」観念を付加していくことになった点は、支配のイデオロギー面の延長として捉えられる。

節会参加においては、こうした二面性が長期間維持されることはなかった。白馬節会や豊明節会の際は、建礼門内の東脇に国栖座、西脇に俘囚座が設けられ、俘囚は吉野国栖と対置されていた。この場合は、明らかに俘囚身分であることが意識されており、東北地方に実在する蝦夷に替わり「夷狄」観念を象徴する存在として、節会に参加させられていたと考える。結果として、節会参加という場面においては支配のイデオロギー面が強調されていた。第IV部第一章参照。

(39)

弘仁七・八年の例以降、六国史や『類聚三代格』などからは、同一条文内で俘囚や「夷俘」を「夷狄」と直接的に言い換えている事例はあまり見出せず、唯一の例として『日本三代実録』元慶二年（八七八）七月十日癸卯条があげられる。「津軽地夷狄或同、或不_レ同」とあり、津軽の夷狄が敵側に同調するかしないか分からないと述べているが、さらにその後で「津軽夷俘、其党多_レ種（中略）若速_二逆賊_一、其鋒難_レ当」としていることから、「津軽地夷狄」と「津軽夷俘」はほぼ同じ対象を指していると思われる。

ただし、その一方で『日本後紀』『続日本後紀』『日本三代実録』などの国史や『類聚三代格』には九世紀以降においても東北地方に居住する人々を「夷狄」と表現している史料は多く見られ、それらの全てが未服属の蝦夷のみを指しているとは考えがたい（例えば『日本後紀』弘仁六年三月辛卯条、『続日本後紀』承和四年四月戊申条など）。むしろ俘囚や「夷俘」身分も含めて、東北地方の蝦夷系の人々を「夷狄」と表現することが常態化していくものと考ええる。

第二章 西海道俘囚の再検討

はじめに

内国に移配された俘囚の動向は『続日本紀』以下の国史等から知られるが、地域的・時期的に特別な共通点を持つのが西海道北部の俘囚である。豊前・豊後・筑後・肥前に居住する俘囚の中に、天長期に富豪として活動していた人物がいたのである。近江や播磨など俘囚の動向が史料によく見える国々でも、富豪となっていた例は見られない。そのため、西海道北部の国々には、俘囚が富豪に成長できた背景や何らかの要因があったと考えられる。本章では、この西海道北部で富豪として活動していた俘囚の動向を検討し、彼らがいかにして富豪に成長していったのかについて考察する。

一 八世紀における西海道の俘囚・“夷俘”

(1) 西海道への俘囚・“夷俘”移配の特徴

東北地方にいるはずの俘囚・“夷俘”が遠く離れた西海道諸国に居住しているのは、律令国家の政策により移配されたためである。俘囚・“夷俘”の移配についてはすでに論じたので(1)、ここでは本章の考察に関係することを中心に、その傾向を確認しておく。

まず、神亀二年(七二五)に俘囚が陸奥国から伊予国(一四四人)・筑紫(五七八人)・和泉監(一五人)へ移配されたことが史料に見える(2)。八世紀初頭より律令国家と蝦夷が衝突を繰り返すなか(3)、神亀元年(七二四)に陸奥国の海

道蝦夷が反乱を起こしており、神亀二年に移配された「俘囚」はこの時に捕虜となった海道蝦夷だと考えられる(4)。海道蝦夷について熊谷公男は、桃生郡付近を中心とした北上川下流域から本吉・気仙方面の海岸部にかけて居住していた蝦夷集団の総称であると指摘している(5)。

神亀二年(宝亀七年)にかけては、陸奥・出羽両国から数百人規模で俘囚が移配されていた。『続日本紀』から確認できる俘囚移配の事例は、神亀二年の次は宝亀七年となる(6)。宝亀五年(七七四)七月にいわゆる東北三十八年戦争が勃発したが(7)、宝亀七年にも陸奥・出羽両国で蝦夷征討が行われており(8)、この時に捕虜となった陸奥・出羽の蝦夷が俘囚として移配されたと考えられる。また天平十年(七三八)駿河国正税帳(9)や天平十年筑後国正税帳(10)から同年にも俘囚が移配されたことが知られるが、前年に陸奥国から雄勝村を経由し出羽国へ向かう連絡路敷設を目的とした軍事行動が展開されており、これに対応するものと考えられる(11)。

神亀二年(宝亀七年)にかけては、直前に行われた征夷で捕虜とした数百人規模の蝦夷を俘囚身分とし、畿内より西の諸国、特に西海道諸国に多く移配している。史料上に見える俘囚の移配先が西海道にかなり集中しているところから、主に防人に替わり西国警備の役割を担わせることが目的だったと推測される(12)。

ところが、こうした初期の俘囚移配の様相は、延暦十年代を境として変化していく。延暦十四年(七九五)の陸奥国から日向への移配(13)、延暦十八年(七九九)の出雲国への移配などが確認でき(14)、この頃に西海道以外の国々にも俘囚移配を拡大する方針がとられたとして良いだろう。

さらに、延暦十年代以降には俘囚に加えて「夷俘」の移配が行われるようになった。延暦十七年(七九八)に、相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲国に対し「夷俘」に時服や禄物を毎年支給することが命じられており(15)、これ以前に内国全体への「夷俘」移配が開始されていたことが推測される。延暦(弘仁)年間にかけての移配夷俘に「夷」(蝦夷)身

分が含まれていたこと、また夷俘の移配は坂上田村麻呂の征夷を契機としており、延暦十三年（七九四）以降に行われるようになったことが武廣亮平により指摘されている（16）。東北地方から西海道諸国への大規模な「夷俘」移配を直接記した史料は見出せないが、後述するように天長年間の史料に「筑後国夷第五等都和利別公阿比登」という人物が見られることから（17）、西海道諸国にも「夷俘」が移配されていたことは確かである。

延暦十年代後半から西海道以外の国々へ俘囚移配が広がるのも、「夷俘」移配が開始されたのと同様、坂上田村麻呂の征夷をきっかけとして捕虜となった、あるいは帰降した俘囚・「夷俘」の数が急激に増加したことと関係するのだろう。延暦年間後半に、俘囚・「夷俘」の移配政策が変化する一つの画期があったと考えられる。

その後、俘囚と「夷俘」の移配政策の大転換がなされたのが弘仁二年（八一二）の東北三十八年戦争終結時である。『日本後紀』弘仁二年十月甲戌条には、「其蝦夷者、依_レ請須_レ移_二配中国_一。唯俘囚者、思_二量便宜_一、安_二置当土_一」とあり、「蝦夷」（「夷俘」）を内国に移配し、「俘囚」は東北地方に留めることが定められた。こうした決定がなされた以上、弘仁二年以降も「夷俘」移配は行われたと考えるべきだが、東北地方から内国への大規模な「夷俘」移配の事例は史料から見出すことができない。弘仁二年の決定は東北三十八年戦争終結直後の状況に対する政策であり、戦後の混乱が収束に向かえば移配の必要性も低下したはずである。さほど長期的に「夷俘」移配が続けられた訳ではなかったと推測される。

俘囚・「夷俘」の移配は、貞観十一年（八六九）と寛平七年（八九五）の事例を最後に史料から見られなくなる（18）。これらは諸国に居住する俘囚を大宰府管轄下の要所の警備や、博多警固所の警備増員に回し、新羅海賊の襲撃に対する備えとするものだった。この頃においても俘囚に兵士の役割を担わせていたのである。

俘囚・「夷俘」移配の全体的な傾向を確認してきたが、西海道との関係については次のようにまとめられる。西海道には神亀二年（宝亀七年）にかけて俘囚が集中して移配されており、延暦十三年以降には「夷俘」も俘囚と並行して移配さ

れていた。また、貞観年間以降は諸国に居住する俘囚が再び移配され、大宰府近辺の要所の警備にあてられた。他の諸国においては延暦十三年（弘仁年間初頭）という時期に俘囚・「夷俘」が移配された。これに対し、西海道諸国は神亀二年（宝亀七年）の初期の俘囚移配が集中していたことに加え、その後も九世紀末まで俘囚・「夷俘」の移配が重ねられたことが特徴と言えるだろう。

（2）延暦年間の西海道俘囚の状況

神亀二年（宝亀七年頃）にかけて、西海道は他の国々よりも多くの俘囚が移配されていた。そのため、西海道諸国ではかなり早い段階から俘囚支配の困難に直面することとなった。それをよく表しているのが次の史料である。

史料1 『類聚三代格』延暦十七年四月十六日太政官符

太政官符

応_レ免_二俘囚調庸_一事

右得_二大宰府解_一僱、所管諸国解僱、件俘囚等、恒存_二旧俗_一、未_レ改_二野心_一。狩漁為_レ業、不_レ知_二養蚕_一。加以居住不_レ定、浮遊如_レ雲。至_レ徴_二調庸_一、逃_二散山野_一。未進之累、職此之由。望請、免_レ徴_二正身_一、至_二于蕃息_一、始徴_二課役_一。然則俘囚漸習_二花俗_一、国司永絶_二後煩_一者。府加_二覆検_一、所_レ陳有_レ理。謹請_二官裁_一者。大納言從三位神王宣、奉_レ勅、依_レ請者。諸国准_レ此。

延暦十七年四月十六日

大宰府管内諸国の国司は以前から調庸の徴収を試みていたが上手くいかず、延暦十七年の段階で、現在の世代からの徴収を断念し子供の世代に移ってから課役の徴収を開始すべきだとしている。移配した直後から調庸徴収に踏み切るとは考

え難く、移配先で生活が安定するまである程度の期間をあけた後に調庸を徴収しようとしたが、それでも無理だったと考えるのが自然だろう。また、調庸徴収を試みている以上、口分田を班給するなど最低限の生活基盤は保障されていたはずである。

ところで、すでに述べたように延暦十三年以降には俘囚に加え「夷俘」の移配も開始されていた。移配されて間もない彼らはどのような状態だったのだろうか。『類聚国史』卷八三、弘仁七年（八一六）十月辛丑条には、延暦二十年の段階では帰降して間もない俘囚・「夷俘」から田租の徴収を行うのは不可能であることを律令国家も認めていたこと、そのため、弘仁七年に至ってようやく田租徴収を始めようとしたことが見える⁽¹⁹⁾。なお、弘仁二年に俘囚計帳の進上が定められており、この時より全国の俘囚・「夷俘」からの調庸徴収が開始されたようである⁽²⁰⁾。

これらの状況からすると、史料1の「正身」とは主に神亀二年（宝亀七年）の間に移配された俘囚のことを指すと考えられる。そうすると、ここで対象となった俘囚は移配されてから二〇～七〇年の時間が経過していたことになる。最も早い神亀二年に移配された俘囚の場合、すでに子供や孫の世代に移っていたはずだが、それでも全体的には「狩漁為業」と生業を変えることがなく、調庸徴収もままならない生活状況であり、支配も安定していなかったのである。

史料1に「未進之累、職此之由」とあることからすると、大宰府管内諸国の国司は延暦十七年より前の段階で俘囚から調庸を徴収しようとしたが上手くいっていなかったらしい。それがなぜ延暦十七年に改めて議論され、こうした官符が出されるに至ったのだろうか。その背景として、次の二つが想定される。一つは、延暦十三年の坂上田村麻呂の征夷を契機として俘囚・「夷俘」の大規模な移配が開始されたことである。そしてもう一つは、第二節で詳しく述べるように、延暦九年（七九〇）～延暦十五年（七九六）頃にかけて西海道諸国で繰り返し飢饉が発生し、この地域の人々全体が困窮していたことである。

西海道にはもと多くの俘囚が移配されていたが、延暦十三年以降さらに俘囚・“夷俘”の大規模な移配が重ねられた。移配されたばかりの俘囚・“夷俘”からは、当然税の徴収は不可能であり、むしろ暫くの間は生活を保障しなければならず、財政的な負担が増大した。一方、当時の西海道諸国は飢饉が発生し、財政的に厳しい状況であった。そこで、延暦十七年の数年前頃から、神亀二年（宝亀七年）の初期に西海道に移配された俘囚から、改めて調庸徴収を徹底しようと試みた。しかし、初期に移配された俘囚も、その大半は従来の生業を変えることなく支配も安定していなかった。また、彼らも飢饉の影響を受けていたことだろう。そのため、調庸徴収は結局先延ばしすることになったと考えられる。

西海道諸国は他の諸国に比べ初期の俘囚移配が集中した地域だった。しかし、移配が開始されてから数十年が経過した延暦十七年段階においても、全体的にはまだ調庸徴収もままならない状態だったのである。ところが、次節以降で見にくように、天長年間に入ると西海道の俘囚・“夷俘”の中から、富豪となった人々が現れるようになる。つまり、延暦十七年（天長期）までの約三〇年の期間を経て、富豪に成長した人々がいたということになる。なぜ、そうした人々が現れるようになったのか。節を改めて詳しく検討する。

二 九世紀初頭の西海道の状況と俘囚・“夷俘”

天長年間の史料には、極めて特異な俘囚・“夷俘”の富豪の姿が見られる。

史料2 『類聚国史』巻一九〇、天長五年（八二八）閏三月乙未条

豊前国俘囚吉弥侯部衣良由輸^二酒食百姓三百六十人^一。豊後国俘囚吉弥侯部良佐閑、輸^二稻九百六十四束^一、資^二百姓三百廿七人^一。衣良由叙^二少初位下^一、良佐閑叙^二従六位上^一。

史料3 『類聚国史』卷一九〇、天長五年七月丙申条

肥前国人白丁吉弥侯部奥家叙^ニ少初位上^一。奥家既染^ニ皇風^一、能順^ニ教令^一。志同^ニ平民^一、動赴^ニ公役^一。修^ニ造官舎及池溝道橋等^一。未^レ有^ニ懈倦^一。加以国司入部之日、送迎有^レ礼。進退無^レ過。野心既忘、善行可^レ嘉。

史料4 『類聚国史』卷一九〇、天長十年（八三三）二月丁丑条

筑後国夷第五等都和利別公阿比登叙^ニ從八位上^一。輸^ニ私稻^一資^ニ弊民^一也。

史料2には、豊前国俘囚吉弥侯部衣良由が酒食を百姓に供出し、豊後国俘囚吉弥侯部良佐閉が稲を百姓に供出し救済したことで、それぞれ叙位されたことが見える。史料4には、筑後国夷第五等都和利別公阿比登が私稲を供出して弊民を救済したことにより叙位されたことが見える。さらに史料3には、肥前国人白丁吉弥侯部奥家が「修^ニ造官舎及池溝道橋等^一」などを行ったことで少初位上を授かったことが見える。

『続日本紀』以下の国史や『類聚国史』には全国に移配された俘囚・“夷俘”に関する記事が他にも見られるが、このように豊かな動産を所有し、土木事業を行っていることを伝える事例は他にない。つまり、移配先で富豪となった俘囚・“夷俘”の活動がはっきり確認できるのは西海道諸国だけなのである。なぜ西海道でのみ、こうした事例が見られるのだろうか。これには八世紀末から九世紀初頭の西海道の社会状況が深く関わっていると考えられる。

まず、延暦年間に賑給・賑恤が何度も行われた。延暦九年八月に部内の飢民に賑恤を加え⁽²¹⁾、延暦十年（七九一）五月にも豊後・日向・大隅の飢えた人々に賑給し⁽²²⁾、延暦十五年七月には肥後国阿蘇郡の山上にあった神霊池が涸減したことをうけて賑給を加え⁽²³⁾、同年八月には長雨により筑後に賑恤を加えている⁽²⁴⁾。

弘仁年間に入ると蝗害が発生した。弘仁三年（八一二）六月に薩摩⁽²⁵⁾、弘仁四年（八一三）六月に大隅・薩摩⁽²⁶⁾、弘仁六年（八一五）五月に薩摩⁽²⁷⁾、弘仁十年（八一九）十一月に薩摩と⁽²⁸⁾、たびたび蝗害が発生している。また、

弘仁四年十月には筑後・肥前・豊前・薩摩・大隅で風害も発生した(29)。西海道諸国は飢饉や災害に度々見舞われており、弘仁六年には大宰府管内諸国が連年不作のため三年間田租を免除する措置がとられた(30)。

しかし、さらに追い打ちをかけるように、弘仁十三年(八二二)に大宰府管内で疫病が流行した。この時、律令国家は在地の富豪の力を利用して事態に対応しようとした。すなわち、弘仁十三年三月二十六日に疾病の百姓を療養する者、私資物を出して飢民を養う者に対して出身、位階を授けることとし、その方式を定める二通の太政官符を出したのである(31)。天長五年の豊前・豊後の俘囚への叙位(史料2)、天長十年の筑後の「夷俘」への叙位(史料4)はこの時に定めた制度によるものと考えられる(32)。また、在地の富豪の力を利用しようとした律令国家の政策が、西海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪の食料供出などの活動を引き出したとすることができる。

延暦年間く弘仁年間にかけて西海道ではさまざまな災害により深刻な生産力の低下が起きていた。また、飢饉や疫病により人口も大きく減少した。それに伴い集落の再編成などが起こり、在地の共同体の状況が大きく変化したと推測される。大宰府・国府・郡衙・官道・集落・墳墓などに関する考古学の研究成果から九世紀の大宰府管内の様相について総合的に検討した山村信榮は、福岡平野・北筑後の集落動態の共通点として、八世紀中に集約的に展開していた集落が、八世紀末から九世紀初頭に忽然と新規の遺構形成がなくなり、また小規模な集落や掘立柱建物群で構成される遺跡においても同様の現象が確認されるケースが多いとする。そして、肥前においても、筑前ほど顕著とは言えないが同様の様相を持つ地域が存在したとしている(33)。

山村が指摘する福岡平野・北筑後・肥前の集落動態の変化が、延暦年間く弘仁年間の飢饉・災害・疫病と直接結びつくかどうかは不明とせざるを得ない。しかし、これらの地域において八世紀的地域相が瓦解し、九世紀初頭に変容したという点は、西海道北部の在地社会において共同体の様相が大きく変化したことを示す重要な指摘であると考ええる。

九世紀初頭における大宰府・国司・郡司の関係の変化について看過してはならないのが、弘仁三年に定められた郡司詮議の国定制である⁽³⁴⁾。大宰府の郡司に対する人事権について確認していくと⁽³⁵⁾、まず大宝二年(七〇二)に西海道諸国の掾已下と郡司に対する詮議権が与えられている⁽³⁶⁾。この制度がとられたことにより、西海道では郡司の補任を求める有力農民層が大宰府に接近してくるようになった。書生などとして出仕し功をあげれば郡司に補任されることが期待できたからである。

ところが、弘仁三年に定められた郡司詮議の国定制では、国司に各郡一人の候補者を推挙させることとなった。これにより、有力農民層は国司に接近するようになった。そのため大宰府の書生が帰郷してしまい、弘仁七年には公文の作成が滞るまでに至っている⁽³⁷⁾。大宰府と有力農民層との繋がりは失われ、国司と有力農民層の関係性が強まった⁽³⁸⁾。また、大宰府の機能は停滞する一方、国司の権力が強まっていったのである。

延暦年間、弘仁年間の西海道では、度重なる飢饉・災害・疫病により生産力は著しく低下し、人口減少に伴い在地社会の様相も大きく変化した。新興の有力農民層は、従来の共同体を維持できなくなった百姓を労働力として取り込んでいき、新たな共同体の再編成を促すこととなった。一方、弘仁三年の郡司詮議の国定制が定まって以降、郡司補任を希望する有力農民層が取り入る対象を大宰府から各国の国司へ変える事態が生じていた。新興勢力として成長してきた有力農民層は郡司補任をめぐって互いに競い合うとともに、譜第郡司層ともしのぎを削ることとなった。飢饉・災害・疫病が続いた状況を背景とし、郡司詮議の国定制も一つの契機としながら、有力農民層が労働力確保のために百姓を取り込んで共同体を再編成し、富豪へ成長していく動きが加速されたと考えられる。

八世紀末、九世紀初頭にかけて、共同体の再編成、国司と有力農民層との関係の新たな構築など、いわば西海道の在地社会の様相そのものが大きく変容した。ここに西海道の俘囚・“夷俘”が富豪に成長する機会が生まれたと考える。

三 俘囚・「夷俘」の富豪の成長―農業経営からの発展―

(1) 俘囚・「夷俘」の富豪の活動

俘囚・「夷俘」はいかにして富豪に成長していったのかだろう。史料2・4によると、豊後国の吉弥侯部良佐閑や筑後国の都和利別公阿比登が大量の私稲を所有していることが見える。戸田芳実は、富豪層の所有形態の特色について、営田と出挙に投入しうる大量の稲穀を中心とした動産所有にあったと指摘している⁽³⁹⁾。俘囚・「夷俘」の富豪も、まずは私出挙や賃租などの土地経営により富を蓄積していったと考えられる。

史料3には肥前国の吉弥侯部奥家が「修造官舎及池溝道橋等」したとある。彼はこうした土木事業を成し得る大きな労働力の編成が可能だった訳だが、それに関わることはどのような意味があったのだろうか。

池溝の修造は用水整備の一環であり、いわゆる力田の輩による開発行為と同質のものである。亀田隆之は、力田者は郡司層のいわゆる地方豪族より一段低い階層の農民であると指摘している⁽⁴⁰⁾。吉弥侯部奥家は無位から少初位上に叙されており、まさしく新興の有力農民層として台頭してきた人物だった。

營繕令16近大水条は堤防の修理を国郡司の任務としている。また、雑令12取水溉田条は灌漑や用水を利用した施設の設置について国郡司が管理するよう定めている。『延暦交替式』延暦十九年九月十六日太政官符は、「諸国池溝」の修理について国司の懈怠を問題視し、「條例」を立てて違反者を取り締まり、池堰を惣計して朝集帳に載せ太政官に申上させることとし、さらに解由制をとることを定めた。池溝の修理は現場の実務を郡司に担当させ、国司が管轄する義務を負っていた。

道橋の修理は營繕令12津橋道路条に規定があるが、条文には担当官司が明記されておらず「非^二当司能弁^一者申請」とだけある。この「当司」について令義解は「当司者、当国之司也」とし、令釈も「当司、国司也」としているので、やはり国司の役割とされていた。

官舎の修理について、律令には担当官司を明記した条文が見あたらない。しかし、『延暦交替式』天平勝宝元年（七四九）八月四日勅は「諸国正倉」の修理を怠けた場合は「国郡官人」を処罰するとしている。『延暦交替式』天平神護二年（七六六）九月五日勅には、官舎（倉庫）の修理は国司の責任とされていたが懈怠が目立つため、年間の官舎の修理数を記録して朝集使に付し毎年奏聞するよう定めたことが見える。

このように、池溝・道橋・官舎の修理はいずれも国司が管轄する責任を負っていた。また、官舎・池溝については、現場の実務は主に郡司層が担うものとされていたが、八世紀中頃にはすでにそれを管轄する国司の懈怠が問題となっており、修理数を毎年中央に伝えるように定めている^{（41）}。さらに官舎の修理に解由制をとるようにするなど、国司監察を強化していく中で重要な問題として位置づけられていた。吉弥侯部奥家はそうした土木事業に積極的に関わること、巧みに国司に取り入るとともに、力田者として在地における影響力を強めていったのである。

吉弥侯部奥家の活動でさらに注目されるのが「国司入部之日、送迎有^レ礼」とある部分である。『朝野群載』卷二二、諸国雑事上、国務条々事の「境迎事」には「官人・雑仕等、任^レ例来向。或国随^二身印鑑^一参向、或国引^二卒官人雑仕等^一参会」とあり、国司入部を出迎える「坂迎」を行うのは「官人・雑仕」とされている。つまり、吉弥侯部奥家も何らかの形で国府に出仕していたと考えられる。

改めて史料3を見てみると、吉弥侯部奥家は「白丁」とされている。白丁の出身方式について中村順昭は次のように論じている。白丁は官司または下部機関や出先機関に白丁身分のまま出仕を始め、下部機関で採用された段階では白丁・里

人だが、官司に把握されると「未選」状態になり、その後、本司から式部省に申請され、式部省から正式に下級官人に補され把握下に入るとする⁽⁴²⁾。吉弥侯部奥家も「白丁」として国府に出仕し、「修造官舎及池溝道橋等」といった功績や「国司入部之日、送迎有_レ礼、進退無_レ過」といった姿勢が評価されて少初位上を授かり、晴れて国府の下級官人としての地位を得たのだろう。

吉弥侯部奥家は白丁として国府に出仕し、天長五年に少初位上を授かり正式に下級官人となった。国司の管轄とされている「修造官舎及池溝道橋等」に積極的に関わることで国司に取り入っていったが、彼は在地においてこれを担う労働力編成が可能な富と権力を持つ富豪だったのである。

俘囚・「夷俘」の富豪は、成長の初期においては私出挙や賃租などの土地開発により富を蓄えた。そして国司に接近するとともに、用水整備などを行いさらに土地開発を進め、在地における権力を強めていった。では、いかにして開発に必要な労働力の編成を可能としてみたのか。西海道の俘囚・「夷俘」関連の史料には限りがあるため、他地域の移配俘囚・「夷俘」に関する史料も参考にしながら考えていきたい。

(2) 俘囚・「夷俘」の富豪の労働力編成

俘囚・「夷俘」は移配先においてどのような集団を形成し、居住していたのだろうか。まず、移配されてから定住するまでの状況を確認していく。

天平十年駿河国正税帳には陸奥国から摂津職へ向かった俘囚が一一五人いたことが見え⁽⁴³⁾、天平十年筑後国正税帳には四月二六日までに六二人の俘囚が到着したことが見える⁽⁴⁴⁾。陸奥国から摂津職に一一五人が送られ、その中の六二人が筑後国に送られたものと考えられる。筑後国正税帳には、この六二人へ稲・塩を支給した日数が記されており、①四八

人（四月二六日～一月二三日）、②三人（四月二六日～一月二三日）、③七人（四月二六日～一月九日）、④四人（四月二六日～一月二日）と、四つのグループに分けられている。②③④の少人数のグループは家族単位と推測される（45）。移配直後の俘囚の状況を知る手がかりとして、西海道以外の例ではあるが次の史料を検討してみたい。

史料5 『類聚国史』卷一九〇、延暦十九年三月己亥条

己亥朔、出雲国介從五位下石川朝臣清主言、俘囚等冬衣服、依例須_二絹布混給_一。而清主改_二承前例_一、皆以_レ絹賜。又每_レ人給_二乘田一町_一。即使_二富民佃_一之。新到俘囚六十余人、寒節遠来、事須_二優賞_一。因各給_二絹一疋・綿一屯_一。隔_二五六日_一、給_レ饗賜_レ禄。每_レ至_二朔日_一、常加_二存問_一。又召_二発百姓_一、令_レ耕_二其園圃_一者。勅、撫_二慰俘囚_一、先既立_レ例。而清主任_レ意失_レ旨、饗賜多_レ費、耕佃増_レ煩、皆非_二朝制_一。又夷之為_レ性、貪同_二浮鰓_一。若不_二常厚_一、定動_二怨心_一。自今以後、不_レ得_二更然_一。

「新到俘囚六十余人、寒節遠来」とあるので、前年の冬に俘囚が出雲国に到着したらしい。また、「俘囚等冬衣服、依例須_二絹布混給_一」「撫_二慰俘囚_一、先既立_レ例」とあることから、衣服の支給をはじめ、移配直後の俘囚の待遇は「例」により細かく定められていたことが知られる。石川清主が規定以上に俘囚を優遇し、勅はこれをやめるよう命じているので、この条文に見える待遇は「例」の定めた規定とは異なっていた。よって、石川清主が「隔_二五六日_一、給_レ饗賜_レ禄。每_レ至_二朔日_一、常加_二存問_一」とあるのも、その程度は規定を超えていたのだろう。しかし、新たに移配先の国に到着した俘囚を数ヶ月間国府の近くに集住させ、国司が彼らに新たな地で生活するための教育をし、衣服や食料を支給するとともに、俘囚の生活基盤となる住居や口分田などを準備すること自体は行われていたのではないだろうか。そして、教育・準備が終わった後、再度国内の定住地へ移配されたと考える。

松村一良は東北系土器（内面を黒色処理した土器）を伴い、東北の住居形態と類似する特徴を持つ竪穴住居（北辺に貼

り付け竈、長煙道を有する）で形成される奈良・平安時代の遺跡が西海道北部地域に存在することに注目し、豊前・筑前・肥前におけるこうした遺構・遺物をもつ集落遺跡は八世紀後半を中心としたもので、このような集落は突然現れ、比較的短期間に終焉を迎えることから、俘囚が再移配されたことを示すとする。また、筑後国府跡では国府政庁近くに弧状の溝で分けられた区画が存在し、そこから八世紀半ば頃の供膳形態の土師器とともに東北系土器が出土していることから、国府の一角に移配直後の俘囚を収容する施設が存在した可能性を指摘している（46）。俘囚移配の在り方を考えるうえで極めて興味深い指摘である。

“夷俘”の場合、服属時は在地における支配関係を容認されており、従来の集団を維持していたが（47）、移配時には集団が解体されたい。弘仁五年（八一四）の出雲国に夷第一等遠胆沢公母志という人物がいたことが（48）、また元慶四年（八八〇）には近江国に俘囚の遠胆沢公秋雄という人物がいたことが見える（49）。遠胆沢公氏は元々“夷俘”として服属したが、後に一族が分断され出雲国と近江国に移配されたい。熊谷公男は、蝦夷は陸奥・出羽に居住している際、族長に統率され村を形成していたが、移配の際、その村における蝦夷集団本来のまとまりを破壊し、移配先において複数の蝦夷集団出身者からなる新しい集団が編成されたと指摘している（50）。“夷俘”の移配も俘囚とほぼ同じような形で行われたのだろう。

律令国家は、俘囚・“夷俘”の従来の集団を一度解体し、移配先で意図的に新たな集団に編成した。俘囚郷や夷俘郷が形成された例があることから（51）、一般百姓と隔て、俘囚・“夷俘”ばかりを集めて集団を再形成させたと推測される。さらに、弘仁三年に夷俘長の設置を（52）、弘仁四年に夷俘専当国司を設けることを定め（53）、夷俘専当国司―夷俘長―夷俘、という支配体制を作り上げた。律令国家はこの支配体制を維持することで移配した俘囚・“夷俘”を支配しようとした。

史料6 『日本文徳天皇実録』 天安二年（八五八）五月己卯条

己卯、近江国夷外従八位下爾散南公沢成爲_二夷長_一、令_二把笏_一。先_レ是、国上請、俘夷之徒、老少無_レ別、放縱爲_レ事。暴乱任_レ意。不_レ加_二教諭_一、無_二人統攝_一。往年国司等扱_二勇健者_一、私置_二其長_一。而夷等不_レ服、猶行_二狼戾_一。望請、置_二件夷長_一、以_二沢成_一任_レ之、即預_二把笏_一。仍許_レ之。

史料6によると、往年より近江国司は勇健者を選んで夷長に任じてきたが、夷等の不服が高まり「老少無_レ別、放縱爲_レ事。暴乱任_レ意」という状況だった。そのため、天安二年に爾散南公沢成を夷長に任じて把笏させることを請い許された。とある。近江国では国司の判断によつて夷長を任じていたが、それは政府の許可を得た公的な任命ではなかったらしい。そこで、天安二年に公的に夷長を任じたのである。夷長への把笏は在地における支配秩序を可視的にし、引き締めを行うことを目的としていたのだろう（54）。律令国家は、夷俘専当国司―夷俘長―夷俘、という支配体制を維持すると同時に、それを在地の支配秩序の中に位置づけることに腐心していた（55）。

このような支配状況のなか、一部の俘囚・“夷俘”が頭角を現し、富豪に成長していった。彼らの労働力編成に関連するものとして注目されるのが、史料2において豊前国の吉弥侯部衣良由が「酒」を供出していることである。『類聚三代格』延暦九年四月十六日太政官符に「因_レ茲殷富之人多蓄_二魚酒_一、既樂_二産業之易_一就。貧窮之輩僅弁_二蔬食_一、還憂_二播殖之難_一成。是以貧富共競竭_二己家資_一喫_二彼田夫_一」とあるように、富豪は所有する「魚酒」などを利用して大規模な農業経営に必要な労働力を確保した。吉弥侯部衣良由が所有していた大量の「酒」は、本来はそうした労働力の確保に用いるものだったと考える。

「魚酒」については、これを儀制令19春時祭田条集解の「一云」に見える「祭田之日、設_二備飲食_一、并人別設_レ食」と関連するもので、共同体的な祭祀に伴う飲食であるとする見解と（56）、「魚酒」は個別経営における雇用のためのもので

あり、春時祭田とは別のものと捉えるべきだとする見解がある(57)。ここではどちらが正しいかを論じる準備はできていない。しかし、小口雅史が指摘するように、共同体の在り方そのものに焦点を当てて考察することが肝要なのではないだろうか(58)。移配俘囚・「夷俘」と一般百姓とは共同体の性格や置かれている状況が明らかに異なるのであり、ここでは彼らの集団の性格に則して考える必要がある。

律令国家は俘囚を家族単位に、「夷俘」も一族を二分する程に従来の集団を解体し、移配先で新たな集団に編成した。つまり、普通の在地首長が伝統的権威や村落祭祀を背景に共同体を掌握していたのに比べ、東北地方に居住していた際に首長の地位にあった俘囚・「夷俘」と雖も、移配後も強い伝統的権威を保持し、それを背景に新たに編成された集団を掌握することは困難だったと思われる。

これを裏付けるのが、弘仁五年に出雲国で発生した俘囚荒糧の乱である。反乱鎮圧に貢献し外従五位下を授かった夷第一等遠胆沢公母志という人物がいるが(59)、「夷第一等」とは蝦夷爵の最高位であり(60)、遠胆沢公氏は東北地方にいた際、かなり強い伝統的権威を持った蝦夷の首長だったと考えられる。しかし、そうした人物でも荒糧をはじめとする反乱を起こした俘囚集団までは支配できていなかった。かつて有した蝦夷の首長としての権威も、移配先の集団の掌握には必ずしも有効ではなかったのである。

史料4に見える筑後国夷都和利別公阿比登が蝦夷爵「第五等」を有しているが、遠胆沢公母志の「第一等」と比べるとずっと低く、首長としての権威もかなり弱かったものと思われる。また、西海道の俘囚・「夷俘」の富豪は、いずれも俘囚長・夷長とは記されていない。つまり、彼らには蝦夷の首長としての伝統的権威や律令国家による権威付けがなく、基本的にはその実力により富豪に成長したと考えられる。こうした富豪の成長は移配先において再編成された俘囚・「夷俘」集団内部から自発的に起こった動きであり、律令国家の築いた支配の枠組みを超えたものだった。だとす

れば、史料2に見る豊前国の吉弥侯部衣良由が「酒」を労働力編成に用いた場合、それは共同体的関係による祭祀に伴う飲食ではなく、個別経営における雇用のためと考えるべきである。

史料2でもう一つ注意したいのが、俘囚・「夷俘」の富豪が食料を供出した対象が「百姓」とされている点である。これは、富豪としての規模が拡大し、俘囚・「夷俘」集団の掌握という段階を超え始めていたことを示している。後には、困窮した一般百姓も自身の経営の労働力に取り込んでいったものと思われる⁽⁶¹⁾。

西海道諸国には八世紀初頭から多くの俘囚が移配され、しかも九世紀初頭まで移配が重ねられた。律令国家は俘囚・「夷俘」の集団を意図的に再編成し、支配体制を築こうとした。しかし、その中から実力により頭角を現していった俘囚・「夷俘」の富豪は、まず周囲にいる俘囚・「夷俘」を自身の農業経営の労働力に取り込んでいった。そして、さらに付近の一般百姓をも取り込み、成長を続けたと考えられるのである。

四 俘囚・「夷俘」の富豪の活動―海上交易への進出の可能性―

西海道北部の俘囚・「夷俘」がどのようにして富豪に成長したのかについて、農業経営の面から考察した。では、富豪に成長した人々は、他にどのような活動を展開していったのだろうか。西海道の地域的特徴に改めて注目し、考えていきたい。

史料2と4によると、俘囚・「夷俘」の富豪が居住するのは豊前・豊後・肥前・筑後国と西海道北部に集中する。しかし、西海道の他の国々にも俘囚は移配されていた。『延喜式』巻二六、主税上5出挙本稻条には伊勢国以下三五の国々に俘囚料が設置されたことが見えるが、それをまとめたのが次の表である。俘囚料は出挙の利稲により各国に居住する俘囚

表 俘囚料一覧

伊勢	1,000	佐渡	2,000
遠江	26,800	因幡	6,000
駿河	200	伯耆	13,000
甲斐	50,000	出雲	13,000
相摸	28,600	播磨	75,000
武蔵	30,000	美作	10,000
上総	25,000	備前	4,340
下総	20,000	備中	3,000
常陸	100,000	讃岐	10,000
近江	105,000	伊予	20,000
美濃	41,000	土佐	32,688
信濃	3,000	筑前	57,370
上野	10,000	筑後	44,082
下野	100,000	肥前	13,090
越前	10,000	肥後	173,435
加賀	5,000	豊後	39,370
越中	13,433	日向	1,101
越後	9,000		(東)

*『延喜式』巻二六・主税上5
出挙本稻条をもとに作成

『類聚三代格』延暦十五年十一月二十一日太政官符によると、天平十八年（七四六）の段階で豊前国草野津、豊後国国埼・坂門等の津から調物を輸送する際、私物の交易を行っている「商旅之徒」がいた。律令国家はこうした官物の輸送に便乗した勝手な交易を規制したが、延暦十五年には公私の船がこれらの津から往還することを許可している。奈良時代後半頃には大宰府を中心とした地方交易圏が成立し、郡司層や富豪層が調庸制の基盤に立って、それらの物資の交易に活躍していた（65）。西海北部の国々の富豪の成長は交易活動と密接に関わっていた。

を資養することを目的に設置されたものである（62）。表によると、西海道の国々で俘囚料が設置されているのは筑前・筑後・肥前・肥後・豊後・日向国である。また、日向国では承和十四年（八四七）に「俘囚死尽、存者員少」という状況で「俘囚禄料稻一万七千六百束」が削減されていた（63）。

肥後国は俘囚料の額が最も多く、多数の俘囚が居住していたと推測される。こうした国にこそ富豪に成長した俘囚が現れそうだが、そうはならなかった。それどころか、不思議なことに肥後国に居住する俘囚・「夷俘」の動向は他の史料から全くうかがうことができないのである。これはどういうことなのだろうか。

ここで、門脇禎二が指摘する西海道諸国の地域的特徴に注目したい。門脇は、西海道の富豪層は国司や大宰府の官人と結託し、蓄積した動産を調庸物の京運に便乗して畿内交易圏に運び込むなど、活発な交易活動を見せたが、こうした成長と動きを見せた富豪層は、おもに筑前・筑後・豊前・豊後等の沿海地域であり、内陸部の肥後国などとは違々と論じている（64）。

こうした地域的な特徴は、俘囚に対しても同様に作用したことだろう。もちろん、史料に見えないから肥後国の俘囚に富豪となった者が全くなかったと言うことはできない。しかし、西海道北部の国々と比べると、肥後国においては俘囚が富豪に成長したとしても規模が小さかったのではないだろうか。そのため、周囲の俘囚を労働力として自身の経営に取り込んでいくこともあまり進まず、多くの俘囚が後々まで生活の保障が必要な状態で残っていたのではないかと推測する。

それでは、西海道北部の国々の俘囚・「夷俘」の富豪も交易に関わりえたのだろうか。西海道に移配された俘囚がどのような集団だったのかを改めて確認すると、最初の神亀二年に移配された俘囚は、前年に反乱を起こした陸奥国の海道蝦夷である。天平十年に移配された俘囚は、前年の陸奥国から出羽国への連絡路敷設を目的とした戦いで捕虜となった蝦夷である。宝亀七年には陸奥・出羽両国から俘囚が移配されているが、同年に陸奥国が征討の対象としたのは「山海二道賊」とされている⁽⁶⁶⁾。また、三十八年戦争の発端となったのは、海道蝦夷による桃生城の攻撃だった⁽⁶⁷⁾。よって、神亀二年と宝亀七年に移配された俘囚は主に海道蝦夷だったと考えられる。

『続日本紀』宝亀十一年（七八〇）二月丁酉条では、海道蝦夷より「山賊（山道蝦夷）」に対する警戒が明らかに強調されている。宝亀十一年の最大の攻撃目標は山道蝦夷であり、これ以後、胆沢地域の蝦夷の制圧が最も重要視されるようになったと熊谷公男は指摘している⁽⁶⁸⁾。征討対象が海道地域から山道地域に移ったことにより、宝亀十一年以後に移配された俘囚・「夷俘」は、山道蝦夷を出自とする人々が中心になった。つまり、神亀二年～宝亀七年の初期の俘囚移配が行われた畿内より西の諸国、特に移配が集中した西海道には最も多くの海道蝦夷が送られていたことになる。

樋口知志は、桃生城や伊治城が対蝦夷交易を律令国家側の強い統制下に再編するうえで重要な役割を果たしたことを指摘する。また、桃生城については、海道陸路と北上川河川交通（太平洋海上交通にも連なる）を制御下におくものだった

としている(69)。海道蝦夷の中にも海上・河川を舞台に活発に交易を行っていた人々がいた。

律令国家は、そのような海道蝦夷を俘囚身分にして移配すると、口分田を与え、時服・禄物を支給するなど数年間生活の保障をした後(70)、税を徴収しようとした。ところが、俘囚は移配された後も従来の生業をなかなか変えることができなかった。史料1には「狩漁為^レ業」とあり、西海道に移配された俘囚の中にも狩猟・漁撈を主な生業として続けた人々がいた。天長八年(八三一)に「便^ニ魚塩^一也」という理由で甲斐国の俘囚が駿河国に附貫された事例があるが、この俘囚も甲斐国に移配される前は東北地方の海の近くで生活していたのだろう(71)。遠く離れた地に移配されても生業を変えることはとても困難であり、西海道に移配された俘囚・「夷俘」のなかにも、海道蝦夷としての習俗をかなり根強く残していた人々がいたと思われる。

さらに、移配された俘囚・「夷俘」は令制国の境を越えて結びついていた。弘仁七年に因幡国と伯耆国の俘囚が一緒に入京して越訴した例があり(72)、貞観八年(八六六)には播磨国の夷俘長が近江国との間を頻繁に行き来していたことが知られる(73)。天長九年(八三二)には、伊予国の俘囚の請願を聞き入れて五人を阿波国に移配しているが(74)、こうした請願があつたのも伊予国と阿波国の俘囚が互いに連絡を取り合っていたからだろう。内国に移配された俘囚・「夷俘」は頻繁に行き来し、独自の繋がりを構築していた。ここにあげた事例は西海道以外の国々ではあるが、恐らく西海道諸国の俘囚・「夷俘」も、同じように彼ら独自のネットワークを有していたのではないだろうか。

ところで、山陽道・南海道の瀬戸内海沿岸の大半の国にも俘囚・「夷俘」が移配されていた。播磨・備前・備中・讃岐・伊予国には俘囚料が設置されている(表参照)。また、摂津(75)・備後(76)・安芸(77)・周防(78)・阿波国(79)にも俘囚・「夷俘」がいたことが確認できる。無論これらの国々にいた全ての俘囚・「夷俘」が沿岸部に居住していた訳ではないだろう。しかし、海上で活発に活動していた俘囚も確かに存在した。

『日本三代実録』貞観九年（八六七）十一月十日乙巳条によると、伊予国宮崎村を拠点とした海賊の討伐が命じられ、参加する「俘囚」を募らせている。「摂津・和泉、山陽・南海道諸国」に海賊討伐を下知しているのは、海賊の活動が瀬戸内海の極めて広い範囲に及んでいたことを示している。こうした海賊討伐に参加が期待されているのは、瀬戸内海沿岸の各国に海上で活発に活動していた俘囚がいたためだろう。

その中でも特に注目されるのが伊予国の俘囚である。神亀二年の移配俘囚は海道蝦夷を主体としており、一四四人が伊予国に移配されている。また、弘仁四年に伊予国の吉弥侯部勝麻呂と吉弥侯部佐奈布留の二名が野原の姓を賜ったことが知られる（80）。伊予国は西海道諸国と同様、初期から俘囚が移配されていた。

『続日本紀』靈龜二年（七一六）五月辛卯条には「大宰府言、豊後伊予二国之堺、從來置_レ戍不_レ許_二往還_一、但高下尊卑、不_レ須_レ無_レ別、宜_二五位以上差_レ使往還不_レ在_二禁限_一」とある。靈龜二年以前に戍を置き豊後・伊予間の自由な往還の禁止を定めているが、それは本来この地域の人々が両国間の海上を頻繁に往来していたことを示している。松原弘宣は『続日本紀』のこの条文と、先に触れた『類聚三代格』延暦十五年十一月二十一日太政官符を検討し、遅くとも八世紀第2四半期には、周防・伊予灘地域に地域交易圏が形成されていただけでなく、この地域交易圏が難波津という中央交易圏とも明確に結びついていたと指摘している（81）。

大宰府から都にむけて調庸を輸送した船が瀬戸内海を通る際、豊後・伊予を通るルートも重要な役割を果たしていた。史料2に見るように、豊前・豊後には俘囚の富豪が存在したが、豊後国と海上交通で密接に結びつく伊予国には、西海道と同様に海道蝦夷が移配されていた。この豊後・伊予を結ぶ海域において、俘囚が往来していた可能性も充分考えられる。伊予国をはじめ、瀬戸内海沿岸諸国の俘囚が、西海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪の海上交易を支える存在となっていたのではないだろうか。

畿内より西の諸国、特に西海道諸国と伊予国に移配された俘囚には、海道蝦夷を出自とする人々が含まれていた。彼らの中には、東北地方の太平洋沿岸・北上川水系を舞台とした交易に従事していた人々もいた。移配された後、彼らは独自のネットワークを構築していたと考えられる。一方、西海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪は多くの動産を蓄積し、国司に接近していた。こうした状況を背景として、西海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪も瀬戸内海を舞台とした交易に関わりえたと考える。

おわりに

天長期に西海道北部の国々で富豪として活動する俘囚・「夷俘」に注目し、富豪に成長した背景と活動の展開について考察してきた。背景には、八世紀初頭から西海道に俘囚が集中的に移配されたこと、延暦・弘仁年間にかけて西海道で災害・飢饉などによる深刻な生産力の低下と人口減少があり、在地の有力者層の様相が大きく変化したことがあげられる。俘囚・「夷俘」の富豪はまず農業経営により富を蓄積していった。律令国家は移配時に俘囚・「夷俘」の従来の集団を解体し、移配先で意図的に再編成した。しかし、その中から実力を以て台頭した俘囚・「夷俘」の富豪は、まず周囲の俘囚・「夷俘」を、さらに付近の一般百姓をも自らの農業経営の労働力に取り込んでいった。律令国家の想定を超えて成長した彼らは国司に接近するなど、さらに成長を続けていった。

神亀二年・宝亀七年の初期に西海道諸国に移配された俘囚の中には、海道蝦夷が含まれていた。彼らは国の境を越えた集団間のネットワークを築き、瀬戸内海沿岸諸国に居住する俘囚・「夷俘」も互いに繋がっていたと推測される。これらを背景に、西海道北部の俘囚・「夷俘」の富豪が、瀬戸内海を舞台とした交易に進出した可能性を指摘した。

九世紀半ばから後半にかけて上総・下総両国で発生した俘囚や「夷俘」の反乱について検討した武廣亮平は、これらの反乱は一見すると無秩序、偶発的に見えるが、国府や国分寺などを襲撃対象としており、反国衙闘争、反国家イデオロギ―闘争の性格を帯びたものではないかと指摘する（82）。西海道北部の俘囚・「夷俘」はその動産によって周囲の一般百姓を自身の農業経営の労働力として組み込み、また国司に接近するなどしてさらなる発展を目指していた。まさに、東国と全く対極の動きを見せたと言えることができるだろう。

西海道で富豪となった俘囚・「夷俘」は、移配先の地域に順応し、自ら発展していくことで、東国とは全く違う道を歩んでいった。それは俘囚・「夷俘」と一般百姓という対立構造には収まらない、特異な存在なのである。こうした存在は、国府の役人や周囲の一般百姓がそれまで抱いていた俘囚・「夷俘」に対する認識を変えたはずである。こうした富豪となった俘囚・「夷俘」の存在が在地の社会秩序や周囲に住む人々に与えた影響についても、今後は問われていくべきだと考える。

註

- （1）第Ⅱ部第二章第二節参照。
- （2）『続日本紀』神龜二年閏正月己丑条。この条文にはどの国の俘囚が移配されたかが見えないが、『日本紀略』『扶桑略記』には「陸奥国俘囚」とある。なお、これは日本古代の史料における俘囚の初出記事でもある。
- （3）『続日本紀』和銅二年（七〇九）三月壬戌条、『同』養老四年（七二〇）九月丁丑条、『同』養老四年九月戊寅条。
- （4）海道蝦夷が反乱を起こし、陸奥国大掾佐伯兒屋麻呂を殺害した。海道蝦夷の征討のため、藤原宇合を持節大將軍に任じている（『続日本紀』神龜元年三月甲申条、『同』神龜元年四月丙申条）。

同年には小野牛養を鎮狄將軍に任じ、出羽蝦狄の征討も行われた（『続日本紀』神龜元年五月壬午条）。しかし、註（2）で述べたように、『日本紀略』『扶桑略記』によると、神龜二年に移配されたのは「陸奥国俘囚」とあるので、陸奥国の海道蝦夷が俘囚として移配されたと考える。

（5）熊谷公男「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」（『東北学院大学東北文化研究所紀要』二四、一九九二年）二頁。

（6）『続日本紀』宝龜七年九月丁卯条、『同』宝龜七年十一月癸未。

（7）『続日本紀』宝龜五年七月庚申条、『同』宝龜五年七月壬戌条。

（8）陸奥国が「山海二道賊」の征討を申し出たのに対し、出羽国に対しても軍士四千人の派遣を命じている（『続日本紀』宝龜七年二月甲子条）。

（9）『大日本古文書』二卷、一〇六―一三〇頁。

（10）『大日本古文書』二卷、一四六―一四九頁。

（11）『続日本紀』天平九年（七三七）正月丙申条、『同』天平九年四月戊午条。

（12）武廣亮平は、天平九年に筑紫防人を停止して本郷に帰しているが、この時の防人の帰った国が、伊豆・甲斐・相摸・安房・上総・下総・常陸であることを指摘するとともに、天平十年の摂津職を経由しての西国への俘囚移配はこれに対応するものだとする。そして、移配の目的は、「東国防人」と同じく西国警備の任につかせることだったと論じている。武廣「エミシの移配と律令国家」（千葉史学叢書一『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年）二六六頁。

（13）『類聚国史』卷一九〇、延暦十四年五月丙子条。

(14) 『日本後紀』延暦十八年十二月乙酉条。

(15) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十七年六月己亥条。

(16) 武廣註(12) 前掲論文、二七一～二七四頁、二八〇頁。

(17) 後掲史料4。

(18) 『日本三代実録』貞観十一年十二月戊子条、『類聚三代格』貞観十一年十二月五日太政官符、『類聚三代格』寛平七年三月十三日太政官符。

(19) この条文に見える「夷俘」は「夷俘」と俘囚を指すと考えられる。第Ⅱ部第二章第四節参照。

なお、翌年に常陸国が夷俘はまだ「不_レ免_二貧乏_一」状態であるため田租徴収を免除するよう請願し、許されている

(『類聚国史』卷一九〇、弘仁八年(八一七)九月丙申条)。

(20) 『日本後紀』弘仁二年三月乙巳条。

(21) 『続日本紀』延暦九年八月乙未条。

(22) 『続日本紀』延暦十年五月辛未条。

(23) 『日本後紀』延暦十五年七月辛亥条。

(24) 『日本後紀』延暦十五年八月乙丑条。

(25) 『日本後紀』弘仁三年六月辛卯条。

(26) 『類聚国史』卷一七三、弘仁四年六月甲申条。

(27) 『日本後紀』弘仁六年五月甲申条。

(28) 『類聚国史』卷一七三、弘仁十年十一月丁丑条。

(29) 『類聚国史』 卷八三、弘仁四年十月条（日付欠）。

(30) 『日本後紀』 弘仁六年今年条。

(31) 『類聚三代格』 弘仁十三年三月二十六日太政官符「応下養_ニ活疫病百姓_一者賜_ニ出身_一叙_中位階_上事」、『同』弘仁十三年三月二十六日太政官符「応下輸_ニ私資物_一養_ニ飢百姓_一者賜_ニ出身_一叙_中位階_上事」。

(32) 『類聚三代格』 弘仁十三年三月二十六日太政官符「応下輸_ニ私資物_一養_ニ飢百姓_一者賜_ニ出身_一叙_中位階_上事」。この太政官符には「其法白丁輸_ニ稻_一一千束_一者、入_ニ於内考_一。自_ニ入色_一至_ニ初位_一、毎_レ階二百束。自_ニ初位_一至_ニ八位以上_一、毎_レ階四百束。外考入_ニ内考_一者減_レ半」とあり、稻を供出した者への授位の方式が定められている。

史料2によると、豊後国俘囚吉弥侯部良佐閉はもともと無位で、稻九百六十四束を供出したことにより従六位上を授けられている。右の太政官符により定められた方式とは稻の数量と授位された位階が合わないが、史料2と史料4に見られる俘囚や「夷俘」への叙位は、この太政官符を契機とするものであるとしてよいと考える。

(33) 山村信榮「九世紀の大宰府管内」（『古代文化』五四—一一、二〇〇二年）五七頁。

(34) 『類聚三代格』 弘仁三年八月五日太政官符。

(35) 倉住靖彦「大宰府―遠の朝廷―」（井上辰雄編『古代の地方』一、西海編、朝倉書店、一九七七年）二六一―二六二頁。

(36) 『続日本紀』 大宝二年三月丁酉条。

(37) 『類聚三代格』 天長二年（八二五）八月十四日太政官符。

(38) ただし『類聚三代格』天長二年八月十四日太政官符によると、天長二年に再び大宰府が権任郡司の選任権を持つこととなった。

- (39) 戸田芳実「中世成立期の所有と経営について」(『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年。初出は一九六〇年) 四九〇五頁。
- (40) 亀田隆之「「力田者」の一考察」(『日本古代用水史の研究』吉川弘文館、一九七三年。初出は一九六三年) 三四六〇三四七頁。
- (41) なお、『政事要略』卷五七、交替雜事、雜公文には、「大帳へ八月卅日以前申送於官」。(中略) 池溝帳・官舎帳」と見える。
- (42) 中村順昭「律令制下における農民の官人化」(『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年。初出は一九八四年) 二八頁。
- (43) 天平十年駿河国正税帳に「陸奥国送二撰津職一俘囚壺伯壺拾伍人」とある(『大日本古文書』二卷、一一四頁)。武廣亮平は、この時に俘囚の移配先が撰津職とされているのは、軍防令20衛士向京条にあるように西国に転送されるまでの中継地としての役割を果たすものだ指摘している。武廣註(12) 前掲論文、二六五頁。
- (44) 『大日本古文書』二卷、一四七頁。
- (45) 『類聚国史』卷一九〇、大同元年十月壬戌条には、近江国の夷俘六四〇人を防人にあてるため大宰府に移配した際、女性も含まれていたことが見える。よって、西海道へ移配された俘囚にも女性が含まれていたと思われる、これら少数のグループは家族と推測される。
- (46) 松村一良「西海道の集落遺跡における移配俘囚の足跡について―豊前・筑前・筑後・肥前四国の事例を中心にして―」(『内海文化研究紀要』四一、二〇一三年)。
- (47) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年) 二八六〇

二八七頁。

(48) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁五年二月戊子条。

(49) 『日本三代実録』元慶四年十一月三日癸丑条。

(50) 熊谷公男「蝦夷移配策の変質とその意義」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年) 三四～三五頁。

(51) 『倭名類聚抄』によると上野国碓井郡・多胡郡・緑野郡、周防国吉敷郡に俘囚郷が見える。また、播磨国賀古郡・賀茂郡・美嚢郡に夷俘郷が見える。

(52) 『日本後紀』弘仁三年六月戊子条。

(53) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁四年十一月庚午条には、播磨・備前・備中・筑前・筑後・肥前・肥後・豊前国の夷俘専当国司を定めたことが見える。また、『類聚国史』卷一九〇、弘仁四年十一月癸酉条には、諸国の介以上一人を夷俘専当国司に定めるとしたことが見える。

(54) 野村忠夫は、仁寿年間～九世紀末頃にかけて把笏対象の拡大が限界に達したとし、地方においては郡司主帳以上並びに軍毅およびその変形とみられる範囲に把笏の線が引かれているとする。また、把笏の対象は下降拡大したが、把笏は一定段階以上の官職の「威勢」を視覚的に示すとともに、その有無によって劃される官職の段階線を現実の形で示しているとしている。野村「官人的把笏の問題―官人的身分標識の一考察―」(『律令官人制の研究』吉川弘文館、一九六七年。初出は一九六五年) 四七四～四八二頁。

(55) 貞観八年にも、近江国の夷長二人に把笏を許している(『日本三代実録』貞観八年十一月十日辛亥条)。

(56) 義江彰夫「儀制令春時祭田条の一考察」(井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中、吉川弘文館、一九七八年)

一二四～一二九頁。大町健「村落首長の支配と収取」(『日本古代の国家と在地首長制』校倉書房、一九八六年)二四五～二五四頁。荒木敏夫「古代国家と民間祭祀」(『歴史学研究』五六〇、一九八六年)四九頁。矢野建一「律令国家と村落祭祀」(菊地康明編『律令制祭祀論考』塙書房、一九九一年。初出は一九八九年)九三～九五頁。義江明子「殺牛祭神と魚酒―性別分業と経営の観点より―」(佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』吉川弘文館、一九九五年)一〇～一五頁。三上喜孝「古志田東木簡からみた古代の農業労働力編成」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』三六、二〇〇一年)一三五頁。

- (57) 吉田晶「家父長制と個別経営」(『日本古代村落史序説』塙書房、一九八〇年)一一～一一五頁。吉村武彦「日本の古代社会と首長制」(『歴史学研究』五四七、一九八五年)五〇～五一頁。吉村「初期庄園の耕営と労働力編成―東大寺領越中・越前庄園から―」(『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年)三二一～三二六頁。梅田康夫「日本古代における「魚酒」の提供」(『金沢法学』三六―一・二、一九九四年)四二三～四二七頁。小倉慈司「古代在地祭祀の再検討」(『ヒストリア』一四四、一九九四年)一二三～一二四頁。中村英重「村落祭祀論」(『古代祭祀論』吉川弘文館、一九九九年)二三七～二四〇頁。森田悌「魚酒と農耕祭祀」(『延喜式研究』二九、二〇一三年)五頁。

- (58) 小口雅史は、どちらの立場においても国家による禁止の背景には「魚酒」提供という行為が共同体秩序の破壊・階層分化につながるからという点では見解はほぼ一致しているので、今後は共同体の在り方そのものにも論争の焦点を当てるべきだとしている。小口「梅田康夫著「日本古代における『魚酒』の提供」」(『法制史研究』四五、一九九六年)。

- (59) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁五年二月戊子条。

(60) 蝦夷爵は第一等ゝ第六等まで設けられていた(『延喜式』卷三〇、大蔵省100賜蝦夷条)。

(61) 正木喜三郎は、郡司や力田輩の勸農・救民行為は、表面的には政府の政策に沿ったように見えるが、裏には地域の農民を自分の私的支配下に繰り込み、叙位を通じて在地勢力を拡張する意図があったと指摘している。正木「西海の富豪たち」(『古代の日本』三、九州、角川書店、一九七〇年)三二一頁。

(62) 俘囚料については中村光一が詳しく論じている。中村「俘囚料の設置をめぐる」(『延喜式研究』一、一九八八年)。

(63) 『続日本後紀』承和十四年七月丁卯条。

(64) 門脇禎二「律令体制の変貌」(『日本古代政治史論』塙書房、一九八一年。初出は一九六二年)二九八頁。

(65) 井上辰雄「筑紫の大宰と九国三島の成立」(『古代の日本』三、九州、角川書店、一九七〇年)二〇二頁。

(66) 『続日本紀』宝龜七年二月甲子条。

(67) 『続日本紀』宝龜五年七月壬戌条。

(68) 熊谷註(5)前掲論文、四頁。

(69) 樋口知志「蝦夷と太平洋海上交通」(『日本史研究』五一、二〇〇五年)七ゝ八頁。

(70) 『類聚国史』一九〇、延暦十七年六月己亥条によると、相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲国に対し、「帰降夷俘」に毎年、時服・禄物を支給するように命じている。初期の移配俘囚に対しても似たような対応がとられていたと推測する。

(71) 『類聚国史』卷一九〇、天長八年二月戊寅条。

(72) 『類聚国史』卷一九〇、弘仁七年八月甲午条。

(73) 『日本三代実録』貞観八年四月十一日乙酉条。

(74) 『類聚国史』 卷一九〇、天長九年十二月戊寅条。

(75) 『類聚国史』 卷一九〇、延暦二十二年（八〇三）四月乙巳条、『日本後紀』弘仁六年正月丁亥条。

(76) 『政事要略』 卷五三、交替雜事、雜田「応レ行ニ雜事五箇条」事」には、上総・下総・備後国の俘囚田を返上し、その地子稻を正税に混合することが見える。

(77) 『類聚国史』 卷一九〇、天長八年十一月己亥条。

(78) 『倭名類聚抄』によると周防国吉敷郡に俘囚郷の名が見える。

(79) 弘仁五年に当宗家主を阿波国に派遣し、「夷俘」を教諭させたことが見える（『類聚国史』 卷一九〇、弘仁五年二月辛卯条）。

(80) 『日本後紀』 弘仁四年二月甲辰条。

寺内浩は、飛鳥池遺跡と西隆寺跡より出土した木簡から伊予国温泉郡に篁原（のはら）郷が存在したことを指摘し、弘仁四年に俘囚が賜った野原という姓は、この地名に由来するとしている。寺内「古代伊予国の俘囚と温泉郡篁原郷」（『伊豫史談』 三六二、二〇一一年）。

(81) 松原弘宣「地域交易圏と水上交通―周防灘と伊予灘を中心に―」（『古代国家と瀬戸内海交通』 吉川弘文館、二〇〇四年。初出は一九九一年）二八〇～二八三頁。

(82) 武廣註（12）前掲論文、二八四～二八六頁。

第三章 俘囚の朝拝・節会参加について

―弘仁から承和年間を中心に―

はじめに

八世紀に入ると、律令国家は東北地方に積極的に進出して支配地域を拡大していったが、それと並行して、蝦夷・俘囚の有力者を元日朝賀に参列させた。和銅三年（七一〇）～宝龜五年（七七四）にかけて、蝦夷・俘囚は元日朝賀に参列し、その後正月の節会に参加して饗応され、帰郷するという形式がとられていた（1）。宝龜五年に蝦夷・俘囚の入朝が停止され（2）、いわゆる東北三十八年戦争が勃発すると（3）、例外的に陸奥国の「夷俘」を朝堂院で饗応したことはあったが（4）、元日朝賀への参列、節会での饗応という形式は途絶えてしまう。

こうした状況が変わるのは東北三十八年戦争が終結した後のことであり、弘仁年間に「夷」「夷俘」の節会参加を許可しており（5）、以後、夷や俘囚が節会に参加していくようになったことがわかれる。しかし、九世紀前半における夷や俘囚と節会との関係を記した史料は極めて少ない。十世紀以降に成立した『西宮記』『北山抄』『江家次第』などの儀式書が俘囚見参の提出や俘囚座設置などについて記しており、『小右記』が十一世紀前半の俘囚見参の提出の事例を伝えていることと比べても（6）、九世紀前半の夷や俘囚がどのように節会に関わったのかを知る手がかりとなる史料はかなり少ないと言える。

そうした九世紀前半の史料として注目されるのが『法曹類林』巻一九七、公務五、承和七年（八四〇）二月十七日問答である（後掲史料4）。この史料には難解な記述もあるが、俘囚が「朝拝」に参列したことを伝えており、極めて重要な情報が含まれている。本章では、弘仁年間から承和年間における夷や俘囚が元日朝賀や節会にどのような形で参加したのか、その際の

待遇から当時の夷や俘囚支配のいかなる特徴がうかがえるのかについて考察する。

一 弘仁年間における「夷俘」の節会参加

弘仁年間に入ると、「夷俘」と「夷」が節会の際に入京することを許可されている。それが見えるのが次の史料である。

史料1 『日本後紀』弘仁三年（八一二）正月乙酉（二十六日）条

乙酉、（中略）夷外従五位上宇漢米公色男・外従五位下爾散南公独伎・播磨国印南郡権少領外従五位下浦田臣山人等三人、特聴_二節会入_一京。

史料2 『日本後紀』弘仁六年（八一五）正月丁亥（十五日）条

丁亥、制、摂津・美濃・丹波・播磨等国夷俘、身帯_二五品_一、願_レ見_二節会_一者、与_二国解_一放_レ之。自余不_レ在_二放例_一。

これらの史料について、弓野正武は、爾散南・宇漢米の両氏を通じて近江国に居住する俘囚集団はすでに掌握されており、この両氏が特権的に節会参加を許されていたため近江の国名は明記されなかった、と指摘している（7）。延暦十一年（七九二）には陸奥国の夷俘爾散南公阿波蘇と宇漢米公隱賀が揃って朝堂院で饗応されており（8）、確かに爾散南・宇漢米両氏と国家との関係は特別密接なものだった。しかし、弘仁三年に節会への参加を許可されて以来、爾散南・宇漢米両氏が恒常的に節会に参加するようになったことを明確に示す史料は無い。

承和年間に入ると東北地方の情勢が不安定なものとなったが、承和二年（八三五）に宇漢米公何毛伊・爾散南公志礼が逆類に従わなかったという理由で叙位されており（9）、承和五年（八三八）にも宇漢米公毛志にかつての征戦で功績があったという理由で叙位されている（10）。一方、承和十四年（八四七）には近江国蒲生郡の俘囚爾散南公延多孝と宇漢米公阿多奈磨が勲

功の苗裔という理由で叙位されている。これらのことから、熊谷公男は爾散南・宇漢米両氏が近江国に移配されたのは承和五
十四年の間のことであるとし⁽¹¹⁾、弘仁三年に節会に参加した宇漢米公色男と爾散南公独伎は、陸奥から上京したとして
いる⁽¹²⁾。

史料1・2で注意したいのが、節会への参加を許可された人々が「夷」「夷俘」とされていることである。史料1の「夷」
については「夷俘」（帰降した蝦夷・夷）と考えて問題ないだろう。史料2の「夷俘」については、「蝦夷と俘囚」の総称と
して用いられている可能性と、「夷俘」のみを指している可能性があり、これだけでは判断できない。ただし、史料1を踏ま
えるなら「夷俘」が含まれていたのは確かだろう。

このように考えると、史料1・2に見える節会参加の許可という政策は「夷俘」を強く意識したものだったことに気付く。
俘囚の内国への移配は神亀二年（七二五）から始まっていたが⁽¹³⁾、「夷俘」の内国への移配が始まったのは延暦十三年（七
九四）以降であることが武廣亮平によつて指摘されており⁽¹⁴⁾、俘囚より後の時期に集中して移配された「夷俘」の支配がこ
の頃、大きな課題となっていたことが推測される。史料2に見える「夷俘」の節会参加許可は、畿内周辺諸国に移配されてま
だ間もない「夷俘」と俘囚の集団の統率者を懐柔して掌握し、集団の支配を安定させようという意図があったのだろう。

史料1・2を改めて見てみると、節会への参加を許可していることは読み取れるが、それが何の節会であるかは記されてい
ない。それでは、この時「夷」「夷俘」は何の節会に参加したのだろうか。この問題を考えるにあたり、注目したいのが弘仁
年間に行われた儀式・節会の整備である。

①正月の朝賀について「常儀の如し」とされ、平城天皇以前より朝儀として整う。（『日本後紀』弘仁二年（八一）正月
丙申朔条）

②平城天皇が停止した正月七日の節会を復活させる。（『日本後紀』弘仁二年正月壬寅条）

③平城天皇が九月に移した射礼を正月十七日に戻す。（『日本後紀』弘仁二年正月壬子条）

④平城天皇が停止した五月五日の宴を復活させる。（『日本後紀』弘仁二年五月戊戌条）

⑤平城天皇が停止した九月九日の宴を復活させる。（『日本後紀』弘仁二年九月庚子条）

⑥平城天皇が停止した正月十六日節会を復活させる。（『日本後紀』弘仁三年正月乙亥条）

⑦花宴の起源はじまる。（『日本後紀』弘仁三年二月辛丑条）

⑧内宴の起源はじまる。（『日本後紀』弘仁四年（八一三）正月丙子条）

⑨平城天皇が停止した正月二節（七日・十六日）を旧例に復す。九月節を三月節に准ぜしめ（復興）、花宴を新たに作る。

（『類聚国史』卷七四、弘仁五年（八一四）三月辛亥条）

⑩正月十六日節会復活後、始めて踏歌の語が見られる。（『日本後紀』弘仁六年正月戊子条）

嵯峨天皇は、平城天皇により停止された儀式・節会を単に復活させただけでなく、積極的に整備を進めた。嵯峨天皇の儀式・節会の復活や整備について考察した山中裕は、嵯峨天皇の政治は桓武天皇の政治の発展という点に中心が置かれており、年中行事に対する政策も天皇の一貫した律令政治発展政策の一を意味するものであり、それに加えて嵯峨天皇独特の文教政策の精神によるところが大きかったと指摘している⁽¹⁵⁾。嵯峨天皇の儀式や節会の整備は、政治政策と文教政策の二つの側面があった。史料1は⑥と⑦の間に、史料2は⑨と⑩の間に位置する。「夷」や「夷俘」の節会への参加許可という政策がこのような儀式整備の中でとられたことから、臨時的な措置ではなく、継続的に参加させることを意図したものと考えるべきだろう。

それでは、「夷」「夷俘」は何の節会に参加したのか。⑥踏歌節会が復活し、⑩⑫に見るように踏歌節会の整備が進む中、史料2に見るよう正月丁亥（十五日）に節会への参加を許可していることから、踏歌節会には参加したと考えるとよいだろう⁽¹⁶⁾。問題は史料1の正月乙酉（二十六日）という日付で、正月は二十六日より後に節会はない。つまり、この条文は正月のいずれ

かの節会（元日・白馬・踏歌）に限定して参加を許可している訳ではなく、他の月の節会を含めた参加の許可を意図している可能性がある。史料1・2からは、弘仁年間の「夷」「夷俘」は、踏歌節会と他の何かの節会（正月以外の可能性もある）への参加を許可されたと推測するに留めたい。

史料1・2に見る弘仁年間の「夷」「夷俘」の節会参加の許可について考察してきた。ただし、この時に節会への参加を許可されたのは、国家から重視された「夷」の有力者や、畿内周辺の幾つかの国の「夷俘」の首長であって、全国的に見ればかなり限定された人々だった。それでは、こうした「夷」「夷俘」以外に、東北地方や内国に移配された俘囚・「夷俘」は、儀式や節会と関わりを持つことがなかったのだろうか。

『類聚三代格』貞観十八年（八七六）六月十九日太政官符によると、陸奥国の鎮守府で「正月五月二節」に俘饗に用いたため狩漁を行っていたことが知られる。鎮守府では貞観年間頃に俘囚・「夷俘」が正月と五月の二節に継続的に参加していたのだろう。

移配先の諸国における俘囚・「夷俘」と節会との関係をうかがわせるのが次の史料である。

史料3 『類聚国史』卷一九〇、延暦十七年六月己亥条

己亥、勅_レ相摸・武蔵・常陸・上野・下野・出雲等国_一、帰降夷俘、徳沢是憑、宜_下毎加_二撫恤_一、令_上無_二帰望_一。時服禄物、毎_レ年給_レ之。其資粮罄絶、事須_二優恤_一。及時節饗賜等類、宜_下命_二国司_一且行且申_上。自余所_レ須先申後行。

熊谷公男は、この史料の「時節饗賜等類」に注目し、これには主に国府などで定期的に催される節会が含まれると見てよいだろうとしている（17）。勅は一国に限定して出されているのではなく、相摸ほか全六カ国に対して出されており、基本的に内国に移配された「夷俘」はこれと同じ対応がとられたものと思われる。内国に移配された俘囚・「夷俘」も国府で催される節会に参加する機会があったのである。

ところで、儀制令 18 元日国司条には、国府において国司が僚属郡司等を率いて行う元日朝賀の儀礼について定められている。天平八年（七三六）薩摩国正税帳（18）には「元日拝朝庭刀禰国司以下少毅以上」という記述があり、薩摩国府でも元日朝賀が行われていた。これについて武田佐知子は、薩摩国内諸郡の郡司主帳以上の全員や軍団少毅以上が国衙に参集したなら、隼人一一郡の郡司に任じられていた隼人の首長層もそこに加わっていたと考えられるとしている（19）。薩摩国では郡司に任じられていた隼人も国府での元日朝賀の儀礼に参加していたのである。

隼人が国府で行われた元日朝賀の儀礼に参加し得たのであれば、俘囚や「夷俘」の首長層も同様に参加できたと考えて良いのではないだろうか。史料 3 に見るように「夷俘」は国府で「時節饗賜」にあずかっており、国府の空間から排除されていた訳ではない。伊藤循は、俘囚移配の目的は小帝国主義の基盤の維持・再編成のため、夷狄を含む社会構造を令制国単位で創出することにあつたと指摘している（20）。移配された俘囚や「夷俘」が国府での元日朝賀に参加することは、令制国内において小帝国主義を支えるため最も効果的にその存在を活かすことになるだろう。俘囚や「夷俘」が国府での元日朝賀の儀礼に参加した可能性は充分あると思われる。

弘仁年間には「夷」「夷俘」を対象に節会への参加を許可する政策がとられたが、これらはかなりの有力首長か、畿内周辺諸国に居住する俘囚・「夷俘」の首長という、ごく限られた一部の人々であつた。しかし、こうした例には入らなかった諸国に移配された俘囚・「夷俘」の首長達も、国府で行われた元日朝賀の儀礼や節会などに参加する機会があつたのである。

二 『法曹類林』巻一九七、公務五、承和七年二月十七日問答の「朝拝」の解釈について

弘仁年間以降は「夷」「夷俘」が節会に参加できるようになったのだが、残念ながら『日本後紀』以下の国史には俘囚や「

夷俘^④が節会に参加したことを直接伝える記事は見あたらない。そうしたなか、俘囚が「朝拝」に参列したことが書かれているのが次の史料である。

史料4 『法曹類林』卷一九七、公務五、承和七年二月十七日問答

問。承前之例、禰宜并郡司及俘囚等大夫、（此三色不^レ載五位歷名^①。）参入朝拝之日、不^レ齒^②朝廷之大夫、持^③末位^④（^⑤）。而頃年間、以^⑥授位先後^⑦、雜^⑧居朝堂^⑨。稍尋^⑩理致^⑪。事乖^⑫故実^⑬。何則式部省式曰、凡五位已上歷名、及補任除目、并年中宣旨、並每^⑭色抄^⑮写熟紙^⑯以爲^⑰長案^⑱。但郡司及俘囚五位歷名、作^⑲別卷^⑳。（俘囚位祿文、亦准^㉑此。）
又承和六年九月廿五日格云、凡外五位資人成選、以^㉒八年^㉓爲^㉔限。但神宮司・禰宜・祝・国造・外散位及郡司・夷俘等類、以^㉕二十年^㉖爲^㉗限者。檢如^㉘文、承前所^㉙行、非^㉚無^㉛其義^㉜。先前事不^㉝忘、是後事之師也。承搜^㉞求法意^㉟、用積^㊱疑滯^㊲。

承和七年二月十七日

大内記清内御園

答。選叙令云、凡^㊳初位以上上上官遷代、皆以^㊴六考^㊵爲^㊶限。又云、散位以^㊷八考^㊸爲^㊹限。又云、叙^㊺郡司・軍団^㊻皆以^㊼二十考^㊽爲^㊾限。其外散位者以^㊿十二考[㋀]爲[㋁]限者。案須[㋂]長上及散位得[㋃]内考[㋄]者、皆叙[㋅]同位[㋆]。郡司・軍団及外散位、得[㋇]外考[㋈]色、並授[㋉]外位[㋊]。而得[㋋]内考[㋌]叙[㋍]外位[㋎]者、此時処分非[㋏]法令意[㋐]。故別式云、郡司及俘囚五位歷名、作[㋑]別卷[㋒]者。今内考之人得[㋓]外五位[㋔]、与[㋕]外考之色得[㋖]外五位[㋗]、品秩別殊、何無[㋘]差別[㋙]。然則承前之例、事爲[㋚]穩便[㋛]。

大判事讃岐朝臣永直

史料4は俘囚が「朝拝」に参列した際、本来の規定通りに列立せず雑居していたことについて清内御園が疑問を呈し、それに対して讃岐永直が答えた問答である。承和七年段階で俘囚が「朝拝」に参列していたことを知り得る貴重な史料なのだが、その問答の内容、とりわけ問題意識をよく検討することで、俘囚の「朝拝」参列における位置づけやその待遇についても多くのことを知ることができる。

ところで、史料4の解釈には一つ大きな問題がある。それは、この史料に出てくる「朝拝」が何を指しているのかである。内容の検討に入る前に、まずこの問題について考えておきたい。

「朝拝」の訓は「ミカドオガミ」であり、一般的には元日朝拝、つまり元日朝賀のことを指す。この問答に注目した鈴木拓也は史料4の「朝拝」を元日朝賀と解釈し、宝亀五年に停止された蝦夷の元日朝賀への参加がこの頃には復活しており、「承前之例」とあることから、弘仁六年の節会入京の許可からほどなくして移配蝦夷による元日朝賀と節会への参加が定例化していたと見られるとしている⁽²²⁾。

これに対し、史料4の「朝拝」は元日朝賀ではないとする見解もある。河原梓水は、史料4の問答において成選に関する格が引かれていること、「朝庭之大夫」と郡司・俘囚の差異が歴名や考限の別によって示されていること、「授位先後」が触れられていることなどから、この問答を叙位が行われる正月七日と関わるものとし、「朝拝」は朝賀そのものを指しているのではなく、節会の場でのことでもあった可能性は十分考えられるとしている⁽²³⁾。

また、熊谷公男も史料4の「朝拝」は朝賀ではなく、節会を指していると解釈している。まず熊谷は、「而頃年間：雑_二居朝堂_一」の部分を検討し、「雑_二居朝堂_一」という記述を疑問視する。朝賀は朝堂院の庭に群臣が列立して天皇に拝礼を行う儀式であり、参列者が朝堂に座ることはないため、「而頃年間：雑_二居朝堂_一」の部分は朝賀に関わる記述と解釈することはできないとする。そして、外五位を含む官人が朝堂に座って行う儀式で思い浮かぶのは豊楽院で行われる節会であるとし、「朝堂」は豊楽院前庭の四堂のことだとしている⁽²⁴⁾。さらに「承前之例：持_二末位_一」の部分を検討し、「朝庭」は豊楽院の四堂に囲まれた前庭のことを指しているとし、節会の中で行われる謝座の礼（群臣が位階の等級に従って馳道をはさんで東西に一列に並び、豊楽院の天皇に対して再拝を行う儀礼）はまさにミカドオガミであり、これを「朝拝」と表現したのだろうとしている⁽²⁵⁾。

このように、史料4の「承前之例：雑_二居朝堂_一」の部分は元日朝賀の様子について書かれているのか、節会の様子について

書かれているのか、解釈が分かれている。このうち、河原が注目した史料4の「授位先後」という記述は、養老公式令 55 文武職事条（後掲史料8）の「五位以上、即用_二授位先後_一」という列立の規定と関わるものであり、それ自体が叙位との関係を示す訳ではない。従って史料4の「朝拝」が節会を指すとする根拠とはならないだろう。歴名や考限の別などが重視されているのも、後述するように外五位の人々をどのようにグループ分けするかを論じるためであり、史料4が叙位の行われた節会に関する内容だから引かれたという訳ではない。

熊谷の指摘のうち、朝賀で参列者が朝堂に座ることではないため「而頃年間：雜_二居朝堂_一」の部分が朝賀に関するものではないという指摘は支持すべきだと考える。しかし、幾つかの点において疑問もある。まず、謝座を「朝拝」と表現したという指摘についてだが、節会において謝座を行うことは自明のことであり、清内御園がそれをわざわざ「朝拝」と表現した意図が不明である。こうした事例が他にも見出されるのであれば良いが、特にあげられていない。例えば『小野宮年中行事』正月、同日受_二群臣朝賀_一事には「弘仁式部式云、賀正之日、内外之諸司五位已上解任之輩、未_レ得_二解由_一、及郡司五位、皆聴_二朝拝_一。但宴会不_レ在_二聴限_一」とあり、弘仁式部式逸文が引かれているが、元日の天皇に対する拝礼を「朝拝」と表現する一方、同日の元日節会を「宴会」と表現しており、はっきり区別している。「承前之例：持_二末位_一」の部分が節会に関する内容であれば、「参_二入朝拝_一之日」の部分は「節会に参加した日」であることを端的に伝えれば十分なはずである。「朝拝」という表現を用いている以上、一般的な意味で捉えて朝賀と解釈した方が良いように思う。

また、熊谷は史料4の「朝庭」は豊楽院の四堂に囲まれた前庭を指すとしているが、他に豊楽院の前庭を「朝庭」と表現した事例をあげられていない。熊谷の指摘に従って史料4を読んだ場合、「朝拝」や「朝庭」は一般的な意味とは異なる使い方をされていることになるが、明法問答においてそれらの用語を普通とは異なる意味で用いているのは不自然なように思える。

『類聚国史』卷七一、弘仁七年五月己卯条には、延暦二十一年正月七日勅によって賀正（朝賀）に参列しなかった五位以上

は三節（元日・七日・十六日の節会）に預かることを許さないと定めていたこと、しかし五位以上だけを責めて六位以下を責めないのは問題なので弘仁七年の段階で責める対象を六位以下にまで広げ、朝賀に参列しなかった者は春夏の禄を奪うことを定めたことが見える。これによれば、国家としては、朝賀に参列しない者は、正月の節会に参加させないことを原則としており、それを守らない官人が増えたため、延暦二十一年や弘仁七年の段階で引き締めを行ったということになる。史料2に見るように弘仁六年に畿内周辺諸国に住む五位の「夷俘」が節会への参加を許可されているが、「夷俘」もまた原則に従って朝賀に参列したと考えるべきだろう。官人に対して引き締めを強化しておきながら、「夷俘」は節会にのみ参加すれば良いとしてしまったら、官人の間で不満が募るのは必至である。こうした原則の引き締めが弘仁年間に行われていた以上、承和年間においても俘囚は朝賀に参列した後、節会に参加したと思われる。

以上の検討から、史料4の「朝拝」は元日朝賀を指しており、「承前之例：持_二末位_一」の部分は元日朝賀に関する記述、「而頃年間：雜_二居朝堂_一」の部分は節会に関する記述ではないかと考える。元日朝賀での列立と、節会での着座を並べて議論することは不自然に思ふかもしれない。しかし、『延喜式』卷一八、式部上3元正行列次第条と『同』卷一八、式部上4節会行列条は弘仁式では一条だったことが指摘されており（26）、朝賀と節会の事例を並べて議論することは必ずしも不自然ではない。また、官人の列立や着座の順序がいかなる秩序に基づくかが議論の焦点だとすれば、朝賀での列立と節会での着座というシチュエーションの異なる事例を並べて議論しても支障は無いと考える。

三 清内御園の疑問の検討

（1） 問答が引用する令・格・式の条文の確認

この問答にはいくつかの令・格・式の条文が引用されている。内容を深く検討する前にそれらを確認しておきたい。

傍線①部分は、承和七年の問答で「式部省式」とされているので、弘仁式部式逸文ということになる。傍線⑥部分も、これと同じものを指す。また、『延喜式』卷一八、式部上89長案条（史料5）は、ほぼ同じ内容である（27）。

史料5 『延喜式』卷一八、式部上89長案条

凡五位已上歴名及補任、除目、并年中宣旨、並毎色抄写熟紙、以為長案。但郡司及俘囚五位歴名作別卷。〔郡司・俘囚位禄文、亦准此。〕

傍線②部分の承和六年（八三九）九月二十五日格は、『続日本後紀』承和六年九月癸卯（二十五日）条（史料6）により同内容の制度が定められたことが確認される。

史料6 『続日本後紀』承和六年九月癸卯条

癸卯、制、選叙令、帳内資人者、並以八年為限。神龜五年格、外五位資人、十年成選。自今而後、外五位資人選限者、宜依令行之。唯神宮司・禰宜・祝・国造・外散位・郡司及俘夷之類、不在此限。

傍線③部分は養老選叙令9遷代条の冒頭部分である。また、傍線④部分は、同文は見いだすことができないが、養老選叙令11散位条を指すと考えられる。選叙令11散位条義解に「内分番八考」とあるように、ここでは内散位六位以下には「内分番八考」が適用されることを言っているのである。

傍線⑤部分は、選叙令15叙郡司軍団条（史料7）の傍線部分に該当する。

史料7 養老選叙令15叙郡司軍団条

凡叙郡司・軍団、皆以二十考為限。十考中、進二階。五考上、五考中、進三階。十考上、進三階。叙。兼有上考下考一者、准折並同二考例。其外散位者、分番上下、皆以二十二考為限。十二考中、進二階。六考上、六考中、

進^二二階^一。十二考上、進^二三階^一叙之。相折同^二郡司^一。其分番二考、長上八考、亦同^二十考例^一。若經^二三考以上^一者、並以^二十一考^一為^レ限。

このように清内御園と讃岐永直は互いに令・格・式の条文を引用し、「以^二授位先後^一、雜^二居朝堂^一」という実態には問題があること、「禰宜并郡司及俘囚等大夫、〈此三色不^レ載^二五位歷名^一。〉参^二入朝拜^一之日、不^レ齒^二朝廷之大夫^一、持^二到来位^一」を良しとする法的根拠について問答を行っているのである。

(2) 清内御園の言葉の検討

史料4の清内御園の言葉について検討を加えたい。(i)「持^二末位^一」の前に、なぜわざわざ「不^レ齒^二朝廷之大夫^一」という言葉を持ち出したのか。(ii)また、どうして「而頃年間、以^二授位先後^一、雜^二居朝堂^一。稍尋^二理致^一、事乖^二故実^一」という疑問を呈したのだろうか。実はこれらの問題は、五位の者の列立の規定の変化と密接に関わるのである。

史料8 養老公式令 55 文武職事条

凡文武職事散官、朝参行立、各依^二位次^一為^レ序。位同者、五位以上、即用^二授位先後^一。六位以下以^レ齒。親王立^レ前。諸王・諸臣、各依^二位次^一、不^レ雜分列。

まず(i)の問題について考えていきたい。史料8によれば、年齢順に列立するのは六位以下とされている。つまり禰宜・郡司・俘囚等の大夫(五位の者)はこの令文と何ら関わることはなく、年齢順に列立しないのは当然ということになる。それでは、なぜ清内御園は「不^レ齒^二朝廷之大夫^一」という当たり前のことをわざわざ指摘したのだろうか。これについては、承和七年の少し前に五位以上で同位の者の列立の規定が変わっていたことを意識している可能性が高いと考える。

公式令 55 文武職事条の大宝令文は知ることができない。しかし、その内容をうかがうことができる史料がある。

史料9 『続日本紀』和銅六年（七一三）四月乙卯（二十三日）条

（前略）始制、五位已上同_二位階_一者、因_二年長幼_一、以為_二列次_一。

史料9によると、和銅六年に五位以上で位階の同じ者の列次は年齢によって定められたことが知られる。このことから推測して、養老公式令55文武職事条（史料8）の「五位以上、即用_二授位先後_一」部分については、大宝令文でも同じだった可能性があるとされている（28）。つまり、五位以上で同位の者の列立の規定に、大宝令（授位先後）↓和銅六年制（年長幼）↓養老令（授位先後）、という変遷があったということになる。熊谷公男が指摘するように、清内御園が「不_レ齒_二朝廷之大夫_一」という言葉を持ち出した理由は、承和七年の少し前には養老公式令55文武職事条（史料8）に定められた五位以上の列立の方法（授位先後）が用いられておらず、和銅六年制のように年長幼によって列立する方法がとられていたことによるのではないかと思う（29）。

続いて（ii）の問題について考えたい。史料8によると、「五位以上、即用_二授位先後_一」とされている。しかし、清内御園は史料4において「以_二授位先後_一、雜_二居朝堂_一」について、「事乖_二故実_一故実」と言っており、さらにその根拠として、弘仁式部式逸文（史料1傍線①部分）や承和六年（八三九）九月二十五日格（史料1傍線②部分）を引用し、郡司・俘囚（夷俘）・神宮司・禰宜・祝・国造・外散位は別扱いすべきだとする認識を示している。これは一体どういうことなのか。この点を明らかにするには、養老公式令55文武職事条（史料8）以後の、元日朝拝の列立に関する規定の変遷を確認する必要がある。

史料10 『延喜式』卷一八、式部省上3元正行列次第条

凡元正行列次第、参議以上在_レ左。へ太政大臣就_レ列之時、右大臣在_レ西。へ親王諸王及餘官三位已上在_レ右。自外五位以上、随_レ便左右。其四位参議雖_二是下階_一、列_二同色上_一。孫王・諸王同色、先列_二孫王_一。六位已下次以_二位階_一、不_レ依_二官秩_一。外位不_レ得_レ列_二内位上_一。

史料10によれば、五位については「自外五位以上、随^レ便左右」の規定が基本的には適用されたと考えられるが、これは史料8の「五位以上、即用^ニ授位先後^ニ」の規定にさらに加えられた要素だと考える。また、史料8の時点では、内位と外位との列立の関係を明確にしていなかったが、史料10においては「外位不^レ得^レ列^ニ内位上^ニ」と定められている。

この史料10のうち、「六位已下次以^ニ位階^ニ、不^レ依^ニ官秩^ニ」の部分については、『法曹類林』卷二〇〇、承平六年（九三六）十二月二十三日問答に引かれる弘仁式部式逸文、「式云、行列次第、六位已下次以^ニ位階^ニ、不^レ依^ニ官秩^ニ。其申^レ政之時、以^ニ官秩^ニ」の傍線部と同じであることから、弘仁式部式に存在したと考えられる。

なお、「参議以上在^レ左^ニ自外五位以上、随^レ便左右」の部分については、『内裏儀式』『内裏式』との比較から、弘仁式にも同じ規定が存在したことが指摘されているが⁽³⁰⁾、末尾の「外位不^レ得^レ列^ニ内位上^ニ」を含め、その他の部分については弘仁式に同じ規定が存在したか定かではない。しかし、少なくとも養老公式令⁵⁵文武職事条（史料8）の列立の規定は、弘仁式部式において色々と改められ、また新たな要素が追加されていたようであり、承和七年（八四〇）以前に「五位以上、即用^ニ授位先後^ニ」とは異なる規定が用いられていたようである。清内御園が「事乖^ニ故実^ニ」と言っていることから、承和七年よりかなり前に「持^ニ末位^ニ」ことが定められていたのは確実である。にもかかわらず、承和七年頃には改められていたはずの「五位以上、即用^ニ授位先後^ニ」に従って禰宜・郡司・俘囚の大夫は朝堂に雑居していた。清内御園の疑問の発端はここにあったのである。

四 問答から読み取れる承和年間の俘囚の待遇とその特徴

（1） 問答における相違点の検討

史料4の問答の内容を整理していきたい。清内御園の言葉の要点は以下のようにまとめられる。

●以前より続いてきた例によると、禰宜・郡司・俘囚等の大夫（五位の者）は、朝拝に参入する日、朝庭の大夫（五位の者）と年齢の順番に並ぶことは無く、末位に並ぶはずである。

●しかし、近年は節会の際、授位された順序によって並び、朝堂に雑居している。これは故実に背くのではないか。

●弘仁式部式の規定によれば、郡司・俘囚の五位歴名帳は別巻に作るとある。承和六年（八三九）九月二十五日格によれば、外五位の資人の成選は八年を限りとするが、神宮司・禰宜・祝・国造・外散位・郡司・夷俘等については、十年を限りとする とある。

●以前より続いてきた例（朝拝の日、禰宜・郡司・俘囚等の大夫は朝庭の大夫と年齢の順番に並ぶことなく、末位に並ぶ）については、それなりの理由が無いわけではない。

続いて、讃岐永直の言葉の要点をまとめると次のようになる。

●選叙令9遷代条、選叙令11散位条、選叙令15叙郡司軍団条等の規定によると、長上・散位は、内考を得れば皆同位に叙すべきである。

●郡司・軍団・外散位のように外考を得るものは外位を授けられる。

●しかし、内考を得ても外位に叙された場合、この時の処分は法令の意とは異なる。そのため、弘仁式部式の規定に、郡司・俘囚の五位歴名帳は別巻に作るとあるのである。

●今、内考の人が外五位を得る一方、当然外考の色は外五位を得るが、しかし、品秩については異なるので、両者の間にごうして差別が無いことがあろうか。

●よって、以前から続いてきた例（禰宜・郡司・俘囚等の大夫は、朝拝に参入する日、朝庭の大夫と一緒に順番に並ぶこと

なく、末位に並ぶ)こそ、支持できる穏便なあり方である。

両者は互いに承前の例、すなわち「禰宜・郡司・俘囚等の大夫は、朝拝に参入する日、朝庭の大夫と一緒に順番に並ぶことなく、末位に並ぶ」ことを良しとしており、結論としては一致している。では、意見の違いはどこにあるのか。清内御園は弘仁式部式逸文(史料4傍線①部分)や、承和六年九月二十五日格(史料4傍線②部分)を引き、外五位のなかでも、郡司・俘囚(夷俘)・神宮司・禰宜・祝・国造・外散位などを一つのグループとして別扱いしている点を重視している。

これに対し讃岐永直は、外考を得て外五位を得る者と、内考の人で外五位を得る者との間にこそ厳然たる区別があることをまず指摘する。そして、その区別がなされた上で、郡司・俘囚(夷俘)・神宮司・禰宜・祝・国造・外散位などを一つのグループとし、別扱いするのだと述べているのである。

なぜ讃岐永直はこのような指摘をしたのか。それは、『類聚三代格』巻五、定内外五位等級事、神龜五年(七二八)三月二十八日太政官謹奏により成立した内・外階制が念頭にあったためだろう。従来、外位は地方豪族や地方出身者を主な対象として授けられることになっていたが、外五位に限っては中央氏族の一部にも授けることとされた。これにより、有力氏族は内階コース(正六位上以下↓従五位下)、中央氏族であっても勢力の劣る氏族の者は外階コース(正六位上以下↓外従五位下)を進むこととされた。こうして、外五位は地方豪族や地方出身者だけでなく、一部の中央氏族にも授けられるようになった⁽³¹⁾。讃岐永直は、この両者の間の区別こそまず重要な点だと指摘したのである。このように、讃岐永直と清内御園の意見の違いは、外五位の人のなかで、「外階コースを進んだ一部の中央氏族」と、「郡司・俘囚(夷俘)・禰宜・祝・国造・外散位などのグループ」の区別が認識されているか否かという点にあるのである。

(2) 問答にみる、俘囚に対する待遇の判断基準について

それでは、史料1・2・4を軸に、弘仁年間から承和年間頃の「夷俘」・俘囚の「朝拝」や節会参加について考えていく。まず問題となるのは、史料1には「夷」、史料2には「夷俘」の節会への参加許可が見えるが、史料4によれば承和年間に「朝拝」や節会に参加したのが「俘囚」とされており、変化していることだろう。すでに指摘したように、弘仁年間の史料1・2の段階で「夷」や「夷俘」が節会参加の対象とされたのは、延暦年間に行われた坂上田村麻呂の征夷事業により「夷俘」が集中して内国に移配され、その支配を強く意識していたからである。

では、承和七年の問答（史料4）の段階で、「俘囚」が朝拝に参列しているとされているのはどういうことなのか。これは、帰降した蝦夷の身分に対する認識の変化と関係する。弘仁年間の政策において、俘囚と「夷俘」の身分的処遇の大幅な改革があったが、それは設定当初の概念の変質を意味し、俘囚と夷俘の呼称の混乱につながったことが指摘されている⁽³²⁾。史料4によると、承和七年に雑居しているのは「俘囚」なのだが、引用されている弘仁式部式逸文（史料4傍線①部分）には「夷俘」とある。しかし、清内御園と讃岐永直はその違いを全く問題としないまま引用しており、俘囚と夷俘の呼称が混用されていたことがよく表れている。後述するように、平安時代の儀式書において節会に参加するのは俘囚と表記されているなど、最終的には俘囚の語が史料上に残っていくが、それは俘囚と「夷俘」の身分概念の変質、呼称の混乱期を通じて、両者の支配が一本化をたどったためである。

史料4の問答から得られる具体的情報としてまずあげられるのは、承和七年頃より少し前に、俘囚が「朝拝（朝賀）」に参列していたことである。そして、「禰宜并郡司及俘囚等大夫へ此三色不_レ載五位歴名_一」とあることから、参列していたのは外五位の俘囚だった。さらに、承和七年よりどの程度前かは不明だが、俘囚の列立の位置が末位と規定され、暫くはそれが遵守されていたらしい。しかし、「頃年間」つまり承和七年の数年前から、節会の際に授位先後によって朝堂に雑居するようになっていた、という状況を知ることができる。

このように、史料4は俘囚の「朝拝」参列と節会での着座について貴重な情報を与えてくれるが、もう一つ重要なのは、明法家における俘囚の待遇に対する判断基準を知り得ることである。

まず、この問答において節会の際の雑居が問題となっていてのは禰宜・郡司・俘囚の外五位の人々であり、俘囚のみが問題とされている訳ではない。また、問答で引用されている令・格・式の条文のなかで、両名がともに引用し問答の根拠として重要視している弘仁式部式逸文（史料4傍線①部分）についても、俘囚のみを対象とした規定ではない。さらに、讃岐永直が重視したのは内考と外考の違いであつた。要するに、この問答においては、あくまで「（外考を得る）外五位の者として、どのように列立すべきか」を問題としていたのであつて、俘囚身分であることは一切触れられていないのである。

元日朝賀は、天皇を中心とする国家の秩序を表す場であり、そこでの列立の位置は、まさしく支配秩序の中での自らの位置を表す。つまり、「朝拝」において俘囚はあくまで（外考の色）外五位の者として列立の位置が定められているのであり、位置を定めるにおいて俘囚身分であることは何ら作用していないのである。ここに、承和年間頃の俘囚の「朝拝」や節会との関係性の特徴が現れていると思う。以下、前後の時期における蝦夷・俘囚の朝賀や節会参加のあり方との違いを検討していく。

和銅三年から宝龜五年までの間、蝦夷・俘囚は元日朝賀に参列して天皇への服属を直接誓約し、位階によつて自らの位置付けを感じ取つた。そして、十四・十七日頃に節会に参加して叙位・賜禄されて帰郷した⁽³³⁾。『続日本紀』神護景雲三年（七六九）正月丙戌（十七日）条には「御_ニ東院_一、賜_ニ宴於侍臣_一。饗_ニ文武百官主典已上、陸奥蝦夷於朝堂_一。賜_ニ蝦夷爵及物_一、各有_レ差」とあり、『続日本紀』宝龜五年（七七四）正月丙辰（十六日）条には「宴_ニ五位已上於楊梅宮_一、饗_ニ出羽蝦夷・俘囚於朝堂_一。叙_レ位、賜_レ禄有_レ差」とある。

この時期、蝦夷や俘囚は元日朝賀に参列し、後日節会に参加したが、「文武百官主典已上」等とともに、「朝堂」で饗応されている。この時、叙爵・叙位されているが「有_レ差」とあるので、必ずしもある一定の爵位・外位の人々に参加が限定され

てはいなかったらしい(34)。史料1・2・4では外五位の「夷」「夷俘」「俘囚」に限定されているので、これとは異なると言えよう。また、節会の際に饗応された場が「朝堂」であることは史料4と共通するのだが、俘囚で外五位の人物が宝亀五年以前に節会で饗応された場合についてはどうだろうか。宝亀五年の場合、五位以上は「楊梅宮」で賜宴されており、外五位の俘囚が節会に参加していたなら、そこから外されて「朝堂」で饗応されたことになる。この場合、外五位の俘囚の饗応の場は、俘囚身分であることを根拠に定められたことになる。

承和年間より後との違いも見ていこう。『延喜式』巻一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条には「凡正月七日、十一月新嘗二節、預給^レ禄俘囚夾名、別紙而奏。雖^レ帶^ニ五位^一、猶同^ニ此例^一」とある。白馬・豊明節会に参加し給禄される俘囚の夾名(俘囚見参)を提出することが定められており、俘囚はやがて白馬・豊明節会を中心に節会に参加するようになった。また、『西宮記』『北山抄』『江家次第』などの儀式書には、白馬・豊明節会などの際に俘囚見参が提出されたことや(35)、建礼門内(承明門外)の東西に七丈幄を建て、東側が国栖座、西側が俘囚座とされたことが見える(36)。承和年間の俘囚の列立や着座との比較で重視したいのが、この白馬・豊明節会で設けられた俘囚座の位置である。

白馬・豊明節会が行われた場合は貞観年間頃に豊楽院から内裏に移ったが、内裏に移された当初、建礼門内(承明門外)は基本的に六位以下主典以上が節会に参加する空間だった(37)。そこに六位以下の幄とともに俘囚と国栖の幄が設けられたが、一〇世紀に入って六位以下の節会参加が形骸化していった結果、俘囚座と国栖座が残ったのだと熊谷公男は指摘している(38)。俘囚が白馬・豊明節会に参加するようになった後、俘囚座が設けられたのは六位以下の幄が設けられたのと同じ建礼門内(承明門外)だった。しかし、『延喜式』巻一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条には「雖^レ帶^ニ五位^一、猶同^ニ此例^一」とあり、外五位とそれ以下の位階の俘囚が節会に参加することを想定している。つまり、白馬・豊明節会が内裏で行われ、俘囚が白馬・豊明節会に参加するようになって俘囚座の位置が定められた時には、俘囚で五位の人物も、六位以下の人々と同じ空間で節会に参

加することになったのである。

これは史料4の承和年間の「朝拝」での列立や節会の際の着座の位置が他の禰宜・郡司らと同列とされ、朝庭や朝堂という空間内にあったことと異なる。白馬・豊明節会における俘囚座が建礼門内（承明門外）に設定された時、外五位の俘囚は位階によつて座の位置が定められたのではなく、俘囚身分であることによつて座の位置が定められたのである。承和年間の段階に比べ、俘囚身分であることを強調して節会に参加させる意図が強まったことがうかがわれる。饗応の場や俘囚座に注目するならば、宝亀五年以前や白馬・豊明節会を内裏で行うようになって俘囚座を定めた時期というのは、俘囚身分であることを根拠にその位置を定めていたという共通点が見出せる。

史料4を改めて見てみると、清内御園や讃岐永直は問答において「俘囚身分であるために列立や着座の位置が区別される」規定などの根拠を引用していない。承和年間には俘囚を「朝拝」や節会に参加させようという意図はあったが、この段階では俘囚身分であることを根拠に列立や座の位置を定めるということはまだ行われておらず、そうした規定は作られていなかったと考える。

なぜ、承和年間は俘囚を節会に参加させる際、このような対応をとったのだろうか。注目されるのが『日本後紀』弘仁五年（八一四）十二月癸卯朔条である。この条文には、帰降した「夷俘」を「夷俘」と呼ぶことを禁じるとともに、官位または姓名で呼ぶことを命じる勅が出されたことが見える。八世紀から九世紀初頭にかけて行われた俘囚や「夷俘」の移配とは、本来内国に存在しないはずの集団を国家が配置するということであり、移配先の諸国にも大きな影響を与えた。そして、移配先の居住地では、その周辺の人々と俘囚・「夷俘」との間でさまざまな軋轢が生じたのだろう。この条文には、「夷俘という身分を解消する」とは述べられていない。事実、この後も俘囚は史料に残っていくのであり、俘囚身分そのものは少なくとも平安時代末期まで解消されることなく残された⁽³⁹⁾。しかし、官位や姓名で呼ぶことを命じているなど、「夷俘」や俘囚身分その

ものは残しつつも、ことさらに強調して支配を進めようという意識がないことがこの条文に示されているのは確かである。つまり、弘仁年間の移配俘囚・「夷俘」の支配展開は、あくまで安定化を第一としていたのである。こうした状況が続いていたため、承和年間の段階では、俘囚であることを強く前面に押し出し、「朝拝」や節会などに参加させる段階にはまだ至っていないのであったのである。

おわりに

まず弘仁年間の「夷」「夷俘」と節会の関係について考察した。弘仁年間に「夷」「夷俘」を対象に節会への参加を許可する政策がとられたが、国家が重視した一部の有力首長か、畿内周辺諸国に居住する俘囚・「夷俘」の首長という、ごく一部の人々であった。また、参加したのは踏歌節会と、他の幾つかの節会だったと思われる。しかし、こうした例に入らなかった諸国に移配された俘囚・「夷俘」の首長も、国府で行われた元日朝賀の儀礼や節会などに参加する機会があった。

続いて『法曹類林』巻一九七、公務五、承和七年二月十七日問答（史料4）を検討し、承和年間の俘囚の「朝拝（元日朝賀）」参列と節会参加の特徴について考察した。清内御園と讃岐永直の問答はあくまで「（外考を得る）外五位の者として、どのよう列立すべきか」を問題としていること、「朝拝」や節会において俘囚は（外考の色）外五位の者として位置が定められており、俘囚身分であることは作用していないことを指摘した。そして、承和年間頃はまだ俘囚・「夷俘」の支配の安定化が第一であり、それゆえに俘囚身分の人々を「朝拝」や節会に参加させようという意図はあっても、その身分をことさら強調して参加させるほどの段階には至っていなかったと考えた。

『法曹類林』巻一九七、公務五、承和七年二月十七日問答（史料4）は『延喜式』や儀式書などで俘囚見参や俘囚座について

て規定される前の状況を伝える数少ない史料であると同時に、九世紀前半の移配俘囚・“夷俘”支配の状況と「朝拝」や節会への参加許可が連動したものであることをうかがわせる重要な史料とも言えるだろう。

註

- (1) 八世紀における蝦夷・俘囚の元日朝賀への参列と正月の節会への参加については第Ⅱ部第三章で論じた。
- (2) 『続日本紀』宝龜五年正月庚申条。
- (3) 『続日本紀』宝龜五年七月庚申条、『同』宝龜五年七月壬戌条。
- (4) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年（七九二）十一月甲寅（三日）条。陸奥国の夷俘爾散南公阿波蘇・宇漢米公隱賀、俘囚吉弥侯部荒嶋等を朝堂院で饗応し、爵・位を授けたことが見える。
- (5) 『日本後紀』弘仁三年正月乙酉条（史料1）、『日本後紀』弘仁六年正月丁亥条（史料2）。
- (6) 九世紀後半以降の俘囚と節会の関係については第Ⅳ部第一章で論じた。
- (7) 弓野正武「『俘囚見参』考」（『古代文化』三三―五、一九八一年）、四二頁。
- (8) 『類聚国史』卷一九〇、延暦十一年十一月甲寅条。
- (9) 『類聚国史』卷一九〇、承和二年六月辛丑条。
- (10) 『類聚国史』卷一九〇、承和五年十一月丁卯条。
- (11) 熊谷公男「蝦夷移配策の変質とその意義」（熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年）三四頁。
- (12) 熊谷公男「節会に参加する蝦夷」（熊谷公男・柳原敏昭編、講座東北の歴史三『境界と自他の認識』清文堂、二〇一三

年）二四七頁。

(13) 『続日本紀』神龜二年閏正月己丑条。

(14) 武廣亮平「エミシの移配と律令国家」（千葉史学叢書一『古代国家と東国社会』高科書店、一九九四年）、二七一～二七二、二八〇頁。

(15) 山中裕「嵯峨天皇と年中行事」（『平安人物志』東京大学出版会、一九七四年。初出は一九六一年）五〇七、一〇〇～一〇一頁。

(16) 熊谷公男は、『日本後紀』弘仁六年正月丁亥（十五日）条（史料2）の日付が踏歌節会の前日であることから、この時は踏歌などいくつかの節会に参加したのだろうとしている。熊谷註（12）前掲論文、二五九頁。

(17) 熊谷註（12）前掲論文、二六二～二六三頁。

(18) 『大日本古文書』二、一三頁。

(19) 武田佐知子「日本古代における民族と衣服」（『古代日本の衣服と交通―装う王権つなぐ道―』思文閣出版、二〇一四年。初出は一九八七年）一九三～一九四頁。

(20) 伊藤循「律令制と蝦夷支配」（田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年）八一～八二頁。

(21) 『法曹類林』卷一九七、公務五、承和七年二月十七日問答には「末位」ではなく「到来位」と記されているが、『法曹類林』卷一九七、公務五に「随_二考内外_一可_レ授_レ位事（承前之例、禰宜并郡司及俘囚等、《此三色不_レ載_二五位歴不_一》参_二入朝拜_一之日、不_レ齒_二朝廷之大夫_一。特列_二末位_一。而頃年以_二授位先後_一居_二朝廷_一」とあり、これに従って「末位」に置き換えた（但し、新訂増補国史大系の頭註には「末、原作朱、今意改」とある）。

「末位」の意味については、諸橋轍次『大漢和辞典』（大修館書店）は「すえのくらい」、『日本国語大辞典』（小学

館)は、「いちばん下の地位。すえの地位。末班」とそれぞれ説明している。また、高橋崇は史料4の問答について検討するなかで、「諸臣の末位」としている。高橋「俘囚・夷俘の行方」(『蝦夷―古代東北人の歴史』中公新書、一九八六年)二二四―二二五頁。

(22) 鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)二四三頁。

(23) 河原梓水「九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義」(『立命館文学』六二四、二〇一二年)五五―五六頁。

(24) 豊楽殿前庭の四堂が朝堂と呼ばれたことについては、今泉隆雄により指摘されている。今泉「平城宮大極殿朝堂再論」(『古代宮都の研究』吉川弘文館、一九九三年。初出は一九八九年)一七八頁。

(25) 熊谷註(12)前掲論文、二五六―二五七頁。

(26) 日本思想大系『律令』(井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注、岩波書店、一九七六年)公式令55文武職事条、補注c、六六三―六六四頁。『弘仁式貞観式逸文集成』(虎尾俊哉編、国書刊行会、一九九二年)六二頁。訳注日本史料『延喜式』中(虎尾俊哉編、集英社、二〇〇七年)式部省上3元正行列次第条、補注、一二一―一二三頁。

(27) 『延喜式』卷一八、式部上88郡司歴名条には「凡郡司并禰宜・祝及夷俘等五位歴名帳、別_レ卷毎年進之」とあり、近い内容を持っていると言える。また、『小野宮年中行事』正月・七日以後式部省進_二五位已上歴名帳_一事に「貞観同式云、凡郡司并禰宜・祝及夷俘等五位歴名帳、別奏毎_レ年進之」とあり、貞観式部式にすでにこの条文が存在していたことが確認される。

(28) 日本思想大系『律令』(井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注、岩波書店、一九七六年)公式令55文武職事条、補註a、六六三頁。訳注日本史料『延喜式』中(虎尾俊哉編、集英社、二〇〇七年)式部省上4節会行列条、補註、一二―一三頁。

- (29) 熊谷註(12) 前掲論文、二五六頁。
- (30) 訳注日本史料『延喜式』中(虎尾俊哉編、集英社、二〇〇七年)式部省上3元正行列次第条、補註、一二一三頁。
- (31) 野村忠夫「内・外位制と内・外階制」(『律令官人制の研究』吉川弘文館、一九六七年)。
- (32) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)二九六～二九八頁。
- (33) 第Ⅱ部第三章参照。
- (34) 『延喜式』卷三〇、大藏省¹⁰⁰賜蝦夷条によれば、蝦夷には第一等～第六等の蝦夷爵が、俘囚には外位が授けられたことが知られる。
- (35) 『西宮記』卷六、十一月、辰日新嘗会豊明賜宴、『同』卷六、十一月、新嘗会、『北山抄』卷一、正月、七日節会及叙位事(『延喜式』卷一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条を引いている)、『江家次第』卷一〇、十一月、豊明節会次第。
- (36) 『西宮記』卷一、正月上、七日節会(ただし、装束記文の元日会についての記述が引用されている)、『江家次第』卷二、正月乙、七日節会装束、『同』卷一〇、十一月、新嘗祭。
- (37) 山下信一郎『延喜式』からみた節会と節禄―「賜」の考察―(『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二年。初出は一九九四年)二〇六～二〇八頁。
- (38) 熊谷註(12) 前掲論文、二六〇～二六一頁。
- (39) 例えば『台記』久安二年(一一四六)十一月十四日条には近江国の俘囚の動向が見える。

第Ⅳ部

小帝国思想の矮小化と俘囚

第一章 俘囚の節会参加の意義について

―隼人・国栖との比較を通じて―

はじめに

俘囚と節会の関係については早くに林屋辰三郎が言及しているが⁽¹⁾、序章で述べたように始めてこれを詳細に検討したのが弓野正武である。弓野は、節会に参加する俘囚の役割について、俘囚として承明門外に参列すること、この時代に俘囚が負わされた兵士の役割をもって形式的警衛の任につくことだったと論じている⁽²⁾。弓野の研究以降、暫くこの問題に関する研究は見られなかったが、二〇〇〇年代に入って関連論文が相次いで発表されており⁽³⁾、関心が高まっている。

『延喜式』や儀式書、古記録の記述からは、俘囚が白馬・豊明節会を中心に豊楽院型節会に参加していたことが確認できるが、白馬・豊明節会などでは建礼門内（承明門外）の東西の腋に幄を建て、東側を国栖座、西側を俘囚座としていた。俘囚を節会に参加させた理由については諸説あるが、この俘囚と国栖を対置したことにこそ、俘囚の節会参加の意義を明らかにする手がかりがあると考えられる。本章では、国栖や隼人との比較を通じて、俘囚の節会参加の意義を明らかにしていきたい。

一 貞観年間以降における俘囚の節会参加について

弘仁二年に東北三十八年戦争が終結すると、律令国家と蝦夷・俘囚との衝突は収束に向かった。そうしたなか、弘仁三年（八一二）に夷外従五位上宇漢米公色男ら三人に節会の際の入京を許可し⁽⁴⁾、弘仁六年（八一五）には摂津・美濃・丹波・

播磨等の国の五位の「夷俘」に対し、節会への参加を許可した(5)。律令国家は戦争が終結した東北地方の支配の安定化を目指すとともに、八世紀から九世紀前半にかけて内国に移配した俘囚や「夷」の支配を安定させることにも取り組んだ。弘仁三年と六年の「夷」「夷俘」の節会参加の許可もそうした政策の一環だったのである。ところが、弘仁六年の記事以降、国史に俘囚や「夷」が上京して節会に参加したことを示す史料は見あたらず、関連する史料もごくわずかになってしまふ(6)。そして『延喜式』において俘囚の節会参加について定めた次の条文をようやく見ることができる。

史料1 『延喜式』卷一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条

凡正月七日、十一月新嘗二節、預給^レ禄俘囚夾名、別紙而奏。雖^レ帶^二五位^一、猶同^二此例^一。

史料1によると、俘囚が「正月七日、十一月新嘗二節」、つまり白馬節会と豊明節会に参加していたとされている。ここに見える「俘囚夾名」とは、儀式書や古記録などに見える俘囚見参のことである。史料1は、白馬・豊明節会に参加して給禄される俘囚の見参を提出することを定めており、「雖^レ帶^二五位^一、猶同^二此例^一」とあることから、五位とそれ以下の位階を持つ俘囚が節会に参加していたことがうかがえる。『延喜式』卷三〇、大蔵省¹⁰⁰賜蝦夷条によれば、蝦夷には蝦夷爵第一等(第五等)を授けていたが、俘囚には外位を授けていたことが知られる。

俘囚見参の提出については『小右記』がその事例を比較的多く伝えている。そこで、『小右記』に見える俘囚の節会参加に係する記事をまとめたのが表1である。表1によると、近江国の俘囚見参が提出されたことが見える(表1—6・7・9)。史料1には、節会に参加する俘囚がどこから上京して来るのかについて触れられていないが、近江国と考えて良いのではないだろうか。

では、一体いつ頃から近江国に住む俘囚を節会に参加させるようにしたのだろうか。『延喜式』成立に最も近い時期で、近江国の俘囚の節会参加を伝えているのは『政事要略』卷二七、年中行事十一月三(辰日節会)所引清涼記中辰日節会事の「少

表1 『小右記』に見る俘囚の節会参加関係記事一覧

年・月・日		内容
1	長和五年（一〇一六）正月七日	白馬節会において俘囚見参が提出される。
2	寛仁元年（一〇一七）十一月二十二日	豊明節会において俘囚見参が提出される。
3	寛仁二年（一〇一八）十一月二十二日	豊明節会において俘囚見参が提出される。
4	寛仁三年（一〇一九）十一月十六日	豊明節会において俘囚見参が提出される。
5	寛仁四年（一〇二〇）十一月二十一日	豊明節会において俘囚見参が提出される。
6	治安三年（一〇二三）正月七日	白馬節会において近江国の俘囚見参が提出される。
7	治安三年（一〇二三）十一月十四日	豊明節会において近江国の俘囚見参が提出される。 ＊
8	治安四年（一〇二四）正月七日	白馬節会において俘囚見参が提出される。
9	万寿元年（一〇二四）十一月二十日	豊明節会において近江国の俘囚見参が提出される。
10	万寿二年（一〇二五）十一月十四日	豊明節会において俘囚見参が提出される。
11	万寿四年（一〇二七）正月七日	白馬節会において俘囚見参が提出される。
12	長元五年（一〇三二）正月八日	前日の白馬節会での建礼門内東腋幄について、藤原実資等が俘囚座であるか否かなどの議論を交わす。

＊当日条では俘囚見参が提出されたとされるが、『小右記』万寿元年十一月二十日条は、実は提出されていないかつとする。

俘囚や「夷」に把笏させた事例は他に無く、近江国の「夷長」は特別な待遇を受けていたと言える。このような、近江国の「夷」の特別視が、やがて節会に参加する俘囚を近江国の居住者に固定することに繋がっていったのではないかと推測する。そうで

時大臣進ニ宣命文及祿法并見参大夫等数近江国俘囚等交名」という記事である。『清涼記』の成立は十世紀中頃とされているので、少なくともその前に近江国の俘囚が節会に参加することが定められていたことになる。

近江国の俘囚・「夷」と国家との関係としては、天安二年（八五八）に近江国の夷外従八位下爾散南公沢成を夷長に任じて把笏させたこと（7）、貞観八年（八六六）に近江国夷長二人に把笏させたことなどが注目される（8）。

あれば、近江国の俘囚が節会参加の対象とされたのは、九世紀後半にまでさかのぼる可能性も出てくる。

『延喜式』卷一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条（史料1）の鼈頭には「貞」とあり、この条文が貞観式で成立していた可能性を示している。このことから、熊谷公男はこの条文の成立が貞観式までさかのぼると見ている（9）。国家側が近江国の「夷」を特別視し始めるのが九世紀半ばであり、それが節会に参加する俘囚を近江国の居住者に固定することに繋がったのであれば、『延喜式』卷一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条（史料1）が貞観式で成立した際、すでに近江国の俘囚を節会に参加させることが視野に入れられていた可能性もあるだろう。

『延喜式』卷一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条（史料1）で俘囚が節会に参加することが定められた後、俘囚は白馬・豊明節会にのみ参加し続けたのだろうか。弘仁年間以後に成立した儀式書において、俘囚が何の節会に参加すると書かれているのかを確認していく（10）。

『延喜式』白馬節会・豊明節会（11）

『西宮記』白馬節会・五月六日儀・豊明節会（12）

『北山抄』白馬節会・豊明節会（13）

『江家次第』元日節会・白馬節会・豊明節会（14）

『延喜式』と主たる儀式書で共通しているのが白馬節会と豊明節会である。『小右記』にも俘囚が白馬節会と豊明節会に参加していたことが記録されている（表1参照）。『西宮記』『北山抄』『江家次第』などの儀式書からは、白馬・豊明節会に俘囚が参加したことが確認できるが、その記述は俘囚見参が提出されたことや（15）、建礼門内（承明門外）の東西に七丈幄を建て、東側を国栖座、西側を俘囚座としたという記述に止まり（16）、俘囚が節会の中で何か具体的な行動をとったということは記されていない。

問題となるのは『西宮記』の五月六日儀と『江家次第』の元日節会である。そこで、まず五月六日儀の根拠となる記述を確認しておきたい。『西宮記』（五月供菖蒲）六日幸武徳殿には「雑戯（高的、施的、立騎後騎者浮囚）」とあり、浮（俘）囚が雑戯の中で騎射に関わっていたことが記されている。『西宮記』『北山抄』『江家次第』の白馬・豊明節会に関する記事では浮囚が何かの行動をとったという記述はないので、『西宮記』（五月供菖蒲）六日幸武徳殿のこの記述は異質なものと言える。しかし、浮囚の行動を具体的に記していることからすれば、五月六日儀には参加していたと考えて良いだろう。

元日節会についてはどうだろうか。『江家次第』巻一、正月、元日宴会には「建礼門内東西掖差_二東西_一去各立_二七丈幄一_一、敷_レ座。〔東国栖、西浮囚〕」とあり、元日節会の際、建礼門内（承明門外）の東西にそれぞれ七丈幄を建て、西側を浮囚座としていたことが知られる。ただし、この記述には「小節日不_レ可_レ有_二浮囚_一仍近例或不_レ立_二西幄_一」という頭註が付されている（17）。確かに『小右記』などで浮囚が参加したことが確認できる白馬節会と豊明節会は大節にあたる（18）。しかし、浮囚は必ずしも小節参加者から除外された存在ではなかった。

徳大寺公継の著した『宮槐記』によると、建保元年（一二二三）の踏歌節会で浮囚見参が提出されたことが確認できる（19）。踏歌節会是小節にあたり、『江家次第』巻一、正月、元日宴会の頭註の記述はこれと矛盾する。『宮槐記』に浮囚見参の提出が伝えられている以上、浮囚は小節に参加できないとする『江家次第』の頭註の指摘には疑問が持たれる。

また、『西宮記』巻一、正月上、七日節会には建礼門内（承明門外）の東西に幄を建て、西側を浮囚座としたことが書かれているが、その記述は「装束記文云、〔元日会、〕建礼門内東西掖各立_二七丈幄一字_一、敷_レ座。〔東国栖料、西浮囚料〕」となっており、装束記文の元日会（元日節会）についての記述を引用した形となっている。引用された装束記文自体は、浮囚が元日節会に参加することを記していたことになる。

管見の限り、古記録などからは浮囚が元日節会に参加したことを示す具体的な例は見出せなかった。しかし、少なくとも元

日節会の際に俘囚座を設けるという規定が装束記文に載っていたことは認めるべきであり、小節参加者から俘囚が除外されていなかった以上、俘囚が元日節会に参加した可能性もあると考える。

以上の検討から、『延喜式』卷一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条（史料1）が貞観式で成立して以降、俘囚は白馬・豊明節会を中心に五月六日儀・踏歌節会にも参加しており、また元日節会にも参加した可能性があることが指摘できる。それでは、俘囚が参加したこれらの節会にはどのような共通点があるのだろうか。

橋本義則は、儀式や節会の性格はそれが行われた空間と密接な関係があるとし、①「朝堂院型」国家的意味を有する儀式、元日朝賀・即位儀・視告朔・出雲国造奏神賀詞・受蕃国使表、②「豊楽院型」天皇と臣下との共同体意識高揚の場、元日節会・白馬節会・踏歌節会・大射・豊明節会の二つに分類している（²⁰）。

橋本の分類に従えば、元日・白馬・踏歌・豊明節会はいずれも豊楽院型に分類される。また、橋本は武徳殿で行われる騎射も豊楽院型に含まれるとしている（²¹）。よって、俘囚が参加した節会は全て豊楽院型ということになる。

俘囚の節会参加を具体的に記した史料は極めて少なく、その様子には不明な点が多い。『百鍊抄』天元三年（九八〇）閏三月十六日条に「俘囚参期有^レ限」とあることから、弓野正武は、節会参入の日というのは俘囚にとっての参期だったのだろうと指摘している（²²）。

また『小右記』には十一世紀前半の貴族が俘囚の節会参加をどのように捉えていたのかをうかがうことができる記事がある。

史料2 『小右記』長元五年（一〇三二）正月八日条

八日、庚辰、宰相中将云、昨日建礼門内東腋幄事、彼是鬱^を□。右大弁経^を頼云、六位座也。左宰相源中将^{頼基}、所^レ云相同。

注^二西宮記^一者。余云、俘囚幄敷。聊有^レ所^レ聞。今日有^レ次、示^二左宰相源中将^一。其後頻^{有^レ之}省^二問送事^一。後日尋^二見外記日

記「立三丈幄二字」へ「^{（卯）}首為妻」一字為「吉野国栖座」一字為「^{（者）}俘囚座」主。已合「愚案」。是聞「古伝」而已。
不^レ可^レ示「左右」之事。□^{（金）}「^{（者）}丞將」畢。

史料2によると、長元五年の白馬節会の翌日、宰相中将（藤原兼頼）が白馬節会の際に建礼門内東脇に建てられた幄が誰のための座かに疑問を持ち、議論されたことが知られる。右大弁源経頼と左宰相源頼基は六位座だと主張し、『西宮記』にこれに関する記述があるとしている。これに対して藤原実資は俘囚座ではないかとし、源頼基に伝えた。しかし、後日になって外記日記を調べてみると、三丈幄二字を建て、一字を吉野国栖座、一字を俘囚座とすると書かれていることを知ったという内容である。

そもそも、節会の際における建礼門内（承明門外）とはどのような空間だったのだろうか。白馬・豊明節会を行う場合は貞観年間頃に豊楽院から内裏に移ったが、内裏に移った当初、建礼門内（承明門外）は基本的には六位以下主典以上が節会に参加する空間だったと山下信一郎は指摘している^{（23）}。これを踏まえて熊谷公男は、建礼門内（承明門外）に六位以下の幄とともに俘囚と国栖の幄が設けられたが、十世紀に入って六位以下の節会参加が形骸化していき、結果として俘囚座と国栖座が残ったのだとしている^{（24）}。

史料1の中でも触れられているように、『西宮記』巻一、正月上、七日節会には「西宮記云、建礼門内東西幄、六位以下幄^{（云々）}と見える。しかし、この直後にすでに触れた「装束記文云、（元日会、）建礼門内東西腋各立三七丈幄一字、敷^レ座。（東国栖料、西俘囚料）」という記述が続く。また、『江家次第』巻二、正月乙、七日節会装束にも「建礼門内東西掖差東西去各立三七丈幄一字敷^レ座（東国栖、西俘囚。）」とある。

熊谷が指摘するように、建礼門内（承明門外）に六位以下の幄とともに俘囚と国栖の幄が設けられたが、後に六位以下が参加しなくなって東の国栖座と西の俘囚座のみが残ったと考えるべきだろう。史料1に「是聞「古伝」而已」とあることからする

と、建礼門内（承明門外）におけるこうした変化は長元五年よりかなり前に起こっていたらしい。つまり右大弁源経頼、左宰相源顕基、藤原実資の全員が現状（東を国栖座、西を俘囚座とする）を誤って認識していたことになる。『小右記』に俘囚見参提出の記録を多数書き残した藤原実資でさえも誤っている。もはやこの頃においては、俘囚座の位置はおろか、俘囚を節会に参加させる本来の意義も忘れられつつあったと思われる。

だが、これらの史料でより注目すべきは、俘囚座と国栖座が対置されていることである。同一空間で対置されている以上、両者には何か共通点があると考えなければならない。また、それぞれの役割もあったはずである。林屋辰三郎は俘囚の節会参加に言及しつつ、隼人の歌舞と国栖奏が大嘗祭で対照させられていることに注目し、隼人と国栖の比較に重点を置いて考察している（25）。また、弓野正武は俘囚と国栖との対置に注目して論じている（26）。しかし、俘囚・隼人・国栖の三者がそれぞれどのような儀式や節会に参加したのか、参加を規定された時期やその理由といった問題について、これまで比較検討されることはなかった。そこで、隼人・国栖と俘囚を比較することで、俘囚が節会に参加した意義を考えていきたい。

二 隼人の儀式参加について

隼人は南辺境の服属集団の存在の必要性という政治的要請により設定された擬似民族集団である（27）。儀式における隼人の役割としてよく知られるのが狍吠である。その起源は、火酢芹尊が弟の彦火火出見尊への隷従を誓ったので、火酢芹尊の苗裔である隼人は今に到るまで天皇の宮牆の傍らを離れることなく代々吠狍して奉事するのだ、という『日本書紀』の記述に求められている（28）。隼人はこのような呪術的能力を期待されて儀式の中に取りこまれていった（29）。

大宝律令施行後の隼人の朝貢について検討した中村明蔵によると、六年相替の隼人の朝貢年は、八世紀前半においては班年、

八世紀後半においては籍年と緊密な関係があるとされる⁽³⁰⁾。律令国家は隼人に朝貢を課すことで班田制の適用を目指したが、延暦十九年（八〇〇）に大隅・薩摩両国で班田制が実施されたことで当初の目的を達成し⁽³¹⁾、翌延暦二十年（八〇一）に隼人の朝貢を停止し⁽³²⁾、延暦二十四年（八〇五）には大替隼人（南九州と都を行き来する隼人）による風俗歌舞を停止した⁽³³⁾。なお、『日本後紀』大同三年（八〇八）十二月壬子条には「勅、定額隼人、若有^レ闕者、宜^下以^三京畿隼人^一、随^レ闕便補^上之^レ」とあり、隼人の朝貢が停止されているなか、京畿に移配された隼人によって隼人の朝貢を擬制する必要に迫られていたようである。

また隼人司の役割については永山修一が詳しく論じている。永山は隼人司の主な役割を、畿内隼人（移配隼人・朝貢隼人）の統轄・軍事的任務・天皇の権威発揚の三つに分類し、大同三年以降の隼人司について、畿内隼人を統轄することにより、天皇の権威を発揚させることを任務とした官司として復活したと述べている⁽³⁴⁾。

延暦二十年（八〇一）に隼人の朝貢が停止された理由や隼人司の役割については、中村や永山により詳細に検討されてきた。ここでは隼人の朝貢について、日付や場所に注目して検討を加えてみたい。

大宝律令施行後大同三年（八〇八）の間における隼人の朝貢関係記事をまとめたのが表2である。蝦夷と一緒に朝賀・節会に参加したのは和銅三年（七一〇）の元日朝賀と踏歌節会のみである（表2―2・3）。天平元年（七二九）・天平宝字七年（七六三）・延

表2 隼人の朝貢関係記事一覧（和銅二年～大同三年）

年・月・日		内容	史料
1	和銅二年（七〇九）十月戊申（二十六）	薩摩隼人の郡司以下一八八人が朝貢する。諸国の騎兵五〇〇人を徴集し威儀を整える。	続日本紀
2	和銅三（七一〇）年正月壬子朔	隼人・蝦夷が朝賀に参列する。左右將軍等に率いられ行進する	続日本紀
3	和銅三年正月丁卯（十六）	天皇が重閣門に御し、文武百官と隼人・蝦夷を饗応する。隼人・蝦夷等に位を授け、禄を賜う。	続日本紀

年（七六三）・延暦二年（七八三）

は天皇が閣門に出御しており（表2―9・18・21）、

22	延暦二十四年（八〇五）正月乙酉（十五）	天皇が西朝に御す。大隅薩摩二国の隼人等が風俗歌舞を奏す。位を授け禄を賜う。	続日本紀
21	延暦二年（七八三）正月乙巳（二十八）	大隅・薩摩二国の隼人等六二四人が朝貢する。	続日本紀
20	宝亀七年（七七六）二月丙寅（八）	隼人を饗応する。各々風俗歌舞を奏す。曾師三四人に叙位、賜禄する。	続日本紀
19	天平宝字八年（七六四）正月丙申（十八）	隼人が帰郷する。	続日本紀
18	天平宝字七年（七六三）正月庚申（十七）	薩摩隼人等が調物を貢す。	続日本紀
17	天平勝宝元年（七四九）八月壬午（二十一）	天皇が大極殿閤門に御し、隼人等が風俗歌舞を奏す。	続日本紀
16	天平十五年（七四三）七月庚子（三）	隼人等に位を授け禄を賜う。	続日本紀
15	天平七年八月壬辰（十九）	大隅隼人等が調物を貢す。	続日本紀
14	天平七年八月辛卯（八）	大隅隼人始羅郡少領外從七位下勳七等加志君和多利と外從七位上佐須岐君夜麻等久久売に外從五位下を授ける。その他の隼人も叙位、賜禄する。	続日本紀
13	天平七年（七三五）七月己卯（二十六）	大隅・薩摩二国の隼人二九六人が朝貢し、調物を貢す。	続日本紀
12	天平元年七月辛亥（二十二）	天皇が大極殿に御す。大隅・薩摩二国の隼人等が方楽を奏す。二国隼人三八二人に爵と禄を賜う。	続日本紀
11	天平元年七月己酉（二十）	天皇が石原宮に御す。隼人等を饗応する。	続日本紀
10	天平元年六月甲申（二十五）	大隅・薩摩両国の隼人等が御調を貢し、土風歌舞を奏す。	続日本紀
9	天平元年六月癸未（二十四）	天皇が閤門に御し、五位已上及蕃客・文武百官主典以上を朝堂で饗応する。唐吐羅・林邑・東國・隼人等が楽を奏す。内教坊が踏歌を奏す。客主主典以上がこれに次ぐ。踏歌に供奉する百官人と高麗の蕃客とに綿を賜う。	続日本紀
8	天平元年（七二九）六月庚辰（二十二）	大隅・薩摩の隼人が相替する。外從五位上前公平佐に外正五位下を授ける。外正六位上薩摩公鷹白と薩摩公宇志に外從五位下を授ける。	続日本紀
7	養老七年六月庚子（七）	天皇が南門に御す。大隅・薩摩隼人が俗伎を奏す。	続日本紀
6	養老七年五月甲申（二十）	大隅・薩摩の隼人等を朝堂で饗応する。天皇が閤門に御し臨観する。叙位・賜物する。	続日本紀
5	養老七年（七二三）五月辛巳（十七）	大替隼人の風俗歌舞を停止する。	日本後紀

延暦二年には隼人が朝堂で饗応されたことが見える。朝堂で饗応されるのは蝦夷・俘囚と共通している。

日付について確認してみると、隼人は和銅三年と天平宝字七年に踏歌節会に参加している（表2―3・18）。しかし、六七・八月に朝貢する事例が多く、その時期のなかでも一定していないので節日との関係は

あまり意識されていないようである。

延暦二十年に停止されるまでの隼人の朝貢は、天皇に拝謁して後日饗応されるという形式は蝦夷・俘囚と近いが、節日との関係が希薄で元日朝賀に参列することがあまり求められていなかったこと、さらに風俗歌舞を奏している点で異なっていると見える。

延暦二十年以前の隼人の朝貢について検討してきたが、朝貢停止後は、隼人司の隼人が儀式においてさまざまな役割を担うことになる。そこで、『延喜式』や儀式書において隼人が何の儀式に参加すると書かれているのかを確認していく。

『儀式』元日朝賀・大嘗祭(35)

『延喜式』元日朝賀・即位・蕃客入朝・行幸・御薪・大嘗祭(36)

『新儀式』野行幸(37)

『西宮記』行幸(城外)・野行幸・御禊事・大嘗祭(38)

『北山抄』即位・大嘗祭(39)

『江家次第』大嘗祭(40)

参加するとされる儀式があまり一定していないが、『延喜式』や儀式書においては、大嘗祭・即位・行幸を中心に元日朝賀・御薪・蕃客入朝・御禊事などに隼人の参加が規定されていたことが見出せる。儀式書以外では『醍醐天皇御記』『吏部王記』『権記』によると行幸に関わっていたことが(41)、また『吏部王記』『小右記』によると大嘗会に関わっていることが見出せる(42)。しかし、ここで注目しておきたいのが、隼人の参加する儀式の共通点である。橋本義則の分類によれば、元日朝賀・即位・蕃客入朝は朝堂院型の儀式である。また、『延喜式』によれば、隼人が参加する元日朝賀・即位・蕃客入朝は大儀に分類される(43)。隼人が大儀を中心に参加していることにも留意しておきたい。さらに、隼人は行幸に加わっているが、その従

属制の強さは俘囚とは明らかに異質である。

なお隼人の装束については武田佐知子による研究がある。大儀における隼人の服装は、大衣と番上隼人は当色の朝服・横刀に白赤木綿の耳形鬘をつけ、自余の隼人は大横布衫・布袴に緋帛の肩巾、横刀と白赤木綿耳形鬘をつける定めとなっていたとされる(44)。

隼人の場合、狗吠という呪術的役割が明確であり、『延喜式』や儀式書を通じて狗吠や風俗歌舞を行わせることが定められている。しかし、大宝律令施行後、延暦二十年において、隼人の朝貢の目的は班田制の適用に重点が置かれていた。つまり、延暦二十年(八〇一)までは班田制適用という現実的意図で隼人を朝貢させていて呪術的役割への期待をあまり表に出していなかったが、班田制施行によって南九州の隼人が完全に国郡支配に内属された存在となると呪術的能力への期待を前面に出し、隼人司の隼人を儀式に参加させるようになったのである。

律令国家は延暦二十年に隼人の朝貢を停止し、大同三年(八〇八)には隼人の朝貢を京畿の隼人で擬制する必要に迫られていたが、班田制施行という現実的目的が消失した後、隼人の風俗歌舞や狗吠の呪術性をより明確化し、儀式の中に位置付けるという作業を行ったものと考ええる。

三 国栖の儀式・節会の参加について

吉野国栖(国栖)は大和吉野地方の山間居住民で、擬似民族集団として設定されたものである(45)。国栖と王権との関係は、『日本書紀』神武即位前紀戊午年八月乙未条や『古事記』中巻、神武天皇東征条にその起源を求められている。『古事記』の記述によれば、「尾生る人」石押分子を国栖の祖と見ることができ、また、服属伝承については『古事記』応神天皇段と『日

本書紀』応神十九年十月戊戌条に見出すことができる。

国栖奏が臨時的なものではなく宮廷儀礼に採用された時期について、和田萃は天武・持統朝だと指摘している。和田は、天武・持統朝に国栖が節会に参勤して御贄を献じ、歌笛を奏するに至ったのは、壬申の乱の前に大海人皇子が吉野宮に隠れ住んだ際に国栖と接触したためだとする(46)。

それでは、国栖奏を奏させることにはどのような意味があったのだろうか。伊藤循は、『古事記』応神天皇段に「撃_二口鼓_一為_レ伎而歌曰」とあり、また『日本書紀』応神天皇十九年十月戊戌朔条に「打_レ口以仰咲」とある呪術的行為は、王権の繁栄を祈る寿の意味を持っており、国栖は王権を内部から守護する呪術を担っていたと指摘している(47)。

このように国栖奏の制度化は天武朝の頃からはじまったと思われるが、なぜか『続日本紀』は国栖の動静をほとんど伝えていない。宝亀元年(七七〇)十一月に正六位国栖小国栖という人物に外従五位下を授けた事例しか見えないのである(48)。しかし、弘仁年間以降に成立する儀式書では、この国栖が俘囚や隼人より多くの儀式・節会への参加を定められているのである。では、国栖が『延喜式』や儀式書において何の儀式・節会に参加すると書かれているのかを確認していく。

『内裏式』元日節会・白馬節会・踏歌節会・豊明節会(49)

『儀式』元日節会・白馬節会・踏歌節会・九月九日・豊明節会・大歌并五節舞儀・大嘗祭(50)

『延喜式』元日節会・白馬節会・踏歌節会・五月五日・九月九日・豊明節会・大嘗祭(51)

『九条年中行事』九月九日・豊明節会(52)

『新儀式』天皇加元服事(53)

『西宮記』元日節会・白馬節会・踏歌節会・五月五日・九月九日・豊明節会・大嘗祭(54)

『北山抄』元日節会・白馬節会・踏歌節会・九月九日・豊明節会・群臣上賀及壽儀・大嘗祭(55)

『江家次第』元日節会・白馬節会・踏歌節会・豊明節会・御元服後宴事・大嘗祭（56）

まず、『内裏式』で儀式・節会への参加を定められており、隼人や俘囚より早く儀式書にその役割を記載されたと言うことができる。しかも、参加する儀式・節会の数は『内裏式』以後も増加しており、俘囚や隼人と比べてかなり多くの儀式・節会に参加していた。元日節会・白馬節会・踏歌節会・五月五日・九月九日・豊明節会・大嘗祭などに参加し、他の儀礼にも関わっていたらしい。

では、『延喜式』や儀式書以外から、国栖の儀式参加の状況を確認していきたい。『類聚国史』巻七一、天長九年（八三二）正月乙未朔条には、天皇が紫宸殿に御した後、吉野国栖が歌笛を奏したことが見える。また、『日本三代実録』貞観十五年（八七三）正月丁卯朔条には天皇が紫宸殿に御し宴を侍臣に賜ったが、前年九月の藤原良房の死により雅楽寮の音楽と吉野国栖風俗歌を停止したことが見える。『内裏式』において国栖が元日節会に参加することが規定されているが、九世紀に国栖は確かに元日節会に参加していた。また、元日節会に参加するために上京していることからすれば、節会の前に行われた朝賀に参列していた可能性もあると思われる。

『九暦』には五月節や菊花宴への参加が見える（57）。また『小右記』には国栖に関する記述が多く見出される（表3参照）。『小右記』によると元日・踏歌・白馬・豊明節会に参加していることが知られるが、寛弘八年（一〇一一）には近年の不参が問題となっており、寛仁四年（一〇二〇）からは安定して参加している。これまでの確認によれば『内裏式』の成立貞観年間頃までは国栖の節会参加は安定していたが、その後不参が目立つようになり、再び寛仁四年から安定したということになる。

表3 『小右記』における国栖の節会関連記事一覧

年・月・日		内容
1	正暦四年（九九三）十一月十五日	豊明節会で国栖奏歌笛あり。
2	長徳三年（九九七）九月九日	重陽節会に国栖不参。

このように国栖は多くの儀式・節会に参加している。ここで、再び橋本

27	長元五年（一〇三二）正月八日	白馬節会の建礼門内東腋幄が問題に。一字が吉野国栖であるとされる。
26	長元二年（一〇二九）正月一日	元日節会で、国栖、少時歌笛を奏す。
25	長元元年（一〇二八）十一月十四日	豊明節会で国栖奏あり。
24	万寿四年正月十六日	踏歌節会で国栖奏あり。
23	万寿四年正月七日	白馬節会で国栖歌笛を奏す。
22	万寿四年（一〇二七）正月一日	元日節会で国栖歌笛を奏す。
21	万寿二年（一〇二五）十一月十四日	豊明節会で国栖奏あり。
20	万寿元年十一月二十日	豊明節会で国栖「」〔不参力〕
19	万寿元年（一〇二四）正月七日	白馬節会で国栖に歌笛を奏させる。
18	治安三年十一月十四日	豊明節会で国栖歌笛を奏さず。
17	治安三年正月十六日	踏歌節会。一献〔後国栖サ〕。
16	治安三年正月七日	白馬節会で国栖奏あり。
15	治安三年（一〇二三）正月一日	国栖奏あり。
14	治安元年十一月二十一日	豊明節会に国栖不候。
13	治安元年（一〇二一）正月十六日	踏歌節会に国栖不参。
12	寛仁四年（一〇二〇）十一月二十一日	豊明節会で暫くの間、国栖に歌笛を奏させる。
11	寛仁三年十一月十六日	豊明節会で国栖奏、少時奏される。
10	寛仁三年（一〇一九）正月七日	白馬節会に国栖不参。
9	寛仁二年（一〇一八）十一月二十二日	豊明節会で国栖奏あり。
8	寛仁元年（一〇一七）十一月二十二日	豊明節会に国栖不参。
7	長和三年（一〇一四）正月七日	白馬節会で国栖奏無し。
6	長和二年（一〇一三）正月一日	元日節会で国栖奏無し。
5	寛弘八年（一〇一一）正月一日	元日節会に国栖不参により国栖奏が行われず。
4	寛弘五年（一〇〇八）十一月二十三日	豊明節会に国栖不参。
3	寛弘二年（一〇〇五）正月一日	国栖奏甚だ懈怠とされる。承明門壇上にて楽一曲を奏す。

の分類に注目してみた。元日節会・白馬節会・踏歌節会・五月五日・豊明節会は豊楽院型である。しかし、朝堂院型の元日朝賀にも参加していた可能性がある。さらに隼人と同様に大嘗祭に参加していることも注意すべきであるし、天皇への従属性という点では俘囚とは異質なものだと思われる。国栖は基本的に豊楽院型の節会に参加していたが、朝堂院型の朝賀に参列した可能性もある。また、俘囚に比べると国栖の方が天皇への従

属性が強いと言えるだろう。

国栖に関しては、節会に参加する時の服装を史料からうかがうことができる。『九曆』天慶七年（九四四）五月節条には吉野国栖三人の装束が記されており、それによると一人が「朝服」を着用し、二人が「布衣」「烏帽」を着用している。なお、『権記』寛弘八年（一〇一一）十月十六日条には、隼人の北にいた国栖が「異服」を着用していたという記述もある（58）。

隼人同様、国栖も大宝律令成立以前から王権と関係を持ってきたが、国栖奏をもつて参加していた儀式・節会の数は、隼人や蝦夷よりかなり多かった。そのような関係が築かれた背景には何があつたのか。考えられるのは、吉野という居住地ゆえに、支配が安定したからこそ、国栖は『内裏式』において早々に節会への参加が規定されたのだろう。では、弘仁年間以後に成立した儀式書の中で、俘囚・隼人・国栖はそれぞれどのような位置付けを与えられたのだろうか。三者を比較して、その違いを明らかにしていきたい。

四 俘囚・隼人・国栖の儀式・節会における位置付けについて

これまで、俘囚・隼人・国栖の順で、儀式・節会にどのような形で参加してきたのかを考察してきた。ここからは、儀式・節会参加を定められた時期、そして朝堂院型・豊楽院型のいずれの種類への参加が中心であるのかに注目して比較し、そのような違いが生じた理由について考察していく。

まず時期について比較する。最も早い『内裏式』段階で儀式・節会への参加が規定されたのは国栖だった。その理由は、吉野という居住地により、早くから国郡制への編成、班田制の施行が行われ、儀式整備が行われた弘仁年間に擬似民族集団のな

かで一番支配が安定していたからである。

隼人は『内裏式』に見えないことから、国栖より遅い時期に儀式への参加が規定されたと思われる。『儀式』には隼人に関する記述が見えるため、『儀式』が成立した貞観年間頃までにはどのような形で儀式に参加させるかが定まっていたものと考ええる。規定されるのが国栖よりも遅くなった理由は、延暦二十年の朝貢停止が示すように、この頃ようやく国郡制への編成と班田制施行が達成されたためである。このような現実的な目的が達成されたのち、隼人は狗吠などの呪術的役割を前面に出して儀式の中に改めて位置付けされた。しかも、朝貢停止後、そうした隼人の役割を畿内隼人によって擬制させる必要も生じた。このような問題を抱えていたため、儀式における明確な役割を規定するのに時間が必要となり、『内裏式』段階ではその役割を規定できず掲載されなかったものと思われる。

そして隼人と相前後する時期に俘囚も節会への参加が規定されたと思われる。『延喜式』卷一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条（史料1）の龍頭「貞」が示す通り、この規定が貞観式にまで遡るのであれば、俘囚が節会への参加を明確に定められたのは貞観年間である可能性が高い。隼人とどちらが早いかは不明だが、国栖よりは遅かった。その理由は、儀式整備の進められた弘仁年間より、「夷」「夷俘」の節会参加を許可したが⁽⁶⁰⁾、儀式書に規定するような慣例にはまだなり得なかったからだろう。

また、大同年間以後、隼人の朝貢を畿内隼人で擬制する方法がとられるようになったが、これが俘囚に応用されたことが推測される。弘仁六年に節会に参加が許可されたのは、畿内周辺諸国に居住する「夷俘」だった。また、天安・貞観年間頃には近江国の「夷」を重視していたが、九世紀後半頃には近江国俘囚を節会に参加させるという方針が示されていた可能性もある。

儀式や節会への参加が儀式書等で規定されたのは国栖が最も早く、隼人・俘囚は貞観年間頃だったようである。これは儀式整備が行われた弘仁年間以後のそれぞれの支配状況が反映された結果なのである。

続いて種類についてである。最も多くの儀式・節会への参加を定められたのは国栖である。豊楽院型節会への参加が中心だ

が、朝堂院型の元日朝賀に参列した可能性も一応考えられる。なぜこのように多くの種類の儀式・節会に参加させられることになったのだろうか。

弘仁二年（八一一）に東北三十八年戦争が終結したが、その理由は延暦二十四年（八〇五）の徳政論争に象徴されるように（⁶¹）、国家側が負担に耐えきれなかったところにある。さらに外交においても、宝龜十年（七七九）の新羅使金蘭孫等を迎えたのを最後に新羅との朝貢関係も途絶えてしまった（⁶²）。日本を中心とする小帝国思想を維持するのに腐心する中で弘仁年間の儀式整備は進められており、矮小化しつつある小帝国思想を支えるために儀式や節会に擬似民族集団を参加させることが必要不可欠だと判断されたと思われる。

そうした状況において、まず安定した参加が望める国栖が儀式・節会に参加するように定められたのではないかと考える。国栖の歌舞奏上は呪術的行為をとめない、それは王権の繁栄を祈る寿ぎの意味をもっていた。多くの儀式・節会に参加させられた国栖は呪術的な力によって王権を内面から守護する役割を担っていたのである。

隼人が参加した儀式は朝堂院型が中心である。隼人が儀式に参加することを定められた理由は、国栖同様、狗吠や風俗歌舞などの呪術的役割によって王権を内面から守護することを期待されたからである。ただし、行幸・即位に関わるなど天皇への従属性隼人の方が強い。隼人の従属制の強さは『日本書紀』に度々描かれているが（⁶³）、これは俘囚や国栖と明らかに異なる。擬似民族集団の中で天皇への従属性が最も強い存在とされたことで、国家的意味を持つ朝堂院型の儀礼を中心に参加させられることになったのだろう。

俘囚は、国栖や隼人と異なり、豊楽院型節会のみ参加である。その理由は、俘囚が王権を内面から守護する立場に無かったからではないだろうか。つまり言いかえれば、俘囚は王権の脅威となる存在を象徴する役割を担っていたのではないかということがある。

国栖や隼人が『古事記』や『日本書紀』に王権を守護する役割の起源が記されているのに対し、蝦夷はあくまで王権と対立する存在として描かれている。俘囚は蝦夷が服属したもので化内人ではあるが、この王権と対立する存在という位置づけを踏襲させられたものと思われる。

東北三十八年戦争の終結後も東北地方北部には郡に編成されない地域が残っていた。国郡制に編成されなかったその地域は化外の夷狄の地であり、律令国家の支配に組み込まれず、その地に住み続けた人々は化外の蝦夷として位置づけられたはずである。化外の地の蝦夷や俘囚を朝貢させることができれば、小帝国思想を維持するうえで大きな意味を持ったはずである。ところが、律令国家は弘仁年間より畿内周辺諸国の「夷」「夷俘」を節会に参加させても、東北地方から蝦夷・俘囚を朝貢させることはなかった。東北地方の蝦夷・俘囚の代替として近江国の俘囚を豊楽院型の節会に参加させるように定めたのである。王権の脅威となる存在が服属している姿を象徴させるため、俘囚は節会に参加させられたのだと考える。

近年の研究では、九世紀以降における俘囚の節会参加は小中華思想の維持とは関係しないという指摘もされている⁽⁶⁴⁾。しかしながら、国栖や隼人を見ると、『古事記』や『日本書紀』に描かれた王権との関係性が、彼らに参加する儀式・節会の種類に影響を与えており、王権守護の役割の起源もそこに求められていることは間違いない。また、『日本書紀』の講読を行う講日本紀が弘仁三年や承和十年（八四三）に行われたことも関係していると思われる⁽⁶⁵⁾。特に弘仁年間には嵯峨天皇による儀式・節会の整備が進められ、『内裏式』などの儀式書が著された時期でもある。講日本紀により『日本書紀』に記された異民族支配のあり方が再認識され、それが国栖・隼人・俘囚の節会参加を規定していく際に作用した可能性もあるのではないだろうか。節会に参加した俘囚には『古事記』や『日本書紀』に記された蝦夷のイメージが投影されていたと考えられ、俘囚の節会参加の意義は、小中華思想の維持と関わるものと考ええる。

このように九世紀の律令国家は、王権を内面から守護する隼人や国栖、王権の脅威である存在が服属した姿を象徴する俘囚

という、二つの立場の集団を揃えた。そして、この両者を儀式や節会に参加させることで小帝国思想を儀式・節会の空間で表現し、矮小化しつつある小帝国思想を維持しようとしたのではないだろうか。俘囚の豊楽院型節会参加の意味はここに求められると考える。

おわりに

俘囚の節会参加の意義について、隼人・国栖との比較を通じて考察した。俘囚の節会参加は『延喜式』巻一一、太政官¹⁰⁸ 囚交名条（史料1）で明確に規定されているが、この条文の成立は貞観式に遡る。その後成立した儀式書で、俘囚が「共同体意識高場の場」である豊楽院型節会への参加が定められたのは、王権の脅威である存在が服属した姿を象徴させるためだった。儀式や節会に隼人や国栖とともに俘囚を参加させたのは、王権がさまざまな立場にある異民族を支配しているということを表現し、小帝国思想の維持をはかろうとしたためだと結論した。

ただし、俘囚を節会に参加させることを定めた当初はこうした意図があったはずだが、それは次第に忘れられていった。『小右記』長元五年正月八日条（史料2）に見るように、十一世紀前半の貴族はもはや俘囚座がどこにあるのかも正しく認識しておらず、この頃には俘囚を節会に参加させた当初の意味は失われつつあったようである。しかし、その一方で俘囚の節会への参加は十三世紀頃まで継続していた。当初の意味は失われても、俘囚を節会に参加させ続けた以上、そこには別の論理が働いていたはずである。なぜ俘囚は十三世紀頃まで節会に参加させられ続けたのか、また国家はなぜ十三世紀に至るまで俘囚という身分を解消してしまいうことができなかったのか。こうした問題についても今後検討していく必要があると考える。

- (1) 林屋辰三郎「古代藝能の儀礼化と傳承者」(『中世藝能史の研究』岩波書店、一九六〇年)一一四―一一五頁。
- (2) 弓野正武「『俘囚見参』考」(『古代文化』三三―五、一九八一年)。
- (3) 鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)二四二―二四三頁。河原梓水「九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義」(『立命館文学』六二四、二〇一二年)。熊谷公男「節会に参加する蝦夷」(熊谷公男・柳原敏昭編、講座東北の歴史³『境界と自他の認識』清文堂、二〇一三年)。
- (4) 『日本後紀』弘仁三年正月乙酉条。
- (5) 『日本後紀』弘仁六年正月丁亥条。
- (6) 『法曹類林』卷一九七、公務五、承和七年(八四〇)二月十七日問答には俘囚が「朝拝」に参列したことが見える。この史料については第Ⅲ部第三章第二、四節で検討した。
- (7) 『日本文徳天皇実録』天安二年五月己卯条。
- (8) 『日本三代実録』貞観八年十一月十日辛亥条。
- (9) 熊谷註(3)前掲論文、二五九―二六〇頁。
- (10) 何の節会への参加を定められていたのか、その推移を確認するために、平安時代に成立した主たる儀式書として、『内裏式』『儀式』『九条年中行事』『新儀式』『西宮記』『北山抄』『小野宮年中行事』『江家次第』を検討対象とした。隼人・国栖についても同様である。
- (11) 『延喜式』卷一一、太政官108俘囚夾名条(史料1)。
- (12) 『西宮記』卷一、正月上、七日節会。『同』卷三、(五月供菖蒲)六日幸武徳殿。『同』卷六、十一月、辰日新嘗会豊明賜

宴、『同』巻六、十一月、新嘗会。

(13) 『北山抄』巻一、正月、七日節会及叙位事。

(14) 『江家次第』巻一、正月甲、元日宴会。『同』巻二、正月乙、七日節会装束。『江家次第』巻一〇、十一月、同（豊明）節会次第。

(15) 『西宮記』巻六、十一月、辰日新嘗会豊明賜宴。『同』巻六、十一月、新嘗会。『北山抄』巻一、正月、七日節会及叙位事（『延喜式』巻一一、太政官¹⁰⁸俘囚夾名条（史料1）をそのまま引用している）。『江家次第』巻一〇、十一月、豊明節会次第。

(16) 『西宮記』巻一、正月上、七日節会（ただし、装束記文の元日会についての記述を引用した記述となっている）。『江家次第』巻二、正月乙、七日節会装束。『同』巻一〇、十一月、新嘗祭。

(17) 改定増補故実叢書『江家次第』（故実叢書編集部編、明治図書、一九九三年）には「小節日不_レ可有_二俘囚_一。仍近例無_レ不_レ立_二西幄_一」とある。頭註の前半部分は俘囚が小節に参加することを否定しているが、「仍近例無_レ不_レ立_二西幄_一」では後半部分の内容が続かなくなり、文意が通らない。そのため、前田育徳会尊経閣文庫編、尊経閣善本影印集成11『江家次第』二、冊子本一（八木書店、一九九六年）の記述に従った。

(18) 『公事根源』踏歌節会によると、白馬・豊明節会は六位の刀禰までが預かるので大節と言い、元日・踏歌節会は五位の大夫達以上が預かるので小節と言うとされている。

(19) 『宮槐記』建保元年正月十六日条（『大日本史料』第四編之十二、二五〇頁）。

(20) 橋本義則「平安宮草創期の豊樂院」（『平安宮成立史の研究』塙書房、一九九五年。初出は一九八四年）二六六～二七二頁。

- (21) 橋本註 (20) 前掲論文、二八五頁。
- (22) 弓野註 (2) 前掲論文、四一頁。
- (23) 山下信一郎『『延喜式』からみた節会と節禄―「賜」の考察―』(『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二年。初出は一九九四年) 二〇六―二〇八頁。
- (24) 熊谷註 (3) 前掲論文、二六〇―二六一頁。
- (25) 林屋註 (1) 前掲論文、九七―九九、一一四頁。
- (26) 弓野註 (2) 前掲論文。
- (27) 石上英一「古代東アジア地域と日本」(『日本の社会史―列島内外の交通と国家』岩波書店、一九八七年) 六八頁。
- (28) 『日本書紀』神代下、第十段(一書第二)。
- (29) 但し「蕃客入朝」の儀式の場合、隼人吠声が禁じられる。武田佐知子は、隼人の大化前代的な服属民としての存在形態を中国の礼教的な夷狄觀念にあてはめようとしたために、必ずしもそれに適合しない発吠など、日本固有のいわば土俗的服属儀礼を、蕃客臨席の場合には中断することで、より中国のそれに酷似した形に整えようとしたものと見られると指摘する。武田「日本古代における民族と衣服」(『古代日本の衣服と交通―装う王権つなぐ道―』思文閣出版、二〇一四年。初出は一九八七年) 一八一頁。
- (30) 中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(『新訂 隼人の研究』丸山学芸図書、一九九三年。初出は一九七七年)。
- (31) 『類聚国史』卷一五九、延暦十九年十二月辛未条。
- (32) 『類聚国史』卷一九〇、延暦二十年六月壬寅条。
- (33) 『日本後紀』延暦二十四年正月乙酉条。

- (34) 永山修一「隼人の消滅」(『隼人族と古代日本』同成社、二〇〇九年)一五七～一六七頁。
- (35) 『儀式』卷六、元正受朝賀儀。『儀式』卷二、踐祚大嘗祭儀上、『同』卷三、踐祚大嘗祭儀中。
- (36) 『延喜式』卷二八、隼人司1大儀条。『同』卷二八、隼人司4行幸経宿条。『同』卷二八、隼人司8正月十五日条。『同』卷七、神祇七、踐祚大嘗祭31卯日、『同』卷二八、隼人司2大嘗日条。
- (37) 『新儀式』第四、野行幸事。
- (38) 『西宮記』卷八、行幸、城外。『同』卷一七、野行幸。『同』卷一一、御禊事。『同』卷一一、大嘗会事。
- (39) 『北山抄』卷五、即位事。『同』卷五、大嘗会事。
- (40) 『江家次第』卷一五、大嘗会、卯日。
- (41) 『醍醐天皇御記』延喜十八年(九一八)十月十九日条。『吏部王記』承平二年(九三二)十月二十五日条。『同』天慶九年(九五五)十月二十八日条。『権記』寛弘八年(一〇一一)十月十六日条。
- (42) 『吏部王記』承平二年(九三二)条(年月未詳。史料纂集では参考編編年部に収録)。
『小右記』長和元年(一〇一二)十一月二十二日条では、大嘗会卯日に「隼人不_レ発_二吠聲_一」と記されている。本来は吠聲を行っていたのだろう。
- (43) 『延喜式』卷二八、隼人司1大儀条。
- (44) 武田註(29)前掲論文、一八一～一八二頁。
- (45) 石上註(27)前掲論文、六九頁。
- (46) 和田萃「吉野の国栖と王権・国家」(『歴史評論』五九七、二〇〇〇年)。
- (47) 伊藤循「古代王権と異民族」(『歴史学研究』六六五、一九九四年)五頁。

また、武田佐知子は、『儀式』が元日の豊楽院に御すの儀や正月七日の儀の際に、蕃客が有る場合には、吉野国栖の御贄を献ずる儀と歌笛を奏する儀を取り止めることを注記しているのも、隼人の吠声中止と同様の事情に起因すると指摘している。武田註（29）前掲論文、二四頁。

（48）『続日本紀』宝亀元年十一月戊寅条。

（49）『内裏式』上、（元正受群臣朝賀式并）会。『同』上、七日会式。『同』上、十六日踏歌式。『同』中、十一月新嘗会式。

（50）『儀式』卷六、元日御豊楽院儀。『同』卷七、正月七日儀。『同』卷七、正月十六日踏歌儀。『同』卷八、九月九日菊花宴儀。『同』卷五、新嘗会儀。『同』卷五、大歌并五節舞儀。『同』卷三、践祚大嘗祭儀中、『同』卷四、践祚大嘗祭儀下。

（51）『延喜式』卷三一、宮内省35群官賜饗条。『同』卷三一、宮内省59国栖条。『同』卷七、神祇七、践祚大嘗祭31卯日条、『同』卷一一、太政官85大嘗祭条。

（52）『九条年中行事』九月九日節会事。『同』十一月辰日賜宴事。

（53）『新儀式』第四、天皇加元服事。

（54）『西宮記』卷一、正月上、節会。『同』卷一、正月上、七日節会。『同』卷二、正月下、十六日女踏歌。『同』卷三、五月供菖蒲。『同』卷五、九月九日宴。『同』卷六、十一月辰日新嘗会豊明賜宴事、『同』卷六、十一月新嘗会。『同』卷一一、大嘗会事。

（55）『北山抄』卷一、正月、同日（元日）宴会事、『同』卷九、元日節会。『同』卷一、正月、七日節会及叙位事、『同』卷九、白馬節。『同』卷一、正月、同日（十六日）踏歌宴事。『同』卷二、九月、九日節会事、『同』卷九、重陽宴。『同』卷二、十一月、辰日節会事、『同』卷九、新嘗会。『同』卷四、群臣上賀及壽儀。『同』卷五、大嘗会事。

（56）『江家次第』卷一、正月、元日宴会。『同』卷二、正月乙、七日節会装束、『同』卷二、正月乙、七日節会。『同』卷三、

正月丙、踏歌。『同』卷一〇、十一月、新嘗祭、『同』卷一〇、十一月、同（豊明）節会次第、『同』卷一五、大嘗会、午日。『同』卷一七、御元服後宴事。『同』卷一五、大嘗会、卯日。

(57) 『九曆』天慶七年（九四四）五月条。『同』天曆七年（九五三）菊花宴条。

(58) 武田佐知子は、国栖が「朝服」と「布衣」を着用したのは、着用者の間に階梯設定の意図があつたことの現れと見てい
る。そして、一人が律令体制内の朝服を着用して他を統率したとすれば、首長に率いられた国栖の服属の形態を、平面的な次元で可視的に表現したものと見られるとしている。武田註（29）前掲論文、一八五～一八六頁。

(59) 伊藤循は、『延喜式』卷二二、民部上37国栖条に「凡吉野国栖。永勿ニ課役」とあるのは、口分田班給を前提とした課役免であり、口分田班給の対象とならない蝦夷・俘囚とは質的に異なっていると指摘している。伊藤註（47）前掲論文、一三頁。

(60) 『日本後紀』弘仁三年正月乙酉条、『同』弘仁六年正月丁亥条。

(61) 『日本後紀』延暦二十四年十二月壬寅条。

(62) 『続日本紀』宝龜十年十月乙巳条。

(63) 『日本書紀』履中天皇即位前紀、『同』清寧天皇元年十月辛丑条、『同』敏達天皇十四年八月己亥条。

(64) 河原註（3）前掲論文、六〇～六二頁。熊谷註（3）前掲論文、二六六頁。鈴木拓也「律令国家と夷狄」（『岩波講座日本歴史』五、古代五、岩波書店、二〇一五年）三三一頁。

(65) 大田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」（『太田晶二郎著作集』三、吉川弘文館、一九九二年。初出は一九三九年）五五～六四頁。家永三郎「研究・受容の沿革」（坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋校注『日本書紀』上、岩波書店、一九六七年）五四頁。

第二章 閉じられた王土観の形成について

―徳化の問題に注目して―

はじめに

古代日本の「王土」思想について研究した村井章介は(1)、九世紀における王土観を表す史料として『儀式』巻一〇、大饗の祭文に注目した。その祭文からは日本の支配領域からケガレを外に追い出さなくてはならないという意識とともに、ケガレや疫鬼などに対して大変な恐怖心を持っていたことがうかがわれる。九世紀の人々にとって王土の外とは、ケガレや恐怖の対象が充満する世界であり、そうしたものが王土に入ってくることは避けなければならなかった。必然的に王土は閉じられることになったとされている。

九世紀に古代的な「王土」思想が転換し、中世的な「王土」思想へと繋がっていったとする村井の指摘は、その後、日本古代の王土観の研究において重要な位置をしめてきたが、その一方でこれに大きな修正を迫る提言はあまりなされてこなかったように思われる。ところが近年、坂上康俊が村井の説を詳しく検証し、王土思想の形成と九世紀における王土思想の転換について新たな提言をしている(2)。両氏の研究に導かれながら、本章では閉じられた王土がいつ頃の時期から形成されていったのかについて考察する。

一 古代の王土観をめぐる研究と問題点

古代日本の「王土」思想について重要な提言をしたのが村井章介である。村井は儀制令3皇后条に見える「率土之内」に注目し、その典拠は『詩経』小雅、北山の「溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」に求められるが、「率土之濱」はある特定の国家の支配領域などではなく、無際限に広がる空間を表象しており、中国の天子の仁徳の及ぶべき広がり、中国の国家領域を超えて夷狄を含む全世界を覆うべきものだったとする。また、日本の律令国家は基本的にこうした中国の「率土」の思想を受容したという。

しかし一方で、儀制令3皇后条の古記が「率土」を「謂大八州是也」としているように奈良時代にはすでに「率土」を日本国家の支配領域に限定して捉える観点が登場しており、こうした日本国家の支配領域に限定する捉えたかたは注釈や訓読といった密教の世界にとどまり、令本文のような顕教の世界には及ばなかったとした。そして、九世紀以降の王土思想は天皇の絶対的支配の及ぶ範囲を「食す国の内(3)」「九州の内(4)」「九州の地(5)」のように日本国家の支配領域に明確に限定する用例が過半を占めるようになったとし、密教の世界で語られてきた「くにのうち」が顕教の世界に姿を現したと指摘している(6)。また、『儀式』巻一〇、十二月大饗儀の祭文に注目し、日本国家の領域が、ケガレをその内から追却すべき広がりとして登場しているとも述べている(7)。

村井の検討は多岐にわたるが、その主旨としては、古代中国の王土王臣思想は国家領域ではなく夷狄を含む全世界を覆うものであり、古代日本の国家もそれを受容したが、実際には現実的な支配領域に置き換えなければならないことも承知していた。それが九世紀に入ると全世界を覆うものという捉え方を放棄し、王土を現実的な支配領域として捉えることが一般化したということだろう。

こうした村井の見解に対し、疑問を呈したのが坂上康俊である。日本の律令国家が範とした隋唐の「王土」観がすでに無際限に広がる空間といったものではなくっており、実効的支配の及ぶ範囲として捉えていたこと(8)、九世紀の日本の王土思

想こそ隋唐の王土思想の正嫡と言えるものだったと指摘している。

そのうえで、坂上は日本の王土思想の成立について、次のように述べている。中国の「王土」が実効支配している領域のみを指すことを知っていた八・九世紀の日本の法律家は、この觀念に従って「率土」を「大八州」と注釈したり、「くにのうち」と訓読していた。八世紀の日本の王土思想は日本の地勢に即して海原まで含み込む極めて開放的なもので、海上における境界を意識する必要がほとんど無く、海原はプラスのイメージで捉えられる支配の客体だったと指摘する。

また、日唐の流刑の性質に注目し、国土を同心円的に色分けし罪人をできるだけ中心（都）から遠ざける、逆に言えば中心から遠ざかるほどに罪人に相応しい場所であるという觀念は唐代中国と奈良平安時代の日本とで共通のものだったとし、遠方は罪人を追放すべき所だという觀念に經学的な根拠を与え、流罪の実例が重ねられたとする。

さらに、律には「渡海の禁」が規定され、海上には国境があり、それを越えれば犯罪であることが強調され、四圍の縁辺に関塞を置いて国家の許可のない交通を遮断していた中国の制度と觀念を取り込み、海で閉じられた空間を国家が確実に支配するという認識が浸透していったとする。九世紀にこの認識の浸透は完成し、単なる注釈や訓読の世界ではなく、閉じられた「王土」とそこに居住する「王民」が構成するのが、中国的な内実を踏まえた日本国家であることが王権によって宣言されたと述べている（9）。

村井と坂上の説の根本的な違いは、八世紀に日本が唐から受容した王土思想の性格に関する理解の違いにある。隋・唐の王土觀が実効的支配の及ぶ範囲であったとする坂上の指摘は確かに重要で、儀制令3皇后条の「率土」を古記が「謂大八州是也」と説明していることから、八世紀の日本の法律家はそれを理解していたものと思われる。

しかしながら、隋・唐の王土觀を理解したうえで、『詩經』など中国古典に示される王土觀を前面に出して利用することが必ずしも並行できないとは思わない。古代の律令国家は華夷思想を導入し、日本を中心とする小帝国思想を持つに至ったが（10）、

現実的支配のうえでは王土が実効的支配の及ぶ範囲にすぎないことを自覚しつつ、その支配領域を拡大する根拠として、『詩経』などに示された「天子の仁徳の及ぶべき広がり」は、国家の領域を超えて夷狄を含む全世界を覆うべきもの」という王土観を利用したこともあり得ると考える。

また、坂上の指摘のうち、罪人を中央（都）から遠ざけるという唐の流刑の性格を日本が継受したとして論を進めている部分には疑問がある（11）。利光三津夫によると、古代の日本の流刑は神怒にふれる者を共同体外に追放する原始刑法にその源流を求めるべきものであり、その共通の外形的特徴は囚を島に捨て殺しにする準生命刑ともいえるべきものであり、中国律輸入の段階に至ってもこうした日本的流刑が続けられたとされている（12）。大宝律令の成立後も日本的流刑の慣行が失われることは無かった。犯罪人の流刑を重ねることで遠方がケガレの満ちた世界であるという観念が強まったとすることに異論はないが、それは唐の流刑の規定の継受によって中央から遠方に遠ざけたのではなく、日本古来の共同体からの追放という理念に基づいたものと考えて良いのではないかと思う。

村井と坂上の説について若干の疑問を述べたが、古代の日本では九世紀以降に閉じられた王土という観念が成立することにについては両氏の見解は一致しており、重要な指摘であると考ええる。律令国家成立期の王土の性質とはどのようなものだったのか。また、閉じられた王土という観念はいつ頃から形成されていったのだろうか。以下、この問題について考えていきたい。

二 日本の縁辺規定について

八世紀代における日本の律令国家の王土観が隋・唐のような実効的支配の及ぶ範囲として限定的な捉え方をしていたのか、それとも大らかな広がりを持つものだったのか、この問題について、古代の日本において縁辺という空間がどのように認識さ

れていたのかという視点から考えていきたい。

北宋時代の『天聖令』が発見されたことで、唐令の復原研究がさらに精緻に行えるようになったが、関市令については榎本淳一が精力的に研究を進めている。唐関市令の条文復原を行い、日唐の朝貢・貿易管理規定について比較した榎本は、唐律令の貿易管理規定にあった縁辺関塞に関わる字句は、日本の規定では一切削除されていると指摘している(13)。

例えば『唐令拾遺』関市令五条には「諸外蕃與縁辺互市、皆令互市官司檢校(後略)」とあり、縁辺における互市の管理に関する規定があるが、日本令の対応条文は無いとされている。また、養老関市令9禁物条は「凡禁物、不_レ得_レ将_二出境_一」。若蕃客入朝、別勅賜者、聴_レ将_二出境_一」という条文だが、榎本はこの条文に見える「境」は、唐令で「関」だったものを日本令が置き換えたのだとしている(14)。縁辺における朝貢・貿易管理に関して日唐で考え方が大きく異なっていたことがうかがわれるが、それでは唐令で定めていた縁辺における関や互市の機能を、古代の日本ではどのように位置づけていたのだろうか。

再び縁辺という語句に注目してみると、養老衛禁律の条文に見出すことができる。養老衛禁律32縁辺城戍条には「凡縁辺之城戍、有_二外姦内入(中略)内姦外出_一、而候望者不_レ覺、徒一年半(後略)」とあり、縁辺の城戍で監視が行き届かず姦人の出入りを許してしまった場合の罰則を定めている。縁辺の施設について、養老関市令は唐の関市令にあった関や互市の規定を改変もしくは引き継いでいないが、養老衛禁律は唐の衛禁律の城戍の規定を継受している。

また、養老衛禁律24越垣及城条には「凡越_二兵庫垣、及筑紫城_一、徒一年。陸奥・越後・出羽等柵亦同。曹司垣杖一百。大宰府垣亦同(後略)」とあり、筑紫城や陸奥・越後・出羽等柵、大宰府垣などを越えた者の刑罰などを定めている。この条文については単に唐律を継承するのではなく、日本律が独自に城柵などを越えた場合などを想定して罰則規定を加え、条文を整備している。

今泉隆雄は『続日本紀』延暦八年(七八九)六月庚辰条に見える「玉造塞」が別の条文では「玉造柵(15)」「玉造城(16)」と

も記されていることなどから、古代の東北地方で築かれた「塞」は基本的には「柵」や「城」と同じ機能をもつ施設と見て良いとしている⁽¹⁷⁾。日本では城柵が塞と同じ機能を担っていたと考えてよいだろう。

養老関市令は唐令にあった縁辺の関や互市に関する規定を意識的に別の語句に置き換えたり、条文自体を継受しなかったりしているが、養老衛禁律は唐の衛禁律の城戍の規定を継受し、あるいは手を加えたりして縁辺の城戍に関する規定を整備している。こうした態度の違いからは、日本では縁辺における人や物の移動に関しては城柵での管理に重点が置かれていたことがうかがえる。縁辺においては城柵が大きな役割を果たすものとされていたのだろう。東北地方では城柵を拠点として蝦夷との交易が行われていたことが多くの先行研究によって指摘されている⁽¹⁸⁾。養老関市令には縁辺の互市の規定がないが、こうした日本の城柵の機能とも関係しているのではないだろうか。

唐関市令における縁辺の関や互市の規定は養老関市令にそのままの形では継受されず、その替わり日本では城柵がこれに係する機能を果たしていた。そのため、養老関市令にも縁辺の関や互市に関する規定が見えなくなり、結果として縁辺に関する規定は唐に比べて薄弱なものとなった。唐にとって縁辺とは関や互市など多用な施設が存在し外蕃と交流する空間だが、古代日本では縁辺におけるそうした施設に関する規定がなされなかった。日本の律令法制定時から縁辺についてはこうした規定の薄弱さがあったのである。律令法において縁辺の規定が薄弱であれば、縁辺概念もまた曖昧なものと成らざるを得ない。八世紀の律令国家成立時の王土観もまた実効的支配の及ぶ限定的なものというより、縁辺の曖昧さゆえの広がりのある観念だったと考える。

三 天皇の徳化の内向き化

前節での検討により、縁辺に関する日本の律令の規定は唐令に比べて薄弱で、縁辺概念そのものが曖昧である以上、八世紀の王土観も広がりのあるものだったと指摘した。では、それが九世紀的な閉じられた「王土」となっていく過程はどのように考えればよいのだろうか。

『日本後紀』延暦十六年（七九七）二月己巳条には、『続日本紀』撰進の上表文が見えるが、桓武天皇の徳化の範囲について「伏惟天皇陛下、徳光^二四乳^一、道契^二八眉^一。握^二明鏡^一、以惣^二万機^一。懷^二神珠^一、以臨^二九域^一。遂使^下仁被^二渤海之北^一、貂種^レ心、威振^二日河之東^一、毛狄屏^上息^レ」とある。この記述によると、桓武天皇の威徳は渤海の北から日河（北上川）の東にまで及ぶとされている。ここで示されている範囲は当然のことながら律令国家の実効的支配の範囲を大きく超えており、渤海や毛狄の住む化外の地にまで及ぶとしている。これは造都や征夷を行った桓武朝独特の支配イデオロギーの高まりが反映されたものと考えるべきだが、八世紀末にはまだ閉じられた「王土」という観念が前面に出てこず、それと対極的な姿勢を示すことができる状況だったことは確かである。

ところが、ある事象において、やがて天皇の徳化の及ぶ範囲が減退していく様子が明確になってくる。それは、渡来した新羅人に対する措置の変化である。佐伯有清は、弘仁年間く天長年間にかけては渡来した新羅人全てに対して帰化を認めているのに、承和元年（八三四）以降は新羅人の帰化を認めず放却するようになることから、新羅人に対する排外思想が発生するのは承和年間の八三〇年代からであると指摘する。そして、律令国家は新羅を蕃国と見なしてきたが、律令体制の解体期に新羅商人が盛んに来航する姿を見たことで新羅が巨大な国に映り、その反動として偏狭な排外意識が生まれたとしている（19）。新羅人の帰化を認めることは、本来は天皇の徳を示す象徴的行為のはずだが、承和年間以降はそれを放棄したということである。もはや新羅人が天皇の徳を慕って来るという考えを失っており、天皇の徳化が国郡制支配領域の外に必ずしも及び続けるものではないと律令国家が自覚してしまっていることの表れと考えられる。承和年間頃には天皇の徳化は国郡制支配の領域内には

み及ぶ、内向きなものとなっていることになる。

それでは、このような天皇の徳化が内向きとなる傾向はいつ頃から始まるのか。ここで注目したいのが、弘仁九年（八一八）に地震が発生した後に出された賑恤の詔である。『類聚国史』卷一七一、弘仁九年八月庚午条には関東地方（20）で地震が発生したため賑恤を行うとする詔が見えるが、その詔で注目されるのが「不レ論_二民夷_一、以_二正税_一賑恤」という記述である（21）。関東地方において「民（一般百姓）」と対置される「夷」とは何か。それは、東北地方から内国に移配された俘囚である（22）。

「夷」は本来、華夷思想の東夷を表すはずの表記であり、古代日本では未服属である化外の蝦夷に該当する。しかし、弘仁九年八月の賑恤の詔では関東地方の諸国に「民（百姓）」と「夷」が存在することが前提とされており、しかもその「夷」は律令国家に帰降し化内人となった俘囚を指している（23）。それが、天皇の徳が最も顕著に示される賑恤の詔において、はばかれることなく用いられている。こうした傾向は『日本後紀』弘仁四年（八一三）二月戊申条にも見出せる。この条文は俘囚を賑給の対象とすることを定めたことを伝えるものだが、「救急之恩、華蛮何限。宜_下准_二平民_一、預_中賑給例_上」とあり、平民（百姓）を「華」、俘囚を「蛮」と対比的に表している。ここでも、化外の蝦夷ではなく化内人である俘囚を「蛮」に対応させている。本来であれば、「民（百姓）」と対比される「夷」は化外の蝦夷となるはずだが、弘仁年間頃には、化内人となった俘囚に「夷」や「蛮」という表記をあててしまっている。ここには、日本を中心とする小帝国思想の矮小化を読み取ることができる。やはり八世紀末から九世紀前葉の頃に、天皇の徳化が内向きになっていく契機があったと考えられる。

そうした背景を探るため、八世紀末から九世紀初頭の日本の外交関係を確認しておきたい（24）。新羅との関係は宝龜年間に決定的に変化する。宝龜十年十月に新羅使が御調を持って来朝し（25）、宝龜十一年の朝賀に参列するなど新羅側は柔軟な態度を示したが（26）、同年二月に新羅使が帰国する際、次回以降は御調に加え、新羅王から天皇に対する上表文も持参するように要求する内容の詔書を新羅王宛てに与えたことで両国の外交関係は悪化（27）、これ以後新羅使が派遣されて来ることはなくな

ってしまった。また、憲徳王七く十一年（八一五く八一九）頃に新羅全土が争乱状態になり、日本に漂着する新羅人の帰化が増加していった。

渤海とは基本的に良好な関係が続き、九世紀初頭までは渤海使が朝賀にも参列していた。ただし、弘仁二年（八一一）の遣渤海使を最後に日本からは渤海に使節を派遣しなくなる⁽²⁸⁾。唐に対しては、遣唐使が延暦二十三年（八〇四）に渡航したが、次に遣唐使が任命されたのは承和元年（八三四）のことである⁽²⁹⁾。

新羅との外交関係は宝亀十一年に決定的に悪化していたが、新羅の国内情勢が不安定だったこともあり、両国が軍事衝突するような状況にはならなかった。また、延暦二十三年の遣唐使派遣から承和元年の任命までには約三〇年の空白期があった。この間にもっとも交流の機会が多かったのは渤海である。九世紀初頭の日本は、唐との交流が疎遠となることで、唐を中心とする東アジアの支配秩序から距離を置きはじめることとなった。一方、自国を中心とする小帝国思想を充足させてくれる存在から新羅が抜けてしまい、渤海によってかろうじて支えられる状態となった。

新羅とは外交関係が悪化しても軍事衝突の危険は少なく、唐とは距離を取り始め、渤海使は朝賀に参列してくれる。このような九世紀初頭の日本の外交状況を、自国を中心とする小帝国思想を見直すことになった時期として捉えることはできないだろうか。律令国家成立以来、堅持しようとしてきた小帝国思想が実情にそぐわないことを、八世紀を通じて認識した日本は、東アジアの秩序から距離をとることで、実情に合わせて見直すことができたのではないかと考える。ただし、それは当初の律令国家の成立時にめざした小帝国の構造そのものを変えるのではなく、実態に対する捉え方を変えて、その構造に当てはめていくということである。そのような事象の一つとして理解できるのが、弘仁九年八月の賑恤の詔に見えるような本来は「民（百姓）」と「夷（蝦夷）」の対比であるべきところを「民（百姓）」と「夷（俘囚）」に解釈を変えて当てはめていくということである。こうした見直しこそが、結果として小帝国思想の矮小化につながっていくと考える。

化内人の俘囚を「夷」に見立て、それに賑恤を施すことで、「民」と「夷」を支配していることを示せるならば、化外人にあたる蝦夷に徳化を及ぼす（それは賑恤などを行うと言うより、現実的には軍事力を動員して帰降させる）ことの意味は後退せざるを得ない。また、天皇の徳化を示す機会が国内でまかなわれてしまったなら、渡来した新羅人を帰化させることで示す必要性も失われてしまう。これが天皇の徳化の内向き化の原因の一つと思われる。

宝亀五年に始まった律令国家と蝦夷との戦い⁽³⁰⁾、いわゆる東北三十八年戦争は律令国家が支配領域の拡大を能動的に行つたものである。『日本後紀』延暦十六年二月己巳条に見るように、天皇の徳化が律令国家の実効的支配の領域の外にまで広がっているという論理を背景に、現実には軍事力で蝦夷を征討することにより支配領域の拡大を行った。しかし、弘仁二年に東北三十八年戦争が終結すると、律令国家の支配領域拡大は停止する。六国史上に見える東北地方の建郡は弘仁二年（八一）の和我・稗縫・斯波の三郡の設置が最後であり⁽³¹⁾、これをもって征夷により実効的支配領域を拡大することは停止された。

当然ながら、和我・稗縫・斯波三郡の北は律令国家の実効的支配の及ばない化外の地であり、そこに住む人々は化外人の蝦夷ということになる。ところが、弘仁二年を最後に国史から東北地方の人々を「蝦夷」と表記した事例が見られなくなってしまう⁽³²⁾。征討の終了により蝦夷を徳化の対象として認識する機会が減少したことの表れと思われる。

その後、弘仁九年には賑恤の詔で「民（百姓）」と「夷（俘囚）」を対比する表現を用いて天皇の徳化を示す、つまり実効的支配の及ぶ範囲内で完結する内向き徳化の論理がはばかることなく使われた。こうしたことから、東北三十八年戦争の終結は天皇の徳化の論理が内向き化し、閉じられた王土観が形成されていく大きなきっかけの一つとなっているものと考ええる。

おわりに

本章の考察をまとめて結びとしたい。村井章介と坂上康俊によって指摘された、九世紀における閉じられた王土観について検討してきた。まず律令国家成立時の王土観の性格について、「縁辺」に注目して考察した。そもそも、日本の律令は唐の律令に比べて、縁辺に関する規定を整備する意識が希薄であった。とりわけ唐関市令にあった関や互市に関する規定は、養老関市令では文字を改めるか条文そのものが継受されておらず、意識的に縁辺のそうした施設に関する規定を作ることを避けたようである。一方で、養老衛禁律は唐衛禁律における縁辺の城戍の規定を継受しており、さらに唐衛禁律の規定に手を加えて縁辺の城柵の機能に関する規定を作っていた。古代の日本の縁辺では、関や互市と関係する機能も城柵が果たしたことで城柵が重要視されており、縁辺における関や互市に関する規定は作られなかった。こうした縁辺に関する規定の薄弱さにより、古代日本の縁辺概念も曖昧なものとなり、八世紀の当初の王土観も実効的支配領域に限定されるものでなく、広がりのあるものだったと指摘した。

また、閉じられた王土観の形成は、天皇の徳化が実効的支配の外に及ばない、内向きなものと認識されることが前提になる。そこで、九世紀における天皇の徳化の内向き化について考察した。八世紀末から九世紀初頭に東アジアの秩序から距離を取り始めたことで、小帝国思想の見直しをはかる機会を得た日本は、実態に対する捉え方を変えてその構造に当てはめていく方法を選んだ。弘仁九年八月の地震の際の「不_レ論_二民夷_一、以_二正税_一賑恤」という記述は、本来「民（百姓）」と「夷（蝦夷）」とあるべきものを「民（百姓）」と「夷（俘囚）」に変えたものである。これは実効的支配の及ぶ範囲内で完結する内向きの徳化の論理を表すが、こうした表現が弘仁年間から使われていることから、弘仁二年の東北三十八年戦争の終結が、閉じられた王土観形成のきっかけの一つとなったことを論じた。

今回の考察において閉じられた王土観が形成される一つのきっかけが弘仁年間の東北三十八年戦争終結に求められるのではないかということを指摘した。村井が注目した『儀式』巻一〇、大饗儀の「穢_久惡_伎疫鬼_能所所村村_爾藏_里隱_布留_乎波千里千里之外

四方之堺東方陸奥西方遠値嘉南方土佐北方佐渡^{與里}乎知能所^{乎奈}多知疫鬼之住^{加登}定賜^{比行賜氏}」という記述に見るように、貞觀年間頃には閉じられた王土の外には、ケガレに満ちた世界が広がっているという意識が大変に強まっていたことが知られる。東北地方に関して見てみると、承和二年（八三五）に陸奥国境を越えて往来する商人や俘囚を白河・菊多関で取り締まることを命じており、この時、「夷俘」の中に入京していた者がいたことも知られるが、特にケガレや疫鬼などには触れられていない⁽³³⁾。しかし、元慶二年（八七八）六月に出羽国の飛騨使が出入りしたことにより内裏が穢れたとして、月次祭と神今食に天皇は出席せず、神祇官で行うとされたことが見える⁽³⁴⁾。元慶の乱が起きていた出羽国から来た飛騨使はケガレをまとうていと認識されていた。東北地方に対しても、このようにケガレ意識との関係は承和年間から元慶年間の間に大きく変わっている。閉じられた王土観が形成されていくなか、どのような経緯を経て王土の外がケガレや疫鬼などと結びついていったのか、今後はこうした問題についてさらに検討していく必要があると考える。

註

- (1) 村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『日本中世境界史論』岩波書店、二〇一三年。初出は一九九五年)。
- (2) 坂上康俊「八〜十一世紀日本の南方領域問題」(九州史学研究会編、『九州史学』創刊五〇周年記念論文集下『境界からみた内と外』岩田書院、二〇〇八年)。
- (3) 『日本霊異記』下巻、第三九話。
- (4) 『本朝文粹』巻二、天慶三年(九四〇)正月十一日官符。
- (5) 『兵範記』保元元年(一一五六)閏九月十八日条。
- (6) 村井註(1)前掲論文、九〜一三頁。

- (7) 村井章介「中世日本列島の地域空間と国家」(『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年。初出は一九八五年、一〇九頁。
- (8) 坂上康俊は隋・唐の王土観について渡辺信一郎の見解を支持している。渡辺「天下のイデオロギー構造―唐代中国と日本律令制国家との比較を中心に―」(『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から』校倉書房、二〇〇三年。初出は一九九九年)三三―四六頁。
- (9) 坂上註(2)前掲論文、四九―五三頁。
- (10) 石母田正「天皇と「諸蕃」―大宝令制定の意義に関連して―」(『石母田正著作集』四、岩波書店、一九八九年。初出は一九六三年)一五―一七頁。
- (11) 坂上康俊は唐の流刑の性格について辻正博の見解を支持している。辻「唐代流刑考」(梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、一九九三年)八一―八五頁。
- (12) 利光三津夫「流罪考」(『律令制の研究』慶應義塾大学法学研究会、一九八一年)一〇八―一二〇頁。
- (13) 榎本淳一 a「広橋家本「養老衛禁律」の脱落条文の存否」(『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、二〇〇八年。初出は一九九八年)四七頁。 b「律令貿易管理制度の特質」(『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、二〇〇八年。初出は二〇〇〇年)一〇一頁。 c「北宋天聖令による唐閩市令朝貢・貿易管理規定の復原」(『唐王朝と古代日本』吉川弘文館、二〇〇八年)一二三頁。
- (14) 榎本註(13) c前掲論文、一二三頁。
- (15) 『続日本紀』天平九年(七三七)四月戊午条。
- (16) 『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)十月己未条。

- (17) 今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」(『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年。初出は一九九〇年)二〇二
 ～二〇四頁。
- (18) 関口明「渡嶋蝦夷と毛皮交易」(『古代東北の蝦夷と北海道』吉川弘文館、二〇〇三年。初出は一九八七年)。蓑島栄紀
 「古代出羽地方の対北方交流―秋田城と渡嶋津軽津司の史的特質をめぐって―」(『古代国家と北方社会』二〇〇一年。
 初出は一九九五年)。樋口知志「蝦夷と太平洋海上交通」(『日本史研究』五一、二〇〇五年)。武廣亮平「北方地域と
 の交流とその展開」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年)など。
- (19) 佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」(『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、一九七〇。初出は一九六四年)二九一～三〇
 一頁。
- (20) 『類聚国史』卷一七一、弘仁九年七月条には、相摸・武蔵・下総・常陸・上野・下野等国で地震が発生したことが見え
 る。
- (21) 「不_レ論_二民夷_一」という記述に注目した研究としては、熊谷公男「九世紀奥郡騒乱の歴史的意義」(虎尾俊哉編『律令国
 家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年)、田中聡「民夷を論ぜず―九世紀の蝦夷認識―」(『日本古代の自他認識』塙書
 房、一九九五年。初出は一九九七年)がある。また筆者も第Ⅲ部第一章で検討した。
- (22) 俘囚の移配については第Ⅱ部第二章第二節で論じた。
- (23) 『続日本紀』神護景雲三年(七六九)十一月己丑条。
- (24) 以下の外交関係の整理は、坂上康俊「帝国の再編」(日本の歴史五『律令国家の転換と「日本」』講談社学術文庫、二〇
 〇九年。初出は二〇〇一年)九六～一〇四頁、を参考にした。
- (25) 『続日本紀』宝龜十年十月乙巳条。

- (26) 『続日本紀』宝龜十一年正月己巳条、『同』宝龜十一年正月辛未条。
- (27) 『続日本紀』宝龜十一年二月庚戌条。
- (28) 『日本後紀』弘仁二年四月庚寅条、『同』弘仁二年十月癸亥条。
- (29) 『続日本後紀』承和元年正月庚午条。
- (30) 『続日本紀』宝龜五年七月壬戌条。
- (31) 『日本後紀』弘仁二年正月丙午条。
- (32) 『日本後紀』弘仁二年十二月甲戌条。
- (33) 『類聚三代格』承和二年十二月三日太政官符、『続日本後紀』承和二年十二月甲戌条。
- (34) 『日本三代実録』元慶二年六月十一日乙亥条。

終章

本論文の内容の概観

本論文でこれまで考察してきた内容を確認し、得られた結論をまとめて結びとしたい。

第Ⅰ部「倭王権の東国進出と蝦夷」では主に七世紀以前の倭王権と蝦夷との関係について論じた。第一章「古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論」は、「アヅマ」という地域概念に注目し、その領域の変化が東国に住む人々の認識と密接に関わっていることについて考察した。まず、ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界という概念の成立が、畏怖と尊敬の念の対象として「エミシ」とよばれていた人々を、征討対象の「毛人」と「アヅマノエミシ」に分離したことを指摘した。さらに、Ⅱアヅマの領域の画定は、関東地方における国造制の成立、そして国造制を基盤としたB型舎人の貢上と密接に関わるものであり、その過程で「アヅマノエミシ」のうち倭王権に従った人々が「東人」として認識されるに至ったとした。また、Ⅲ坂東アヅマが成立した七世紀前半頃に「蝦夷」という人間集団の認識も成立したことに言及した。本章での重要な論点は、一定の領域概念が成立することと、その領域が確定することには時間差があること、領域の確定が人間集団の把握と密接に関わることを指摘したところにある。

このような、倭王権の東国への進出と、蝦夷という人間集団が認識される過程を踏まえて、第二章「倭王権と蝦夷の服属―倭王権の支配観念の変化に注目して―」では、七世紀以前における倭王権の支配観念の考察と蝦夷の服属に関する記事の検討を行った。まず、『日本書紀』の蝦夷関係記事は、敏達天皇十年閏二月条以降は実態を反映したものと見なせるが、それ以前のものは造作されたか、伝承の域を出ないものであり、そのまま史実とする訳にいかないことを指摘した。次に『日本書紀』敏

達天皇十年閏二月条を検討し、六世紀末の敏達朝に蝦夷が服属儀礼を行ったことや、禊などの所作は事実の反映だとした。しかし、敏達天皇の詔は『日本書紀』編者により造作されたものであり、綾糟の誓約の「臣等蝦夷：絶滅臣種」矣」の部分についても七世紀後半頃に使われていた蝦夷や隼人の誓約の文言をもとに書かれた可能性が高いことを指摘した。また、七世紀以降の蝦夷の朝貢記事について検討し、仏教的世界観に基づく支配観念が推古朝より斉明朝を通じて一貫して継承されたこと、そして、須弥山像などが示す仏教的世界観に基づく支配観念とは、隋・唐の冊封体制から離脱し、列島内の化外の人々や朝鮮半島の諸国に対し倭王権を中心とする天下観を示すというものだったが、白村江の戦いの敗北で効力を失ったことを論じた。本章の要点は、推古朝より斉明朝にかけては仏教的世界観に基づく支配観念が大きな意味を持っており、蝦夷が服属儀礼を行った空間を、神の降臨する場という側面のみで捉えることに疑問を呈したところにある。第Ⅰ部においては、倭王権が蝦夷という人間集団の認識を持つに至る過程と、七世紀段階においていかなる支配論理によって蝦夷を服属儀礼に参加させようとしたのかを考察した。

第Ⅱ部「律令国家の蝦夷・俘囚支配」では、主に八世紀から九世紀初頭における律令国家の支配観念と蝦夷・俘囚支配について考察した。第一章「蝦狄についての基礎的考察」では、文武天皇元年から宝龜十一年に用いられた蝦狄の表記に注目し、その意味の変化を考察した。蝦狄は、創出された当初は陸奥蝦夷に対する存在と位置づけられており、越後蝦狄や出羽蝦狄とあるように、陸奥に対する越後・出羽の国との結びつきが強かった。しかし蝦狄は越後や出羽と切り離され、宝龜十一年に渡嶋蝦狄という用例が見られるに至ることを指摘した。また、蝦狄と狄は八世紀初頭から近い意味で使われていたが、蝦狄が渡嶋の人々を指すようになると狄も出羽エミシと渡嶋の人々を内包するようになり、渡嶋狄が一般化するに及んで蝦狄の語は使われなくなった。蝦狄や狄が渡嶋の人々を指すようになった原因は、八世紀中葉以降に渡嶋人々が秋田城に朝貢、交易に来る機会が増加したことで、律令国家側が渡嶋の人々の実態や渡嶋の情勢を知り、認識を変化させたことによると論じた。律令国

家成立時の小帝国思想を表す蝦狄の表記が、北方世界の実情を知ったことで、宝亀年間に変化せざるを得なくなったことは、八世紀における律令国家の支配観念を考えるうえで重要だと思う。

第二章「夷俘と俘囚」では、まず夷俘と俘囚の定義について研究史を整理し、延暦十年代以降、夷俘は俘囚と異なる「帰降蝦夷および夷」という意義で使用される傾向があるとして平川南の説を支持すべきだとした⁽¹⁾。また俘囚と「夷俘」の移配の様相、八世紀から九世紀初頭における俘囚の身分的特徴を確認した。そして、弘仁年間の「俘囚」「夷俘」「夷」を対象とした諸政策を検討し、それが俘囚・「夷俘」のどれを対象としたものを検討していった。本章は、俘囚と「夷俘」の定義や、その支配政策を確認するものであり、他の考察を進める際の基礎となるものである。

第三章「蝦夷・俘囚の朝賀と節会参加について―八世紀を中心に―」では、主に七世紀末から八世紀における蝦夷・俘囚の朝賀や節会参加について考察した。蝦夷と俘囚は国家的行事である元日朝賀に参列して天皇への服属を直接誓約し、位階によって自らの位置付けを感じ取った。そして、十五日前後に節会に参加して叙位・賜禄されて帰郷した。天皇を中心とした小帝国構造の体現を行う国家的儀礼に参加させ、その後、天皇との共同体意識を高揚させるため節会に参加させるという形式がとられていたことを指摘した。また、こうした形式は、熊谷公男⁽²⁾によって明らかにされた七世紀以前の蝦夷の服属儀礼の形式を引き継いだ側面があることを述べた。

第Ⅲ部「律令国家の俘囚・「夷俘」観念の変化」では、主に九世紀における律令国家の俘囚・「夷俘」に対する観念の変化について考察した。第一章「弘仁期における俘囚・「夷俘」観念の変化について」では、災害時の賑給の詔に見える「不_レ論_二民夷_一」という表現に注目し、九世紀における「民(百姓)」「夷(俘囚)」支配について考察した。「不_レ論_二民夷_一」という表現は東北地方のみならず内国においても「民(百姓)」と「夷(俘囚)や「夷俘」」が存在する社会状況が自明の前提とされており、そうした社会状況を表す文言を勅や詔に意識的に用いることで天皇の徳の高さを示そうとしているということを目指

摘した。また、弘仁年間以降、律令国家は「民」「夷」が内国に存在する社会状況を前提とした支配を展開していった。その際、律令国家は「夷」とされた俘囚支配について、実態面とイデオロギー面で二面性を維持する方針をとったことを論じた。本章の要点は、弘仁年間以降、俘囚に「夷狄」観念が付加されるようになったが、これは東北三十八年戦争の終結で天皇の徳化を化外の地に及ぼしていくという意識が減退し、矮小化しつつある小帝国思想を存続させようとしたことに起因するところにある。

第二章「西海道俘囚の再検討」では、天長期に西海道北部で富豪として活動する俘囚に注目し、富豪に成長した背景と活動の展開について考察した。背景としては、八世紀初頭から西海道に俘囚が集中的に移配されたこと、延暦く弘仁年間にかけて西海道で災害・飢饉などによる深刻な生産力の低下と人口減少があり、在地の有力者層の様相が大きく変化したことを指摘した。俘囚の富豪はまず農業経営により動産を蓄積し、それによって周囲の俘囚や一般百姓をも自らの農業経営の労働力に取り込んでいったこと、律令国家の想定を超えて成長した彼らが国司に接近していったことを述べた。また、俘囚独自のネットワークを介して、瀬戸内海を舞台とした交易に進出した可能性を指摘した。本章は、律令国家の当初の想定を越え、実力によって富を蓄積した俘囚の富豪が在地の人々にかかる影響を与えたのかを明らかにしようとしたものであり、第一章とあわせて従来から注目されてきた公民と俘囚の対立・衝突とは違った事象を検討し、俘囚に対する異なる見方も存在していたことを提示しようとしたものである。

第三章「俘囚の朝拝・節会参加について―弘仁から承和年間を中心に―」では、弘仁年間から承和年間における「夷俘」と俘囚の節会参加と朝賀参列の有無について検討した。『法曹類林』巻一九七、公務五、承和七年（八四〇）二月十七日問答には俘囚が「朝拝」に参列したことが見えるが、「朝拝」は朝賀ではなく節会を指すとする最近の河原梓水⁽³⁾、熊谷公男⁽⁴⁾の研究に触れ、改めて解釈を試みたものである。本条の「朝拝」は元日朝賀を指しており、「承前之例：持二末位」の部分は

元日朝賀に関する記述、「而頃年間：雜二居朝堂」の部分には節会に関する記述であるとし、俘囚が承和年間頃に朝賀に参列していた可能性があることを論じた。本章の要点は、承和年間頃の俘囚の列立や着座の位置はあくまで外五位の者としての位置であり、俘囚身分であるために他の外五位と異なる対応をとられていないことを指摘したことにある。

第IV部「小帝国思想の矮小化と俘囚」では、主に九世紀以降における小帝国思想の矮小化と、俘囚支配の関係を考察した。

第一章「俘囚の節会参加の意義について―隼人・国栖との比較を通じて―」では、隼人・国栖の儀式や節会参加のあり方と俘囚の節会参加を比較し、俘囚を節会に参加させたことの意義について考察した。俘囚の節会参加は『延喜式』巻一一、太政官108俘囚夾名条で規定されているが、本条は貞観式で成立したと見られる。その後成立した儀式書で、俘囚が「共同体意識高揚の場」である豊楽院型節会へ参加することが定められたのは、王権の脅威となる存在が服属した姿を象徴させるためだったと指摘した。儀式や節会に隼人・国栖とともに俘囚を参加させたのは、王権がさまざまな立場の異民族を支配しているということを表現し、小帝国思想の維持をはかろうとしたためであると論じた。小帝国思想が矮小化に向かう九世紀初頭に俘囚・隼人・国栖の儀式・節会参加を定めていったのは、王権を守護する存在である隼人・国栖と、王権の脅威である存在が服属した姿を象徴する俘囚を揃えることを重視していたためだと考える。

第二章「閉じられた王土観の形成について―徳化の問題に注目して―」では、村井章介(5)、坂上康俊(6)によって指摘された九世紀以降における閉じられた王土観の形成について考察した。まず、八世紀における王土観が実効的支配領域に限定されるものだったのかという問題について、律令の縁辺に関する規定に注目して検討した。その結果、唐に比べると日本の律令は縁辺に関する規定を整備する意識が希薄で、古代日本の縁辺概念も曖昧なものと成らざるを得ず、八世紀当初の王土観も広がりのあるものだったと指摘した。閉じられた王土観は、天皇の徳化が実効的支配領域の外に及ばない内向き化を見せる弘仁年間頃から形成が始まったとし、その契機に東北三十八年戦争の終結が関わっている可能性を指摘した。

結論と今後の課題

以上、各章ごとの考察内容を概観した。各章を横断して考察をまとめておきたい。

六・七世紀の倭王権は東国に進出していくなかで、「アヅマ」という領域概念を設定し、その周辺の人々を東人や蝦夷といった人間集団として定義していった。また七世紀には須弥山像などが示す仏教的世界観に基づく支配観念を導入し、蝦夷などに服属儀礼を行わせていた。この時期の倭王権は地域概念の設定や人間集団の設定などを行い、また蝦夷等を服属させるための新たな論理を貪欲に吸収しており、極めて能動的に外部に働きかけていると評価できる。

こうした能動的な動きは八世紀初頭まで確認することができる。華夷思想にもとづく蝦狄の設定、東北地方の蝦夷・蝦狄・俘囚らを朝賀や節会に参加させることは、まさしく小帝国構造を現出させる行いである。ところが、こうした能動性は宝龜年間頃より低下していく。蝦狄という表記の消滅が、城柵を拠点とする交易により北方世界の実情を知ったことに起因しているのだとすれば、新たに知った世界に対し、地域概念や人間集団の設定などを行う能動性が失われていると言わねばならない。この時点で、律令国家は八世紀初頭の小帝国思想をそのままでは堅持できなくなっており、九世紀初頭になると次第にその維持に腐心するようになっていく。

弘仁年間以降、儀式の整備などが進められていくなかで、国栖や隼人、そして俘囚を儀式や節会に参加させていくことも、こうした流れの中で理解すべきだろう。また、賑給の詔において「不_レ論_二民夷_一」という表現を使い、「民（百姓）」に対する「夷」を移配俘囚に置き換えることなどは、本来の小帝国思想からはかけ離れたものである。しかし、そうまでも詔で「不_レ論_二民夷_一」の言葉を使い、天皇の徳の高さを表現しなくてはならなかったのは、小帝国思想に替わる国家の新たな支配

論理を見出せなかったからではないだろうか。九世紀における閉じられた王土観は、こうした状況のもとで形成されたとと言えるだろう。

以上、本論文で考察してきたことを横断的にまとめた。最後に今後の課題について触れておきたい。近年の研究では、弘仁年間以降の俘囚の節会参加は小帝国思想の維持とは関係しないとの見解が強まっているのだが、果たしてそう考えて良いのだろうか。少なくとも、弘仁年間には渤海使が盛んに日本に来ており、朝賀にも参列している。小帝国思想は矮小化しても、まだ保たれていたと思われる。小帝国思想が古代国家の支配者層の中から消滅していく過程については、なお考える余地があるだろう。

また、もう一つ取り組みたいのがエゾ認識の成立をめぐる問題である。応徳三年（一〇八六）の「前陸奥守源頼俊款状案」（御堂関白記裏文書）に見える「衣曾別嶋」がエゾの初見であるとする見解（7）が今日では強まっているが、それがなぜ十一世紀に表れることとなったのか。擦文文化終焉に伴う、新たな文化の担い手の登場を示しているのだろうか。擦文文化の終焉に関しては三浦圭介が青森では十一世紀に終わり、北海道でも近い時期に終焉を迎えたとし（8）、瀬川拓郎や塚本浩司らは日本海沿岸部では十一世紀に終焉を迎えると指摘している（9）。閉じられた王土という観念が普遍化した時代において、新たな文化、新たな集団に接した時、それをどう受け止めて認識していったのか。史料におけるエゾの出現はそうした問題を投げかけているように思われる。本論文でほとんど扱うことのできなかった十世紀以降の国家の支配観念や対外認識についても今後検討し、このエゾ認識の成立について考えていきたい。

註

（1）平川南「俘囚と夷俘」（青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年）。

- (2) 熊谷公男「蝦夷の誓約」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』一、真陽社、一九八五年)。同「蝦夷と王宮と王権と―蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格―」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』三、真陽社、一九九七年)。
- (3) 河原梓水「九世紀における蝦夷の宮廷儀式参加とその意義」(『立命館文学』六二四、二〇一二年) 五五―五六頁。
- (4) 熊谷公男「節会に参加する蝦夷」(熊谷公男・柳原敏昭編、講座東北の歴史三『境界と自他の認識』清文堂、二〇一三年) 二五六―二五七頁。
- (5) 村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『日本中世境界史論』岩波書店、二〇一三年。初出は一九九五年)。
- (6) 坂上康俊「八―十一世紀日本の南方領域問題」(九州史学研究会編、『九州史学』創刊五〇周年記念論文集下『境界からみた内と外』岩田書院、二〇〇八年)。
- (7) 熊田亮介「蝦夷と蝦狄」(『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年。初出は一九八六年) 一二四―一二五頁。
- (8) 三浦圭介「本州の擦文文化」(『考古学ジャーナル』三四一、一九九一年)。
- (9) 瀬川拓郎「擦文文化における交易と周辺文化との関係」(『アイヌ・エコシステムの考古学』北海道出版企画センター、二〇〇五年) 二七頁。塚本浩司「擦文時代の遺跡分布の変遷について」(『東京大学考古学研究室研究紀要』一八、二〇〇三年) 四頁。